

平成27年第4回

香美市議会定例会会議録

平成27年12月 2日 開 会
平成27年12月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 7 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 7 年 1 2 月 2 日 水曜日

平成27年第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年12月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月2日水曜日（会期第1日） 午前 9時06分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

- 議案第107号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第5号）
議案第108号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第109号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第110号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第111号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第112号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第113号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第114号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第115号 平成27年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第116号 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第118号 香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第119号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第123号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第124号 香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
議案第125号 香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
議案第126号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第127号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について

- 議案第 1 2 8 号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 9 号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 0 号 農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 1 号 中尾モノレールの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 2 号 小浜農産物直販所の指定管理者の指定について
- 議案第 8 7 号 平成 2 6 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 8 号 平成 2 6 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 9 号 平成 2 6 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 0 号 平成 2 6 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 1 号 平成 2 6 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 2 号 平成 2 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 3 号 平成 2 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 4 号 平成 2 6 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 5 号 平成 2 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成 2 7 年第 4 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 2 7 年 1 2 月 2 日（水） 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
 4. 市長の報告
 - (1) 専決処分事項の報告について

報告第18号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第19号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第20号 平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第21号 香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

（2）行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第107号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第5号）

日程第5 議案第108号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第109号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第110号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第111号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第112号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第10 議案第113号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

日程第11 議案第114号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第115号 平成27年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第116号 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第118号 香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第119号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第120号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第121号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第122号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第20 議案第123号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第124号 香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第125号 香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第126号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第127号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第128号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第129号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第130号 農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第131号 中尾モノレールの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第132号 小浜農産物直販所の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第87号 平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第88号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第89号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第90号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第91号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第92号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第93号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第94号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第95号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 陳情第1号 土地利用の環境整備について

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時06分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから平成27年第4回香美市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

平成27年第4回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

紅葉の秋も終わり、本年も早いもので師走の月を迎えることになりました。10月29日に告示されました高知県知事選挙は無投票になり、現知事の尾崎正直氏が3期目を目指すことになりました。課題が山積しておりますが、県民のためにますます頑張りたいと思います。

11月15日から11月23日までの間で開催されました第7回議会報告会も、122名の方々の参加をいただき無事終了することができました。さまざまな意見、提言が出されていますが、それぞれ精査していきたいと思います。皆様お疲れさまでした。

また、11月29日には香北支所庁舎で落成式が行われ、大勢の市民の皆様方においていただきまして祝っていただきました。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されております議案等につきましては、後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君の両君を指名します。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、11月27日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集をされました平成27年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る11月27日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から12月18日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、9月の第3回定例会において継続審査となっていました、議案第87号から議案第95号までの平成26年度一般会計及び特別会計の決算議案9件並びに陳情第1号については、本日、各常任委員会の審査報告から採決まで行います。また、議案第107号及び議案第108号は、開会日に委員会付託を省略し、本会議で採決まで行います。

会期2日目から会期6日目までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期7日目から会期9日目までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目、会期12日目は、休日及び議案精査のため休会とします。

会期13日目は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目、会期16日目は、議案審査整理のため休会とします。

会期17日目の最終日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会への付託を省略をして本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の3日木曜日午前10時までと決定をしました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。陳情、発議、決議案については提出案件がなく、請願が2件、意見書案が7件提出されております。

請願第1号、香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと、請願第2号、待機児童をなくすため、保育士を増員していただくことについては、11月20日に子育て支援ネットワークろばみみ代表、杉村 彩、理事、桑名千穂子両氏から提出されたものです。協議の結果、請願第1号、第2号ともに教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。また、意見書案第18号から第24号までの7件の意見書案についても、会派代表者会議において、意見書案に対する調整を行い、最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月18日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日

までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成27年第3回議会定例会において議決されました、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書及び「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の2件の意見書は、衆・参両議院議長並びに内閣総理大臣及び関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、教育厚生常任委員会が10月に実施しました行政視察の報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきました。

次に、市長から地方自治法第108条第1項の規定による報告第18号から第21号までの専決処分事項の報告がありました。

また、監査委員から、例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

9月議会以降、10月20日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の審査の経過及び結果を3項目について報告いたします。

1点目、指定管理の状況について、物部支所分では、奥物部ふれあいプラザについては、以前は商工会の管理だったが現在、香美市社会福祉協議会が管理をしている。貸し館業務、清掃等であると説明。310万5,000円の積算根拠を持ち合わせているのかに対して、社協より見積もりをもらい、それを審査して適当として契約したと答弁。香美市体験実習館については、できた当時よりべふ峡保勝会に委託していた。指定管理者制度ができてからも引き続き管理を行っているとの説明。指定管理料が実績により164万4,850円とあるがどういうことかに対して、174万円と決められているが、負担割合を定めていて賃金は全額、電気料等は2分の1、消耗品等は3分の1が市の負担となっていて、決算として上がった金額が指定管理料となると答弁。香美市立大栃、庄谷相、高井の多目的集会所においては、建てかえ工事を補助事業により物部村が主体で多目的集会所として建設したもので、当時より部落のほうで維持管理をしてきたものであるとの説明。こういう施設は地域のものなのに、指定管理の中にこんなものを置しておくものなのかにに対して、耐用年数が来たら条例を廃止して地元に移譲することが可能

か検討して、可能ならその方向で考えていきたいと答弁がありました。行財政改革推進特別委員会において、指定管理料の適正化の審査を進めるために契約書の中身を知りたい、契約書を出してもらえるかに対し、それはできるのではと思うと答弁がありました。

2点目、職員の病気等による休暇状況については、9月末日現在、産休1名、育休8名、病気休暇1名、病気休職2名で計12名である。病気休暇のピーク時は5名いたときがあったと説明。議会として職員の状況の注視が必要と思われる中で、健康で元気にやってもらうためにはどう取り組むかに対して、健康診断は主に若年層については市役所内で実施している。30歳を超えると人間ドックを受診している。それにより早期発見、早期治療ができていないのか。メンタル面は発見しづらいので、非常勤の保健師を雇用し相談の体制を整えている。そこから病院につなげていくということで効果は出ている。来年の12月までには全職員にストレスチェックを行いたいと思っていて、早期発見につなげていきたいと答弁。メンタル面で、課の中での掌握は十分ではないと思うので、保健師の力をかりて病気休暇を防いでほしい。病気で抜けられたらあとフォローできなくなるおそれがある。専門家に任す部分と課内で早期発見に努めるよう、日常的にチェックできる人を確保できないかに対し、衛生委員会があり、その委員がいる。また、毎年人事のヒアリング時に課長によく見てほしいとお願いをしている。管理職には職員管理を徹底するように呼びかけていると答弁がありました。

3点目、機構改革の現状と課題については、環境班を上下水道課に移すことにおいては、環境班は手が足らなくて大変であり、上下水道課においても同様だが人員をふやすことはできないのかに対して、環境班は生活関連部署であるし、また、旧土佐山田町の時環境下水道課での経験もあるので、上下水道課に移り協力してやっていただきたい。簡易水道は平成28年度に委託する方向で準備しているので、負担は減ると思う。定員管理の中でふやすことは考えにくい、各部署で限界で見直す動きもあると答弁。防災対策課への統合もありと思うがに対して、それは考えてもいなかったと答弁がありました。収納課と税務課の統合においては、収納課が設置された原点というか、旧土佐山田町時代からのことを十分精査した説明が重要であると思うがどうかに対して、税の徴収率は向上している。平成28年度よりコンビニ収納に取り組む予定であり、2課の統合により徴収率が落ちることはないと考えたと答弁。まだ当面は収納課を続ける必要性があり、専門特化したものを残すべくもう少し様子を見るべきに対し、県内の市において統合していないのは土佐清水市と本市のみである。また、繁忙期には互いに協力できる利点もあると考え、統合を進めたいと答弁がありました。建設課への土木技術職員の一元化においては、現在、職員は産業振興課農政班2名、林政班3名、香北支所地域振興班2名、物部支所地域振興班2名である。それぞれが分離して職務を遂行していて、災害が発生したとき他の部署から応援や連携がとりづらく、今回、建設課に一元するもの。その上で香北分室、物部分室を置く。基本的には現在いる支所の技術職員数がそこへの配置となる方向であるが、人事となるので不確定である。これにより、今年の物部

支所での詐取事件等も防いでいくことも含まれていると説明。質疑では、土木関係が両支所において本庁の建設課分室に各2名の土木技術職員を置くということだが、人数は減らないのかに対して、現在、支所にいる職員数が基本になると答弁。両支所の職員数は維持するのかに対して、人数については人事なので答えにくいだが、物部支所の場合は林道係3名がいて計5名となっていて、香北支所が2名なので若干の変更はあるかもしれないと答弁。産業振興課の土木の技術の部分が欠けるとどうなるのかに対し、ソフト部分に集中して職務ができる。ハード面では建設課と連携してやっていると答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、報告をいたします。

定住人口増加促進特別委員会では、9月29日と10月27日に特別委員会を開催いたしましたので、それぞれの審査の経過と結果につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

9月29日の委員会では、地方創生に関する政策提言についてを議題とし、7月30日付で市長より取りまとめた回答のありましたものの中から、観光振興について、創業支援について、シティープロモーション実施事業について、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援について、担当課より説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

産業振興課関連では、道の駅については多くの財源も必要とするが、財源論で終始すれば検討課題のままで終わってしまうという思いがする。道の駅を建設した場合には、県内外への本市の情報発信、小規模農家の所得向上、雇用等が見込まれる。大きな投資ではあるが、将来的なことを考えて前向きに検討してほしいとの意見に対し、産業振興課としては、ただの夢に終わらせず具体的にやっていきたいという将来計画を持っている。現在、香北、物部支所の建築工事や新町西町線の工事等大きなハード事業を抱えているので一定それらも見きわめながら、財政課とも協議をしながら計画的に提案をしていきたいと考えていると答弁。全国を見ると、ついでに立ち寄るのではなく、その道の駅に行くこと自体が目的となっているケースがふえている。目的はそこにある名産や食堂等である。物理的な計画とは別に、地場の特産品等を今からでも育てていく必要があるのではとの質疑に対し、道の駅のやり方については、さまざまな方向から検討していきたいと答弁。農地のあっせんシステムとして、県の制度は利用が少ないということだが、現時点で農地を借りたいという相談が市役所にあった場合、農業委員会が対応できるかとの質疑に対し、現在対応していると答弁。

総務課関連では、ICTを活用したインターネット上での情報発信の推進について、定期的な掲載をするためには業務量がふえるとあるが、他の自治体のフェイスブックを見ると、本市よりも財政規模が小さく職員数も少ないところでも行っている。業務量が出てくることができない理由になることが不思議だがとの質疑に対し、これは現時点での見解で他の自治体の例も若干調べたが、多分に個人によるところが多かった。業務面として捉え、それを継続していくことを個人に負う業務でいいのかということがあり、組織として対応するという部分では現状では難しいのではないかと思うと答弁。SNSの世界では、フェイスブックが情報発信ツールとしていつまでそのトップを走ることができるのかはわからない。考える時間が長過ぎるのではないかとの質疑に対し、フェイスブックについては、取り組んでいる職員もいるが、組織としてすぐに取り組んでいける状況にはないと考える。職員の意見、課内の議論の中では、ホームページを有効的に活用していれば、フェイスブックにかわれるのではというのが現状の考え方であると答弁。フェイスブックとホームページは同じインターネット上にあっても目的が違う。ホームページは用事があってわざわざ訪れるところであり、フェイスブックはある程度勝手にセールスを行っていけるもので、ホームページはフェイスブックにかえられるものではないと考えるがとの質疑に対し、目的が違うことは一定承知しているが、全国の動向を見ると取り組みをしていたところがやめている事例等もあり、採用には慎重にならざるを得ないと答弁。

まちづくり推進課関連では、仲人さん育成事業と結婚祝い金について、再度検討していただきたいがとの質疑に対し、結婚祝い金については、その制度があるから本市に定住するという担保ができない制度だと考えている。補助事業をすること自体は不可能ではないと思うので、検討できないことはないと考えている。仲人さん育成事業については、現時点では婚活イベント等を仕組んでいくほうが現実的ではないかと考えていると答弁。現時点での新たな婚活イベント等を考えているのかとの質疑に対し、今後の検討課題であると答弁。プロモーションビデオについて少し詳しい説明をとの質疑に対し、市全体の紹介と人物、移住定住の取り組み等を紹介するもので、基本は放送できる30分をベースに、10分程度の本編は移住相談会や体験ツアーで、3分程度のダイジェスト版は総務省の全国移住ナビで、CMスポット的なものが1分程度のものを考えていると答弁。成果物については、市役所以外の関連団体等に活用を呼びかけてはとの質疑に対し、少なくとも移住定住で連携しているいなかみでは流していくし、できれば観光協会等にもお願いをしていきたいと答弁。タイトルにキャッチフレーズの活用を、同じビデオに違う視点のタイトルをという質疑に対し、さんさんテレビからの提案として、かつてパンフレットで使用した「愛と勇気のそだつまち」を使いたいというのが1つある。キャッチフレーズについてはもう一工夫できれば考えていきたいと答弁。いろいろな世代に対し訴求力のあるほうがよい。柔軟性を持たせた取り組みをとの質疑に対し、成果物が1分、3分、10分とあり、キャッチフレーズをどうしていくかについては今後検

討していきたいと答弁。素材と成果品の所有権、加工等についての取り決めはとの質疑に対し、事業委託の仕様書では、納品された映像及び映像の著作権、委託業者に関する計画書や報告書等は香美市に帰属する。成果品は香美市の運営するウェブサイト等に随時使用、複製できるものとするとうたっていると答弁。映像加工についての確認をととの質疑に対し、著作権に関する条項にはうたい込んでいないが、確認していきたいと答弁。以上で政策提言に関連した質疑を終了しました。

次に、10月27日の委員会では、農地法の概要についてを議題とし、高知農業会議の柳本次長、吉良主事より資料等に基づき説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

下限面積の設定はどのようにされるのかとの質疑に対し、下限面積は農業委員会の専権事項であり、総会で毎年適切であるか確認して決めていくと答弁。決める過程で市の関与はとの質疑に対し、法律上は位置づけられていないが、その過程で市当局や市議会と地域の実情等についての意見交換の場があればありがたいと思うと答弁。

雲南市の事例について、その後の推移はとの質疑に対し、その件については把握していないが、島根県が1アールを設定したのは、ライフスタイルに応じた半農半Xという移住の仕方を地域から提言したということであったと思う。高知県でも産地提案型という取り組みがされていると答弁。

雲南市の場合は、市が単独で空き家調査等を行い、農業委員会に諮り、農業委員会が1アールを設定したということによいかとの質疑に対し、それで正しいと思う。調査の結果、要望等を拾い上げて農業委員会で判断したということだと答弁。県の関与はなく市単独でできるのかとの質疑に対し、市の判断であると答弁。以上で農地法の概要について質疑を終了しました。

次に、その他の件で、セイレイ工業の北、給食センターの周辺に市街化調整区域が一部含まれている件につき、経緯等を含め担当課と意見交換を行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

- 議長（石川彰宏君）　　ちょっと休憩いたします。
（午前　9時34分　休憩）
（午前　9時36分　再開）

- 議長（石川彰宏君）　　正場に復します。

定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第107号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第5号）から日程第29、議案第132号、小浜農産物直販所の指定管理者の指定についてまで、以上26件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第107号から議案第132号までの提案理由の説明を求めます。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに議員各位のご出席を賜り、平成27年第4回香美市議会定例会が開催されるに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日々、香美市発展、地域活性化のためにご尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。また、11月29日の香北支所新庁舎落成式典におきましては、ご多忙の中ご出席を賜り、祝意をいただき、本当にありがとうございました。市の核的施設として多様な期待をいただいておりますので、しっかりと応えていくために市職員一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、本年も余すところ30日ばかりとなりましたが、経済、景気の不透明感はいまだに拭い切れず、安全保障問題に沸いた1年でありました。中国経済の減速、ヨーロッパ諸国の財政不安、近隣国の洋上進出、国際テロの多発など、世界の不安と緊張が一層身近に感じられる1年でありました。日本経済は改善の方向にありますが、依然として力強さに欠け、TPPなど多くの不安要素を抱え、とりわけ地方経済の浮揚については容易ではありません。また、地方創生事業予算も限定的であり、地方の期待との差もありますが、立ちどまることなく産業、子育て、教育、防災、福祉など必要な取り組みを今こそ果敢に進め、香美市の未来発展へとつなげる基盤を築かなければならないと考えております。

9月28日、香美市振興計画・総合戦略審議会から香美市人口ビジョン、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましてご答申をいただき、そして今、第2次香美市振興計画の策定に向けて市民参加の香美市まちづくり委員会において、意欲的な作業をいただいております。今後、さらに議員の皆様から積極的なご意見をいただきまして、計画に生かしPDCAの充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。お手元の資料をご参照ください。各課関連の行政報告でございます。

まず、総務課。

香美市民賞についてでございます。11月3日に第9回香美市市民賞表彰式典を行い、文化、福祉、地域の振興に大きく貢献されました土佐山田町北組西の三谷誠郎さんと地域医療の発展に貢献されました土佐山田町東本町の山下善彦さんの2名を表彰しました。

次に、香美市総合教育会議についてでございます。11月25日に第2回香美市総合教育会議が開かれ、大栃高校跡地の利用について及び保育の充実についての2つのテーマで、市長と教育委員の間での意見交換が行われました。

次に、企画財政課でございます。

1、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、香美市人口ビジョン及び香美

市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、9月29日（後に「28日」と訂正あり）に開催した第4回香美市振興計画・総合戦略審議会でも市長に答申書が提出され、同日策定となりました。

2、まちづくり委員会について、9月15日から11月19日の間に4回のワークショップを開催し、まちづくりの推進に関し必要な施策などについて協議を行い、11月25日に開催した第9回まちづくり委員会で市長に提言書が提出されました。

次に、福祉事務所でございます。

1、福祉体育大会について、11月8日、香美市香北体育センターにおいて、香美市福祉体育大会2015を開催しました。高齢者や障害者、福祉関係者など296人が参加し、スポーツを通じて親交を深めました。

次に、管財課です。

1、繁藤わかふじ団地の分譲について、繁藤わかふじ団地の1区画を分譲し、平成27年11月11日に所有権移転登記が完了しました。

次に、まちづくり推進課でございます。

1、姉妹都市交流について、10月17日から18日に開催された第34回刃物まつりに、姉妹都市である北海道積丹町と福井県あわら市の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品等の販売やPRを通して市民との交流を図りました。

2、移住体験ツアーについて、11月7日に特定非営利活動法人いなかみ主催による第2回香美市移住体験ツアーを開催し、東京から高知に移住しているプロブロガー、イケダハヤトさんを招き、香北町猪野々地区を中心に現地見学や空き家紹介、ワークショップ、情報交換会などを行いました。12組、16人のツアー参加者は関東方面の方が多く、全員から好評価をいただきました。

次に、防災対策課でございます。

1、香美市自主防災組織連絡協議会について、11月29日日曜日に香北グラウンドにおいて、平成27年度第2回香美市自主防災組織連絡協議会を開催し、77組織、123名の参加のもと、応急手当訓練、応急担架搬送訓練、ロープワーク訓練、初期消火訓練を実施しました。

次に、産業振興課でございます。

1、有害鳥獣対策について、香美猟友会のご協力をいただき、11月末現在の有害鳥獣捕獲数は鹿1,090頭、イノシシ321頭、猿43頭等となっています。既に猟期中であり、一層の捕獲を期待しています。9月補正後、別府地区に設置した市の猿捕獲おりは、設置後約1カ月で19頭を捕獲しました。優秀な捕獲おりである確証が得られましたので、来年度以降より一層推進していきます。

2、木材住宅支援事業について、木材住宅支援事業は10月末で3件の申請があり、問い合わせも数件いただいています。事業初年度であり、一層の周知に努めていきます。また、来年度以降の事業展開について、事業年度の延長や増改築を含めた案等を委員会

で審議いただいています。

3、ピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園の指定管理者について、ピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園の指定管理者を公募し、説明会への参加が1社のみであり、正式な応募にはなりません。今後の施設利用について、さまざまな方向から検討していきます。

次に、建設課でございます。

1、災害復旧事業について、昨年度から繰り越した公共災害44件のうち37件は11月末までに完了し、7件は年度内完了に向け現在施工中です。また、本年度の豪雨及び台風等により30件の災害が発生し、国の査定も全て終了しました。30件のうち20件は既に施工中で、残り10件については、現在入札準備を進めています。

2、土木事業について、交付金関係道路整備について、県からの交付決定があり、補助申請後に順次着手しています。がけくずれ住家防災対策事業について、昨年度からの繰り越し5件は11月末までに完了しました。本年度は2件の申請があり、うち1件は完了し、残り1件は現在施工中です。

3、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線について、用地等交渉及びJRとの踏切拡幅設計委託協定を施行しており、あわせてあけぼの街道からの進入部について下水道工事を先行して施工中です。

4、地籍調査について、本年度計画の物部町大栃・柳瀬・押谷の各一部、香北町有瀬・谷相の各一部、東山、土佐山田町西又の一部において、年度内完了に向けて作業を進めています。

5、県営工事について、国道195号（山田バイパス、楠目～杉田間）は、起点部である楠目工区の用地取得及び土生川橋梁仮設等工事を入札予定しています。また、大栃橋架替工事では、現在、下部工工事の施工を行っています。県道等の他路線についても、地域及び支所等との連絡を密にして、事業のスムーズな進捗を図っていきます。

6、地方道路（市町村道）整備について、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会及び高知縣市町村道整備促進協議会に本市も参加し、交付金事業の予算確保等について、11月4日、5日及び11月17日に地元選出国會議員及び国土交通省、財務省に要望活動を行いました。

次に、上下水道課でございます。

1、下水道事業におけるPPP/PFI事業の促進に向けた検討について、説明が下にごございますのでご参照いただきたいと思います。下水道事業においては、管理体制の脆弱化、財政状況の逼迫、施設管路の老朽化が進行する中で、下水道の機能、サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが今後の課題となっています。この課題に対して、国土交通省はPPP/PFI事業促進に向けた検討会を設置することになり、本省から2名が本市を訪れ、下水道におけるヒト・モノ・カネについて意見交換と現地視察を行い、本市も検討会へ参加することを決定しました。今後は、官民連携の事例を参

考に、PPP/PFI手法の導入に当たっての課題と解決策について、数年かけて議論を重ねていきます。

次に、教育振興課でございます。

1、大宮小学校児童クラブ新築工事の完成について、大宮小学校児童クラブ新築工事が平成27年10月30日に完成しました。

2、キャリアチャレンジデイの開催についてでございます。平成27年10月31日に、印刷では「11月14日」になっておりますが、「10月31日」でございます。高知工科大学で、香美市内の中学生を対象に香美市内外約22の個人、企業、団体等のさまざまな業種、職種の方と交流したり、体験活動をしたりするキャリアチャレンジデイを行いました。

次に、学校給食センターでございます。

1、全国学校給食甲子園決勝大会出場について、地場産物を活用した我が校の自慢料理を競う第10回全国学校給食甲子園大会に応募したところ、全国2,054校の応募総数の中から書類審査により、香美市立香北学校給食センターが決勝大会出場校12校に選ばれました。12月6日日曜日に東京で開催される決勝大会では、栄養教諭と調理員が優勝を目指して応募献立を調理します。

次に、生涯学習振興課でございます。

1、香美市市民大学について、第10回香美市市民大学を4日間、各会場で下記のとおり開催しました。人権、環境、文化、健康の各講座を延べ738人が受講し、知識や教養を深めました。表についてはご参照ください。

2、植樹祭について、9月27日、海を守る植樹教育事業として、土佐山田町西又のさがわの森において、126名の参加で植樹祭を実施しました。行事は100平方メートルの用地に21種、351本の苗木を植樹と、10年後開封のタイムカプセルを埋設しました。今後はこの植樹木を教材に生育経過観察、自然環境学習を実施していきます。

3、人権研究大会について、第57回高知県人権教育研究大会（香美市大会）が10月10日に、香美市からは115名でございますが668名の参加により、山田小学校を中心会場に開催されました。

次に、消防課でございます。

1、平成27年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して火災件数は16件の減、救急出動は19件、救助出動は3件の増となっております。詳細については表をご参照ください。

2、香美市消防団の活動について、10月11日に高知県消防操法大会が開催され、ポンプ自動車の部に美良布分団、小型ポンプの部に楠目分団が出動し、日ごろの訓練の成果を披露しました。10月25日には物部川緑地公園で合同訓練を行い、各方面隊から10分団が出動して放水技術を競いました。

3、秋季全国火災予防運動について、11月9日から15日にかけて全国秋季火災予

防運動が展開され、期間中、消防団がそれぞれの管轄区域内で防火宣伝を実施しました。また、11日には、香美市消防本部で土佐山田幼稚園児によるマーチングの演奏を行い、火災予防を呼びかけました。

それでは、続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

まずは専決処分事項の報告です。

報告第18号及び報告第19号は、損害賠償の額の決定及び和解です。

報告第20号は、平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事(建築主体工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

報告第21号は、香美市物部支所庁舎新築工事(建築主体工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

議案第107号は、平成27年度香美市一般会計補正予算(第5号)であり、本案は普通交付税の追加、西庁舎土地建物購入費の追加、施設型給付費の追加、農業単独災の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第108号は、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)です。

議案第9号(後に「109号」と訂正あり)は、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)です。

議案第110号は、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)です。

議案第111号は、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)です。

議案第112号は、平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)です。

議案第113号は、平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)です。

議案第114号は、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。

議案第115号(後に「115号」と訂正あり)は、平成27年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)です。

議案第116号は、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第117号は、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第118号(後に「118号」と訂正あり)は、香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第119号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第120号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第121号は、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第122号は、香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定です。

議案第123号は、香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定です。

議案第124号は、香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定です。

議案第125号は、香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定です。

議案第126号は、香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定です。

議案第127号は、庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定です。

議案第128号は、高井多目的集会所の指定管理者の指定です。

議案第129号は、大栃多目的集会所の指定管理者の指定です。

議案第130号は、農林漁業体験実習館の指定管理者の指定です。

議案第131号は、中尾モノレールの指定管理者の指定です。

議案第132号は、小浜農産物直販所の指定管理者の指定です。

以上、報告4件、議案26件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照くださいますようお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ご説明申し上げました中に誤りがございますので、この場で訂正をさせていただきたいと思えます。

まず、2ページの企画財政課の1の中の2行目の9月28日とございますところを私、「29日」と読み上げたようでございますので、そこにありますように「28日」でございまして、よろしくお願いたします。

それから、これは8ページのほうでございまして、議案の番号が適切でなかったようでございまして、訂正をさせていただきます。議案第109号、これにつきまして「9号」というふうに申し上げたようでございます。次に、115号につきましても「15号」というふうにはしよったようでございまして、115号でございまして。それから、118号につきましても「18号」と読み上げたようでございまして、それぞれ「109号、115号、118号」というふうに訂正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第18号から報告第21号の質疑を行います。質疑はありますか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸真弓君） 報告第18号でお尋ねします。

金額としては非常に少額でありますけれども、議案細部説明書にあります「木製の柱の上部に取り付けていた腐食防止用キャップが老朽化により」とありますが、通常の点検をしておってもなかなかわからない部分かと思うんですけれども、ほかにこういう危険な場所等はあるのか、そういう危険性があると想定される場所、点検などその後していますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

この木製柱に関しましては、現防災行政無線の前の有線放送の木製柱ということでありまして、実際、今の行政防災無線ができたときに全て撤去されているとお聞きしていました。1カ所残ってしまったということで、支所のほうでは管理の対象として確認していなかったということで、今回こういうことになりました。ただ、前日が台風であったためかなりの強風が吹いて、老朽化にもよるんでしょうけれども、釘の部分のさびで落下してしまったということで、現在はもう撤去をしております。ほかに施設があるかどうかは確認しておりませんので、ちょっと今答弁はできません。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

報告第20号と第21号ですけれども、それぞれ第20号は、「共通仮設、外構工事等において追加・仕様変更等が生じた」と、それから、第21号のほうも「追加外構工事が生じた」ということですが、これはどういうふうに変更したのか、どういうものを追加したのか、ちょっと具体的にお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えさせていただきます。

1回目の変更を6月に変更させてもらって議会に報告させていただいてますが、それ以後についての現場打ち合わせ等で生じたいろんな変更点を2回目の変更として上げさせてもらったということで、例えば共通仮設工事については、交通の誘導員の増員、それから、新庁舎の南側にもともとはそういう形をとる予定はなかったんですが、南側から入れるようにということで、利便性を高めるということで出入り口を使えるようにしたとか。それから、旧庁舎の建物について、アスベストがありはしないかということで、当初の段階からないということだったんですが、年度的にありそうだということでそういうものの増とか。それから、項目としては20から30の項目があるんですが、渡り廊下の長さの縮小とか、ゲートとのアルミのといをアルミ製から塩ビ製に変えたとか、中庭を廃止して、そこにあった施設をいろんなところに再配置するとか。それから、石像を7体現在置いてありますが、まだあれより小さい石像を幾つか置くようにしてたんですが、そういうものについても置く位置が適切ないところがないということで、現在の

7体に変更するとか、いろんな箇所に変更させていただいてます。なかなか全部を言上げるのが難しいのですが、お許し願いたいです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） この追加工事は、新庁舎敷地の北側に沿っております延長約64メートルの水路改修を本工事の追加工事とするものです。理由につきましては、水路が老朽化しておりまして、敷地側の側溝、かまちの部分的な崩落とか、水路底に穴などが発生していますことから、この水路沿いの旧ブロック塀取り壊しやフェンス設置工事などを行う際、影響による損傷の発生が予見されることや、工事完了後、新庁舎が敷地境界に接近し、対面の現家屋等も水路沿いにありまして、将来における水路改修工事は困難となるため、今回、追加工事とするものです。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

そしたら香北のほうですけれども、これでもう最終ということで変更はないということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

もう全て済んでおりますので、これで全て終了でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 報告第19号についてお尋ねをいたします。

この事故についてですが、発生してから処理がかかるまでに結構時間がかかっていますが、どういうところでこのように時間がかかったのかについての詳細と、それと、このときに使われた車両の左側が、前から後ろまで全面に傷んでおりましたが、それは保険対応したと思いますが、どれほどの経費を要したのかもあわせてお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

この事故は、平成27年6月27日、学校行事で大豊町大滝付近を走行中、国道439号の仮設橋ガードレールに車両左側面を接触させ、仮設橋のガードレールを破損させました。本市の公用車が破損させた国土交通省所有の国道439号にかかる仮設橋のガードレールを国土交通省の指示に基づき取りかえ工事の指示に時間がかかりまして、このようなことになりました。

なお、費用につきましては、車両保険で29万3,501円費用がかかっております。以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

暫時休憩にいたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第107号及び議案第108号の議案は、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第4、議案第107号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第107号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

平成27年度香美市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度香美市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,627万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,206万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年12月2日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、地方交付税等の追加と給料、工事費等の減額等のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページから14ページまでと、次に、款項目節の内訳、15から41ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略さ

せていただきます。

次に10ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、10事業の追加と2事業の変更で1億127万4,000円を増額しています。

また、11ページの第3表、地方債補正につきましては、4事業を変更し、限度額を23億5,559万8,000円としました。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書の別紙資料にお示ししているとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 済みません。16ページ、17ページでお聞きをいたします。

議案第107号、16ページ、14款、国庫支出金、1目、民生費国庫負担金の6節、障害者総合支援給付費負担金1,300万円とあります。細部説明書によりますと、「事業所新設にかかる通所サービス増加」ということですが、具体的な通所サービスの内容をお聞きをしたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

通所サービスの内容ですが、歳出のほうで出てきますが、これは介護の給付費と、それから、訓練給付金になりまして、介護給付費につきましては児童の通所施設に当たるものでして、児童の通所施設は現在、高知市を中心に社会福祉法人以外の新規の事業者が参入しておりまして、事業所がどんどんふえてきているというふうな状況になっておりまして、訓練につきましては、香美市内ではウエルジョヴ&キッチンやまださんができております。

そして、南国市のほうでサスケっていう事業所もできておりますので、今後また利用者がふえると見込まれますので増額をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

20ページの市債のところで、農林水産業債、マイナスの4,780万円ということで林道整備事業債であります。補助金不採択ということで大事な道であります。休止等に伴うということになってますが、過疎対策事業債を使うということですが、実際

のところはこの理由ですわね、枠が狭まったのかどうかわかりませんが、そこについて説明を求めます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

先ほどの20ページの林道整備事業債の4,780万円の前にも、19ページの15の2の4の5の7,780万円、これも関連する分でございます。

県の林道整備の予算枠が少なくなりまして、その事業を不採択にさせていただきたいということで減額になったものでございます。この減額になったものにいたしましては、歳出のほうにも関連がありまして、6の2の3の13、影仙頭線の測量設計委託業務、また15で影仙頭線開設及び御在所線開設、美良布・岩改線開設、宇筒舞線改良、また、若干増になっている分が河口落合線が257万6,000円増になっておりますけれども、委託1路線、工事3路線、休止が1路線、追加1路線ということで、全体的な補助金の減及びそれに伴う起債の減となっております。

先ほどお話ししましたように、全て県の予算枠に合わせたというふうな形でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 歳出のほうで聞くべき点もありますが、休止等を踏まえて事業再開の今後のめどですわね、実際予算枠が縮小していく中で、やはり余り期間を要し過ぎるといかなものかという点もありますが、その点についての見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 1路線、実は美良布岩改線につきましては、地権者の了解が得られずに一旦休止をするということになりましたけれども、他の事業につきましては、全て今後も継続していきたいというふうな形で地元のほうもご要望をいただいておりますので、今後とも要望を県のほう、国のほうに上げていきたいと考えておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 同じくその20ページですが、市債の土木費のほうですが、ここでも減額になってます。これはその合併特例事業債が使えなくなったということでしょうか。使えない理由とかありましたら、ご説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほどの産業振興課長のほうからの答弁もありましたが、これもあわせまして、防災安全交付金の新町西町線の事業費の国・県からの割り当ての減もありまして、その分があつて一応国庫補助事業費、国庫事業交付金の減のということで年度計画の見直しを行い、また、将来の年度計画が延びるということは覚悟してお

りますが、年度計画を見直して本年度が減になったということです。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 15ページでお聞きします。

分担金及び負担金のところの保育園保護者負担金が増となっておりますが、これの背景をお聞きしたいと思います。見込みより多かったということかと思うんですけども、どういう状況で。それから、人数等がわかりましたらお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えいたします。

この分は、ひまわり保育園の入園者数ですが、当初70名でしたが今現在76名となっております。そして、保護者負担金のほうも階層も見込みでやりましたので、その分が上がったということでもあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今年度から子ども子育て支援制度のもとで保育事業があるわけですが、6名程度のぶれといたしますか、それはもう大体去年度の実績から割り出すと思うんですが。それから、申請をとってみてということだと思うんですが、大体これぐらいのぶれはあるものでしょうか。今後の方向といたしますか、見込みといたしますか、お聞きします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

この件につきましても、保護者の負担金の単価のほうも平成26年度の分でやりましたので、今度新たに平成27年度の分の単価で計算してますので、その分のぶれがありました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

23ページで伺います。

2款、総務費の15節、工事請負費の中に大柝郵便局移転候補地整備工事、入ってますけれども、どこに移るのか具体的な場所がもうわかっていると思うんですけども、お示しいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

香美市物部町大栃字前芝 1 1 1 9 番 1 と同じく前芝 1 1 1 5 番の 2、歯科診療所があった跡地でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

1 2 番、山崎晃子君。

○1 2 番（山崎晃子君） 1 2 番、山崎です。

議案 1 0 7 の 3 5 ページですが、8、土木費の中の 2 3 節、償還金、利子及び割引料、これですけれども以前新聞にも出たかと思いますが、その分だと思いたしますが、このことについてのご説明をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

この工事は、平成 2 4 年度社会資本整備総合交付金により市が管理している片地団地、鉄筋コンクリート造 2 階建て 4 棟について、外壁、屋上等が経年劣化したことから、外壁及び屋上防水改修工事を施工するため、工事の設計及び工事の監理をクラフト設計に委託し、委託料は 7 8 万 7, 5 0 0 円です。工事を黒岩工業株式会社に請負工事費 3, 3 3 1 万 2, 3 0 0 円、このうち補助対象事業費 2, 8 6 6 万 6, 0 0 0 円、交付金交付額 1, 4 3 3 万 3, 0 0 0 円で実施したものです。なお、この補助対象工事とは、従前の仕様を超える外壁の改修、屋上の防水改修で、その他の工事は補助対象外工事となります。

会計検査院から指摘があった外壁改修工事は外壁のひび割れが生じている箇所を改修するもので、当初契約時にひび割れ部分の改修は、エポキシ樹脂をひび割れ部に注入する工法による施工としていました。また、数量につきましては、当初は概数で工事着工後請負人が目視及び打診により現地調査を行った数量に変更し、施工することとしていました。

調査の結果、ひび割れ幅はいずれも 0. 2 ミリメートル未満と、鉄筋コンクリート構造等に影響及ぼす大きさでないことから、三者協議により、ひび割れ部の改修方法はエポキシ樹脂工法によらず塗膜防水材料を増し塗りする工法によることとして、これにより施工しました。

しかし、上記の改修方法の変更に伴い、これに沿った変更契約を締結しなければならないのに、誤って 1 メートル当たりの施工単価が塗膜防水工法より高額なエポキシ樹脂工法のまま、数量 2 0 メートルから 2 5 5 メートルに変更して変更契約を締結しました。

したがって、ひび割れ部の改修方法について、エポキシ樹脂工法から実際の施工方法である塗膜防水工法へ変更したとして、工事費を修正計算しますと 2, 8 4 7 万 9, 8 4 3 円となり、前述の工事費 3, 3 3 1 万 2, 3 0 0 円より、4 8 3 万 2, 4 5 7 円過大となっており、このうち補助対象事業費の 4 1 5 万 8, 4 4 0 円に係る交付金相当額 2 0 7 万 9, 2 2 0 円が不当と認められました。この金額を返還金として予算計上させていただきました。なお、過大と指摘された 4 8 3 万 2, 4 5 7 円が不当に請負人に入った

ものと誤解される可能性がありますので、注釈を加えさせていただきます。

この変更設計書の中には、工事施工中に見つかった修繕箇所を追加工事として発注して施工した項目があります。その工事は、補助対象外工事で単独工事になります。この追加工事の施工単価につきましては、工事内容と相違した安価な単価で積算して発注していました。これにつきましては、会計検査院からの公表の後、返還金について請負業者と協議中、請負業者からも指摘され精査したところ、施工単価が現場の内容と相違した単価で積算していたことがわかりました。

会計検査院の積算は、変更設計書のまま安価な単価で積算して金額を算出していますので、全体の工事費が実勢価格より安価な工事費になっています。この単独工事を施工内容に合った施工単価で積算をした結果、全体の工事費は3,210万7,950円になり、逆に請負人に支払わなければならない単独工事の追加金額は362万7,750円になります。また、なぜ請負人が変更金額に疑問を持たず変更契約を締結したという点についてですが、担当職員が契約変更協議書に変更後の設計書を添付せずに協議を行ったため、請負人は金額のみの判断でその金額自体が請負人の予算額と余り開きがなかったため、疑問に思わず変更契約を締結して実施したと聞いています。

請負人には、過大と指摘された工事費返還金額483万2,457円と市が請負人に支払わなければならない追加工事不足金額362万7,750円との差額120万4,707円に、金利を加算した金額をすぐに返還していただくことの内諾をいただいております。

このような不適切な事務により、請負人黒岩工業株式会社様には多大なご迷惑をおかけしたことに對し、この場をおかりいたしまして深くおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

また、市民の皆様は税金、国の補助金により施工する事業はより慎重に推進しなければならない立場でありながら、職員の不適切な事務処理により、このような事態を招いたことについて、市民の皆様に対し深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほどの件について関連して、業者さんのほうからの100万幾らかの金のめども立ったということをおっしゃってましたが。その前段の三百数十万円、それがちょっとわかりにくかったんですが。普通は四百数十万円の部分が、逆に三百数十万円工事をしてたと、そこら辺も私はずさんというふうに思ったんですけども。実際その経過、わかったようでちょっとわかってないので、もうちょっと詳細にですね、なぜ100万幾らかに落ちついたかについて、再度の説明求めます。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

その単独工事は、住宅の軒の下の鉄筋爆裂による破損です。これは鉄筋が腐食をしたことによりコンクリートが割れて、そこからコンクリートが落ちるといったような現象です。それを工事の方法としまして、全部コンクリートをのけて、鉄筋のさびをのけて、エポキシ樹脂を塗って、それへセメントで埋め戻すという工法なんです。設計書の中へ入っていた単価は、埋め戻した後、表面処理をする単価であって鉄筋の処理の単価がまるっきり入ってなかったということで、鉄筋の処理の単価を入れるとこういう金額に、正規の金額を入れるとこういう360万円近くの金額になるということでございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

23ページの財産管理費の中の公有財産購入費、西庁舎土地・建物購入等について、以前から聞いて実現に至ったということはいいい方向というふうにも考えるところですが、この6,000万円ぐらいのお金ですけれども、この内訳ですね建物、建物の価値がどれぐらいあるのかわかりませんが土地、平米当たり幾らなのかということの詳細について、説明をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） この金額につきましては、今、委託業務発注中です。それで、固定資産税の評価額から換算して、今現在上げらせていただいております。まだ詳細な金額はまだわかっておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 34ページですけど、先ほど入でも少しお聞きしたんですが、土木費の4目、都市計画道路新設改良費のことですが、この細部説明書のほうにも事業計画の見直しの結果、来年度に繰り越すということで説明に書かれております。どのように見直しされたかの説明をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

交付金の減と、それとあとJRとの委託協議の中で、新町西町線に関連します八王子踏み切り分の危険通報装置分が13節の1,000万円の減になります。

それと、新町西町線のJR設計委託の670万円ですが、それは道路照明灯が減という形になります。それとあわせて、17、22節の用地、公有財産及び補償も交付金に合わせて減となりますので、その分が次年度以降の工事への計画見直し、繰り越しではなく計画見直しとして、来年度新たな予算計上をし、続いて事業を継続して行って

いくように現在考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長の話で、踏切列車支障報知装置設置委託料というがでマイナスになったって、八王子踏み切りと言われたんですけども、どういうシステムになっているのかね、その辺について説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ご説明いたします。

新町西町線の山田小学校前踏み切りと、JRの土佐山田駅、次の信号が八王子踏み切りとなります。その中で連携して新町西町線の山田小学校前踏み切りを拡張することにより、そのJR土佐山田駅を挟んだ両サイドの踏み切りが連携して動かないと、新町西町線山田小学校前踏み切りの拡張ができないというJRからの条件です。その中で平面交差を広げる、山田小学校前踏み切りを広げる条件として出された案が、八王子踏み切りの危険通報装置の設置です。

関連といえば、どういう関連があるかということは、危険を守るための関連があるというふうな形でJRからの条件で受けちゅういうことです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 33ページの下の方です。土木費の道路橋梁総務費の電気料ですが、これはどこで電気料が発生した、工事現場でしょうか。説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

香北にあります道の駅美良布、そちらでEVの充電器を民間企業が設置したいということがありまして、その協定を結ぶに際しての条件として、その電気料を一度全部みていただいて、その後に基本料金は市のほうで払ってくださいと。市の基本料金を超えた部分については、最終的に翌年度に返還しますという契約をするようになってます。

その中で、前年度にまず電気料を払わんといかんということになりますので、12月ぐらいから施工にかかるということで、12月から来年3月までの電気料に対して、おおよそこれぐらいの額が必要であろうということでの電気料の追加の予算要求です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 23ページの企画費のふるさと納税謝礼品と、その下、委託料のふるさと納税業務委託に関連して、還元率の見直し等ということが出てますけれど

も、新しい委託先というか、それで運営を始めている部分だと思います。このふるさと納税の現状と見通し等について説明をいただければと思いますが。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 今のご質問にお答えします。

ご質問のとおりでございますが、内容につきましては、謝礼品の充実とか還元率の向上、そういった謝礼品の商品の見直し等も行っていましたので、特に人気の高いお米であるとかを追加して、また商工会、商工団体にも呼びかけて参加者を募っておるところでございます。それに伴う謝礼品の増額によって、190万円の報償費の予算要求と委託料のほうの追加となっております。

現在、11月のふるさと納税の受領数が472件で506万5,000円、寄附申し出の累計がきのうの午前中の時点で1,281件、1,447万8,051円となっております。年度内には予算に上げております2,000万円の目標額を達成したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この還元率の見直しですけれども、具体的に幾ら以上が何%で幾らまでが何%だと、今までと10%程度上がるのか、その点をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず還元率、主に60%をめどにしてしておりますが、それにつきましては他自治体の事例もさまざま検討いたしまして、例えば米でありましたら1万円で15キロというのが主流でございます。その場合も地域の実情も考えまして6割程度の金額になりますので、何円以上が6割ということではなく、4割から6割程度で募集をしております。幅を持たせてあります。あと、商品につきましてはもう寄附される方が選択していくということで、謝礼品の率であるとか金額というのは表示できませんので、幅を持たせて4割から6割程度の謝礼品を出していただくという形にしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑ないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第108号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道進課長(安井幸一君) それでは、議案第108号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案説明をいたします。議案108の2ページをお願いします。

平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,256万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,472万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年12月2日提出、香美市長 法光院晶一

提案内容につきましては、議案細部説明書のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(石川彰宏君) 補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は歳入歳出一括として行います。質疑はありますか。

6番、濱田百合子君。

○6番(濱田百合子君) 6番、濱田です。

細部説明書のほうに、12ページの上段のほうにあるんですけども、5ページの第2表、債務負担行為補正というところに5項目書かれていますけれども、業務委託契約について伺いたいと思いますけれども、このような形になりました経緯をお聞きしたいと思います。

○議長(石川彰宏君) 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道進課長(安井幸一君) お答えいたします。

今回、債務負担行為補正で追加しております件につきましては、香北・物部地区簡易

水道・飲料水供給施設管理委託業務を除く項目は、従来、新年度当初に契約等行っておりました。その関係で4月の半ばまで空白期間が発生するという状態が起こっておりましたので、今回、債務負担行為において4月1日より実施できるよう改めたところでございます。

続きまして、香北・物部地区簡易水道・飲料水供給施設管理委託業務につきましてですが、今年度、管理委託業務についての調査、手順書、マニュアル等の作成を進めておるところでございます。作業は順調に進んでおりまして、来年1月から手順書に沿った施設の点検等の訓練及びデータ管理の試行を行い、本格的な外部委託に向けた作業を進めていく予定になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑は。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 先ほどの関連ですが、香北・物部地区簡易水道・飲料水供給施設管理委託業務ということで、ここへ限度額4,840万円ということで、今年に2,800万円と掲載されてる、これ調査の費用ですか。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） 今年度委託している内容につきましては、先ほど説明させていただきました現地調査と手順書、マニュアルの作成内容でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番です。先ほどの関連で5ページでお聞きします。

この債務負担行為補正ですが、これ点検委託業務から管理委託業務まで、これ全部同じ業者、一業者ということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

項目ごとに業者は電気及び施設、清掃等に分かれておりますので、業者は全て違う業者になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

香北・物部地区簡易水道の委託業務についてですが、実際、来年度から出発するわけですが、委託業者先で市内業者、市外業者、県外業者いろいろとあると思いますが、そういうマニュアル等も整備されたということで現地調査もされたということで、業者も決まっているということですが、契約は来年からということでしょうか。その部分

が、今後平たくいうと香美市の雇用とかそういう分にもつながっていくのか、その詳細についての説明を再度求めます。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道進課長（安井幸一君） お答えいたします。

現在の予定としましては、民間委託する職員数は物部に2名、香北に2名、それと、夜間休日対応として1名、計5名で香北・物部の施設の管理をお願いするというふうに考えております。

事務所におきましては、現在香北町内を今検討しているところです。

それと、ご質問にありました将来につきましてですが、将来においては企業の社員として地元雇用を行って、管理をしていくというふうに考えております。

一応、予定としては県外の業者に委託をするように予定をしております。それで、その県外の業者のほうの企業社員として地元雇用を行い管理を今後続けていくと、将来的にはそうしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第108号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成27年第3回議会定例会で継続審査に付してありました日程第30、議案第87号、平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第39、陳情第1号、土地利用の環境整備についてまで、以上10件を一括議題とします。

これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

審査報告に当たりまして、訂正をお願いします。

きょう、皆様のお手元の議事日程の中にある総務常任委員会委員長の報告、審査報告についてという文書ですが、その中の議案名が平成「26年度」のところ「27年度」となっております。これを平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてというふうに訂正をしていただきたいと思います。

それでは、報告いたします。

去る11月9日に行われました総務常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

会議では、第3回定例会において継続審査となっていました、議案第87号、平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

本議案は、連合審査会議において既に質疑は終了しており直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。

第3回定例会において教育厚生常任委員会に付託され継続審査となっておりました、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、以上4件の平成26年度特別会計歳入歳出決算について、11月10日に審査を行いました。その経過と結果について、報告をいたします。

最初に、議案第92号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行いました。最初に、215ページの1の1の1の4、5、6節の不納欠損額が、昨年度と比較し増加している。その件数と理由についての問いに、不納欠損の数は、権利消滅、執行停止、即時停止でトータル172件である。主な理由は生活困窮、財産なし、居所不明、国外転出であると答弁でした。次に、同じく収入未済も多額である。今後、不納欠損となるのかについては、南国・香南・香美租税債権管理機構による精査が進み、かなりの努力のおかげで大きな額の対応はほぼ済みつつあるので、今後の不納欠損は減少傾向と思われる。滞納繰越分の収入未済については、順次分割納付される方もあるが、固定化もしており一気に減少とはならないと思われると答弁でした。次に、基金は合併当初より減少している状況である。今後どのように対応していくのかについては、合併当初、基金は約7億5,000万円でしたが、医療費の状況により、毎年約6,000万円から約1億4,000万円を取り崩してきました。ただし、平成24年度のみ医療費が約1億6,000万円少なく、基金の取り崩しはなかった。また、平成25年度、26年度と1億円強を取り崩し、基金残高は平成26年度末で約2億1,000万円となっております。平成27年度は、地単カット分の繰り入れや国の1,700億円の増加分が見込まれるが医療費額により変化するので、同じぐらいい見込むと1億円程度の取り崩しが必要となる。平成27年度、28年度で2億円を使い切るとすれば平成29年度は足りなくなる。しかし、平成29年度までは地単カット分の繰り入れや国の1,700億円の効果が発揮されると思う。また、健診など医療費の適正化に努め、平成29年度までは乗り切っていきたいと考えると答弁でした。次に、一元化になると今後どのようになるのかについては、広域化によってすぐに一元

化にはならないと答弁でした。次に、219ページの退職被保険者等返納金の収入未済額が数年同額である。その理由と今後対応については、調定件数は1件1名である。平成23年11月に転出し、居所不明のため未済となっている。詳細については手元で把握できていないが、今後の対応としては権利消滅は5年、執行停止で3年である。通常は5年で不納欠損として処理すると答弁でした。次に、222ページの療養諸費、全般についてデータベースによる分析はできているのかについては、年々被保険者数は減少傾向である。しかし、前期高齢者の被保険者数は増加しており、高齢化へとシフトしている。1人当たりの医療費は、一般被保険者は年間27万5,012円である。前期被保険者は年間57万683円かかっている。この前期被保険者は、一般被保険者療養給付費へ入るので医療費は伸びる傾向である。また、退職被保険者は平成26年度で一般へ移行するので、平成27年度からは新規被保険者が発生しないため、被保険者数とともに医療費も減少が見込まれると答弁でした。次に、成果説明書の55ページ、特定健診の課題に、検査項目に対する不満という声があるがそれはどういうことかについては、かかりつけ医で血液検査などしているから必要ないという意見や、また検査項目に自分の病気に特化した検査がないなどの意見があると答弁でした。次に、受診しない方への対応についての問いには、委託先の保健師による戸別訪問や電話、はがきによる受診勧奨を行っている。また、勧奨時には相談にも応じていると答弁でした。次に、225ページの健康ウォーキング参加者のその後の状況調査をしているかについては、実態調査はできていないが、参加者は日ごろから運動に取り組む方が多く、運動をする方は医療費が少ない分析が出ている。また、毎年続いて参加する方が多いと答弁でした。最後に、特定健診受診率を向上させるためのポイント制度の導入を提案していたが検討しているかについては、今年度はまずデータヘルス計画を立てる予定である。レセプトやKDBのデータをクロスさせることで従来わからなかった細部まで本市の状況がわかり、その分析を生かし今後どうするかを検討する段階である。ヘルスケアポイントは、保険者努力支援分としていろいろな事業の取り組みにより支援金が入る仕組みである。分析を生かし、ポイントの効果的な付与の仕方を今後検討する必要がある。保険者支援分は、保険者の裁量にかなりかかってくると答弁でした。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第92号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第93号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行いました。最初に、239ページの1の1の3の滞納繰越分、普通徴収保険料の不納欠損額は昨年とほぼ同額である。その内訳についての問いには、不納欠損数は84件である、そのうち82件は2年経過し不納欠損処理を行い、額は213万8,200円である。ほか2件は生活保護1件と財産なし1件で、9万3,800円である。介護保険料は2年で不納欠損となる。ただし、時効の中断をすれば1回は中断できるので、古いものは平成21年、平成23年と平成24年度の保険料

が不納欠損となると答弁でした。次に、250ページの任意事業費の各事業の実績についてはとの問いに、家族介護支援事業陽まわりの集い、この集いは毎月第1水曜日に開催され、年間13回で参加者は112名である。認知症よりそい支援事業は、対象者が7名で延べ54回対応している。介護用品支給事業は、介護度4から5の在宅の方におむつ代支給をする事業であり、申請者は42名、そのうち利用者は37名である。成年後見制度利用支援事業は申し立ては8件、報酬助成は3件である。住宅改修理由書作成委託、この事業は事業所が作成を行い2件であった。認知症支援ネットワークづくり事業、この事業は認知症支援推進協議会と協力して、関係機関と定期的な勉強会を開催するものである。年4回、参加者は267名であった。認知症の相談窓口づくり事業、年3回で参加者は78名。家族介護者へ認知症の知識や対応方法についての教室を、同仁病院へ委託をして行っておる事業である。年4回で参加者は33家族、35名と答弁でした。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第93号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第94号、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行いました。最初に、262ページのケアプランの委託料が昨年と比較し減額となっている、その理由については、これは事業所委託分643件です。また、香美市直営は2,908件で非常勤職員7名が作成しており、費用は発生しておりません。事業所が対応できなくなったのは、要介護度1から5のケアプラン作成がふえ忙しくなったからと考える。また、要支援1から2の人数が減少したのは、介護予防事業の一定効果があらわれたのではないかと分析していると答弁でした。次に、平成28年度から地域支援事業が移行する。現体制がどのように変化するかについては、現在香北・物部圏域では、非常勤職員各2名で対応をしている。平成28年度からは、香北・物部圏域に重点的に力を入れたいと協議をしている。包括支援センターの直営部分は、現状の11名で対応予定であると答弁でした。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第94号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第95号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行いました。成果説明書60ページの納付や徴収に対する課題が昨年と同じである。どのような取り組みをしているのかについては、後期高齢者医療費の現年度分徴収率は特別徴収は100%、普通徴収は97.3%であります。特別徴収と普通徴収を合わせた徴収率は、平成25年度は99.24%、平成26年度は99.25%であります。滞納部分では、平成25年度は56.22%、平成26年度は65.42%と上がっております。総合計すると、平成25年度は98.78%、平成26年度は98.85%となっております。口座振替のお願いは特別徴収が主であるため、国保から後期高齢者への移行時や特別徴収から普通徴収への変更時をお願いをしております。現在、郵便局での口座振替はできるけれど、納付書での支払いは郵便局ではできません。しかし、

平成29年度からはできるようになりますと答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第95号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会が付託を受け、継続審査となった議案についての報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。第3回定例会において、産業建設常任委員会が付託を受け継続審査となった、議案第88号、89号、90号、91号、陳情第1号について審査を行いました。審査の経過と結果を報告します。

議案第88号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、ほきやま簡易水道に関する状況はどの質疑に、現在の給水状況は受益者戸数41戸で給水率は33%であるとの答弁。また、未接続世帯への対応はどの質疑に、地元要望の事業でもあり、今後も接続に向け取り組むとの答弁。水道使用料の集金委託状況はどの質疑に、物部地区42件で口座振替に働きかけるとの答弁。簡水について老朽化対策など事業展望はどの質疑に、電気設備の全面更新は今年度を含む2カ年計画で行う予定であり、公共下水道に伴う排水管敷設替工事も予定しているとの答弁。取水・浄水施設管理委託の増額はどの質疑に、修繕費は昨年台風による香北・物部管内の施設整備に係るものであると答弁。資産評価業務等委託について状況説明はどの質疑に、資産評価は平成25年度から3年間委託し、平成27年度で終了との答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第88号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、議案第89号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、負担金が500万円ほど増となっているとの質疑に、供用開始区域の拡張及び水洗化率向上によるものとの答弁。市街化調整区域の敷設による地権者との受益者負担金で苦慮しているとあるが、対応はどの質疑に、市の計画に基づき実施しているためであり、今後拡張に向けた整備計画は国の政策であり、事前に地域への説明や理解を求めるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく採決の結果、議案第89号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、議案第90号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、公営企業会計への取り組みと現状はどの質疑に、総務省の通達は人口3万人以上では公営企業会計へ移行すべきとあるが、本市は現在3万人以下であるため努力目標である。今後、移行に向け検討する。また、公共下水道、特定環境下水道は国土交通省の所管であり、農業集落排水については農林水産省の所管となる。今後、公共下水道は公営企業会計へ移行となるが、農業集落排水は外れるとの答弁。下水の維持管理費の電気水道料、委託料の説明はどの質疑に、2基目の増設によるものであると答弁。下水道施設の老朽化や不備による陥没など道路環境の対処はどの質疑に、

平成28年度から5カ年計画で不明水による陥没など、改善に向け管路の調査を実施するとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第90号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、議案第91号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、接続率や今後の対応はとの質疑に、平成27年度は10月現在、接続率は69.9%であり、平成26年度はふえていないが今後も接続への推進を図る。また、接続しない理由として、経済面もあるが後継者がいないためであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第91号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、陳情第1号、土地利用の環境整備については、10月15日と29日に審査を行いました。審査では、現地視察を行うとともに陳情者や執行部に説明を求め審査を行い、さらに当該区域は数社の不動産業者も開発計画を進めた経緯があり、なぜ開発できなかったのか等の理由を確認し、議論を重ねました。意見集約では、遊ばせておくにはもったいないし定住増へ有効活用をすべきであるとか、道路建設等改善へ地権者全員の合意が不明確であるとか、結果的に個人の財産価値を上げることになる。今日までの経緯からすると、同情感はあるが行政に瑕疵があるとは認められない。今後の公共的な利用計画もないなどの意見が多数ありました。採決に先立ち、議会として陳情を採択することで、行政のあらゆる方向性への模索につながるなどの賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成は少数であり、よって、陳情第1号は、不採択すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君）　これで常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号、平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君）　全員起立であります。よって、議案第87号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第88号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第89号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第89号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第90号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第90号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第91号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第91号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第92号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第92号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第93号、平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第93号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第94号、平成26年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第94号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第95号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第95号は、原案のとおり認定されました。

これから、陳情第1号、土地利用の環境整備についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は不採択であります。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択と決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月8日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時47分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 7 年 1 2 月 8 日 火曜日

平成27年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成27年12月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月8日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成27年12月8日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 6番 濱田 百合子
- ② 15番 織田 秀幸
- ③ 12番 山崎 晃子
- ④ 16番 比与森 光俊
- ⑤ 8番 小松 紀夫
- ⑥ 5番 森田 雄介
- ⑦ 4番 山崎 眞幹
- ⑧ 7番 村田 珠美
- ⑨ 13番 山崎 龍太郎
- ⑩ 2番 小松 孝
- ⑪ 17番 依光 美代子
- ⑫ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） おはようございます。6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問をいたします。

まず最初に、訂正を1つお願いしたいと思います。就学援助制度についての項目の中で、②です。「OECD（2010年）」と明記しておりますが、「2009年」と訂正をお願いいたします。

それでは、質問を始めたいと思います。

まず最初に、就学援助制度について質問をいたします。

私は、就学援助についての質問を今まで3回してきました。今回で4回目となりますが、よろしくお願いたします、

憲法第26条では、義務教育は無償となっており、教育基本法第4条では、教育の機会均等を明記しています。また、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。今年度から子どもの医療費が中学卒業まで無料になり、また、就学援助の準要保護世帯の給食費が全額支給されることになりました。子育て支援を積極的に行っている本市のこのような政策については、子育て世代の方々から大変助かっていますという声をお聞きいたします。子どもが家庭の経済環境に左右されずに育つことができる社会をつくることは、日本全体の利益につながるのではないのでしょうか。

そこで、本市の状況と就学援助の拡大について順次質問をいたします。

①です。国は、平成17年から地方分権の推進により三位一体改革を行いました。この改革とは、その1が国庫補助負担金の廃止・縮減、その2が国から地方への税源移譲、その3が地方交付税の見直し、縮減で進めるというものです。このことにより、就学援助に関する国からの補助金は一般財源化されました。自治体の判断によっては、就学援助に使わず、ほかの事業に活用することも可能になりました。本市の準要保護世帯の基準は、生活保護の1.3倍以下でしたが、平成21年度から1.0倍以下、つまり生活保護と同基準となっています。

そこで、伺います。

要保護と準要保護についての国の財源措置はどうなっていますか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） おはようございます。濱野百合子議員の要保護と準

要保護についての国の財源措置はというご質問に対しまして、就学援助制度における要保護児童生徒援助費補助金は、国庫補助対象額の2分の1であります。準要保護児童生徒については、小学生1人当たり4,000円、中学生は8,000円であります。平成27年度の見込み額として、要保護国庫補助額は8万円、準要保護は地方税交付金として小中学校合わせて860万円程度となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、要保護で国の補助率が2分の1ということは、確認ですが残りの2分の1は市が負担をしているということと。それと、準要保護の財源措置が小学校で4,000円、中学校で8,000円ということは、それ以外の部分は全て市が持ち出しているということの確認ですけど、よろしくお願ひします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

要保護児童生徒援助補助金のほうは8万円です。そして、準要保護の地方交付税につきましては、詳しく言いますと867万6,000円ということです。市の負担が1,800万円ということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 要保護のほうは8万円なので残りの8万円が市の負担ということですね。準要保護のほうは1,800万円が市の負担ということになる、これは準要保護の部分だけでしょうか。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席にてうなずく）

○6番（濱田百合子君） わかりました。

それでは、次の②の質問に移ります。

OECD経済協力開発機構の2009年の調査によりますと、日本では子どものいる現役世代の貧困率は14.6%で、そのうちひとり親世帯の貧困率は50.8%です。また、厚生労働省の調査では、2012年時点で子どもの貧困率が16.3%となり、過去最悪で、特に母子世帯など大人が1人しかいない世帯の貧困率が54.6%という結果です。子どもの貧困率は上昇傾向にあります。大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮しているのではないかと思います。本市の状況についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

子どもがいる世帯の貧困率につきまして調査した資料はありませんが、就学援助につきましては、全児童生徒数に対する認定者の割合は一貫して上昇していますことから、本市におきましても、経済的に困窮している世帯の比率は年々増加していると認識して

います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 貧困率のほうは調査をしていないけれどもということでしたけれども、やはり本市も認定率が上がっているということは、やはりそれだけ困難な家庭が多いということの課長も見解をお持ちということがわかりました。

OECDによりますと、子どもの貧困率は加盟国34カ国中に日本は10番目に高い、平均を上回っています。また、その中で大人が1人しかいない世帯の貧困率が、OECDの中では最下位という状況になっています。このOECDに加盟している国のある方のレポートは、家族環境が人生のチャンスを制限していることを子どもが知っているような社会は、希望を持ち、かつ創造性に富んだ子どもを生み出せないであろうとも指摘がされています。今、本市の状況をお聞きしましたけれども、国レベルと同じく子どもの状況は深刻ということを課長のほうもご答弁されましたので、次の質問に移りたいと思います。

③に移りますが、お手元に資料を配付しておりますのでごらんいただきたいと思えます。

これは要保護及び準要保護児童生徒の推移です。平成7年度から平成25年度のグラフです。要保護児童生徒数に関しましては、一番下の黒っぽいグラフになってますけど、大体近年15万人余りになって余り変動はありませんが、その上の棒グラフは準要保護児童生徒の数ですけれども、年々ふえている状況でございます。そして、平成25年度は154万人になっておりますけれども、平成24年度、25年度と若干減少はしておりますが、これは報道によりますと子どもの数全体の減少によるものという指摘も上がっているところです。

就学援助率は、平成25年度は折れ線グラフで表示されていますように15.68%となっています。これは全国の状況がこういう状況ですけれども。某新聞によりますと、高知県は特に就学援助率が高いということで、全国で最も高く25.37%という報道がありまして、対象者もふえているということでございました。

そこで、本市の就学援助制度を利用しています児童生徒の平成21年度から平成26年度の5年間の推移と、そして、各年度の就学援助率についてお示しいただきたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

平成21年度から説明をいたしたいと思えます。平成21年度は児童生徒数が1,865人、援助者数は250人、援助率は13.4%。平成22年度は児童生徒数が1,808人、援助者数は248人、援助率は13.72%。平成23年度は1,789人、援助者数は269人、援助率は15.04%。平成24年度は1,684人、援助者数は2

60人、援助率は15.44%。平成25年度は1,665人、援助者数は266人、援助率は15.98%。平成26年度は1,660人、援助者数は274人、援助率は16.50%になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） お示しいただきました援助率を見ますと、初めのご答弁にもありましたように、平成21年度が13.4%、そして、平成26年度が16.5%ということで順々にふえているという状況がわかりました。

それでは、次の④に移ります。

平成25年6月議会で、8月から生活保護基準の引き下げにより、就学援助への影響はないかという私どもの質問に対しまして、今の基準を維持するというご答弁でした。就学援助を受けていた児童生徒は引き続きこれからも対象になると、また新規申請についても引き下げ前の基準を維持しているということをそのときに認識をいたしました。

そのもとで質問をいたしますけれども、生活保護、今現在、1.0倍以下という基準でございます。これは生活保護基準と同基準でございますけれども、以前もこの質問はさせていただきますが、基準の引き上げを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 1.0倍という基準の引き上げということで、生活保護基準の1.0の見直しについては、現在の基準でも援助者数は増加している状況です。1.0以上に設定するとどのくらいの児童生徒数が該当になるのか、個々の所得を調査できませんので、どのくらい援助費が増加するのか研究課題となっております。今年度から給食費を半額から全額にし、約1,200万円の軽減を行っておりますし、国の交付金も基準単価を既に超えています。市の持ち出しが増加しますので、現在の市の財政状況等を考慮し判断することとなります。就学援助を必要とする子育て家庭に適切な支援が実施されるためにも、将来に向けて検討する必要があると考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 将来に向けて検討するというお答えをいただきました。

県下の基準を見てみますと、生活保護1.0倍以下というのは、本市と宿毛市がそうになっておりました。ほかのほとんどの自治体におきましては1.3倍以下という状況でございます。地方分権には、住民に近い自治体が住民のニーズや地域の実情に合わせたサービスをより効果的に提供できる可能性が高くなります。政策が効果的に提供できる可能性があれば、ほかの自治体も模倣していくわけでございます。しかし、本来、国が保障すべき当たり前の生活水準を示していないままで、地方分権を進めたことによりまして、自治体間で格差が出てきているようにも思います。子どもの貧困化の進展により、自治体がそれに対応しかねる部分もあるかと思いますが、やはり今の制度の中でできる範囲の子ども支援、子育て世代への支援を住民生活を守っていくべき自治体として前向

きに考え、そして、していくべきではないでしょうか。生活保護基準を従来そのまましているということをございますけれども、1.1倍ということですから、10%の引き上げもできないでしょうか。当面の対処として再度伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 1.1倍。今検討段階ですので、今後検討をさせていただきますと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の⑤の質問に移ります。

要保護世帯と準要保護世帯の国が定めました支給項目の状況を伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市の行っている支給項目ですが、学用品費、そして、通学用品費は行っています。そして、校外活動費（宿泊無）は行っています。体育実技用具費は学校で用意しますので行っていない。校外活動費（宿泊有）は行っていない。新入学学用品費は行っています。修学旅行費は行っています。通学費も行っています。そして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は行っていない。給食費、医療費は行っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 本市の状況を伺いましたが、校外活動費で宿泊を伴うものは対象でないということです。これは南国市、香南市のほうはこの項目で対応はしてありました。そして、体育実技用具費は、全額児童負担はないということでこの項目に上がっていないということだとは思いますが、この通学費についても負担はございませんということで理解しています。校外活動費の宿泊を伴うものは対象でないということは、結局、例えば1泊2日で中学校なんかは研修があったりするんですけども、そういうものは全児童負担なしということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 宿泊ありの場合は負担は行っていない。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 負担を行っていないということは、就学援助の対象になっている子どもさんも負担がないと。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席にてうなずく）

○6番（濱田百合子君） 援助があるということですね。わかりました。

それでは、その続きですけれども。今おっしゃった中で、平成22年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を国のほうはそれを加えたわけで、その中で本市の場合はそれをまだ加えていないということですから、これは要保護世帯の児童生徒はどういうふうになっていますか。同じく援助はないということになりますでしょうか。

- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） 要保護世帯につきましては、生活保護の教育扶助のほうに含まれていると思います。
- 以上です。
- 議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。
- 6番（濱田百合子君） そしたら、生活保護の教育扶助の中でクラブ活動費、生徒会費、PTA会費は、要保護世帯は出ているということでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） クラブ活動費につきましては、ちょっと調べていません。そのところはこちらのほうで控えてありません。
- 議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。
- 6番（濱田百合子君） 生徒会費とPTA会費については教育扶助のほうで出ていると、要保護世帯には扶助があるという理解でよろしいでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） この件につきましても、後で回答をしたいと思います（後に「教育扶助に含まれる」と答弁あり）。
- 議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。
- 6番（濱田百合子君） そうしましたら、次の⑥の質問に移ります。
- 要保護と準要保護の本市の算定はどのようになっていますか。
- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） 現在の香美市の準要保護認定基準は、生活保護基準の見直し前、平成24年12月以前の基準に据え置いており、影響が出ないようになっています。
- 議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。
- 6番（濱田百合子君） 生活保護基準の引き下げ以前でやっているということで影響はないということですが、初めのご答弁の中で要保護が2分の1、そして、準要保護についての基準額をお示しいただきました。その算定の中で、実際、市が負担している分に児童生徒の数を掛けたものを国のほうに申請をして、そして、翌年になりますか、交付税のほうで基準額の小学校なら4,000円、中学校なら8,000円の単位を国のほうが計算をして、また交付税の中に入って市のほうに来るということでの理解でよろしいでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） そのとおりでございます。
- 議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。
- 6番（濱田百合子君） そうしたら、次の⑦の項目に移ります。
- お聞きしましたように、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が、本市の場合は準要

保護の世帯には支給をされていないという状況ですけれども。この3項目全てでなくても支給項目をできるだけ国基準に拡大をする、生徒会費だけでも。また、PTA会費だけでもというようなところの検討を。クラブ活動費となりますと、クラブもさまざまありますので、金額も非常に上がるのではないかとということが予想されますが、生徒会費、PTA会費につきましては、それほど高いあれではないと思うんですけれども。そのように、少しでも支給項目を国基準へ拡大するということを検討する時期ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

児童生徒の総数は、年々減少しているにもかかわらず就学援助認定者数及び援助率が増加していることを考慮しますと、貧困率等も増加していることが推測されます。今年度から保護者の負担の大きい給食費を半額から全額にし、先ほど言いましたけど、約1,200万円の軽減を行っているところであります。項目をふやすことは、子育て世帯の教育費の軽減を図るためにも必要であると考えますが、市の財政状況等を考慮して現状のままでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 隣の香南市ですけれども、平成25年度から中学校の生徒会費、そして、小中学校のPTA会費を準要保護世帯にも拡大をしております。ただ、県下的には市レベルでこれをしているところはなくて、香南市が初めてやり始めたところなんです。担当課のほうにお聞きしましたら、生徒会費は中学校の4校で約7万円、PTA会費は約48万円ということでした。全てこれは一財からの支出ということですが、翌年交付税にどれくらいかは歳入はされているだろうと、お聞きしましたら、その辺のことはわからないというような、そういうお返事でした。

このことからしましても、周辺自治体もやっているところもあります。財政事情は大変だと、そういうことを教育振興課長のほうもおっしゃいました。1,200万円、給食費のほう从今年から無料になっておりまして、非常に助かっている家庭も多いわけですが、PTA会費と生徒会費につきましては、何とか算出できる額ではないかと思いますが、再度見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 先ほど説明したように交付金の額は決まっていますので、市の持ち出しになっていきますので、市の財政状況等を考慮して考えていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） また前向きにご検討をしていただきたいと思います。

以上で就学援助制度についての質問は終わります。

続きまして、平和教育について伺います。

私は、平和行政につきまして今まで2回ほど質問をさせていただきました。今回は平和教育ということで質問をさせていただきたいと思います。

私も所属しておりますが、香美市原水爆禁止対策協議会という団体がございまして、平成24年度より高知工科大学大学祭実行委員会の協力を得まして、外部団体のイベントの1つとして、「原爆と人間」パネル展を2日間、大学構内で開催をしてきております。平成25年度からは、本市の後援もいただいているところでございます。そして、広報活動としまして、市内の小中学校の児童生徒への案内のチラシを配布させていただいております。今年で4年目の開催となりまして、今年の10月17日、18日の2日間で約480人の方が見に来てくれました。そのうち小学・中学・高校生は約80人ほどでした。

アンケートに感想を書いてくれる方がいまして、少し紹介をしたいと思います。20歳代の方です。「母親の祖父母が広島原爆を受けているので、他人事ではないと思った。」「若者にもっと見てもらうべきです」などがありました。10代の児童から「戦争をすると何も罪もない人が亡くなるので絶対やめてほしいです。」また、「戦争をやめて、みんなが住みやすい町、国や世界にする」などありました。30代の方から「子どもに聞かれても、原爆のことや戦争のことを説明できない世代です。もっと知らなければ、考えなければと思いつつ、世界がどんどん危ない方向へ進んでいっていると不安ばかりが増えていきます。もっと知る機会に出会えればいいと思います。」とありました。40代の方から「今は修学旅行でも広島や長崎に行かなくなったので、今回いい勉強になりました。」とありました。また、80歳代後半の方が記名入りで感想を書いてくれました。その方は、61年前ビキニ環礁でアメリカが水爆実験を行ったとき、その近海でマグロ漁をしていた室戸の漁船の乗組員の方でした。「60年以前のビキニ事件の当事者として、改めてこの映像を見て放射能の恐ろしさをまざまざと思い知らされます。当時の海域での同僚たちは、ほとんど40代から50代にかけて死亡しました。何にしても二度とこのような実験及び核を使用してはならない。全生命を含めて生きるものの絶滅につながるものであります。」と書かれていました。寄せていただいたアンケートを読む中で、生涯学習としての平和教育、学校教育としての平和教育がとても大事だと思いました。学校において、戦後の今を生きる子どもたちとともに戦争や平和について語り学習することは、大変重要なことだと思います。

香美市教育振興基本計画の基本理念は、「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」とあります。そして、まちづくりの原動力は人づくり、すなわち教育にありますと明記されています。過去の歴史事実を知り学習し、平和の大切さを知り今をどのように生きていけばいいのか、探求する姿勢が教育には要るのではないのでしょうか。本市の小中学校での平和教育について、順次質問をいたします。

まず、①です。平和教育についての認識について伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の平和教育についての認識ということでお答えをいたします。

平和教育は、とうとい命にかかわることで最も大切な人権問題に関することだと思っています。安心した社会をつくっていくためにも、大切にしなければならない教育だと考えています。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の②に移ります。

小中学校の修学旅行をどのように捉えていますか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

修学旅行は、友人たちとの共同生活を通し対人関係での態度を養うことや、ふだんと違う生活環境から見聞を広めることを目的とした、大切な教育活動だと捉えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） やはり小学校、中学校、2泊3日、3泊4日、本当に友達関係が密になり、また先生との関係も密になるという意味で、そして、いろんな方とお話しをするチャンスもあると思うので、非常にいい取り組みだと私も理解をしております。

それでは、次の③でございます。

小中学校の平成23年度から今年度までの5年間の修学旅行先について伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

別紙に示しておりますとおり、過去5年間は小学校では広島や京阪神、中学校は沖縄や京阪神が行き先となっています。なお、小中学校どちらかで平和学習をテーマとした修学旅行が実施されていますが、平成27年度だけ大宮小、香北中が両方とも京阪神ですので、ここは広島等が含まれていません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 一覧表にさせていただきました。教育長がおっしゃったように、平成27年度はそういう状況ということがわかります。

この流れを見ますと、平成22年度、23年度、24年度ぐらいまでは小学校のほうで平和学習が、特に平成22年、23年度なんかは結構広島に行っているところも多いのかなというふうに思いました。中学校との兼ね合いもあるということだと思いますが、やはり平和学習、人権教育の一環として位置づけて、一番近いところだとやはり広島だと思いますので、ぜひその辺の方向を、保護者の意見もあろうかと思っておりますけれども、学校としてもお願いしたいところがございます。

広島市の教育委員会が平成22年度に実施いたしました、児童生徒等の平和に関する意識調査というのがありまして、それを見ますと、原爆投下の年、日時、8月6日とか8月9日のその日、それと投下の時間、それを正確に答えられた小学生が33%、中学生が56%、高校生が66%にとどまっているという状況がありました。児童生徒の被爆に関する知識や被爆体験を継承しようとする平和への意識、意欲が希薄化している傾向がうかがえたと広島市の教育委員会のほうは書かれておりました。広島市でさえこういう状況であるということで、やはり香美市におきましても、どこの市町村でもそうだと思うんですけれども、やはり平和学習、そして、伝え続ける、歴史をきちっと振り返って今を見ていくというようなことが非常に大事なことだと思います。

そういう中で、④に移りたいと思いますが、小中学校での取り組み状況、各学年でどのようなカリキュラムの中で平和学習をしていますか。その実態を伺いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 先ほどの修学旅行の一覧で、広島等の現地の学習が少し減っているのは、現在やはり防災のほうが全体の学習の大きな要素も秘めていまして、神戸のほうとかに行って、震災の関係の学習をすることとどちらにしようかと学校は迷いながら、保護者の方と協議をしながらこういうふうに決めているということもあります。

ご質問の各学年でどのようなカリキュラムの中で学習をしているのかということにつきましては、多岐にわたって学校のほうでは学習をしています。平和教育につきましては、まずは各教科の中にたくさんの教材が出てきますので、各教科での学習、それから、人権教育として平和に視点を当てたもの、図書館の教育、それから、学校行事等での学習内容を、各学年の発達段階に応じたカリキュラムとして計画して実施をしているところ です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 各教科の中で各先生が指導されているということ、人権教育の一環としてしているということだと思いますけれども。

以前8月に登校日があったときには、その日を全校の平和学習の日と位置づけて、そして、地域の人に来てもらってお話を聞いたりとかそういうふうな1日になって、また映画の総見なんかも以前はあったように思いますけれども。最近は登校日というのはないんだと思いますが、そのような平和の学習の日みたいな日をとるということは、今は特にしてないわけでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

実は平和集会と名前をつけた学校の行事等がございまして、今年なんかだったら6校ぐらいがその集会としては行っています。内容的には、平和集会と題して、修学旅行に行った子どもたちの発表なんかも通じて下級生にもそれを浸透させていくということもありますし、先生方のお話があったりとか、いろんな形で平和の学習ということで行っ

ているものです。全校でこういう集会もありますし、ほかのさまざまな活動の中で、どこに重きを置いてやっていくかということで計画をしているので、集会だけとればそういうことです。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 例えば、低学年でしたら、余り難しいことを言ってもわからない部分があると思いますが、絵本とか紙芝居なんかにも平和学習の一環としていい教材があると思います。そしてまた、放送局のほうで「戦争証言アーカイブス」というようなものがありまして、その中には1,000人ぐらいの証言が入っておりまして、そういうのも今のIT機器なんかを利用して教室で見ることにも可能ではないかなと思うんですけれども。また、昨年から今年にかけては、地元の新聞のほうでも、「秋のしづく語る。戦争の時代」という、これもずっと私のほうもとって読んでいるんですけれども、やはり学校の図書室にも新聞があると思うんですが、これを読むのは高学年とか中学生が対象ぐらいにはなるかもしれませんが、やはりこういうのも非常に大事な貴重な記事であると思いますので、中学生にはぜひこういうのも、先生が声をかけるということをしなければなかなか読むことにはならないかもしれませんが、また読んでもらいたいと思いますけれども。そして、戦争体験者から生の声を聞くようなことを学校でも計画をすれば可能ということでしょうか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） それは可能です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） また、高知市のほうですけれども、今年は8月8日に高知市と高知市の教育委員会の主催で「平和フィールドワーク」というようなイベントが無料で開催をされております。バスに乗って、希望者を募って、親子で行こうということですが、こういうものが（資料を示しながら説明）配られておりました。この中で高知市内の平和資料展を見に行ったりとか、南国市の掩体壕を見学に行ったり、それから、バスの中では体験談を聞いたり、また、高知大学の物部キャンパスには高知海軍航空隊の通信所跡がありますので、そこへ行ったり記念碑を見たりというような1日の行程ですけれども、こういうところも全児童が行けるわけではありませんけれども、そのバスに乗って行ったというようなことをお聞きしました。

このように夏休みに登校日とかはございませんけれども、こういう夏休みの1つの企画として親子で平和学習をするような企画を、また委員会としても取り組んでいくということも可能でしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） いろいろありがとうございます。そういうことは可能です。またいろいろな視点で計画ができると思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。⑤です。

戦争体験者が高齢化し、生存者が少なくなっています。本市や香南市、南国市には戦争遺跡がございます。実際、見聞きしながら学習していくことが必要ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

戦争体験の話や身近な資料は、学習に深まりを持たせます。平和学習のときには、実際に見聞きしながら学習を進めればと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 戦争遺跡につきましてこれも非常にいいと思ったんですが、高知県内の主な戦争遺跡ということで（資料を示しながら説明）新聞のほうにも取り上げてもらってまして、この中にも香美市も2カ所ございます。香南市4カ所、南国市4カ所というふうにあります、見ている小学生、中学生もいるかと思えますけれども、やはり先生のほうの一声が、図書室にも行って閲覧なんかすることがまたいいのかなというふうにも思うところでございます。

そしたら、次の⑥に移ります。

このように学校のほうで平和学習、平和教育を各担当の先生がいろんな面で修学旅行も含めましてやっているとありますけれども、この本庁では8月いっぱい平成24年度からやっております、また平成26年度からは、香北支所や物部支所でも原爆ポスター展というのを開催をしているところです。原爆ポスター展でポスターだけを展示しておりますけれども、せっかくの8月の夏休みでございますので、親子で見に行けるという機会でもありますので、児童や生徒の作品の展示も企画をしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

実は、以前にも議員さんからこのようなことをお聞きしておりましたので考えていたのですが、本年度は企画が間に合わなくて本当に済みません。残念に思っていたところです。ポスター展というような形で今後企画をしていこうと思っておりますけれども、絵画的なものについては子どもたちが作品をつくるのがとても多くて、なかなかその時間がとりにくいのが現実でもあります。委員会のほうで考えているのは、子どもたちが読書感想文だったり修学旅行の後の体験記だったりするので、そういう作文なんかを展示するということはどうかと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 前向きに子どもたちの作品を展示することを考えていただいているということで、理解をいたしました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。最後の質問になります。

地域ケア会議について質問をいたします。

国は、平成23年6月の改正介護保険法第115条の46第5項の規定に、関係者との連携努力義務を明記しました。それを具体化し、他職種の協働のもとさまざまな資源やサービスを活用しながら、個別ケースの支援内容の検討を行い、その積み重ねを通し、関係者の課題解決能力の向上や地域包括支援ネットワークを構築するための手法として、地域ケア会議を位置づけました。すなわち地域ケア会議は、高齢者、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進し、地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法として期待をされています。具体的には、市町村の地域包括支援センター等が主催して会議を招集するものと理解しています。この地域ケア会議を活用して、個別課題解決とともに地域課題を発見し、把握して地域の資源をどのように生かせばいいのか、また新たな資源が要るのではないかなどの検討をし、社会基盤の整備や介護保険事業計画などの行政計画に反映させていかなければ、地域包括時代の実現はできないと考えるところです。

そこで、質問をいたします。

①ですが、本市の人口が平成24年10月1日のデータを見ますと2万7,739人、高齢化率が35.5%、65歳以上が9,857人、そのうち要介護認定者数が1,904人で認定率が19.3%です。今はもっとふえていると思いますけれども、高齢者人口の増加に伴いまして要支援、要介護対象者もふえていくことが予想できます。地域包括支援事業を効果的に実施するために、地域包括支援センターを本庁に設置しているわけですが、この地域ケア会議の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） おはようございます。濱田百合子議員の地域ケア会議について、本市の地域ケア会議の状況をとということでお答えいたします。

本市の地域包括ケア会議の趣旨は、65歳以上の高齢者及びその家族が住みなれた地域で生活できるように支援する地域包括ケアシステムを実現するため、地域の関係機関等との連携を図り、高齢者にとって住みやすい社会基盤の整備を進めることを目的として実施しています。

地域包括ケア会議は3つに分かれておりまして、1つ目が香美市全体に設置する市域ケア会議、2つ目が土佐山田圏域と香北・物部圏域に設置する圏域ケア会議、3つ目が処遇困難事例等が生じることに設置し、また個別ケースで必要により設置する個別ケア会議に分かれております。

圏域ケア会議は、平成26年度に物部地域で5回開催しました。平成27年度には香北地域で9月と11月に開催しており、1月からの予定を含めて合計で4回開催する予

定でございます。来年度は、できれば土佐山田地域で行う予定です。その後は、市圏域としてのケア会議を実施する予定です。

個別ケア会議につきましては、平成27年5月から毎月1回開催しています。これは要支援の新規の利用者に対して、参加者の総合的な観点から、課題整理や目標の明確化、チームでの共有化や役割分担など、専門的な視点からのアドバイスも受けながら実施しております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の②に移ります。

地域ケア会議は地域包括支援センターが主催していただいておりますが、「行政職員を初め地域の関係者から構成される会議体」と定義されております。本市のケア会議の構成メンバーはどのような方たちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） ケア会議の構成メンバーはということでお答えいたします。

まず、介護保険サービス事業者、医療及び保健関係者、高齢者福祉関係者、住民及び住民組織代表、行政機関関係者、その他市長が適当と認める者が構成メンバーとなっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） じゃあ、具体的にもう既に圏域では物部5回、そして、香北のほうは9月と11月にしているということですので、先ほどおっしゃいました行政職員、介護支援の専門の方、そして、民生委員とか住民の代表の方とかいうふうにおっしゃったと思うんですが、どのような方が何人参加されたのかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 物部の圏域会議につきましては、民生委員さん、社会福祉協議会、自治会長、食生活改善推進員、婦人会、奥ものべを楽しむ会、地域づくり支援員、地域密着型運営協議会委員、病院関係者、各サービス事業所代表者、あと支所職員と健康介護支援課職員です。香北の圏域会議につきましては、民生委員、社会福祉協議会、自治会長、食生活改善推進員、健康づくり推進員、病院関係者、各サービス事業所代表者、支所職員と、あと健康介護支援課の職員となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 香北、物部それぞれ、総勢で何人ぐらいの規模になっているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

物部圏域会議につきましては24名でございました。香北圏域会議につきましては21名の委員で構成しております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の項目に移ります。③です。

物部町の高齢化率が一番高いと思うんですけども、今、私が調べましたところ高齢化率が53.6%、そして、香北町の高齢化率が41.5%ということでした。全体では35%ぐらいだと思うんですけども、それぞれの事情を考慮した支援が必要になってくると思います。今やってるのは圏域的な会でケア会議を物部と香北と、今度また山田のほうでやっていくんだと思いますけれども、個別的な対応とか、それから、土佐山田町の課題、香北町、物部町の課題というふうに香美市独自の地域の課題、そういった個別ケースや地域課題なんかにつきまして適切な支援が、これからだと思うので、ここに私が質問の中で適切な支援ができていくかというふうに書きましたけれども、実際の辺につきましては、これから地域包括ケア会議の中で課題にしていくようなことなのではないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 個別ケースや地域課題についてということで、適切な支援ができていくかということでお答えいたします。

まず、個別ケアのケースということで、個別ケア会議の中では、要支援の新規の対象者の個別ケースについて会議を行っております。個別のアセスメントシートを用いまして、健康状態や個人因子、環境因子、経済環境などを把握しながら、個別の支援計画について協議いたしております。現在のところ困難な事例は出てきてませんが、今後困難な事例があった場合は随時対応していきます。個別会議では専門的なアドバイスを得られることにより、計画者、作成者の考えていた目標を本人の能力と照らし合わせて目標値を検討し直したり、薬の副作用についての視点を再認識して計画を修正することがあったと聞いております。

また、地域課題につきましては、昨年実施しました物部地域でのケア会議では、高齢者の生活行動の実態把握やサービス事業者の現状を把握することができました。介護保険サービスの利用につきましては、需要と供給のバランスはおおむね保たれているという意見がありました。地域住民に関しましては、地域において住民力の強さを再認識いたしました。物部圏域から地域包括ケア会議を始めたのは、中山間部が多く一番困っているのではないかという危機感からでしたが、遠くても家族が毎週帰省していたり、お互い近所の住民が助け合ったりと、自助・共助がうまく機能していると感じられました。

また、地域への支援としては、物部圏域における地域資源を広く住民に知っていただくために、物部圏域地域資源マップという地図を作成いたしました。内容としては、地域の集いとして実施している、はつらつ体操、自主活動グループ、介護保険等のサービ

ス事業所、市の介護予防事業所、デマンドバス運行路線や市営バスの路線などを地図に落として、わかりやすい内容となっております。このような情報を地域の皆様に知っていただくことにより、地域住民の活動の場が広がり、社会的孤立を防ぎ介護予防へつなげていけるものと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 物部町で今やっています地域資源マップですかね。地図にどこにどういうところがあって、どういう事業所があって、どういうサービスが受けられるとか、そういうふうな内容の地図だと思うんですけども、非常にいい取り組みではないかなと思いました。物部町が去年一番最初にされて、それぞれの住民からいろいろな意見を聞いて、それを集約してこういう形にしたと。香北町や土佐山田町においても、このような形で今後マップづくりも含めてやっていくということでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

香北町も現在2回やっております、あと2回残っておりますが、その中でもこういう地図を落として情報を収集したらいいという意見が出ておりますので、今後もマップ、もしくは冊子をつくっていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 香北町のある民生委員さんからは、やはりいろいろしてあげたい、相談に乗ってあげたいけれども、何か手元の資料がなかなかないというような声も聞きました。ここへ行ったら何かこういうサービスが受けられるよとか。例えば、夫婦2人世帯で奥さんが入院を急にされたと、そしたら、今まで食事をつくったことがない方がどうしようかというようなことの相談を受けると。そのときに、費用は要っても給食サービスなんか受けられるような、どこに行ったらいいだろうかというような声もお聞きしましたので、やはり、こういうところにそういう利用する場所があるよとか、そういうようなものが書かれた便利手帳みたいなものが、やはりあることが大事じゃないのかなというふうに思ったところでございます。

次の④に移りますが、このような取り組み、地域ケア会議をしていく中で、これがやはり行政サービスの向上につながっているとは思いますが、つながっているかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 行政サービスの向上につながっているかというご質問にお答えいたします。

地域包括ケア会議を実施することによりまして、介護保険サービス事業者や医療関係者、社会福祉協議会、民生委員、住民組織代表の率直な意見や現状と課題について、

活発な意見が出されました。その内容を踏まえまして、今後も地域の高齢者についてお互いが情報を共有し、連携を密にしていきたいと考えております。

また、介護サービスとしましては、訪問介護、通所介護などの居宅サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設サービス、また地域密着型のグループホームなどがあります。平成27年度におきましては、地域密着型の小規模多機能居宅介護事業所が土佐山田圏域に1カ所、香北・物部圏域に1カ所できましたので、在宅介護サービスの向上につながっていると思われまます。

また、福祉サービスとしましては、高齢者に対し介護支援機能、居住機能を総合的に提供し、高齢者の福祉の増進を図る目的として設置しております高齢者生活福祉センターこづみ、物部にありますが、こづみや香美市福祉タクシー料金助成事業、住宅改修費給付事業などがあります。今後も高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、行政サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 福祉タクシー制度とか住宅改修ですね、こづみのほうでも高齢者の福祉に関しての情報提供支援をしているという、そういった行政サービスにつなげているということですが、ぜひ今のそういう制度、いい制度はたくさんございますけれども、その制度をより充実させていくという方向も考えていっていただきたいと思ひます。福祉タクシー制度も、今利用している方からは、もう少し住民負担ができるだけ少ないような福祉タクシー制度というような声も聞こえてきますので、そういうところもまた住民の声を地域ケア会議の中で聞く中で、ほかの担当課のほうにも、そういう声があったということも伝えていってもらえて、より充実をさせていってほしいと思うところでございますが。

このように来年度から総合支援事業が始まるわけでございます。要支援・要介護高齢者が在宅でずっと住み続けられるのか。また、施設に入るのか病院か、どちらかの選択を迫られるという部分があると思うんですけれども。

やはり課長もおっしゃいましたように、地域包括ケアシステムというのは、住みなれた地域でのケアが継続的に安心して受けられるということによってやっておりますので、住民の方はなかなか限られた年金の中で特別養護老人ホームに入りたくても入れないと、もう待機待ちであると。そして、年金が6万円ぐらいしかない中で行ける施設もない。そして、ケア付の高齢者施設はあるけれども、とてもお金が高くて入れないというような声も最近よく聞くんですね。このような市民の声に対しましても、地域包括ケアシステムがきちっと作動すれば安心ですというようなところを、地域の住民の方たちにも知らせていくということも大事なことじゃないかと思ひますが、いろんなケア会議をする中で、地域から見えてきた課題がいろいろありますわね。

⑤に移りますが、それを今後どのように、地域包括ケアシステムを課題を含めてどの

ように進めていくのか。今後の方向をケア会議をしているということはわかるんですけども、そのしたことをやっぱりいい制度に変えていくということにつなげて住民サービスを提供していく、住民同士のつながりをもっと密にするためには、どういう支援ができるのかというようなところも含めまして、今後の方向について伺いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 地域から見えてきた課題と、今後の方向についてということでお答えいたします。

今年度実施しています香北圏域地域包括ケア会議は、現在2回開催した中で独居の高齢者や高齢者世帯において、買い物や食事の確保、ごみ捨てについて困っているとの意見がありました。これについては、移動スーパーや居宅介護サービス等の詳しい情報を知らないなどの意見がありました。

この課題を踏まえまして香北地区におきましては、先ほども述べましたが、地域資源を収集したマップや情報冊子を作成して、自治会長や民生委員さんなどに配布したいと考えております。これを配布することによりまして、移動スーパーや配食サービス、訪問介護サービス、通所介護サービス、また、シルバー人材センターの利用、介護予防教室、自主活動グループなどの情報が把握できて、在宅の高齢者や民生委員の方々が情報資源を上手に活用でき、また、生き生きと暮らせるようになるのではないかと考えております。また、平成28年度からは香北と物部圏域におきまして、介護予防のほうにおきまして、介護予防事業に力を入れていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、私の質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で3項目についてお伺いをいたします。

まず、1点目の男女共同参画社会へという質問ですが、これは以前、何年かちょっと忘れましたが、一般質問で取り上げた経緯がございます。それというのも、私も公明党の議員となっていていろいろ政治活動、そういったものをする中において、我々、公明党は小さな政党ではございますが、国会議員、そして地方議員を含めて全国で3,000名おります。その中で約900名が女性議員であります。女性の視点からさまざまな民意を吸い上げるいうんですか、そういったことから男性、女性、協働で地域の活性化に向けるいうことは大変いいことではないか、私も考え方が大きく変わってきたという、そういう経緯があります。それというのも、私も男性社会の中で学生時代からずっとやってまいりまして、出身は愛媛県の田舎でして、田舎の男尊女卑といったようなそういう慣行、習慣等もあったんではないかと思いますが、女性は一步下がって、一緒に同行す

る場合も。そういうような意識もあつたりしたわけなんですけど、大きく世の中、社会が変わってきておると、そういうことを実感しておりますし、また、国レベルにおいても、そういった取り組みをどんどんどんどんしている。これは大きく世界がグローバル化という、いろんな形で男女共同、そういった項目を取り上げた際に、日本はかなりおくれをとっているのではないかと、そんな思いもした。そういうことから、この問題を取り上げさせていただいております。

ちょっと前振りが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

男女共同参画社会基本法、これ第2条でございますが、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」このように第2条で説かれております。

男性と女性が職場で学校で地域で家庭において、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく国民一人一人、皆さんの意識変革、そういったことも当然必要となってまいります。

過日の報道に、世界経済フォーラムが公表した2015年版男女格差報告で、日本は145カ国中101位で、先進国の中では最低の水準であったと。ちなみに隣国、中国は91位であるそうです。中国より10ぐらい低いいうんですかね。この報告は、各国の女性の地位を経済、教育、政治、健康の4分野で分析し数値化をしております。例えば政治の分野を取り上げれば、日本の国会議員に占める女性の割合は約12%であります。また、香美市は5名の女性議員がおりますが、よその議会では女性ゼロのところもあるわけでございます。そして、また経済の分野でも、女性の社会進出が進んだとはいえ出産を機に約6割が退職し、その後、再就職する際には非正規雇用となる場合が多く、今や働く女性の6割が非正規と言われております。賃金格差や待遇面などで厳しい状況に置かれている非正規労働者への対応など、課題は多いわけでございますが、今言われております地方創生や1億総活躍社会の実現に向け、女性の活躍や社会進出を促す取り組み、そういったものが必要ではないかと思っておりますが、市長の見解をどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 15番、織田議員の質問にお答えいたします。先ほど市長のご見解と言いましたが、その前に私のほうから一言しゃべらせていただきます。

世界各国の男女平等の度合いを指数化したしました世界経済フォーラムの2015年版で、日本は調査対象145カ国のうち101位と発表されております。前年より順位を3つ上げましたが、政府は女性活躍の推進を看板に掲げているものの、日本の評価は依然低いものがあります。この指数は先ほど議員さんが述べられましたが、女性の地位

を経済、教育、政治、健康の4分野で分析したものでございます。日本は女性の労働参加率が低く、男性との賃金格差も大きいため、経済で106位でした。政治も女性議員が少なく、104位と低迷しております。教育の個別分野では、識字率や中等教育への進学率で世界1位ですが、高等教育への進学率が106位と極端に低く、同分野で全体では84位でした。

人口減少社会を迎える中で、これから社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である女性の力の発揮が不可欠であります。女性の力の発揮は、企業活動、行政、地域社会など現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会のさまざまな課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず全ての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながるものと考えております。

また、平成28年4月1日より、女性職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が施行されます。この法律は、豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定めていて、これにより従業員301人以上の企業は、来年の4月1日までに女性登用について、数値目標を含む行動計画の作成と公表が義務づけられ、300人以下は努力義務が課せられます。

国や地方公共団体にも同様の義務が課せられることになりました。市町村においては、各区域内における推進計画、これは努力規定です。と行動計画、これは義務規定の策定が定められていて、女性の活躍のための支援などを行うこととされております。

議員ご指摘の、これからの地域創生や1億総活躍社会の実現に向け、本市においても女性の活躍や社会進出を促す取り組みが必要であり、また積極的に取り組んでいくべき喫緊の課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 担当課長の答弁、すなわちイコール市長の答弁と受けとめております。前向きにしっかりと検討をしていく、また実際これはもうやっていかなければならないのではないかと。

次の項目が済んだ後でちょっと市長に振りたいと思いますので、その点よろしくお願ひします。そしたら、②に移りますが。

次に、政府は今日3日、今、課長が答弁の中で言われておりましたが、男女共同参画会議の計画策定専門調査会において、来年度から5年間の第4次男女共同参画基本計画を提示しております、提示の段階でございますが。計画案は、女性の登用推進に向け、将来指導的地位に成長する人材をふやすための成果目標を記載しております。国家公務員の課長相当職に占める割合、国家公務員ですが、これは現在3.5%であります、5年後に7%に倍増を目指し、また、地方公務員、民間企業も含めて15%とする目標を掲げております。ざっと我が執行部、女性の方は教育長を入れて4名であります。多いほうではないと、そのように私は思っております。

こうした取り組みを進めることで国民構成を反映した政治が行われるよう、まずは国会、そして地方議会議員候補者など、政治家や国、地方自治体の公的機関が構成員を置く委員会、審議会、評議員会などの選任や、執行部を初め市職員に対して、今後、人数を制度として割り当てるクォータ制の導入を検討してはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。

公的機関が構成員を置く委員会、審議会、評議員会などの選任や、執行部を初め市職員に対し、今後クォータ制の導入を検討してはとのご質問です。

クォータ制とは、議会や公的機関の委員会などにおいて、男女間の格差を解消するため女性枠を機械的に割り当てて、人数バランスの是正を図っていく制度であります。女性の社会進出の必要性は誰しも認めるどころでありながら、クォータ制については、女性優先枠を設けることは典型的な逆差別であり憲法違反。そもそも男女に差異が存在するという差異本質主義は誤りである。女性の人口は約50%なのに、25%や30%を目指すクォータ制は妥協の産物であり、矛盾などの批判もあり、より慎重な議論が求められているところであります。

本市では、平成19年度に男女共同参画・ささえあいのまちづくりのために「人と人思いやりのプラン」を策定いたしました。性別に関係なく市民の個性と能力を生かし、一人一人が自分の生き方に責任が持てる社会づくりを目指し、市民と行政との協働による男女共同参画社会の実現に向けて推進しております。その男女共同参画プランの中で、行政の役割といたしまして「市の審議会や協議会の場への女性の登用を推進します。目標は40%以上とします。」と数値目標を明記したり、その数値に向けて取り組んでいるところであります。クォータ制の導入につきましては、他の自治体の取り組み方法について情報収集を行い、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） クォータ制について、課長の答弁で人権侵害と言うたですかね、そういったことも言われておるとかいう、これは残念な話なんです。これは今月の12月1日に配られる広報香美で、11月1日現在、男性が1万2,631人、女性が1万4,348人。これ私が言いたいことは、意思の決定機関であるいろんな委員会とか審議会、そういったものも女性を入れてはどうかと。確かにクォータ制というのは分配制で、何割かは女性を入れなさい、4割とか5割とかいう、そういうようなシステムを取り入れておるスウェーデンとかノルウェー、そういった北欧の国もあります。そういうことを言っておるのではなしに、いろんな会議の中に女性の視点からのさまざまな意見を聞く、そういった制度を設けてはどうか。いろんな委員会等がありますが、大半が男性中心でやっております。それはそれで別にだめとは言いませんけど。私も今、産業建設常任委員会の委員長ということで市営住宅の選考委員会のメンバーですが、あ

れ規則には9名以下と、そういった中で全員が男性なんです。いろいろな住宅問題、困窮者が出してくるその中身については、子育て中の女性とかそういったさまざまな方も大変多いわけなんです。その中で私はクオータ制いうんは、ちょっと極端に見えるかわからんですけど1人、ましてや2人ぐらいは女性枠をつくるいうことで、何でそういうことを言うか、議会報告会等もある中で女性の参加者もおいでになりますが、なかなか手を挙げないわけなんです。それは司会者、そういった人が振れば、いろいろ質問とかそんなんしてくれるんかもわかりませんが。なかなか遠慮しておるといいますかね、せつかく報告会に参加していただいて、当然、議会のさまざまな話を聞く、また地域のそれぞれの課題について、何遍も同じようなことを言いますが、女性の視点からさまざまな地域の声を吸い上げる、そういう場をつくるいうことは私は大事ではないか。そんなに思いますが、市長の見解をひとつお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 織田議員の男女共同参画について、お答えをしたいと思います。

今、連続テレビ小説は大変人気で好評で、視聴率も大変高いということで、私も今朝は半分ほど見たところなんですけれども。女性が活躍をするお話でありまして、女性にとりましては大変厳しい時代、明治の初期のお話ではありますけれども、作家については織田議員、よくご存じじゃないかと思うんですけれども、作家自身の人生経験も生かされていることで、そうした女性の活躍が今の時代に非常に受けるということは、やはり女性の活躍を期待をしているということのあらわれでもないかというふうに思っております。

市政を運営していく上で、私は住民本位の行政を頭に置いて推進することが、これが一番大事だというふうに思っております。口をあげたら住民本位、住民本位と言うので、もう何度も何度もお聞きになった方はおると思いますが、私はそれが一番大事だというふうに思っています。市民の皆さんの置かれた実情を行政に反映するというところに、やはり力を注いでいかなければならないと思っております。そうした立場からは、今もお話がありましたように、このまちの半分以上の方が女性であります。ですから、女性の声、女性の感性、女性の行動力を生かすことを心して取り組まなければならないというふうに思っております。ぜひ、行政にも参加をいただいたり、地域の活動にも参加をいただきたいというふうに思っておりますし、また、行政の中の人事にも反映させなきゃいけないと思います。

こうして見ますと、市民の皆さんの代表としておられる女性議員の数と執行部の数とを見たら、まだ執行部のほうは随分少ないというふうにも思いますが、こういった点でもきちんと、女性についての登用についてももしっかり考えていかなければならないというふうに思っています。

まちづくりの委員会が30名ですけれども、この公募、手を挙げて参加をしてくださ

った市民の皆さんが半数以上です。その多くが女性であったことも私はこれからの香美市にとってみたら非常に大変ありがたいことだというふうに思っております。そして、きょうも議会の傍聴においでしている方、行政に関心を持っていただいている方、圧倒的に女性が来ていただいております。そういうことから、女性の力をこれからは大いに生かせるような行政にしていかなきゃならないと思いますが、ただ数的なものだけの評価、何人参加しているからこれでいいんだとかいうふうなことではなくて、女性が自主的に参加をすることを大切にする。個人の実力や特性が生かされるような方向でぜひその共同参画を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 市長の答弁をいただきました。さまざまなクリアしなければならぬ課題、たくさんあると思います。一つ一つそういう課題解決に向けたしっかりとした受け皿、市長、また取り組んでいただきたいと、そんなに思っております。

次の質問に移ります。

防災士養成講座でございます。

去る11月29日、日曜日でございます。これは香北支所の記念式典等も相まったわけなんですけど、朝から昼ぐらいまで香北の吉野グラウンドで訓練が行われました。これは諸般の報告でもありましたように、77組織123名の方が参加をされております。私も地域の防災会長ということで参加をさせていただいておりますが、今回は応急手当の訓練、また消火訓練は粉末等を使った訓練が行われ、これはロープワーク訓練、これも以前もやった経緯があるんですが、応急担架搬送訓練、毛布を使ったそういった訓練など、大変参考になったいうんか勉強になりました。応急手当のところについては、山で指を切断したとか骨折した場合の対処、そういったことで腕の骨が折れて曲がっておる、足が曲がっておるとかは余りいじらないようにしたほうがいいという、そういう話もありました。なぜかと言ったら、やはり神経を痛めたときにはなかなか医療対応がちょっと難しくなるという話がありました。そして、指が落ちたとかそういったとき、慌てて拾ってひっつけた場合に逆についとったという話が、うそかほんまかわからんですが聞いた経緯があります。その落ちた指なんかも、のこぎりでぎざぎざになって切れた場合とか刃物で切れた場合、さまざま状況が違うわけなんですけど、必ず冷やして、土がついたままでも構わんから冷やしてビニールに包んで、それを氷水とかそんなんで冷やして病院へ行く、そういったような話もありまして大変参考になりました。ぜひとも、多くの皆さんがまたこういう防災訓練の場に、市で行われる訓練がさらに多くの参加者を迎え入れていただけるように、また防災対策課長もしっかりと検討しながら取り組んでいただきたいと、そんなにも思っております。

それでは質問に入りますが、今年、本市で高知県防災士養成講座が10月31日、11月1日、2日間にわたって開催されました。これは県下4会場での開催で、定員300名の募集に対し、応募は370名あったとのことであります。これは平成25年度か

ら開催している本講座を受講することで、民間資格である防災士の資格が取得できるわけでございます。これには高知大、高知地方気象台、NPO講師の講座を初め救命講習訓練、そういったものも実施されます。教職員また市の職員にも計画的に受講、そういったものを推進してはどうかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、防災意識の啓発、防災力の向上、災害時における活動等を行っていく上で、防災士の確保は大変重要であると考えております。今後、小中学校の教職員、市職員に対しましては、インフォメーションや教育委員会を通じて受講のお願いをするとともに、講座の日程などの情報提供を事前に周知し、積極的な資格の取得を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 積極的に取り組んでいくという、そういう答弁をいただきました。

②ですが、この会場では76名の参加者がおりまして、38名が香美市民であったと、そのようにお伺いしております。続いて高知市14名、南国市とか香南市であったということです。これはグループ単位で班に分かれていろいろ協力し合いながら、さまざまな講座の内容について取り組んでいくという、そういうあれがありますが。ちょうど私も参加しておりまして、その班の中にある小学校の校長先生が来ておりました。その校長先生がリーダーシップをとってさまざまやっておりましたけど、これ教職員の方なんかは特にこういったことが大事ではないかと思えます。防災対策課長のほうから、しっかりと教職員等にもつなげていくという話がありましたんであれなんですけど、学校の先生なんかは特にそういった防災教育、いつ、どこで地震が起こるやらわかりませんので、これは朝9時半から晩の6時半ぐらいまでであるわけです。なかなかぎゅうぎゅう詰めで、また最後にはペーパー試験もあるということで、居眠り等もなかなかできないという、そういった思いもあるんじゃないかと思えますが。

②の2年間における防災士の数と、今後の目標数をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、香美市における防災士の人数は82名となっており、過去2年間で68名の方が防災士の資格を取得されております。現在の目標としましては、各自主防災組織に最低1名以上の防災士が在籍し、組織のリーダーとしての役割を担っていただくことを目標に考えております。なお、人口当たりの防災士数の基準について県に問い合わせたところ、基準はないということです。具体的な目標数を設置することは難しいところがありますが、引き続き防災士資格取得補助金の制度を活用し、1名でも多くの防災士の

確保を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 68名、また現時点82名ということでございます。そして、防災組織数の目標数ということで、そういう答弁がありました。これは、私はただ人数を100名とか150名とかそういった割り当てるのではなく、それぞれの防災組織から最低1名は防災士を出していくというんですか、そういう取り組み方は非常にいいのではないかと。なぜならば、物すごい防災意識の高い防災会があります。そこでは積極的に防災会長が、だれべえさんだれべえさん、今年はどこそこであるがへ行きなさい、昼の弁当代も出しますという形で積極的にやっている。そういった組織もありますが、なかなかそこまで至らない組織もあつたりして、アンバランスがあつてもいけないと。そういった中でそれぞれの防災組織に対する割り当て、そういう考えは非常にいいのではないかと思います。それぞれの防災組織の中で1名以上はという形で、今後とも推進のほうをしていただけたらと思います。

次、③に移ります。

せんだって高知市で会があつたときの話の中である高知の自主防災組織では、震災を体験した語り部、そういった人を講師に招き講演を行った。本市も検討をしてはどうかということで取り上げさせていただきました。我々も行政視察で行った経緯がありまして、なかなか語り部さんの話、もう本当に身に迫るいうんですか危機感とか被災の現状、そういったものも話ししていただきましたが、大変ひしひしと身に迫ってくるいう、そういったものがありましたんで。また、今後そういった機会があれば、ぜひとも検討をしていただきたいと思いますと思ひまして取り上げさせていただきました。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

阪神淡路大震災や東日本大震災を経験された方の貴重な体験談をお伺いすることは、震災の記憶を風化させないためにも大変重要なことであると考えております。

香美市におきましても自主防災組織連絡協議会の場を通じて、こうした講演を開催し、自主防災組織の活動に役立てていくことは有益であると考えますので、講演の開催については前向きに検討してまいりたいと考えております。また、自主防災組織による被災者の方の体験談や、その他防災意識の向上につながる講演の開催につきましても、県政出前講座などの活用を図りながら、要望にお応えしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） しっかりとまた、取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、④に移らせていただきます。

これは私と利根議員と議員が2人参加しておつたわけなんです、ちょうどキャリア

チャレンジデイと重なったりして、参加したい議員もまだいたのではないかと思います。これ受講初日は午後の開始時間、昼からまた気合いを入れて、みんな食後に眠らないようにということでしたら、運営担当、県の職員だと思いますが、当会場では食事は禁止でありますよと、土曜日は皆さん食べたそうでございますが注意を受けたので、あすからは車で食事をとってくださいというようなことを言われました。何名が食事をしたか私は知らないわけですが、香美市の一員として、これ違和感というて書いておられますが、もうよそから来ておる高知市や南国市、香南市、そういった人から見たら、これは香美市のイメージダウン、そういったものに私はつながったのではないかと思います。なぜ食事がだめなのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 館内での飲食禁止につきましては、香美市公民館設置条例の第12条第1項第6号の館長の判断ということで、過去に飲食をした後において、他の利用団体より机の汚れ、食べ残しやごみについて苦情が多くあったため、規制をしているところです。しかし、昼食を挟む大会での飲食要望が出され、平成23年に中央公民館運営審議会に諮り、従前と同じ原則飲食禁止であるが、飲食場所を調理実習室に限り許可することにしております。その後、さらに多人数でホールでの飲食要望が出され、今年10月19日開催の中央公民館運営審議会に諮ったところ、公民館利用団体からホールでの飲食の許可申請があった場合、内容を検討し、食べ残しなどないようにきれいに清掃することを前提に、飲食を許可する場合もあるという答申が出されたところです。したがって、飲食申請していただければ、調理実習室での飲食はできますし、利用条件さえ整えば自席での飲食も可能となります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは使用願、前日にいうことで条例にも書かれておりますが、今の答弁を聞きよっても館長の判断、そういったことが大きいのではないかと思います。これ使用申請の場合に、大体この防災士養成講座、9時半から6時半ぐらいまでずっと、これ昼飯抜いたらなかなか晩まではしんどいんじゃないか思うし。私が言いたいことは、公民館を取り巻く現状、土曜日、日曜日、なかなかレストランとかそういったものが少ないわけでありまして、そこらの柔軟な対応ができなかったんかと、私は事務所に行って、「どうしてできんのですか食事が」というて言いました。私は日直でしていうようなことで、館長は土曜日、日曜日ということでおらんかったわけなんです。そういう申請時には、昼食とかそういった項目は明記されておるんかどうか、そこをちょっとお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今回の防災士養成講座の場合、10月31日、土曜日から11月1日、日曜日の開催でございます。当日は公民館職員が不在のため、

機器の説明も含め前日の10月30日、金曜日の午後5時までにおいでくださるようお願いしたところおいでにならず、午後6時過ぎにおいでたため、やむを得ず電話での説明としました。その際に昼食の話はされなかった、出なかったと聞いております。事前に飲食許可の申請をしていただければ検討して対応できたであろうと思われませんが、残念ですとのてんまつでございます。したがいまして、今後につきましては申請内容をより察知した形で、受付事務に心がけたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私もこれ県の危機管理・防災課担当さんと話させていただきました。一番私が心配したのは、次回から香美市でこういった講座がもうなくなるのではないかいう、そういう懸念があったわけなんです。「いや、そんなことはありません。我々、開催者の対応がちょっとミスがありまして、申しわけなかったです」というような話もされておりました。

私が冒頭に言いました、これ香美市のイメージダウン、そういったことは今後ないであろうと。また条例には、特別に規定する以外に酒類そういったものを使用するときにはだめですよと、使用不可ですよとある。答弁の中で館長決裁、そういったもので今後対応できるいうんですか、そういう認識でよろしいでしょうかね。館長決裁で対応ができる、食事はとれますよということで、会の内容、そういったものも当然チェックが入るわけなんですけど。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 申請されたときこちらが察知して、昼食を挟む会であればそういったことも申し上げられたと思いますが、今回は申し上げてないということでその辺が残念でありませんが、今後につきましては申請時に関しましてきちっと説明した上で、昼食等の要望があれば、全部が全部というわけにはまいりませんが、申請許可ということで対応はしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひとも使用内容等をしっかりとチェックしていただいて、食事等の便宜をまた図っていただいたらと思いますんで、その点ひとつ、また対応のほうをお願いしたいと思います。

次に移らせていただきますが、繁藤のメガソーラーでございます。

これは議会報告会で、繁藤地区でですね…。

○議長（石川彰宏君） 休憩にします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは、最後の質問に入らせていただきます。

これは、さきに行われました議会報告会で、地域の方から出た話を取り上げさせていただいたわけでございます。

①、繁藤、北滝本に四国最大級の太陽光発電設備が設置されております。出力33メガワットで40ヘクタールの整地が行われていると、そのように伺っております。事業者が購入した土地は50ヘクタールであるということも伺っておりますが、また、西又では10メガワットで20ヘクタールの整地計画であり、現在も行われておるそうでございます。

固定資産税、土地及びソーラー、ソーラーについては償却資産の部類に入ると思いますが、各試算、そういったものはいかほどかお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） 織田議員の繁藤のメガソーラーのご質問にお答えいたします。

メガソーラー整備の土地の固定資産税は、山林等の単価に整備のための造成費の単価を足した評価額より計算します。造成費は個別に違いますので、考えずに仮に山林の単価を1平方メートル当たり100円と試算しますと、20ヘクタールで固定資産税は28万円、同様に40ヘクタールで56万円です。

また、償却資産は実際の整備額で計算いたしますが、試算ということで、1キロワット当たり25万円の整備費で仮定しますと、10メガワットの場合、取得金額が25億円となり、初年度から3年間は3分の1減額の特例の対象となり、初年度の固定資産税額は約2,184万円です。課税年度から10年間の試算をしますと、約1億6,300万円、10年目の固定資産税は約960万円となります。なお、33メガワットの場合は先ほどの試算の3.3倍で、取得金額が82億5,000万円となり、10年間の固定資産税額は約5億3,700万円です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは売電価格、そういったものにも影響するのかどうか、そこらをちょっとわかったらお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） 償却資産でありますので、売電価格は関係なく施設にかかります。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 山の固定資産税いうたら安いいう、それは誰も認識するところでございますが、一応北滝本、西又での固定資産税、億レベルのそういった税金が入るいう、そういう認識でよろしいでしょうか。

- 議長（石川彰宏君） 税務課長、秋月建樹君。
- 税務課長（秋月建樹君） 先ほど申し上げましたとおり、10年間で10メガワットでしたら、もう1億6,300万円の税金が入ると考えております。1キロワット当たり25万円の試算ですとそうなります。
- 議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。
- 15番（織田秀幸君） 10年間でその額が入るいう、そういうこと。
- 議長（石川彰宏君） 税務課長、秋月建樹君。
- 税務課長（秋月建樹君） メガソーラーの耐用年数が17年間ですので、11年目以降も試算はしておりますけど、約20年ぐらい施設があるとして11年目から20年目までで、10メガワットの場合、約5,000万円の税収があると考えてます。
- 議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。
- 15番（織田秀幸君） 私もネットでちょっと検索したときに、そういった税額の耐用年数が17年いうそういう数値が出ておりました。一応これはパネルについては大体20年間いう、そういう設定でおると思いますが。これはなかなかどればあの収益、税金が入るんかいうことは、地域の方もわからないいうことで取り上げさせていただきました。思った以上に、そういう地域からの要望に応えられるような数値であるんではないかと思えます。

問題は②でございます。

林地開発、これは一定の面積を超えた場合は、ここに書いておりますが県が担当、所管することになっております。事業者は県の土地開発基本条例にのっとり施工をしているわけ何ですが、何へん天坪と言われるような雨の多いところでございますして、周辺地域や河川関係、嶺北漁業組合やったですか、そういった住民から雨水による濁水、それによる環境悪化に苦慮していると、そういったお話が出てまいりました。これは確かにもう県の所管いうことで、佐々木課長が私はもう逃げますいうて言うたらあれなんですけど、しかしながら市の対応、どういう対応をされておるのか、その点についてお伺いします。

- 議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） 織田議員の林地開発について、答弁をさせていただきます。

林地においての開発面積につきましては、1ヘクタールを超すものにつきまして、森林法第10条の2第1項の規定によりまして、開発行為として県知事の許可が必要となっております。同条の第2項におきまして、土砂の流出等による災害発生や水の確保などに支障を与えてはならないと定められておりまして、また、第6項におきましては、許可の際には関係市町村長の意見を聴かなければならないと定められていることは、もう織田議員ご承知のとおりと思えます。繁藤地区2基のメガソーラーにおきましても、同法に基づく申請、許可がされているところでございます。

先ほどの第6項の関係市町村長の意見でございますが、当市におきましては下記のようなことを記しまして、回答を県のほうに出しております。「下流域には部落管理の飲料水施設（水源地）が設置されている場合があることから、特に濁水が発生しないような措置を講ずるとともに、施工区域外へ土砂が流出しないよう十分配慮して工事を実施すること。また、残置森林等の維持管理を適切に行うこと。」これを回答書のほうに書きまして、県のほうに市町村の意見として上げているところでございます。

これによりまして、県のほうから開発者に対する許可条件の中で、幾つかこの部分で該当する部分につきまして、お答えをいたします。

県からのメガソーラーの許可条件ですが、その中でまず切土・盛土及び捨土作業につきましては、下流に対する安全を確認した上で行うとともに、周辺地域への土砂・濁水の流出等を防止するため、仮設防護柵、沈砂池等の設置など適切な措置を講ずること。また、別の項目におきましては、切土・盛土及び捨土作業につきましては、強雨時、強い雨のときでございますが、強雨時を避けるとともに、台風来襲時または融雪時には行わないこと。また、強雨時、台風来襲時または融雪時には、施工途中ののり面が崩壊し、または表土が流出しないように崩壊及び流出の防止措置を講ずること。また、沈砂池等の防災施設につきましては、開発行為に先行して設置し適切な維持管理を行い、周辺部に防災上の支障を生じないよう十分留意することという条件を付されまして、許可がされているところでございます。このまま全てを守っていただければ、濁水による被害というのは発生しないものでございますけれども、今年4月20日から21日の降雨時に濁水が北滝本のメガソーラーの場所から発生いたしました。繁藤地区北滝本川を經由いたしまして繁藤の調整ダムに入りまして、そこから平山発電所を經由し国分川の流域に広く濁水が広がり、農業用の洗浄等に支障が出るというふうな報告がありました。当日、市のほうから県に通報いたしまして、施工主体への指導を依頼したところでございます。

同日中に県とともに施工主体が香美市役所のほうに来庁していただきまして、この濁水対策についての話し合いを行いました。

既存の施設におきましては、濁水、雨水を流すための集水の井戸、そのろ過が栗石のみであったということでございました。そこで、私のほうから水道のろ過施設から技術的な引用をしまして栗石の上に砕石をまぶす、その上になおかつ砂を約30から50センチ程度敷設する。そのことによりまして、ろ過をしたものが初めて集水井戸に入っていくというふうな改修を依頼したところでございます。早速、当該業者につきましては、翌日からそのような形でのろ過施設をつくっていただきまして、その後におきまして夏のたびたび雨もございましたけれども、このような規模の濁水は発生しておらず、一定の効果、管理ができているものと思われるところでございます。

今後とものり面の崩壊等もございますので、その辺につきましても県との連絡を密にし、業者さんのほうにお願いをしていき、指導をお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 市としても、それぞれ対応をしっかりと県のほうにしているということは伺いました。

これ雨の多い地域でもありますし、雨水の水路、大きな開拓地からずらっと多くの水路になっておりますが、それについてもその水路からあふれてのり面を削るいう、そういうことがないようにいうことであると思いますが、ずっとビニールか何か、何メートルかずっと水路にはわせております。また、その井戸いうのもありましたけど、なかなか許容いうんですかそういうものが対応できてなかった、今の課長の答弁ではろ過機能、そういったものが十分でなかった、そのための指導を行ったということですが。

私も後日、またその関係者の家に行って話を聞かせていただきました。なかなか真っ茶色いうんですか、そういう北滝本の開拓する川のほうからと、反対側から流れておる川と、もうきれいに線引きしたような色分けになっております。これはすごいなと思うところで、また発電のほうにも流れて、汚染につながったということになります。

今さらこれをどうこう言うても詮なきことであるんじゃないかと思いますが、この西又のほうは開始されておるそうですが、状況はどんなですか、西又のほうの状況。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

西又につきましても同様の条件でおりまして、開発行為が現在行われているところでございます。こちらにつきましても、当初は資材置き場ということで沈砂池等を設けた開発でございましたので、その沈砂地を利用して、今度メガソーラーの造成をしたいということでございます。沈砂池等が今現在のところは機能しておりまして、うちのほうに特に濁水の被害等は寄せられてはおりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 幡多のほうでも、このメガソーラーについて賛否の状況が報道で出ておるようなことがあります。本当にあそこはいろんな事業者、施設が入るということで、繁藤の北滝本は以前から注目の的でもあったんじゃないかと思いますが、やっとこのメガソーラーが入るということで。しかしながら、こういった濁水問題のどこまで私個人、素人はちょっとわからなかったわけなんです。

そういう問題があつて、環境面とかそういう面も大きな崩壊、破壊につながるということが、いろんな事例を見てわかってくるいうんか、そういう思いがします。

地域住民、これはまた流域のいろんな漁業関係者等にも影響を及ぼすような事例であります。だんだんとそういったことがないように改善をされている。そして、また香美市としては、何かあった場合には県のほう、どうかまた事業者に向けて、しっかりと指導をしていく、そういう認識でよろしいでしょうか。

- 議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） そのとおりでございます。
- 議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。
- 15番（織田秀幸君） 以上、そしたら。そういうことで、またひとつよろしくお願ひいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（石川彰宏君） 織田秀幸君の質問が終わりました。
- 先ほど6番、濱田百合子君の質問に対して、教育振興課長より答弁がありますので、教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） 濱田百合子議員の質問でお答えできなかったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費につきまして福祉事務所に確認したところ、教育扶助に含まれるということでした。
- 以上です。

- 議長（石川彰宏君） 次に、12番、山崎晃子君。
- 12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護の新総合事業に関して、療養病床の削減に関して、社会福祉法人改革に関して、マイナンバー制度に関して、地域交通対策に関しての5項目を一問一答でお伺ひいたします。

初めに、介護の新総合事業に関してお伺ひいたします。

昨年6月、医療法や介護保険法などの法律を改正する医療介護総合確保推進法が成立し、介護保険法関連は今年4月から施行されました。その内容は、介護保険制度が始まって以来の大きな改正となっています。

その中の1つに、要支援1と2を保険給付の対象から外すという問題があります。これは介護保険の予防給付として実施している要支援1と2の人への訪問介護と通所介護を保険給付の対象から外し、市町村の事業へと移行するものです。施行は今年4月1日ですが、3年間の猶予期間があり、2017年4月までには全ての自治体が市町村事業に移行することになっています。本市は今年度を準備期間とし、来年度から新規及び更新者から順次以降を開始することになっています。

厚生労働省が提示した介護予防・日常生活総合支援事業ガイドライン案では、現行に相当するサービスのほかに多様なサービスとして、ボランティアやNPOなどが移行先として挙げられています。具体的なサービス内容や価格、利用者負担などは市町村が基準を定めるとしており、市町村の取り組み次第ということになっています。このことに関して数点お伺ひいたします。

①です。私は過去の議会でも新総合事業に関する質問を行ってきましたが、これまでの関係課長の答弁では、本市の場合はボランティアやNPOなどのサービスが見込めないことから、現在サービスを提供している事業者に事業を委託するという内容でした。来年4月実施に向けて3カ月余りとなりましたが、事業の移行に向けてどのような取り組みや協議をされてきたのか、体制整備の状況についてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の介護の新総合事業に関してということで、新総合事業は介護事業者に委託すると聞いていたが、来年4月実施に向けての体制整備の状況はということに対してお答えいたします。

当初、新総合事業につきましては、介護事業者に委託する方向で検討いたしておりましたが、事業者からの申請によりまして、市が指定して実施する方法が長期間指定ができること、また、支払業務等についてスムーズに行われるため、現在の介護保険サービス事業と同様に、主として国基準相当型サービスと市基準型サービスにつきましては、事業者指定の方向で実施したいと考えております。

現在、国基準相当型サービスと市基準型サービスについてのサービス内容、提供時間、利用負担額など、サービス概要の素案がほぼ固まったところです。また、事業者への説明会につきましては、今年7月に事業の概要について説明会をさせていただきました。また、1月になりまして、2回目の説明会を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、この確認ですけれども、本市としてはガイドラインで幾つか、何項目か出てたかと思うんですけれども、本市としてはその介護保険相当サービスと、それから市基準型サービス、これはガイドラインで出されている緩和基準サービスということになりますでしょうか。この場合に、無資格者によるサービスなども想定されておるわけですけれどもその点と、先ほど委託ではなく指定ということのご説明がありました。このことについて、ちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほど言いましたその事業者のほうにつきましては、国基準相当型というサービスが現行の訪問介護、通所介護等のサービスとなっております。市基準型サービスというのが、緩和した基準による人員配置の緩和によるサービスということで、一体的に実施ということになっております。

あと指定と委託の違いにつきましては、指定は、介護保険法第115条の45の5によりまして、「第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う」事業者を指定いたします。指定期間は長期間となり、支払いは国保連合会から1カ月ごとに支払うこととなります。

委託は、香美市と事業者との委託契約によりまして事業を委託し、1年ごとの契約となります。支払いは香美市から直接支払うこととなります。

国の基準では、実施方法は指定または委託となっております。契約や支払いなどスムーズに実施できることから、事業者を指定する方向で実施する予定でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、②の質問に移ります。

事業者の指定ということでしたので、ここで受託と書いていますが、指定が受託ということになるかと思いたしますが。

過去の答弁では、その事業者に払う報酬によっては受けてくれる事業所があるかどうか、事業所の確保が問題であるというようなことも答弁でありましたけれども。今後1月ですか、また事業者のほうに説明をされるということですが、その状況と。それから、あわせてその報酬単価、これはこれまでと変化があるのかということについても、お聞かせ願います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 事業者の受託状況と報酬単価について、説明させていただきます。

指定業者につきましては、現行の訪問介護事業所、通所介護事業所に対し、国が平成27年4月から3年間のみなし指定を行っておりまして、みなし指定を辞退された香美市の事業者はありませんでしたので、現行の国基準相当型サービスにつきましては、香美市内の全事業所で実施していただける予定でございます。

なお、市の基準型サービスにつきましては、これから1月に説明を行いまして、事業者の意向を確認していくことになります。

また、報酬単価につきましては、国基準相当型サービスについては内容、単価とも今までどおりです。現在、要支援1の方の1カ月の利用料は、訪問介護週1回の利用の場合は1,168円、通所介護週1回利用の場合は1,647円となっておりますので、同額となる予定です。これに事業所により処遇改善等が加算される場合もありますので、もう少し実際の利用料が上がる場合があります。

市基準型サービスの単価については、国基準相当型サービスの80%で単価設定を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） みなし規定の分は今までどおりということわかりました。

市基準型サービスのほうですけれども、これから事業所に説明をしてその意向を確認するということになっておりますが、この80%で検討しておられるということですが、まず、この地域支援事業に移行する総合事業の場合、前のもそうでしたけれど

も、国が上限額を設定してるかと思うんですけども、今回の分はどのような形になりますでしょうか。

というのは、その上限額を設定されることによって必要なサービスが抑制されるということになっていけませんので、その点もちょっと確認をいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 上限額についてお答えいたします。

給付費の上限額につきましては、現行の総合事業では介護給付費見込み額の2%以内となっておりますが、新しい総合事業では移行前年度、つまり今年になりますが平成27年度の予防給付費の実績額掛ける75歳以上の高齢者の伸び率となっております。

今、試算したところですが、総合事業の上限額までは給付費が届かないので、事業を抑制する必要はないと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

それでは、その市の基準のほうの報酬額の8割を検討されているということでしたけれども、この場合、県の中山間地域介護サービス確保対策事業というのがあるがですけれども、それもこの市の基準型サービスになった場合は、対象になるのかという点を確認させてください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） そのところはちょっと調べておりませんのでちょっとわかりかねますが、この80%にした理由というのを、ちょっとそしたら申し上げさせていただきます。

まず国のほうが、3級ヘルパーの国の基準と言いましたら、現在の2級ヘルパーの単価で70%とします。そして、ただし現時点では介護事業所には3級ヘルパーが少なく2級ヘルパーが多いので、この国の基準の単価70%という報酬単価は安くなります。また、単価90%にしましたら、2級ヘルパーよりも報酬単価が逆に高くなります。で、単価を80%にしたら、ちょうどよい金額におさまりましたので、ホームヘルプサービスとデイサービスともに80%ということで単価設定を検討しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 単価設定のほうはわかりました。

それでは、次の質問に移ります。③です。

現在の要介護認定の申請は、本庁や支所の介護保険窓口へ要支援・要介護認定申請書を提出し、調査員による実態調査や医師の意見書など、必要な過程を経て認定結果が出るようになっています。

これらの申請に関し、変更点があればお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 要介護認定の申請に関して変更があるかということに対してお答えいたします。

要介護認定の申請に関して変更はありません。ただし、総合事業のみの利用に関しては、必ず介護認定が必要なわけではありません。基本チェックリストによりまして、事業対象者の認定が可能な方につきましては、その認定により対応することができます。要介護認定の申請、基本チェックリストによる認定につきましては、個々に応じて窓口職員やケアマネジャーが随時ご案内していくこととなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 総合事業の場合、その基本チェックリストによる振り分けができるということですが、実際相談に来たときに窓口の担当の方が介護認定のほうを受けるのか、その基本チェックリストを受けるのかというところで差が出ていけない。正確にその辺をお知らせをして、要介護認定の申請を希望される方にはその希望を尊重していくということが大事になってくるかと思っておりますけれども、そのあたりはどういうふうか。窓口で対応する方が正確な判定ができる体制を整えていくということが大事だと思っておりますけれども、その点についてお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えします。

それぞれ研修等を職員等もしておりますので、窓口におきましては適切な対応をして、認定もしくはチェックリストであるかによりましては、対応を適切にしていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の④の質問に移ります。

新総合事業の対象になった方のサービス内容や利用者負担、限度額などはどのように変更されるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、サービス内容につきましては、国基準相当型サービスについては、現在の予防給付における内容と同じものです。市基準型サービスは、国のガイドラインに示されております介護サービス事業所と一体的に実施する場合の緩和基準に従って実施しようとするものです。具体的には、訪問サービスにおいては3級ヘルパー相当の方が行う生活支援サービス、通所サービスにおきましては、短時間サービスを検討しております。香美市内の指定事業者が市基準型サービスの指定もあわせて申請してもらえるように、なお1月に説明会をするようにしております。

利用者負担と限度額につきましては、利用者負担については、介護保険サービスにお

ける自己負担額より低くなるように検討をしております。国基準相当型サービスについては、所得に応じ利用料の1割、2割負担となります。市基準型サービスについては、先ほど言いましたように現行のサービスの自己負担額より低くなる予定です。

また、支給限度額につきましては、要支援1・2の認定を持っている方は今までどおりの支給額で、一月が支援1が5万3000円、支援2が10万4,730円です。また、市事業対象者、チェックリストで対象になった方につきましてはの支給限度額は、原則として要支援1の支給限度額を基本としております。月限度額が5万3000円の予定です。これはケアマネジメントにより、週一、二回の訪問、また通所サービスの利用が可能です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 介護保険より低くなるということですが、この新総合事業の場合、要支援1の限度額というか5万3000円ということですが。この利用される場合は、そしたら、この例えばこれきちっとアセスメントをしてということになるかと思えますけれども、その中で入浴を希望されてる方があれば、そこに入浴のサービスを提供してくださっている事業所を選んでということで、適切に行われていくことだと思いますが。ひょっとこのもう要支援1のレベルで、介護保険相当のサービスの場合とか市基準の場合と違って、両方あわせて使うというようなことなどは、ひょっとそういうことも出てくるかと思うんですけれども、そういうような使い方というのは可能でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

今のところは要介護の認定で要支援1・2の方、もしくは事業対象者ということでやっておりますので、それで、それぞれによってこの総合事業対象者になった方につきましては、それぞれアセスメントシートとか、あとケアプランをいろいろ立ててするという予定にはなっております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。⑤です。

制度移行に関しては、利用者に対し丁寧に説明し十分に納得して理解していただくことが必要ですが、来年4月の移行実施までに利用者や家族への説明、周知などをどのような方法で行っていくお考えか、お聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成28年3月31日に認定期間の切れる方から順次新制度に移行することになりますので、更新申請のタイミングに合わせて郵送によるお知らせをいたします。また、サービス利用者については、個別に説明を行っていきます。

平成28年4月から総合事業が開始されることにつきましては、広報、ホームページでお知らせします。

また、来年4月からの新規者につきましては、相談時に窓口で説明を行っていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 新規の方はこれこういうもんだということで最初に受け入れができると思うんですけども、今まで使ってた方が変わるということに対して、やはり混乱とか不安とかということも出てくるかと思しますので、十分説明をして納得をしていただいてということで対応を、ぜひそういう方向でしていただきたいと思っております。それでは、次の質問に移ります。

○議長（石川彰宏君） 一般質問中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。
(午前11時52分 休憩)
(午後 1時00分 再開)

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。午前中に引き続きまして質問いたします。

次の質問ですけれども、療養病床の削減に関してお伺いいたします。

社会保障制度改革推進本部のもとに設置された医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会が、今年6月15日に「医療機能別病床数の推計及び地域医療構想の策定に当たって」と題する第1次報告を公表しました。それによりますと、病床数を団塊の世代が75歳以上になる2025年までに約15万床から20万床削減して、115万床から119万床程度にすることを目指す内容となっています。

また、現在病床は一般病床と療養病床に大別されていますが、病床の機能を救命救急や集中治療に対する高度急性期、次いで緊急性の高い急性期、リハビリや在宅復帰に向けた回復期、療養病床を含む慢性期の4区分に再編し、2025年の病床数を高度急性期13万床、急性期40万1,000床、回復期37万5,000床、慢性期28万5,000床となっています。都道府県ごとに医療機能別必要病床数の推計が行われていますが、埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・沖縄の6都府県は全体として増床になる一方で、残る41都府県は削減となり、そのうち本県など9県では、削減率が3割前後になると聞いています。療養病床は、人口10万人当たりの入院患者数を全国最小値に近づけることを目標とするように求めています。全国で一番多い本県の場合は中央値まで下げなければならず、患者数を約65%少なくする必要があるとのことでした。

県のホームページで公表している地域医療構想に係る調査分析等事業という資料の中には、本県の場合、高齢の方々が長期入院する療養病床について、人口10万人当たり

の病床数は2013年時点で全国平均の約3.5倍と多く、ガイドラインによれば、最大で5,632床、37%、最小でも3,732床、25%の削減となることが記されています。

地域医療構想を策定するのは県になりますが、厚生労働省はガイドラインの発表の影響の大きさから、6月18日に必要病床数の試算値についてとの連絡文書を都道府県に出し、「あくまでも自主的な取り組みが基本。直ちに何らかの措置を講じさせるものではない。何より需要に応じた適切な医療提供体制、病床数となっていくものである」と数字目標ありきではないと述べています。療養病床に入院している患者をどこで診るのか、介護体制をどう充実させていくのかなど、療養病床を削減するのなら在宅医療や介護などの受け皿が整備されていることが大前提ですが、それらの体制が整わない状況で療養病床を削減することは、行き場のない高齢者を生み出すことになりはしないでしょうか。

このことに関して、尾崎知事はさきの県議会答弁で、「県が策定する地域医療構想において、将来の医療需要の推計結果や療養病床の実態調査の結果等を関係者と共有した上で、医療・介護の適切な役割分担に基づく病床の機能分化を進めることで、2025年に向けて医療提供体制の効率化を図る必要があると、削減ありきの取り組みではないこと、現に入院されている患者さんの追い出しにつながらないようにすることを前提として、住みなれた地域で療養ができるようにしていくことが何より大切であるとの考えのもと、必要な政策提言を国に対し行っていきたい」と述べています。

本市でも療養病床が大幅に削減された場合の影響は非常に大きいと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の療養病床の削減に関してについて、お答えいたします。

今後におきまして、行き場のない高齢者ができるということは香美市にとってあってはならないことだと思っております。この問題につきましては大変心配しております。高知県における療養病床の問題は、人口10万人当たりの療養病床の入院患者数は全国第1位となっておりますし、人口10万人当たりの療養病床数は、平成25年時点で山崎議員もおっしゃったように、全国平均の3.5倍となっております。また、医療としての課題だけでなく、低所得者や中山間地の抱える課題など、さまざまな問題が重なり合った大変難しい問題です。

これにつきましては、県が中心となり取り組みを進めておりますので、香美市も県と一体となって連携していきたいと考えております。市としては医療費、介護給付費の削減に努力するとともに、できるだけ在宅で過ごせるような医療介護の環境づくりが必要と考えております。

在宅療養や介護の体制につきましては、介護保険法の改正に伴い、在宅医療、介護連

携についての充実強化がうたわれております。この課題については、現状は十分とは言えない状況であり、本市だけでは取り組みを進めていくのは困難ですので、近隣市との共同で取り組みということが必要と考えております。

そのため、来年度から香南市、南国市とともに、香美郡医師会及び土佐長岡郡医師会に在宅医療、介護連携推進事業への協力をお願いしまして、在宅医療、介護連携に関する相談支援や切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進などについて検討を進めていくよう準備をしているところでございます。

今後におきましても国の動向を見ながら、県と一体となって行き場のない高齢者を生み出さないよう、患者さんや利用者のＱＯＬの向上にふさわしい受け皿を確保し、住みなれた地域で療養ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） このことは市のほうも大変心配をしておられるということで、行き場のない高齢者が出ないようにいろいろ方策を練って対応していくというご答弁をいただきました。

それでは、次の質問に移ります。

次に、社会福祉法人改革に関して伺います。

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される公益法人を言います。国は、介護・保育・障害者福祉などのサービス業を非営利で担う社会福祉法人のあり方を変える社会福祉法等の改定法案について審議をしています。

改定案の柱の1つは、全ての社会福祉法人に、既に行っている社会福祉事業に加え、新たな無料・低額の福祉サービス提供を行う積極的努力義務を求め、その財源には社会福祉法人の余裕財産を充てることなどを義務づけるというものです。また、障害者施設職員の退職手当金制度の改正なども盛り込まれています。多くの社会福祉法人は今も厳しい経営状態に置かれ、職員の労働環境をも過酷です。法の改定により現在の状況をさらに悪化させるのではと、現場には不安の声が多いと聞いています。市内の社会福祉法人に大きく影響されるものと考え、数点伺います。

①です。国の社会福祉法人制度改革の狙いはどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 山崎晃子議員の社会福祉法人改革についてに関してお答えいたします。

現在、参議院で継続審議中の改正法案でありまして、不確定な要素を含めた答弁となりますことをあらかじめご了承くださいと思います。

まず、①のご質問ですが、社会福祉法等の一部を改正する法律案は、大きく社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進の2つに分けられ、平成29年4月から施行予定とされております。社会福祉法人制度の改革につきましては、経営組織のガバナンス

の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務、行政の関与のあり方が掲げられており、一部は平成28年4月から施行予定とされております。

改正の趣旨ですが、経営組織の見直しにおける議決機関としての評議員会の設置、財務諸表等の公表に係る規定の整備、適切な支出管理及び法人関係者に対しての利益供与の禁止、そして、議員が言われましたように社会福祉充実残額、いわゆる内部留保と呼ばれるものを財源として、新たな社会福祉事業、公益事業を無料または低額な料金で積極的に提供する努力義務を課しておりますので、これらが重点とされていると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、不確定な部分もあるということでのご説明でしたけれども、まだ審議をされているところですけども。そうすると、この改革によって市内に社会福祉法人がたくさんありますけれども、そうした市内の社会福祉法人や職員等には、この改革はどのような影響があるとお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

経営組織のガバナンスの強化といたしまして、現在理事会が決定権を持っておりますが、法が施行されますとその上に評議員会ができて、そちらのほうに議決権が移るということになりますので、現在の理事会のあり方について法人のほうでは検討する必要があるかと考えます。

また、事業運営の透明性の向上ということで、現在でも財務諸表につきましてはホームページ等で公表されている法人もありますが、それがさらに詳しく資料まで公表するということになると思われま。

また、社会福祉充実残額につきましては、社会福祉法人の公益性、非営利性から利益剰余金が出た場合は、地域社会の福祉サービスの充実や拡大に利用するという理念のもと、法改正が検討されていると考えられます。したがって、社会福祉充実残額を明確化していく必要があるわけですので、法人においては財務の透明化とさらなる長期的な事業計画の策定が必要になると思われま。

また、社会福祉充実残額を保有する法人は、事業の新規実施、拡充に係る計画を作成する必要があり、また実施する必要が生じた場合には、職員への負担が増加することも考えられます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 経営の組織を強化していくこと、それから、会計の透明性とかそういったことになってこようかと思うがですけども。その余剰財産、剰余金と

いうんですか、それが出た場合には、その今言いました無料・低額の福祉サービスの提供とか、そういうことが課せられるというか、そういうことになってくるというふうに受けとったんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

その無料・低額福祉サービス、もちろんそれも大事なことかと思えますけれども、今実際、介護の現場なんかでは介護職員が不足していたりとか、それから、職員の処遇改善っていうことも非常に問題になってくるがですけれども、こうしたことへの手だてっていうものは、この中には盛り込まれてないんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

残余金につきましては、その収益から土地建物と、そして修繕に係る費用と、それから今後の運転資金等を除いたもので、それがプラスであれば収益とみなすわけですが、その収益につきましては、当然事業者のほうもその施設の耐用年数等がありますので十分検討をされて、その分を保留する分については残余金とみなさないと考えております。

また、法人におきましては、その残余金が出た場合、職員の給与等に充てることについては考えるべきだと解釈いたしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。

市内の社会福祉法人に対し、国からの指導や通知等はあったでしょうか。また、今後市の関与についてはどのようになっていくのか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

審議中の法案でありまして、国からの指導等につきましては現時点でないそうです。

また、市の関与につきましては、平成25年度から社会福祉法人の監査を市が行っておりますので、今後は指導監督の機能強化を図ることとなると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 審議中ということもありますので、またその動向を見ながらということになろうかと思えます。

それでは、次の質問に移ります。マイナンバー制度に関してお伺いいたします。

マイナンバー制度は来年1月から利用が開始されます。本市でも11月から市民の方々に、通知カードが順次郵送されています。この通知カードを受け取られた方から、次のような声を聞きました。「突然こんなもんが送られてきたが、何やらさっぱりわからん。誰に相談したらいいのかもわからん。自分たちのように歳をとってひとりで暮らしゅうもんにも、わかるように説明に来てほしい。これは一体何に使うのか。どうしてこんな番号が要るのか。こんな番号はよう覚えちょらん。写真が要ると書いてあるが物

部町には写真屋がないのでどこに撮りに行ったら良いかわからない。私らあが知らんうちに決まっていた」等々、多くの方々、特に高齢の方々からたくさんの疑問や不安の声をお聞きしました。

このことに関して数点お伺いいたします。

①です。通知カードは転送不要の簡易書留で送られてきます。そのため、不在や転居などで配達できなかった場合は郵便局で1週間預かり、その後は市に返送され3カ月間保管することになっています。12月5日の地元紙の報道では、本県分は11月末までに初回配達を終了。各世帯が実際受け取ったのは約31万6,000通で、約3万通が市町村に返送された。これ以外に不在や再配達で郵便局が保管している分が約7,000通あり、最終的な返送率は10%近くになる可能性もあると掲載されています。この中には受け取り拒否も含まれているとのこと。

このように新聞等の報道で通知カードの未配達問題が取り上げられていますが、現時点での本市の未配達状況についてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎晃子議員の現時点での本市の未配達状況等についてのご質問にお答えします。

本市では、11月30日で不在票投函を含めまして全世帯へ配達完了ということでございます。しかし、転送不要の簡易書留の送付のため、宛先不明やまた保管期限経過等で、1,249通が平成27年12月7日現在返送されてきておりまして、現在ご本人にお渡しできるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 現在1,249通ということですが、本人の手元に届くということになってきますけれども、その方法としてはどういった方法で行われるようになるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 現在、宛先不明、保管期限切れで返ってきたものにつきましては、戻ってきた世帯の住所に転送可能な普通郵便で市が保管をしていること等のお知らせをし、受け取りをしていただくようなご案内の文書と、その別紙として通知カードの受け取り方法について記載した文書と、本人じゃなくても取りに来ていただけるということもございますので、委任状の用紙も含めて同封をしてお送りさせていただいております。

それと、受け取りの日につきましては、平日の業務時間内においでれない方がいらっしゃいますので、夜間・休日等受け取りができる日を設定いたしまして、その文書に書きましてお知らせをしております。

それと、ホームページのほうにも掲載をさせていただいております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 受け取りの日、確かに平日だけでは難しいということもありますので、夜間・休日等職員さんも大変かと思いますが、それで対応していくということでお聞きをいたしました。

それでは、②の質問に移ります。

ひとり暮らしの人はどこに聞きに行っているのか、何に使うのか、何のための番号かなど市民の声が示しているように、マイナンバー制度が市民に広く理解されている状況とは思えません。また、個人カードの作成は強制ではなく任意となっていますが、送られてきた通知の説明書きを見る限りこのことの記載がなく、個人カードをすぐにつくらないといけないと誤解している方もおいでます。

強制ではなく任意ですよということを明記することはもとより、小さな文字が見えにくくなった高齢の方でも容易に理解していただけるような、丁寧な説明や取り組みが必要ではなかったでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎議員のご指摘のとおり、新しいマイナンバー制度の広報が、広く市民に理解していただけるようにできたかと言えば十分ではなかったと思っておりますが、市の取り組みといたしまして9月号、10月号、11月号の広報香美でマイナンバーの記事を掲載いたしまして、また、9月号では特集を組み、マイナンバー制度の概要や通知カードの送付が10月に始まることと、個人番号カードの取得につきまして、希望者の申請によること等も掲載をいたしました。また、ホームページにもマイナンバー制度について掲載をいたしました。

その後、通知カードの国の出荷がおくれましたことによりまして、広報でお知らせをいたしました内容と違うことになりましたので、また香美市には高齢者の方が多いこともございますので、情報が錯綜するというところで、高齢者の方と接する機会の多い地域包括支援のケアマネージャーさんや介護認定調査員、それから社会福祉協議会の職員、民生委員さん等に通知カードの送付時期等の説明をいたしまして、ご相談があればお聞きをし伝えてほしいとのお願いをいたしました。

しかし、今回通知カードに同封をされています説明用のパンフレット、「マイナンバー（個人番号）のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内」という中にある「申請してね、個人番号カード」や「さあ、申請しましょう」など、個人番号カードを申請しなければならないととれるような文言が、希望する方が申請によりつくるのではなく、番号カードはつくらなければいけないものというような誤解を招く文章の書き方になっておりますことが、誤解を招いた一因になっていったのではないかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 確かに市のほうでは広報を通じて特集も組んで広報したわけですがけれども、実際送られたきた説明書では強制ではなく任意ですよっていう部分がなくて、そのままどうしてもつくらないかんような文言になっていたということで、非

常に混乱をした。それから、高齢の方は来たらこれはつくらないかんもんやっていうふうに、もうすぐそういうふうに捉えるわけですので、やっぱりそういう方たちのためにも、もっとう丁寧な説明書きが必要だったんじゃないかと思います。

まあこれは、市が出したわけではないですので大変あれでしたけれども、非常に誤解を招いてしまったということですので。今後そういったことに対しては、先ほど言われたように地域包括員とかケアマネージャーとか、社協の方とかっていうところで、再度また説明をしていただけるものと思いますし、それから、また自治会の会とかがありますよね、各地域で、そういった自治会長会とかそういったところでも、またこういったことの説明もされていってはどうかと思いますが、その点お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 全て今配られている状態ですけども返送もされてきておりますし、番号の使い道につきましてはいろいろな機会を捉えまして、説明をできる限りしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、③の質問に移ります。

先ほど述べましたように多くの疑問や不安、困惑する声などを聞いています。マイナンバーに関し疑問点などの問い合わせや相談などはなかったのでしょうか、あれば件数をお伺いいたします。あわせて、個人情報に触れない、許せる範囲の内容をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 問い合わせの件数と内容ということでございまして、香美市で通知カードの配達が始まりました11月14日以降、通知カードについての質問や相談の電話、それから来庁の相談とかがたくさんございました。職員が窓口対応をしながら、電話での対応もしながらという繁忙の中でやっておりますために、件数の集計はできておりません。

問い合わせの相談内容につきましては、通知カードが届いたがどうしたらよいか、個人番号はつくらなければいけないものなのか、マイナンバーは何に必要になるのか、まだ届かないがいつ配達されるのか、不在票が届いていたが期限までに取りに行けなかったので市役所に取りに行けばいいのか、住民票の住所とは別のところに住んでいるがどうすれば受け取れるのか、入院している別住所の父母の通知カードは転送されないそうだがどうすれば受け取れるのか等が主な内容でございました。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） ほんとに十分に周知されていないというようなことがわかりました。

それでは、次の質問に移ります。④です。

山間地でひとり暮らしの方、特に高齢の方で移動手段もない状況の方から、個人カー

ドをつくりたいがどうしたらよいかなどの問い合わせがあった場合、市はどのような対応をするのでしょうか。また、市としてどのような支援ができるのかをお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 個人番号カードをつくりたいがどうしたらよいかとの問い合わせがあった場合の市の対応ということでお答えをいたします。

まず、個人番号カードは必ずつくらなければならないものではないことを説明し、つくりたい意思の確認をしております。どうしてもつくりたいということであれば、個人番号カードは本人のご意思によって申請をしていただくものでありますので、申請をご希望であれば、申請の方法などの説明は十分させていただきますので、ご自分で通知カードに同封をされております申請書に写真を張っていただき、送料不要の封筒も同封されておりますので、お送りいただくことになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 自分でということ、確かにそれはそうですけど。どうしてもつくりたくないかというふうに思ってる方がおりますので、その意思を確認をして、十分な方法等の説明してくださるということをお聞きいたしました。

それで、⑤番の質問に移ります。

本市発行のパンフレット、この「よくわかるマイナンバー制度」というこれですけれども（資料を示しながら説明）、この24ページに個人カードを紛失した場合の連絡先としてコールセンターが上げられていますが、「平成27年4月3日現在、具体的な連絡先は未定」と記載されています。現在は紛失時に受け付けてくれるコールセンターは設置されたのでしょうか。設置されているのなら、電話番号等の連絡先を市民に早急に知らせる必要があるのではないのでしょうか。

また、まだ未設置の場合、置き忘れや紛失したときはどこに連絡したらよいでしょうか。あわせて、本市独自の取り組みとして本庁・支所とかに特別相談窓口を設置してはどうかと思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど議員さんがお持ちになりました本市の発行のパンフレットというのは、その「よくわかるマイナンバー制度」という黄色い表紙のものだと思います。その冊子につきましては、作成時期が9月のもので個人番号カードのコールセンターの番号が載っておりませんが、平成27年10月1日からコールセンターのほうが開設をされております。

個人番号カードのコールセンターのお問い合わせの番号、対応の時間等につきましては、既にお手元に配達をされました通知カードに同封をされております説明用のパンフレットに詳しくいろいろ載っておるんですが、その最終面に記載をされておりますので

ごらんいただきたいと思っております。

また、特別相談窓口の設置に関しましては、本庁の市民保険課の市民班、また香北・物部両支所の市民生活班のほうで、通知カード、個人番号カードに関する質問やご相談に現在も対応しておりますので、特に特別窓口としての設置は考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、特別相談窓口は特に必要ないということで現在の対応でいくということでしょうか。

その確認と、そしたら、置き忘れや紛失をしたときには、コールセンターに連絡をしてということにもなるかと思いますが、した場合には、まずはどこに連絡をしたらよいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 一応、先ほど申しました特別な窓口という部分についての設置は今考えておりません。

紛失したときの事務でございますが、通知カード、個人番号カードも紛失をしたときは再交付の申請をすることになりますが、番号を変える必要がある場合には、警察に紛失届を出した後、市役所に廃止届を出して再交付の手続を行うこととなります。

個人番号カードにつきましては、24時間365日受付の個人番号カードコールセンターというところへ電話をしますと、一時停止という措置をとることができます。一時停止中にもし見つかりましたら、一時停止解除届ということで復活をすることができます。

番号がもし盗難に遭ったとか、外で落としてそれが悪用されるかもしれないというときににつきましては、基本的に個人番号カードにつきましては、即カードコールセンターのほうに一時差し止めをしていただいて探す。探しても見つからないときには紛失届ということになりますが、基本的に紛失をしても、わからなくなったということと、盗難に遭った、それから外で落とされたというときと、ちょっと手続というかあれが違うと思いますが、一時的に悪用されるおそれがあるというときにはコールセンターのほうで一時停止の処置でとめていただいて、どうしても見つからないということでありましたら、警察署のほうに紛失届、遺失届を出していただいて、その後に市役所にこういう届をしたということで、その番号の廃止届を出していただいて再交付という形になります。

通知カードにつきましては、個人番号カードほどあれではないかもしれませんが、一時停止とか、カードでないのうちのほうに紛失届、それから再交付の届、もし悪用されるおそれがありましたら、新しい番号に再交付とかいう届になろうかと思いません。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 通知カードの場合は市役所に、それから個人番号カードの場合はコールセンターに連絡して一時停止という措置、それから、あと警察に届を出し

てということで、紛失届を出して市役所で廃止届ということで。そしたら、個人カードの場合は、まずはコールセンターに電話をして一時停止という措置をとるということですね、ちょっと確認ですけれども。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 1つあれですけど、どちらにつきましても番号を今の番号と新しい番号に、その番号はもう使われては困るということでありましたら、新しい番号の発行の請求ができますけれども、その請求の場合は通知カード、個人番号カード両方ともですが、警察のほうに遺失届というか紛失届を出していただいて、その事実をもって再発行の前に紛失届を出していただき、再発行の手続をとることになります。

それで、個人番号カードのほうにつきましては、基本的に一時差し止めというか停止の措置をとられるほうがいいと思いますし、そのようにしてくださいというようにパンフレットのほうにも説明が載っておるところです。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

そしたら、次の⑥の質問に移ります。

11月29日の地元紙に、「県内福祉現場混乱」との見出しで記事が掲載されていました。「他人に番号を教えるはいけません。」と広報され、12桁のマイナンバーの配布が始まりましたが、障害者施設等ではその対応に困っているという内容です。来年1月から福祉サービスの利用には番号の記載が必要となっている。身寄りもなく本人の判断能力も不十分な利用者もいて、施設は8人の通知カードを預かったままの状態、「他人の番号を施設が預かっていいのか」「できれば預かりたくない。でも、利用者のサービスが止まっても困る」「目の見えない人に代わって申請書に番号を代筆する行為はいいのか」など、現場で大きな問題になっている様子が掲載されていました。

また、介護保険関連の書類等にも番号の記載が必要と書いていますが、介護施設等では認知症の方など本人記入が難しい場合の取り扱いについて、情報漏えいした場合には罰則があることを恐れ、取り扱いに苦慮しているケースがあると聞いています。

番号受け取りの場面から噴出している疑問や不安、自分で情報を管理することが難しい認知症高齢者や、判断能力の不十分な方のマイナンバーの扱い等への対応策について、国から指導・通知等は来ているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の介護保険関連の書類には番号の記載が必要と聞いているが、介護保険施設等では認知症の方など本人記入が難しい場合の取り扱い等について国からの指導・通知があったかということに対してお答えいたします。

国からの指導・通知等については、現時点ではありません。香美市の介護被保険者が入所している施設での個人番号カードの受け取りに関しましては、現在のところ郵便局

から香美市への返送はない状況です。

ただ、県に確認をしましたところ、介護保険施設等で入所者のマイナンバーの保管や管理に苦慮していることは承知しておりまして、現時点で県の見解では、認知症などにより通知カードや個人番号カードの管理ができない入所者にかわって、施設が保管・管理することについては、施設と入所者との間で保管・管理に関する委任契約があれば可能との見解が国から示されているとのことです。また、委任契約ができない場合や各種申請等への代筆の取り扱いなどは、厚生労働省に早急に見解を示すように要請をしている状況とのことです。

県にも国からの通知等がまだ来てないとのことでありますので、今後の国からの見解を踏まえ、福祉施設や市町村などの関係機関に対して、情報提供や助言を行っていくとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。最後の質問です。

地域交通対策に関してお伺いいたします。

物部町では昨年4月から、交通空白地域を解消するためエリア型デマンドバスの運行が開始され、間もなく2年になろうとしています。この間の利用状況についてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 山崎議員のエリア型デマンドバスについてのご質問にお答えいたします。

物部地区エリア型デマンドバスの利用状況は、平成26年度の年間利用者数が延べ1,103人、平成27年度につきましては、4月から9月の半年間ではございますが、延べ514人となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 利用状況をお聞きいたしました。

②の質問に移ります。

私はこの地域を訪問する中で、デマンドバス導入に関して喜びの声をたくさんお聞きいたしまして、これまでの議会でもお伝えしてきたところですが、あわせて改善の要望などもお聞きし、その都度担当課のほうにも報告をしてきました。これまでに新規路線の導入や路線の延長、停留所の追加など改善されました。

しかし、利用されておられる方々の中には、まだまだ改善を望む声があります。市民の要望等にきめ細かい対応をするためには、導入後の検証を毎年度ということを書きましたけれども、2年に1回とか、そういう形でもいいかと思うんですけれども、そうした導入後の検証を実施するなどの手だてが必要ではないでしょうか。

デマンドバス導入後、運行事業者や利用者への聞き取り調査などは行われているのでしょうか。いつ、どのような形で何度実施されたのかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

一人一人の利用者の皆さんへの直接のお聞き取りはまだ実施できておりませんが、ご質問にありますように喜んでいただいていると認識しております。

顔なじみの運行事業者へは利用者からの声も上がってきますので、運行における問題点なども合わせてご報告もいただいておりますし、直接、あるいは山崎議員にもご協力をいただいておりますように、間接にも要望等をいただいております。利用者や自治会からの要望や意見が寄せられましたら、その都度、現地調査を行い、聞き取りや協議の上、現在までに路線の延伸が1カ所、並びに乗降場所の追加が6カ所というように改善を図ってまいっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 運行事業者からの聞き取りとか、その都度、自治会のほうからもということでお聞きをしたんですけども。やはり利用者の声を直接聞くっていうこともすごく大事だと思います。実際に上がってこない声なんかも、こういうところが不便やけど、こういうふうにしたらもっと乗りやすくなるがというようなことも、細かいところもあろうかと思えます。それが全部改善につながっていくということではないかと思えますが、そうしたちょっとしたことで改善できる部分もあろうかと思えますので、この地域交通を市民のために、よりよい制度にすることを目的にして定期的に検証をしていくと、市民への聞き取りなどもしていくというような考えは、そういうお考えはどうでしょうか、見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

寄せられるご意見、ご要望などには、今後もできる限りお答えしていきたいと考えております。また、今後時期を捉え、利用者へのアンケートや聞き取りを行うなどにより、より利用しやすいデマンドバスにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 今後はアンケートなどということでお話をいただきました。というのは来年度ですかね、土佐山田町のほうにもこのデマンドバス、あるいはタクシーか、そういったのを導入していくわけですけども、以前、課長もおっしゃったように、やはりその課題の明確化と検証をして、その中に運行事業者や地域住民への聞き取り調査なども行いながらということも答弁をされておりますので、やはり市民に喜ばれる、市民のためのよりよい制度という観点で、私はこの質問をさせていただきまし

た。

それで、③ですけれども、来年度は土佐山田町曾我部川、東川地区や有谷、佐竹地区などへデマンド式乗り合いタクシー、これは地域交通対策検討委員会での最終答弁では、デマンド式乗り合いタクシーの導入ということで提案がされていたわけですが、この導入を検討することを来年聞いておりますけれども、協議の進捗状況をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

土佐山田北部地域の交通対策につきましては、物部の実績を踏まえてデマンドバス方式ということで、来年度秋からの運行を目指して準備をしております。現在、導入地域の選択、現地調査に基づく路線の構成、対象地域住民への訪問による聞き取り調査が終了した段階で、この調査結果をもとにできるだけ合理的な運行計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 聞き取り調査をされたということですが、住民の方々は聞き取り調査の中でどういったやりとりというか、希望とか要望とか、そういうものとか、こうしてもらいたいとかというのひょっと出たんじゃないかと思いますが、ひょっと可能であれば市民の声っていうのはどういうもんやったか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 全てのお答えをちょっと把握しておるわけではございませんが、やはり路線バスが通っていない地域の方を中心にお聞きしましたので、やはり通院とか買い物で利用したいので、早く導入してほしいという声のほうが多かったように聞いております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 通院とか買い物、早く導入してほしいというそういう声があったということです、できるだけ早く、また香北のほうにも空白地域がありますので、取り組んでいただくことを求めまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 質問に入ります前に通告の訂正をお願いします。

6ページの3、電気柵の安全対策、2行目、「全国的約」とありますが、この「的」を削除してください。よろしくお願ひします。おなかも張って睡魔が襲っていますが、よろしくお願ひします。

16番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、低学年で拡大傾向にあり全国的に心配されています、いじめ問題についてお尋ねいたします。

全国の国公私立の小学校が2014年度、平成26年度に把握したいじめが、前年度から3,973件増の12万2,721件で過去最多だったことが、去る10月末、文部科学省の問題行動調査でわかったとの報道がございました。高知県内の把握件数は前年度比176件増、過去10年で最多の716件、校種別では小学校39件増の222件、中学校では10件増の321件、あと173件は高校、特別支援学校だったようでございます。

また、今回の問題行動調査では、全国の小学校で起きた児童の暴力行為の発生数は、前年度比572件増の1万1,468件で、こちらも過去最多を更新しています。全国の調査ではありますが、中学校の暴力行為は前年度比4,563件減の3万5,683件で、学校の荒廃の低年齢化が浮き彫りになり危惧されているところでございます。

以上のことから、1点目として、本市の問題行動件数は小学校、中学校、それぞれ何件でしょうか、減少していることを望みお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 比与森議員の本市の問題行動は小学校、中学校それぞれ何件あるのかの質問にお答えしたいと思います。

昨年度末、文部科学省へ提出した平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果では、香美市の問題行動数は、平成25年度と比較して暴力行為は減少しています。県は全国平均を上回る状況で推移していますが、香美市は減少傾向にあります。数値は次のとおりで、発生件数は21件、うち小学校は2件、中学校は19件、前年度より3件減少しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 減少しているということで、日ごろの学校の取り組みも非常に精力的に行われているということは自分も十分承知しております。

②です。小学校の暴力行為は1997年度、平成9年度から2005年度、平成17年度には2,000件前後だったものが、その後増加が続き、2年前には1万件を突破、急増しています。同じ児童が問題を繰り返す傾向が見られるようです。文部科学省では、情報の共有が進み認知件数がふえた面もあるが、貧困などが原因で家庭のしつけが不十分な子どもがふえていると分析もされています。

児童生徒の問題行動について、原因をどのように分析し課題をどのように捉えているのかお尋ねします。また、先ほど件数はお聞きしましたが、1人の子が何回もするのか、それとも1人が1件でこの数字が出たのか、わかれば一緒にお答え願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えいたします。

問題行動の原因考察のために暴力行為の内訳を見てみると、小学校の2件は児童間で発生しています。中学校19件の内容は対教師9件、そして、生徒間が6件、それ以外の対人暴力が1件、器物破損が3件となっております。

問題行動の背景にはさまざまな原因が考えられますが、香美市の子どもたちは自尊心が低い傾向にあり、自信が持てず失敗をおそれずに挑戦するということが苦手です。また、家庭支援が必要な子どもや愛着障害の傾向が見られる児童生徒も少なくありません。自分の気持ちがほかの者に理解してもらえなくて、やはりそのしんどさがあり、自信のなさは問題行動の原因として大きなウエートを占めるものと分析します。

ほかの者を理解しづらい子どもや、コミュニケーション力が未熟な子どもが多いことが香美市の課題と捉え、次の手だてを打っています。自尊心を高め自信を持たせるために、お互いのよいところを見つけるポジティブフォーカスや、お互いを認め合ったりほめたりするボイスシャワーを推奨しています。さらにコミュニケーションスキルを向上させるためのソーシャルスキルトレーニングや、ほかの者の理解につながる仲間づくりを短時間で仕組む構成的グループエンカウンターの教職員研修を、教育研究所を中心とした教職員研修会で継続的に行っています。この取り組みは不登校、長期欠席児童生徒及び出現率の減少にもつながっています。

そして、同じお子さんがやってる、問題行動を起こしてるがは、中に確かにいます。数件はあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よくわかりました。

1つちょっと気になったんですが、中学校での先生に対する暴力が9件言いましたかね。この辺はやっぱり、先ほど説明のあったような自尊心の欠如というか、そういう部分であるのか。自分らのときのことを言えばあれですけど、ほとんどの男性がそうだったと思いますけど、1回や2回は先生に殴られた経験がありますけど。そういうことは今許される時代じゃありませんが、中学校の教員に対しての暴力をもう少し、ただ、その自尊心だけでなくどういうところに原因があるか、わかればお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えいたします。

その件につきましては、やはり発達障害のお子さんとか、障害を持たれたお子さんも中に含まれています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③に移ります。

次に、文部科学省の学校基本調査によりますと、2014年、平成26年度に病気や

経済的理由以外で年間30日以上欠席した不登校の児童・生徒数は、前年度より3,285人増の12万2,902人であることがわかりました。小学校では、1,691人増の2万5,866人で全児童の0.39%、255人に1人と過去最高となっています。本市にあってはふれんどる一むの先生方が親身になって児童・生徒、そして保護者の方々とも向き合った指導に尽力されていると理解をしています。文部科学省は増加の原因を詳しく調べる方針のようですが、子どもを無理に登校させずフリースクールなどに通学させるなど、選択肢が広がる傾向にあることも一因としてあるのではないかと、そのようにも述べているようでございます。

本市の不登校児童・生徒数は何人で、その割合は全体の何%になるのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えいたします。

平成26年度の本市の不登校児童・生徒数は、小学校で9名で前年度より5名減少しています。出現率は0.81%。中学校は27名で前年度より6名減少し、出現率は4.89%になっています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 規模が少ないので、人数9名、27名。そうかなと思いますが、%で見ると全国的からするとかなり高いという認識でいいのでしょうか、お答え願います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） そうですね。規模的には人数と割合に比べて高いとは思っています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それと、これは校長先生の判断になるかと思えますけど、ふれんどる一むは通学とは言わんと思えますけど、出席扱いはどっちの扱いになっているのか。また、何人いるのかわかれば。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 出席の扱いについてお答えをします。

校簿が2種類ありまして、いわゆる出席簿、学校へ出席したことを記入する出席簿については、学校に行っていなければ欠席扱いになります。もう一つ、指導要録という指導した経過、指導した内容を書くそういう書類がありますが、高校のほうに送られていたりするそういう書類ですけれども、これについては出席扱いということになります。ふれんどる一むは公的な機関ですので、出席扱いにできます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ちょっと確認させていただきます。

出席扱いになるということは、中学生の場合でしたら出席扱いですので、高校進学の場合には出席として高校受験が可能ということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） どの子どもさんも高校受験はできるのですけれども、ということかという、そのときに出席扱いになっているということで、家にこもってなくて外に出ていける力強い子どもさんになっているという、そういうこともその数値で見えるわけですので、高校へ行ったときにそれをばねにして、高校生活が送れるというふうなことにもつながると思います。これ全国でそういう扱いに決まっています、そういうふうに行っています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 最後に④です。

先ほども述べましたように、本市にあってはふれんどる一むがその対応に尽力されていることは承知しています。今後の課題をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 今後の課題ということでお答えします。

高知県も全国も中学生の不登校は高どまりの傾向にあり、学年が上がるにつれて増加する現象になっています。その中で香美市の不登校児童生徒数、出現率は、ここ3年間減少してきているとはいえ36名の不登校児童生徒がいる現実、非常に危機感を持って取り組んでいくべきだと思っております。

不登校の背景、要因は個々の児童生徒により異なりますが、重要なのは、登校を渋ったり遅刻が見られるようになったりするといった児童生徒の心の状態や、学級の状況を把握するためのQ-Uアンケートの活用や学校生活アンケートを活用して、温かい学級づくりに継続して取り組んでいくことだと考えています。香美市では全ての学校でQ-Uアンケートを年に2回実施して、児童生徒の状況を把握しています。また、発達障害等の二次障害に起因する不登校が少なくないため、特別支援教育には重点的に取り組んでいます。すぐに学校へ行けない子どもたちは、教育支援センター（ふれんどる一む）でエネルギーを充電し、段階を追って学校復帰に向かえるようにしています。

さらに、子育てに悩む保護者もふえていることから、平日だけでなく土曜日に相談できるスクールカウンセラーを配置したり、家庭と学校の連携役を担うスクールソーシャルワーカーを増員したり、支援を要する児童生徒のニーズに合わせた個別対応のために、教育支援員を増員して取り組んできました。その成果が少しずつ見え始めています。

香美市の不登校児童生徒数、出現率は年々減少してはいますが、高知県や全国と比較するとまだ非常に高い出現率です。今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な見立てや、それを踏まえたきめ細やかな教育支援を充実させていく必要があります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それでは、次の質問のほうに移ります。

2項目め、消防設備点検について、質問します。

会計検査院が高知県を含む20府県616市町村の公立小中学校、1万2,537校のうち8,408校を抽出して実施した、消防設備点検の調査結果が10月27日の高知新聞に掲載されました。

記事によりますと、「3,000校余りで、消火設備の劣化や一部の自動火災報知機が動かないなどの問題が見つかったのに、修繕や交換をしていないケースがあった」そして、点検後3年以上放置されていたケースもあったようでございます。

新聞記事を少し紹介しますと、「火災報知機や煙感知器の一部の不作動、避難はしごのさび付き、屋内消防設備の劣化といった問題が合計で延べ約4万8,000件見つかった。しかし、このうち353市町村の3,392校で見つかった延べ約1万8,000件は、昨年春までに修繕などがなされておらず、延べ6,670件は3年以上放置されていた。」という記事の内容でございました。

本市にあっては、小中学校を含めて市が管理します施設の耐震対策は、適切に順次進められていると理解しています。こうした中で消防設備のふぐあいなどはあってはならないことだと思いますし、ふぐあいなどの不備がないことを信じ順次お尋ねいたします。

①、本市の小中学校の消防設備点検は、いつごろどれくらいの間隔で誰が責任者として実施されているのか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 比与森光俊議員の本市の小中学校の消防設備点検はどのように実施されているかというご質問にお答えいたします。

小中学校12施設の消防設備点検は、年2回の機器点検と年1回の総合点検を消防設備士等の有資格者に委託し、点検を実施した後、消防法第17条の3の3に基づき、消防長に対し点検結果実施報告書を提出し、報告しています。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 完璧で何も言うことがないように思いますので、②に行きます。

本市では適正に点検が実施されているということを聞きました。消防設備等の劣化、ふぐあいも恐らくないと思いますが、新聞報道にありました会計検査院の調査対象となった小中学校は本市にはあったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） その会計検査の詳細については管財課のほうではちょっと不明ですので、お答えは控えさせていただきます。

- 議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。
- 16番（比与森光俊君） 教育委員会のほうで件数だけでも何件あったのか。
- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

（16番、比与森光俊君、自席から「両方」と発言する）

- 教育振興課長（前田哲夫君） お答えいたします。

3件ありました。楠目小学校と繁藤小中学校、大栃小学校の3校あります。

対応としましては、大栃小学校のほうは、避難はしごの不良により避難シューターを平成27年3月に設置しています。そして、楠目小学校は、防火扉の閉鎖不良で平成27年5月に修繕しています。そして、繁藤小中学校の1階の防火シャッターにおきましては、平成27年6月に修繕しています。

なお、繁藤小中学校の3階の防火シャッターにつきましては、9月補正で予算化しましたので、早急に修繕を行うようにしています。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

- 16番（比与森光俊君） ③です。

小中学校の点検についてお伺いしましたが、市役所本庁・支所、また保育園、図書館、中央公民館やスタジアム等、本市が管理します施設の消防設備点検は正しく実施されているのか、現状をお尋ねいたします。

- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

- 管財課長（柳本隆司君） 市が管理する防火対象物は全部で92施設あります。小中学校と同様に年2回の機器点検、年1回の総合点検を適切に実施しております。

以上でございます。

- 議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

- 16番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

この④につきましては、これまでの質問で消防署が適切に管理して報告されているということですので、④を消防長、一言ある？

そしたら、今後の消防署としてますますの厳格な点検に対する取り組みについて、ご意見をお伺いいたしたいと思います。

- 議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

- 消防長（寺田 潔君） 比与森光俊議員の本市施設の点検に消防署は全く関与していないかのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたように、消防用設備の点検は消防法第17条の3の3の規定により、防火対象物の関係者は、消防用設備等について、定期的に点検を実施し、その結果を消防長または消防署長に報告しなければならないとされております。消防本部では、防火対象物の関係者から提出された消防用設備等点検結果報告書を確認し、重大な不備や不備事項が改善されず放置されている場合につきましては、必要に応じ消防査

察を実施するなどして改善するよう指導しており、本市施設についても同様でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君

○16番（比与森光俊君） 消防用設備の⑤です。

今回の一般質問、これまで消防設備の劣化に限定して質問をさせていただきました。それぞれ適切に管理されているというふうに受け取ったところですが、小中学校では建築基準法に基づき原則として3年に一度は校舎の外壁や教室の天井の劣化などを調べる施設点検を実施しなければならないと思います。建築基準法に基づく点検も適切に実施されていない市町村が多数あり、実施して不備が見つかった問題箇所を修繕しない放置のままの自治体も2万数件あるようでございます。消防設備にしろ、建物そのものにしろ、児童生徒が長い時間過ごす施設にあって、その安全対策は完璧に確保されるべきだと思います。

以上を述べまして、最後の質問です。

本市の今後の管理、これまでも適切に管理されてることはお伺いしましたが、今後の対応についての見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 消防設備に限定してお答えさせていただきます。

今後とも適切に法定点検を実施しまして、消防の用に供する施設、消防活動上必要な施設の設置及び維持、火災の予防に必要な設備の維持管理に努め、生命及び財産を火災から保護するとともに、被害の軽減を図るように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 質問事項、3点目です。電気柵の安全対策について、お尋ねいたします。

今年7月19日、静岡県西伊豆で川遊びをしていた家族連れ7人が、土手に設置されていた電気柵が原因で感電し、うち2人が死亡する痛ましい事故が発生しました。これは皆様もご存じのとおりだと思います。電気柵は所有者の男性の自作のため安全装置がなく、自宅の納屋の100ボルトのコンセントから電気を引き440ボルトまで電圧が上げられる、変圧器を通して電気を流す構造であったようでございます。

農林水産省ではこの静岡県での事故を受け、全国で約10万カ所の緊急点検を実施しています。点検の結果は7,090カ所で安全対策が不十分との結果であったようです。不適切事例の内訳は、危険表示なし6,713件、漏電遮断器の未設置606件、適切な電源装置の不使用22件、電源スイッチの未設置49件で、1カ所で複数の不適切事例もあったようでございます。

以上のことから、①、本市には何カ所で電気柵が設置されているのか、お尋ねいたし

ます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 比与森議員の電気柵の件数についてでございますが、現在データが残っております平成20年度以降、市の事業を用いて設置されております電気柵は、市内で176カ所となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 市の事業の関係で、補助事業ということで市が176カ所を把握していると、この静岡県のように個人の方が自分で柵の部品などを購入して設置している事例は、ないとは言えないということではよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 市としては把握はしておりません。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②です。

電気柵を扱う業者でつくる日本電気柵協議会の宮脇課長は、静岡県の感電事故で使われたものは、電線を家電用電源に直接接続されていることから「電気柵とは呼べない。違法通電柵であり法律違反だ」と指摘されています。本市に設置されている電気柵の安全対策は万全でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

市の事業で設置してござりまする電気柵、いわゆる有害鳥獣の防止柵等につきましては、当然、漏電防止装置、また警告板等をきちっと設置をしておるものでございます。全箇所に通電を含みます現地の検査も、2名体制で現在市のほうで行っておりますので、機器の設置について、動作確認については安全であると考えておるところでございます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③に移ります。

電気柵の設置については、行政機関への届け出義務がなく、安全対策や点検は設置者に任されていると思います。先ほど、これまでの答弁で補助事業等で市がほとんどを掌握してるといことはお伺いしましたが、届け出の必要性がなく安全対策も設置者任せであることから、インターネットで電気柵のパーツ等を手軽に購入できることもあり、全ての設置の現状はなかなか正確に把握することは困難ではないかと思うところがございます。

以上のことから正確な把握、そして設置されている電気柵の安全対策について、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回の事故のように違法に設置されているものというの、なかなかつかみようのないところでございます。ただ、正規に設置されてます電気柵につきましては、警告板や漏電遮断器を当然セットとして設置されているものがございますので、もしそのようなものがない電気柵を見かけられるようなことがありましたら、すぐ市のほうに連絡もいただきたいと思っております。また、うちの職員が2名体制で現地の検査を行っておりますが、そのときに道路から見える範囲内等で電気柵等があれば、全てもう目視で確認をしておりますので、そういうふうな形であればほぼいいかなと、大丈夫かなと考えておるところでございます。

ただ、いわゆる違法なもの、これにつきましては非常に把握は難しいというふうな形でございますが、現在、市のほうでは6分の5から2分の1の補助を行っておりますので、皆さん設置される時は当然そういうふうな補助をいただきたいということで申請をいただいておりますので、延長が長いとなかなか高価なものになってくる場合がございますので、補助事業のほうを積極的に使っていただいているというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よくわかりました。

提案といいますか今後の対策になります。素人考えで申しわけございません。今後、香美市として電気柵設置に条例を制定するとか、また、安全対策の啓発といいますか、それが個人で部品を購入した電気柵であっても必ず報告する、義務づけるといったような条例制定などの対策は、今後考えられないのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 上位法に届け出の義務がない限り、条例でくくるというのは不可能になっております。香美市の場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び同施行規則に係る事務でやっておるわけでございますが、平成12年に県からの移譲ということで市のほうでやっておる事務でございます。これに伴いまして、細則・要綱等を定めまして、現在運用しているところでございます。

特に市独自の事業の組み立て等もないことから条例化は必要ないと考えておるところでございますけれども、今後とも安全への啓発、また鳥獣害被害はいまだに減少、若干の減少はありますけれども大きな減少はありませんので、今後ともその事業の推進も図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時29分 休憩）

(午後 2時39分 再開)

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

議長を交代いたします。

次に、8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、自由クラブの小松紀夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答で質問をさせていただきます。

本市はこのたび、「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をいたしました。市の人口減少を抑え、2060年時点で1万9,400人を保つことを目指すとされておりまして、基本目標や具体的な施策が記されております。

具体的な施策の中には継続事業と新規事業がございます。継続事業につきましても、もちろん必要不可欠ではございますけれども、国の地方創生の考え方として「人口減少・超高齢化社会」という課題に対して、自治体の創意工夫による積極的な取り組みに手厚い支援を行うと明言しておりますところから、本市独自の新規事業が総合戦略の中にいかに盛り込まれているかが重要と考えるところでございます。

その観点から、総合戦略に盛り込まれております新規事業に着目をし、基本目標ごとにお伺いをしていきます。

まず①といたしまして、基本目標1の「地域に根差した産業を振興し、安定した雇用を創出する」の中の新規事業につきまして、順次お伺いします。

まず、林業、製材業、建設業等、市内木材関連産業の活性化を図ると同時に、香美市への定住を促すことを目的としております、木材住宅支援事業につきましてお伺いをいたします。

開会初日の市長の諸般の報告によりますと、10月末現在で3件の申請があり、問い合わせも数件あるとのことでしたが、現時点において実績についてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 小松議員の木材住宅支援事業について現時点での実績でございますが、諸般の報告で市長から報告していただきましたとおり3件申請がございまして、現在あと5件の問い合わせをいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） この木材住宅支援事業につきましては、市長の肝いりの事業であるというふうに認識をしておるところでございます。

この事業のKPI（重要業績評価指標）につきましては、5年間で50件を達成ということでございます。今お聞きをいたしますと、3件の申請があつて残り5件が来てるということで、合計今8件ということでございますが、この5年間で50件を達成する

ために、今後どのような取り組みが必要と考えておられますかお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この事業を組み立てるときに、実は建設課への年間の建築確認の件数が約100件ございました。そのときに、木材を使ったプレハブ以外の住宅について1件もしくは2件程度であったということございまして、この市内の木材を使った住宅を建てていただくということで、まず初年度、平成27年度は10件、せめて100件のうちの10%は何とか確保したいということで、10件と定めたものでございます。また、平成28年度につきましては15件、そして平成29年度、一応3カ年の事業という組み立てをしておりますので、その平成29年度で25件で合計50件というふうな計画に基づいて進めておるところでございます。

ただ、事業の初年度でもあり、また周知がまだまだ足りないと考えておきまして、今後そういうふうな事業の周知を図るべく、宣伝費等を予算の要望もしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 有利な補助事業でございますし、木材を使うということは本市にとっても非常にいいことでございますので、周知のほうもしっかりとしていただきたいというふうに申し上げておきます。

次に移りますが、この木材住宅支援事業につきまして、来年度以降の事業展開として増改築も含めた案について審議中のことでございますけれども、現時点での審議状況につきまして、お答えができる範囲でお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

実は県のこうち木の住まいづくり助成事業には増改築が含まれておきまして、当初からその増改築についてはどうするかという検討もしていただきました。その中で、一番最初の年度であります今年度、平成27年度につきましては、まずは新築をということでやっていただきました。それで、来年度以降につきましては、この増改築も含めた事業となるべく、現在検討していただいているところでございます。

また、これに加えまして、当初3年度というふうな3カ年としておりました事業年度、これにつきましても延長もあわせてご審議をいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） わかりました。

次に、木質バイオマス有効利用促進事業につきまして、これは発電施設への未利用材の運搬支援を推進するとされております。現時点での供給状況と今後の取り組みについ

てお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

高知市の仁井田にあります「土佐グリーンパワー」こちらへ木材を持ち込んでいただくわけですが、こちらの木材の供給の計画といたしまして年間七、八万トンを用意するところですが、まだ稼働がこの4月からでございますので年間の実績等は上がっておりませんが、現時点での木材供給は大幅に不足しておることによりまして、現在チップを購入して、それを燃やして発電をしているというふうな状況でございます。香美市からは、本年4月から10月末までの7カ月間におきまして、両森林組合から約5,800トンの供給を行っておるところでございます。

ただ今後、やはり先ほどお話ししましたように、木材供給を安定化さすということが最も課題でございます。平成27年度、今年度の事業でコンテナ付きのダンプトラックを1台、補助金といたしまして1,050万円ぐらいでございますけれども、そのコンテナ付きのダンプトラック、バイオマス用の枝葉とか端材を運ぶべくコンテナ付きのダンプトラックでございます。これの購入補助と、来年度は平成28年度にコンテナのみ、このコンテナ付きのダンプトラックは、コンテナが分離ができる部分でございますので、コンテナだけを山に置くことによって、そこに端材とかそういうふうな材を直接入れていくことができる。ダンプトラックが帰って来ますと、コンテナの入れかえによって、すぐにまたバイヤーのほうへ運ぶことができるというふうなコンテナ付きのダンプトラックでございますので、そちらのほうで運送体制の充実を図っていきたく考えるところでございます。

ちなみに、物部森林組合のほうにはそちらのコンテナ付きのダンプトラックが既にありますので、今回の補助につきましては香美森林組合のほうに、補助事業として買っていただくというふうな形を考えておるところでございます。

ただ、高知県の木材供給計画におきましては、この高知市仁井田の発電施設には、東は東洋町から西は高幡地域の森林区域まで、そういうふうな形での木材供給が計画をされておるところでございます。西の宿毛市にあります同じくバイオマス発電施設は、そこから西の部分を含めて持つというふうな、若干、高幡地域で円が重なってはおりますけれども、そういう事業計画になっております。

ただ、その木材供給は、先ほどからお話ししておりますようにまだまだこれからといったところでございます。今後一層、間伐等の森林整備に努めていくと、進めていくということが最も必要であると考えております。そこから発生する発電用の木材の供給を安定化させていきたく考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 運搬支援のために平成27年度はコンテナ付きダンプ1,0

50万円の補助を出したと、まだまだ不足しているのでさらなる間伐の推進ということですが。このコンテナつきダンプ以外に今後どのような補助なり支援を考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 全体的なお話になりますけれども、産業振興課長になりましてまず感じたことは、農業に関しては一定の補助事業、補助メニューがたくさん用意をされているけれども、林業に関してなかなかそういうふうな補助メニューがないと。非常に少ない、または手薄であるといったところから、今回はこのグリーンパワーに対しての木材の供給ということで、コンテナつきのダンプトラック等を補助をいたしますが。

それ以外には林業後継者育成支援事業、後継者に対しまして、農業のほうですと新しい新規就農者に対しましては年間150万円というふうな形で補助、実際の生活的な補助というやつが組まれております。済みません。1カ月15万円ですから、年間180万円ですね。というふうな形で5カ年間の補助が組まれておりますが、林業のほうには緑の雇用での研修の部分のみでございまして、生活の基盤に対しての補助がないということで提案をさせていただきまして、国の補正、昨年度いただきましたがそこから捻出をしていただきまして、林業への新規従事者に対して一定の補助、同様の補助をしていくと。ただ、これにつきましては、香美市内に本社もしくは本店を構える事業所の雇用する職員の方に対して、その事業所に対しての補助というふうな形で組んでいるところでございます。

そのほかには、ストックヤード等の整備に伴いまして森林整備を行う班の拡充をしていただいたりとか、高性能林業機械を入れていただき省労力化を図っていただくとかさまざまな事業を組み立てながら、市域の87%を占めるこの森林をいかにしていくかというふうなところが、一つの大きな課題ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） よくわかりました。次に進みます。

次は、基本目標1の新規事業の最後は、空き家や空き店舗、または公共施設、これは休校となった小中学校等でございますが、その活用を検討したIT企業の誘致でございます。光通信を活用したこのIT企業の誘致について、どのような誘致活動を行っているのか。今後行っていこうとしているのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 光通信を活用したIT企業の誘致ということでございますが、さまざまな機会を捉えて通信インフラの整備状況を地域情報としてお伝えし、SNSなどを利用する移住希望者やIT関連企業誘致につながるような情報発信に努めております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） それでIT企業が誘致できるとは思えない。やはり何か優遇措置が、税制面であったり、事務所の賃貸料であったりを補助するであるとか。もちろん時限的でいいんですけど。何かなくて、ただ来てくださいと発信するだけではだめじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 誘致活動につきましては、そういった補助でありますとか有利な点での誘致活動については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） ではちょっと少しお伺いしますけれども、KPI、目標としての数値ですけれども、これが5年間で誘致企業が2件となっているんですが、1年365日やったら、それが5年間で2件というのは少し寂しい気がします。年間1件を目標にして、5年間で5件とかぐらいかなと思うんですが、ちょっと消極的だなと思うんですが。これが5年間で2件とした根拠、理由があればお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 誘致につきましては、なかなか簡単には進まないということで、5年で2件という数字を挙げさせていただいております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 2件が誘致できれば拍手を送りたいと、そういうふうに思います。次に移ります。

次に、基本目標2の「香美市への新しいひとの流れをつくる（移住定住推進）」でございますが、この中の新規事業についてお伺いをいたします。

まず、香美市を知って好きになってもらう、移住に関心を持ってもらう、そういう取り組みとして、シティプロモーションビデオ作成及び香美市の住み歩きマップ作成の進捗状況、並びにその活用方法についてお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

シティプロモーションビデオ作成の進捗状況につきましては、メインロケが終わり本編編集に入っております。納期の3月4日まではでき上がる予定でございます。

活用方法としましては、移住相談の際に香美市を紹介する、特に1分程度のCMスポットはそういう活用を行っていきたいと考えております。あと3分程度のダイジェスト版につきましては、総務省が関係省庁と連携し、全国の自治体と共同して構築しております移住応援サイトの「全国移住ナビ」の映像配信用となっております。また、10分

程度の本編がございますが、これにつきましては、移住希望者の方など香美市を詳しく知りたい方に見ていただく予定となっております。

次に、住み歩きマップでございますが、住み歩きマップは7月2日に契約し、構成案などの数回の協議を経て取材や撮影、執筆がほぼ終わり、現在デザインづくりを行っております。12月中には原案の確認を行う予定ですので、2月中には納品予定となっております。

今回の住み歩きマップにつきましては、「香北・物部編」ということで、昨年商工会が作成した「土佐山田編」とを加えて、まちの暮らしや魅力をお伝えすることができる内容となっておりますので、移住相談会や移住体験ツアーでお配りしたり、観光施設等に置かせていただいて、市内外に魅力を発信できるものとしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） それぞれ3月と2月には完成して、活用していくということでございますね。

では、次の質問に移っていきます。

次は、県外の住民を招いて本市の住環境などを体感してもらう、移住交流体験ツアーにつきまして、このツアーの実施後における参加者の反応、また、このツアーが移住につながったような事例があるかどうか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 移住体験ツアーについてお答えいたします。

まず、8月16日、日曜日の第1回のツアーにつきましては、大阪方面より5組8人の参加がございまして、大変好評をいただいております。次に11月7日土曜日の第2回目には、関東方面を中心に12組16人の参加がっており、その際も好評価をいただいております。

開催して日も浅いですので、ツアーの実施が即移住につながった事例はまだありませんが、1回目の体験ツアーに参加された方が2回目のツアーにも参加していただけたのか、11月のツアーの参加者の中には、香美市に好印象を持たれまして移住を真剣に考えておられる方もおいでますので、ツアーを開催するごとに着実に香美市ファンの獲得につながっておると考えております。

今後、よい空き家をなるべく多く見つけ、交流の機会をふやすことにより移住につながると確信しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） おおむね好評であって、今後、ツアーが移住につながるのではないかと、確信をしているということでございます。力強い答弁をいただきました。

それでは、次にNPO法人いなかみに委託をいたしました移住定住交流業務につきましては、移住者の受け入れ態勢の充実、また情報発信、そして相談や交流事業を行う、この移住体験ツアーなどもそうだと思うんですけども。そのほかに、このNPO法人いなかみの具体的な活動内容と移住実績がございましたら、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

NPO法人いなかみには、基本的に移住希望者の受け入れとサポートを担当していただいておりますが、その他具体的には、香美市のPRのための「いなかみライフ」を通じた香美市の総合的な情報発信、それとかパンフレットの作成。空き家バンクの現地案内でありますとかその後の相談。お試し移住体験住宅の管理、入居者のフォロー。都市部で行われる移住相談会への参加や誘致活動。なお、香美市立移住定住交流センターでの移住相談や交流事業等となっております。

いなかみの活動が移住につながった実績につきましては、11月末で6組7人となっております。なお、まちづくり推進課に相談があったものを含めると、14組24人となっております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 既に移住の実績も着実に上がっているというふうに感じました。

次に移りますが、移住定住が結構いろいろございまして、ちょっと勘違いしたりするときもあるんですけども、これはまた別の新規事業の1つで、香美市移住定住推進協議会がございまして。これと先ほどのNPO法人いなかみ、そして空き家バンク事業と移住定住を推進する担当課、この三者の連携、役割分担は移住定住を推進するためには極めて重要でございまして、三者が連携してうまく機能すれば、大きな成果が期待できるのではないかとこのように考えます。この三者の連携、役割分担はいかにとられているのか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、香美市は空き家調査を行い、空き家バンクへの登録など公的な業務を主体的に行っております。NPO法人につきましては、移住者受け入れに係る業務を主体的に行っております。ただ、もちろん担当課とNPOの間では常時情報共有を行いながら、移住体験ツアーや移住相談会、その他イベントなどは共同して行っております。

また、香美市移住定住推進協議会につきましては、移住定住対策と地域の担い手づくりについて官民協働で推進するために組織しておりまして、具体的には各団体が取り組んでおる仕事や子育て、観光などの事業について情報を共有し、NPO法人へつないでいくということから始めております。

移住希望者を移住、さらに定住に結びつけるためには、住まいや仕事、それから、地域環境や住民関係など多くの課題が発生いたしますので、課題解決のために行政だけではなく関係者が連携することにより、安心移住へつなげていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 大いに期待をしておりますので頑張ってください、そういうふうに思います。

次の質問に移ります。

次は、基本目標3「子どもを産み育てやすい環境をつくり、若い世代の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる」いわゆる子育て支援の充実でございますが、この基本目標3の中には、新規事業はございません。ということは、継続事業を実施することにより、KPI（重要業績評価指標）を達成できるというふうなお考えなのか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 小松議員の基本目標3に新規事業はないが、継続事業によりKPIが達成できる考えかとのご質問にお答えいたします。

総合戦略につきましては9月28日の審議会で決定され、同日、市長に答申書が提出されております。この策定作業の段階では、庁内に推進チーム、本部会を設置し、それぞれの施策について検討してきた中で、KPIが達成されると判断されたものでございます。

また、総合戦略については、毎年度PDCAにより見直していくことになっており、KPIが達成できないと判断された場合は、施策の見直しや新規事業の導入等についても検討し、KPIを達成していくこととなります。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 初年度は新規事業がなくてもKPI達成できるだろうというふうな判断、今後できなければ見直しをしていこうということですが。少しKPIに対する認識というか、考え方をお伺いしたいんですが。

民間企業、民間の会社であれば、当然業種によって形態は違っても、そういう数値目標というものはしっかりと設定をして、一丸となり、また個人的なノルマ的などころもありますでしょうけども、目標の数値に向かって全力で努力をしていくと。そして、その数値が達成できれば、それなりの対価をいただけるし、場合によっては役職が上がったりとかそういうこともあります。目標の数値を達成できなかった。そういう場合には、場合によっては減給であったりとか、降格人事であったりとか、最終的にはもうあしたから来なくていいよとか、これが民間でございまして、まあ公務員にはこういうことはございませんが。このたびの地方創生の事業に当たりましては、やはりそういう意識も

しっかり持たなくちゃいけないんじゃないかということで、こういうK P Iも設定し数値目標をしっかりと並べて、それに向かって頑張るといふふうな形になっているといふふうに思います。

このK P Iに関する意識について、できれば市長にご答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 小松議員の地方創生におけるK P Iのものの考え方はどうかということでございますけれども。

これまで行政の数値というものは、物事を表面的に捉えて開催回数であるとか、あるいは金額であるとか、そういうふうなものにやられてきたわけですけど。今回はやはり地域を創生していくという上では、明らかにそこで暮らしができる数値を求めているわけでありまして、そこにどれだけの仕事をつくるのか、どれだけの就労者をつくったのか、そういうことが大事になってくる。生きた数字を求められているわけでありまして、我々としては今までのような表面の数値だけを並べて終わるといふわけにはいかないと。当然そういうものをやる場合には、今言われましたように真剣さが伴うものだということがあります。地方創生は後へもう戻ることができない、これっきりですよといふつもりでやってくださいと、こういうことでありますから、そういう思いでしっかりと、出した数字については真剣に追求をしていくということでやってまいりたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 市長の力強い答弁をいただきましたので、次に移ります。

次は、基本目標4の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。（小さな拠点の形成）」でございます。

まず、将来の集落維持活性化に必要な仕組みづくりとして、新規事業である集落活動センター事業について、現在、設立を目指している地域があるのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 集落活動センター事業についてお答えいたします。

集落活動センター設立をするためには、地域住民が主体となり運営する必要があるため、地域の課題解決のために必要なこと、そしてお金を回す仕組みづくり、それから主体的に活動できる人材など、十分な事前協議が必要となっております。現在、数カ所で協議が行われ設立の可能性は探っておりますが、今のところ設立を目指すといふところまでは至っておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 設立を目指すまでには至っていないですけれども、数カ所で

協議は行われているということで、この集落活動センター設立を目指すとした場合には、この地域に対して迅速、円滑に設立ができるように、十分な情報提供や県と連携した支援というものが行われていくということが明記されておりますけれども。現在、そういうふうな協議の場で十分な情報提供等々を行ってこられましたでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 現在までさまざまな協議、あるいはワークショップ等も重ねてまいりましたが、現在、県の担当者とも情報共有を行っており、各地区の協議にも参加していただいております。県も力を入れている事業でありますので、今後も可能性のある地域へは県と連携をとりながら情報提供に努め、地域の課題解決に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） そのように努力をしていただきたいと申し添えておきます。次に移ります。

次に、若い時代を香美市で過ごして、地域の活性化につながるボランティア活動などを通じ、香美市の応援団として、継続的な協力を得ながら新しい自治の取り組みにつなげていく大学等地域活動支援事業、これにつきまして現在の大学生の活動拠点がございましたらお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市学生地域活動支援事業の活動拠点等についてお答えをいたします。

現在、平成27年度香美市学生地域活動支援事業費補助金を交付決定した事業は、高知工科大学、高知大学、高知県立大学の3大学3事業となっております。

まず、高知工科大学でございますが、活動地区は物部町神池で、実施団体名称ココイコ！プロジェクト、事業名称ココイコ！プロジェクト「かみいけキャリアデザイン構想2015」というもので、神池地区の魅力を全国に発信しつつ、学生・地域のキャリア形成と県内外からの職を目的とした移住を促進することを目指すことを目的として、地域でのイベント交流、ワークショップ、地域ベンチャーの3つの軸で事業展開を行うというものでございます。

次に、高知大学でございますが、団体名称は高知大学香美市映画制作委員会、事業名称は香美市映画制作事業で、内容は山田高校と連携し、香美市を舞台とした映画を制作・上映することにより、学生と市民の交流を促進させ、香美市の文化をPRするというものでございます。

次に、高知県立大学でございますが、団体名称TO THE NEXT、事業名称奥ものべ庄谷相・拓「暮らしとことば」復元・活性化プロジェクトで、物部町庄谷相、拓

の大正・昭和期の暮らし言葉を復元することによって、地域住民のアイデンティティーの確立を図るとともに、塩の道を初めとする観光資源の再発見を行い、観光ルートをさらに充実させ、地域活性化につなげるというものでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） この3つの大学の事業というのは、次年度以降も継続をしてやっていくというような事業でしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 一応、事業につきましては、単年度単年度ということになっております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） それでは、次の質問に移ります。

公共交通空白地の解消に向けた取り組みとして、新規事業に市営バス購入事業がございます。その中で、土佐山田町、香北町の交通空白地用にデマンドバスを購入とございますが、これ具体的な路線と運行開始予定についてお伺いをする予定でしたけれども、先ほどの山崎晃子議員の質問に対しまして、来年の秋に土佐山田町の北部に導入するように今から準備を、これから準備していくというふうなご答弁がございました。

実はもう少しスピード感を持って取り組んでいただきたいというのがありまして、それは交通弱者、交通手段を持たない方ももちろんなんですけれども、高齢のドライバーの方がおります。昨今、高齢者の交通事故が増加傾向でございまして、被害者になられる方もおりますけれども、中には加害者になられる方も新聞紙上でもよく見かけるところでございまして、加害者になっても非常に辛い状況になるわけでございます。ただ、中山間に暮らされる高齢のドライバーの方に「もう乗られんぞ」という話はなかなか、利便性から言っても難しい。だから精いっぱい公共交通、デマンドバスを早く充実させていただきたい。そうすることによって、高齢のドライバーの方がデマンドバスを利用する、そっちにシフトしようということで、高齢ドライバーが加害者になるリスクが随分下がってくるのではないかと。そういう思いもあって、もう少しスピード感を持った取り組みができないものかというふうに感じます。ご見解をお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 小松議員のおっしゃるとおり、山間地では車がないと大変不便な方がおいでだと思います。利用形態としまして、バスとなりますと大きな荷物等は運べないわけですが、買い物とか通院とかには利用可能だと思いますので、できるだけ早い導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○ 8 番（小松紀夫君） 精いっぱいスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います
し添えまして、次の質問に移ります。

ここまで、「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にございます新規事業について、
全て網羅をしてお聞きをいたしました。そこで、香美市まち・ひと・しごと創生総
合戦略に対する市長のご見解をお伺いをいたします。

○ 副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○ 市長（法光院晶一君） この地方創生については、去年の1月4日でありましたけ
れども、まだ正月気分の残る中で、国において全国の都道府県の代表者を集めて、各省
庁の担当者が説明会を開きました。この内容を見て私がまず思ったのは、これは本当に
急がなきゃならないと、早いほうが勝つんだというふうに思いました。それから、早く
やったほうがやはり応援をしていただけるという思いがしました。

この総合戦略人口ビジョン、大変な作業になりますけれども、その総合戦略について
は、ちょっと今思えばむちゃくちゃですけれども、平成27年の3月の末までにつくっ
てほしいと、こういうことで担当者、課長を集めて話をさせていただきました。そのと
き国は平成28年の3月末までにつくれということでしたので、1年前倒しというちょ
っとめっちゃくちゃなことを指示をしようとしたわけですけれども、結果的にはこの総合
戦略の概要版を3月末までにつくっていただきました。

結果、大変急いでいただいたわけで、関係者の皆さんとか職員の皆さんにも大変ご苦
労をおかけしました。厳しいスケジュールの中で後から知ったんですけども、体調が悪
いのを押して頑張ってくれた方もあったようで、大変申しわけなく思うと同時に、よく
頑張ってくれたということで感謝をいたしております。私の言葉がその方に届けばいい
わけですけれども、届くかどうかわかりませんが、私は大変感謝をいたしております。

県もやはり急いでつくりました、9月に。私たちは9月28日に答申をいただきました
が。

その中でも、まちづくり委員会が30名、何度もお話ししましたけど、その30名に
半数以上の方が手を挙げて公募で参加をいただいたということ。これは、まちづくりを
進めていく上で、非常に私にも励みになりましたし、本当に力になりました。今もまだ
頑張っていていただきますので、本当にありがたいというふうに思ってますし、この
策定をしていく上で中学生にもアンケートをとろうと、将来のこのまちを支えていく人
たちの声も聞こうと、この発想も大変すばらしかったし、協力してくださったことも大
変ありがたかったと思います。

それから、市の出身の識者の方、それから各界の方にご協力いただきまして、この私
たちの総合戦略人口ビジョンについてご意見をいただいた。こういうことも初めてであ
りましたけど、快く本当にお忙しい中を時間を割いていただいて、詳しく、そしていろ
んなアイデアを出していただきました。そうしてできた総合戦略人口ビジョンでござい
ますので、私としてはしっかりと受けとめて、必ず成果を見るように頑張らなければな

らないというふうに思っております。

関係者の皆さん、担当の職員の協力で、おかげさまで前倒しの経済刺激の事業もできました。これはやったところだけしかやれないんじゃないかなというふうに思ってたんですけども、国も最後はみんなに広げたということで、ちょっとそこは私としてはもくろみ違いましたけれども、前倒しの事業もできましたし、事実上4月から事業がスタートしてきておりますので、一層パワーアップして頑張ってもらえると、そういう決意でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 市長の見解をお伺いをいたしました。

総合戦略につきましては、自治体が人口ビジョンを作成して、人口増のための政策を自力で立案するとされております。また、政策の原則の中に、「地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する」とございます。

このたび、本市の総合戦略につきまして、人口増のための政策を自力でいかに立案をされているのか。また、自主的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組まれているのか。私の感想は、よくはできておりますが新規事業については少し弱い、やや物足りないという感想でございます。

そこで次の質問です。

新規事業は、先ほど質問したものが全てでございますけれども、事業を推進するに当たっては、先ほど企画財政課長が申されたように、PDCAサイクルを活用して必要に応じて見直しをしていく、そういうこととなっております。今後、新たな事業の展開も必要であるというふうに考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 先ほどもお話をしましたように、急いでいただいた計画といたしますか総合戦略でございますので、手直しについては躊躇はしてはいけないというふうに考えております。厳しいご意見であっても総合戦略の充実のためには、積極的に受けとめる姿勢を崩さないという立場でやっていきたいというふうに思っています。

今、人口減少化の時代について、地方や農山村にとってはこれはチャンスなんだという考え方もあります。また、新たな価値を創造しなければならない、ものづくりは大切なんだと、そういう考え方もあります。したがって、今後このような観点から、事業提起をしていただける部分もあろうかと思えます。行政もそういう部分で積極的に新しい事業を入れていかなければならないというふうに思っておりますので、このPDCAサイクルを機動させ続けてやると。秋になったらこれをやる、夏になったらこれをやる、春になったらこれをやるとそういうふうな形ではなくて、常にもういつの時点でもチェックをしてやっていくという、そういう機動性をこれからは求めてまいりたい、そのように考えております。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） よくわかりました。

実は議会に設置している特別委員会からも、地方創生に関する政策提言を幾つかさせていただきます。ただ実現はできていないんですけれども。今後とも議会のほうからもいろんな提言をさせていただくということになろうと思います。執行部、議会が丸となってこの地方創生を成功さすように、お互いに頑張っていかなければならないとそういうふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

本年度の全国学力・学習状況調査の結果が広報香美で公表されました。記事の中のグラフを資料として配付をさせていただきました。白黒で少し見にくいですが、よろしく願いをいたします。

ご承知のとおり、全国学力・学習状況調査は、子どもたちの学力や学習の状況を把握するため、小学6年生と中学3年生を対象として全国一斉に実施されるものでございます。

資料のグラフを見ていただいたらそのとおりでございますけれども、この資料のグラフ縦軸の数字、ゼロが正答率全国平均、ここがゼロになっております。平成27年の小学生につきましては、基礎的な知識を問う国語A、算数A、そして基礎的な知識を活用する力を問う、応用力を問うということですが国語B、算数B、そして理科におきましても、これまではほぼ全国平均であった正答率が、全ての教科で全国平均を超えておりまして、特に国語Bはプラス6ポイントと学習の成果が大きくあらわれております。一方、中学校につきましては、これまでと同様に全ての教科が全国平均より低いという結果が出ております。

そこでお伺いをいたします。

学習の成果があらわれております小学校の取り組みについて、どのように分析をして評価をしているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 小松議員の学習の成果があらわれている小学校の取り組みについて、どのように分析し評価しているかというご質問にお答えいたします。

その本題に入る前に、実は本年度の小中学校の結果は、小中学校の教職員が全力を挙げて3年間かけて取り組んだ成果でもあり課題でもございます。それはキャリア教育の成果、課題でもあると言えます。

香美市のキャリア教育は、地域の核、支えとなる力強い子どもの育成を目指して、学力向上、社会性の育成、基本的生活習慣の確立を柱に、総合的な教育力の向上を目指して取り組んでまいりました。

小学校のほうにつきましては、グラフのとおり成果が見えるようになってほっとしているところですが、この結果につきましては大きく5つのことを分析し、評価をしてお

ります。

1つ目は、全教職員で子どもたちの現状をしっかりと分析し、育てたい子ども像と育成方法を明確にした上で、共通認識のもとに取り組んできたことです。

2つ目は、学力調査の分析をきめ細かく行い、学校としての課題を明確に把握し、今つけるべき力にしっかりと視点を当てた授業改善を総力を挙げて行ってきたことです。特に、全教科等で説明をすること、話し合うこと、書くことに重点を置いた指導を繰り返してまいりました。この成果は大きいです。

3つ目は、教科と生活科や総合的な学習を連動させ、児童の主体的な学習を促してきたこと。子ども自身が自分の成長を自覚できるように、振り返り活動や発展的な学習を重視してきたことです。

4つ目は、家庭と連絡をとり合いながら家庭学習を充実させてきたこと。小学校の家庭学習時間は大変長くなり、内容も充実をしてきました。また、放課後加力学習、放課後子ども教室等で基礎学力の定着に取り組んできました。

5つ目は、特別支援教育の視点に立った教員研修を充実させ、どの子どもも集中し、わかる授業を構成できていること。

以上のように分析をしております。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） よくわかりました。これまでも小学校はほぼ全国平均を維持してこられて、今回はさらに成果が出たと。そのための5つの取り組みがあったということがよくわかりました。今後とも、次年度以降もこの取り組みによりまして、さらに学力アップを目指していただきたいと思います。

次に移ります。

これは以前にも質問をしたことがございました。小学校では全国平均レベルであった子どもたちが、中学校では全国平均を大きく下回る。これは随分と以前から、10年も20年も前からこういう状況が続いております。

資料のグラフをごらんください。縦軸がゼロのところは正答率全国平均です。小学生の平成24年を見ますと、算数Aはプラス4ポイント、それ以外の教科はほぼ全国平均でございます。

次に、中学生の平成27年をごらんください、今年です。これは平成24年に小学6年生だった子どもたちが、今年中学3年生になって学力調査を受けた、その正答率の状況となっております。だから同じ子どもたちでございます。

小学6年生のときにプラス4ポイントであった算数Aが、中学3年生になるとマイナス8ポイント、そのほか、ほぼ全国並みであった教科は軒並みマイナスとなっております。とりわけ数学Bと理科はマイナス12ポイントと、大きく学力が後退をしております。

私が仮に小学校の先生でございましたら、小学校6年間で全国平均レベルの学力をつ

けた子どもたちを、中学校に送り出したらもう全国最下位に近いようなレベルに3年間でなったということで、中学校の先生は何やってんだというふうに思います。思ってる小学校の先生方、多分いると思うんですけども。

この急激な右肩下がりの状況、これを改善するためには、やはりその原因というものをしっかり把握をすることが大事であって、その原因に正面から向き合わなければ解決ができない、そういうふうに考えます。もう10年も20年もですから、多分、正面から向き合っていないと思います。見解をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 中学校の学力が上がらないその原因を把握し、正面から向き合わなければ解決できないと考える、見解はということです。

小松議員のご指摘のとおりです。中学校の教員も先ほど述べました小学校と同じように取り組んではいますが、まだまだ取り組み状況が全教職員のものになっていないということがありまして、非常に申しわけない結果でありまして、本当におわびのしようもございません。

原因につきましては、少し長くなりますが大きくは2つです。4点お話をしたいと思いますが、小中の接続がうまくいっていないということが1つと、授業改善がまだ十分でないという、ここが最も大きいものです。

それを含めて4点お話をしますと、1つ目は、最初に申しました小中の接続がうまくいっていないなど、小学校でつけてきた力を中学校教員がしっかり認識し、その上に学習を積み上げることができていないと考えています。

2つ目は、授業改善がまだまだ途中段階でありまして、特に総合的な学習の指導が十分でなく探求的な展開になっていません。そのため、自主的、自立的に学ぶ態度が子どもたちに身につけていないと、それが主体的な家庭学習にもつながっていないと考えています。

3つ目は、中学校では教科担任制となり、小学校ほどきめ細やかな対応ができていないこと。また、部活動もあり、放課後の時間帯に指導できる時間が限られていることなどが原因として挙げられると思っています。

4つ目は、本市には自尊感情が低い子どもも多く、各校では生徒のよいところを認め、学習につながる根っこの部分を耕す取り組みにも力を入れていますが、まだまだ実を結んでいません。そのため、小中の接続をより意識した取り組みを進めること。授業がまだまだ教え込み型であるので、生徒が主体的な活動がなければ成立しない授業を行うこと。授業を通して生徒の自己有用感を高めながら、ベクトルを合わせてチーム学校で取り組むこと。以上のことを重点的に取り組んでいくようにしています。

一部の教科では確かな学力の向上が結果としてあらわれています。そのベースにあるのは授業改善であり、授業の質の高さにあります。また、目指す・つきたい力が明確で、それが生徒自身で意識できているところにあります。ある教科ではそういうふうのでき

ますので、他の教科でもきつとできると思っています。思春期特有の難しさもありますが、課題を整理しながら着実に学力向上の取り組みを進めていきたいと、全力で取り組みたいと考えているところです。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） やっと教育長と、小学校では平均レベルだったのに中学校になっただけで下位のレベルに下がってしまうということの原因については、一定共有されたように思うんですけども、まだ若干違う部分もございますが。

小中の接続ですけども、この引き継ぎなんかは、これは普通にできてると思うんですけど、引き継いだ後が問題だと僕は思ってます。あと教科別担任になれてないとか、放課後に時間がないというのは全国都道府県どこでも一緒ですから、こういうのも原因にはならないんじゃないかと。やはり、言いにくいんですけど小学校の先生方の指導、また熱意と中学校の先生方の指導力、スキルとといいますか、あと熱意というかモチベーションというか、どこが違うんか知らないんですけども。それはわからないですが、差があるというふうに思わざるを得ません。

前にも申し述べたことがあるんですけども、中学校でこっだけ学力が低下をいたしました子どもたちが、高校に行ってVの字みたいに逆に伸びるなんてことはちょっと考えにくいわけで、高校でもやはりちょっと学力が低下したままであろうと。このことは子どもたちの将来に、保護者にとってもまた香美市の将来にとっても、非常に負の影響を残す中学3年間というふうな思いがすごくしまして、もうそろそろきっちり向き合った対策をしないと、本当にいけないというふうに思ってるんです。

高知県全体が確かにこういう傾向なんですけども、だからといって香美市もそうですというわけではなくて、高知県全体がこうであるから、逆に香美市は中学校教育を高知県のほかの市町村と違うよと、香美市だけは中学生も全国の平均レベルまでいってるというのも、これもまた1つ地方創生の教育における1つの取り組みというふうにもなろうと思っておりますが。

この中学校の子どもたちの学力アップに対する教育長の決意を、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 本当に反省するところが多々ありながらですけども、今、行っていることを4つお話をしたいと思います。

実は、これは中学校に対してはこれまでも特別な対策をとってまいりましたし、予算も随分つき込んでくださって、本当にいろんなことをしてまいりました。けれども、いまだに数字的な結果が出ないため、本年度2学期からさらに特別な対策を、今年度に入ってからと、そして新たに2学期も含めてですが、今年かなりいろいろしています。

1つは、授業改善が十分ではありません。そのため、東部教育事務所の指導主事を迎えて、教科ごとの授業研究をもうずっと繰り返しています。その中には習熟度とか分割授

業もあつたり、さまざまな方法で子どもたちに力がつくように考えてやっています。このことは先生方の授業力がだんだん変わってはきています。昨日、キャリア教育の研究発表会を鏡野中学校で行いましたけれども、授業は4月ごろから言うとかかなり変わった授業にはなってきていますので、ただ、まだ十分でないのをこれを継続していきたいと思っています。それから、同じく授業改善については、5教科、国語・社会・数学・理科・英語という、ここは市の5教科の部会が学力向上ということをテーマにして、ここも授業研究を繰り返していますので、中学校の授業改善は本当に大きな課題で、先生方はそれはしっかり心に置いてやってくれています。

それから2つ目は、私はこれが一番大きいと思っていますが、小学校から中学校への円滑な接続の部分です。実はこの結果を見ていただきましても、このグラフに示した結果は中学校3年生の4月のグラフです。実はこれ、ずっと各学年のデータをとっておりまして、中学校1年生の一番最初のグラフは、私立へ抜けたといっても小学校のこの継続のグラフになります。どこで下がるかという、1年生をずっと過ごした段階で下がってきています。ということは、子どもたちが小学校の学習から中学校に入ったときに、1学期か2学期の初めぐらいにもう既にわからなくなってくるという、その何というか学校の学習の仕方に対するギャップがあると思っています。それで、小学校のほうが、いつも教育委員会と小中学校の校長先生方と学校の先生方とずっと話をしながら今進めていますので、その中で小学校の先生方に、できるだけ高い学力にして中学校に子どもを送ろうと、もう下がらないようにとにかく高くして送ろうとって3年間取り組んだのが、この小学校の本当にだんだん上がってきたというこのグラフです。去年はこうではなくて少し低かったので、小学校の先生方はやっぱりグラフが上がらないところに頭を抱えて、これから先どうしたらいいとかいうことを随分話をした上で今年頑張って、このグラフが出たときにはみんながほっとして大変喜んでいますし、次への責任も感じています。中学校へ、この子どもたちが今6年生ですので、さらに6年でもっと高くして送ろうということ今頑張っていますので、その子どもたちを中学校が受けとめて、精いっぱいやってほしいという小学校の願いと、その状況を中学校にぶつけていったということがあります。

それで、もう一つ小学校が行っているのが、中学校に入ったときに子どもたちは友達関係づくりで非常に時間を要します。学習にならないぐらい多分そこで精神的なつらい部分があつたりして、どうもそれと学習が作用してるだろうということもありますので、小小連携と、小学校同士の子どもたちを早く仲よくさせておこうということたくさんしています。それが龍河洞のふるさと学習、3年生全部の学習だったり、この3学期、4年生がまた合同学習しますけれどそういうことだったり、小学校から小学校へ訪問をして学習をしたりとか、もう小学校同士をできるだけつなごうということをしているのが、小学校が中学校がやりやすくなるようにするための対策です。

それから、円滑な接続の2つ目は、全部中学校区で一貫教育構想でやっていこうと。

学校は離れていますけれど9カ年間の子どもを育てる計画をしっかり立てて、中学校区できっちり小学校から中学校への育ちを結んでいこうということを今しています。

一番難しいのは鏡野中学校区でして、小学校が5つありますのでここは会も頻繁にはなかなかもちにくかったりしますけれども、とにかくキャリア教育で道筋が、15カ年間の計画ができていますので、それをさらに細分化しながら育てていこうという、そういう中学校区での対策協議とか実践を行っているところです。

円滑な接続の3つ目は、小中の接続といっても、どうも中学校の先生が小学校で何をしてきたのかが十分わかっていないのではないかとということがありまして、今度この12月に、小学校の授業を中学校の教頭先生方に参観をしていただいて、小学校がどの程度の授業をどのようにしているかということと、宿題をどのように出しているかということなどをしっかり見ておいてくださって、協議をしながら、じゃあ中学校ではこの子どもたちを受けとめてどうすればいいかという、そういう協議に発展させていこうということを、今年は授業研究を中心にやっていこうと思っているところです。

実は先日、主任さんの会がありまして、この高く上げてくれた6年担当の先生方が中学校に、私たちはこれから先、中学校が困らないようにするためにはどうしたらいいですかと。もう精いっぱいやってきた、あとまだ何カ月か残っている、その間に何をしてくれたら中学校は助かるんですかというようなことをぶつけています。そしたら、中学校のほう自主学习というのを中学校になったらやるので、そういうことができるようにしてほしいと言うんですけれど、小学校は自主学习はそれだからやっています、見事にやってるんですよと言います。中学校は、何かそこのやってる中身がわからなくて会話が絡まなくなってしまったのですけれど。そういうこともありますので、小学校の実践をとにかく中学校へつなげるようなことを、新たにたくさんやっていこうと思っているところです。

あと、2つぐらいあるのは、1つは家庭学習の時間が小学校のほうが多いと思います。小学校は多分、家に帰って1時間はくだらないと思うんですけど、かなりの分量をしていますので、その意味で中学校では、やっている子どももいればやれてない子どももいます。そのために、実は最近新たな取り組みをしていますけれど、鏡野中学校なんかでは家庭学習の課題プリントをたくさんつくって、何曜日と何曜日は、例えば国語のプリントの裏に社会科のプリントとか、それを全員に出す。何曜日と何曜日は理科と数学とか、完全にそろえて出そうということだったり、それから土日には、思考力の問題や少し時間のかかるものを出そうとかいうことも新たに今進めています。それから、全部の中学校で新たに放課後の加力学習を行ったり、放課後学習教室等を強化しながら、部活までの間の時間なんかを学力の向上のために使うとかいうこともしています。

それから、最後4つ目ですが、探求的な学習、要は自主的、自立的に学ぶということが大事ですので、ここはキャリア教育の実践の中でみんなが統一してやっていこうというものです。実は中学校の総合的な学習の時間は、計画はあってもなかなか中身が充実

していませんので、この学習の時間への見直しと授業の研究を行っているところです。昨日のキャリア教育の研究発表会も、鏡野中の子どもたち1年生、2年生、3年生が、総合の授業も公開をしてくれました。まだまだこれからですが、そういうところをもう大いに切り口をはっきりして、今進めているところです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） たくさんご答弁がございましたので、また精査して今度お聞きするようにいたしたいと思います。

教育は学力だけじゃないと当然それもわかっておりますけれども、やっぱり学力向上というのは学校教育の根幹であると思いますので、今後とも中学生の学力のアップと申しますか、中学校の学校の先生のレベルアップをよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は12月9日午前9時に開きます。

（午後 3時52分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 7 年 1 2 月 9 日 水曜日

平成27年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年12月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月9日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦

欠席の議員

20番 石 川 彰 宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成27年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成27年12月9日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 5番 森田 雄介
- ② 4番 山崎 眞幹
- ③ 7番 村田 珠美
- ④ 13番 山崎 龍太郎
- ⑤ 2番 小松 孝
- ⑥ 17番 依光 美代子
- ⑦ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○副議長（島岡信彦君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。20番、石川彰宏君は、病気のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従います。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） おはようございます。5番、森田雄介です。議長の許しを得ましたので、通告に従って質問をしていきたいと思えます。

まず初めに、通告書の訂正をお願いいたしたいと思えます。

質問事項の2番目、バイオマスガス発電についてというタイトルをつけておりましたが、本文の中でもバイオガス発電とバイオマスガス発電なのか、どちらなのかちょっとわかりにくいということがありましたので、タイトルのほうの「バイオマスガス」の「マス」をのけさせていただきたいと思えます。

では、改めまして5番、森田雄介です。

今回は火災予防について、そして、バイオガス発電について、そして、給食甲子園の出場についての3点について、一問一答方式で質問をさせていただきます。通告書に従い、まずは火災予防についてお尋ねをいたします。

空気の乾燥してくる冬場、寒さをしのぐのにストーブなどの暖房を使用することも多くなり、火災の発生しやすくなる季節です。最近でも火の用心の呼びかけをする消防車が私の家の前を通って行きました。私にとっては、火の用心とともに人のぬくもりを感じさせるものです。

さて、火災予防には、過去に大きな原因などの分析をし生かされるべきです。そこには一定空き家や独居高齢者が増加しているなどの、市民生活の実態を反映された予防策となることが求められているのではないのでしょうか。既に近代消防は、火災を鎮圧して終了というのではなく、いかに火災を発生させないかという観点に立ち、昭和23年7月24日に消防法が公布されたと聞いております。本市におきましても、消防法第9条の規定に基づき火災予防条例を制定をしています。この中より幾つかの事項についてお聞きしていきたいと思えます。

①です。

火災予防条例の第23条から第28条にかけて、火の使用に関する制限等として記載をされております。たばこ、そして、たき火、花火、化学実験、ガス・電気溶接、溶断、グラインダー等の火花ほか、空き地、空き家における枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去、侵入の防止などについて、安全上の指導を行っていると思えます。その具体

的事例、実情をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 森田雄介議員の火災予防についての①、たばこ、たき火、花火、化学実験、ガス・電気溶接、空き家などの安全上の制限の具体的指導はとのご質問にお答えいたします。

喫煙、たき火など火の使用に関する制限、空き地及び空き家の管理等につきましては、香美市火災予防条例第3章第3節において、それぞれ規定をされております。事業所に対しましては、防火対象物の消防査察や消防訓練などの際、その事業所に該当する項目について指導をしております。また、住民の方に対しましては、喫煙、たき火、花火等に関する一般的な注意点について、自主防災組織等の防災訓練の際や広報誌に掲載し、注意を促しているところでございます。空き地及び空き家に関する火災予防上必要な措置等につきましては、自治会や住民の方から相談があった場合、その都度対応している状況にあります。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 相談があった場合にその都度対応をされているということをお聞きいたしました。住民同士でも声をかけ合って注意をしていくことも大事なんですが、近所だけに言いにくいという場合もあります。日常的に消防署員や団員さんたちが声をかけてくれれば、地域でも声をかけやすくなるのではないかと思います。

それでは、②の質問に移っていきたいと思います。

住宅用火災警報器は設置義務化をされています。とはいえ罰則があるわけではありません。設置推進の理由は、近年の住宅火災による死者の発生状況が、就寝時間帯に逃げおくれることによるものが多くなっているからです。そのため、寝室及び寝室から避難に用いる階段に設置するように呼びかけをされております。住宅火災100件当たりの死者数、住宅火災1件当たりの焼損床面積、損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ死者の発生は3分の2、焼損床面積等はおおむね半減をしております。平成27年6月1日現在の設置率は全国で81%、高知県で76.7%です。

そこで、香美市における住宅用火災警報器の設置及び維持管理の状況をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 住宅用防災機器の設置及び維持の香美市の状況についてお答えをいたします。

平成26年11月から12月にかけて実施したアンケート調査の結果から、本市の住宅用火災警報器の設置状況は、設置率、これは住宅用火災警報器を1個でも設置している割合でございますが83%、火災予防条例適合率、これは火災予防条例の基準どおり

設置している割合が31.9%となっており、全国と比較しますと、設置率は若干高いものの条例適合率は大きく下回っている状況にあります。維持管理の状況につきましては把握をしておりません。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 現状がよくわかりました。それで、この状況に対して今後どのように対応していく予定なのか、それをお聞きをいたしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防本部としましては、これまでどおり広報誌、またホームページ、自主防災組織などの訓練の際に普及、啓発をしていきたいと思っております。また、全国各地では、自主防災組織など共同購入などを実施して成果を上げている事例もたくさんあることから、今後は自主防災組織等にもそういったことを提案をしまして、設置推進を図っていききたいというふうに考えております。

なお、今年の自主防災組織連絡協議会の総会におきましても、香美市の設置率、また、その共同購入についてもお話をさせていただいたところがございますので、今後も引き続きそういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今後も設置に向けて啓発活動を続けてくださるということをお聞きいたしました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。③です。

消防法の第4条の検査について必要な事項を定めたものが、香美市火災予防査察規程だと思えます。この規定で、査察の対象物は危険物製造所、貯蔵所及び取扱所、その他の消防対象物とされています。また、第8条において、「消防長は、年間計画に基づき、毎月末日までに翌月の実施計画を定め、計画的に査察を実施するものとする。」とあります。

そこで、この消防査察の対象や時期をどのように計画されているのか。また、その中で地域の危険箇所等は把握されているのかをお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防査察の実施計画、また、危険箇所等の把握ということに対しましてお答えいたします。

消防査察は、高齢者福祉施設や病院など、万が一火災が発生した場合に人命危険の高い防火対象物や給油所などの危険物施設を重点的に計画、実施をしております。実情としましては、査察規程のとおりにはなかなかできていないというのが実情でございます。

地域の危険箇所等の把握につきましては、若干意味合いが異なるとは思いますが、地域も、消防水利不足地区、道路狭隘地区、住宅密集地を含め、現地調査をもとに消防活動

計画を作成しているところでございます。香北町及び物部町は町内全域について作成済み、土佐山田町につきましては消防水利不足地区、道路狭隘地区は作成済み、住宅密集地については今後作成の予定でございます。また、地理、水利調査を初め住宅密集地の路地調査などは、適宜実施しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。査察どおりにはできてないというところも少しお聞きいたしました。またそれも含めましてそういった査察の徹底、そして、また実際に把握した危険箇所の是正などはどのように行われていくのか、そういったあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防査察の実施につきましては、不特定多数の方が利用する特定の防火対象物につきましては、順次実施していきたいと考えております。また、事業所、一般の事務所とか工場など特定の方が利用する非特定防火対象物につきましても、特定防火対象物の査察が順次終わり次第、実施をしていきたいと考えております。いずれも危険性の高いような施設を優先して進めていきたいというふうに考えております。担当部署もほかの事務も抱えてやっておるところで、なかなか査察ができていないということもありますので、実施方法につきましても今後工夫して、できるだけ実施をしていきたいというふうに考えております。

また、危険場所の是正という消防サイドからの危険箇所の是正というのは、水利不足地区などに対しまして消防水利の整備を図っていく、できるだけ実施可能なところから進めていきたいというふうに考えております。また、道路狭隘地区などにつきましては、先ほど申しましたように消防活動計画で活動方針などを定めておりますので、それに基づいて対応していくことになろうかと思っております。また、住宅密集地につきましても、消防本部だけでなく、今後は消防団も含めた計画なども作成していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 日常の業務もなかなか大変、ほかの事務も抱えている中でというのは大変なところもあると思いますが、火災予防が徹底されることが何よりも未然に火災を防ぐことになると思いますので、ぜひともそこら辺の取り組みをしっかりとされることをお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

④の質問、この質問は昨日の質問で明らかにされましたので、取り下げをさせていただきます。

⑤です。

火災予防で火災が起きないことが一番望まれる理想なのですが、万全な備えであったとしても何らかのはずみで火災は起きてしまうと思っていなくてはなりません。また、火災に巻き込まれるという想定も成り立ちます。自力避難が困難な方に対しては、可能な限りの救助活動が必要です。消火活動と救助活動の手順もあると思いますが、地域との連携も欠かせないと考えます。日常的な啓発や活動はどのようなものであるでしょうか。今までお答えしていただいたこととかぶるところもあるかもしれませんが、お願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 自力避難が困難な方への救助活動には、地域との連携も欠かせない。日常的な啓発や活動はとのご質問にお答えをいたします。

自力避難が困難な方の避難支援はもちろんのこと、日ごろの防火対策や初期消火活動など、地域における協力体制の構築とあわせ、地域と消防機関との連携は重要であると考えております。

日常的な啓発や活動としましては、自主防災組織等を対象としました消火訓練や応急手当の指導の際、また、広報誌等による啓発を行っております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 火災が起こらないことが一番理想なわけではありますが、実際に起こったとき、特に自分のところでなくても身の回りで火災が起きたということで、不安になるということは多々あると思います。今後も火災予防、地域の方が自主的にも取り組むことができるように、そのためのサポートを消防署にもこれからお願いをしていきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、次の2番目の質問に移っていききたいと思います。バイオガス発電についてということでお聞きをしていきたいと思います。

自然エネルギーの利活用は、地域に豊富にある地域資源を活用したエネルギー供給事業を行うことで、地域内の経済効果を生み出すとともに雇用創出も促し、平時も災害時も地域住民の生活を守り、豊かにできる条件を有しています。中でも、地域づくりは仕事おこしという視点から見ると、バイオエネルギーの雇用は維持管理の雇用が圧倒的に大きく、この大部分は地元業者が担えるもので、地域の継続的雇用の創出に役立つものです。すなわち、地域に創設されたバイオマスエネルギーの生産工場を要として、地域のエネルギーの自給自足を実現し、バイオマスエネルギー生産工場と関連する地域産業を幅広く抱えることで仕事、雇用をつくり出すことです。この中心になるのが地域エネルギーの需要者であり、かつエネルギーの供給者としての自治体ではないでしょうか。自治体がエネルギー供給事業を行うことによる地域づくりの効果は、ドイツでのエネルギー公社の事例があります。エネルギー公社というと特別なことに聞こえますが、上下水道、ごみ、交通機関、教育施設、墓地等と既に住民サービスの観点で自治体が所有し、

管理していると同じように自治体が管理するということです。

そこで、今回の質問において、バイオガス発電事業が本市でも検討できないか聞かせてもらいたいと思います。

まず初めに、バイオガス発電がどういったものであるか説明をさせていただきたいと思います。

お手元に資料のほうをお配りをさせてもらっております。

ここに書いてありますように、バイオガスとは乳牛や豚などのふん尿や食品残渣など、有機性廃棄物が嫌気性微生物の働きによってメタン発酵することで発生するガスです。ガスエンジンや軽油と混焼させる方式のデュアルフューエルエンジンで発電するコージェネ設備の燃料として活用する方法が一般的です。

表を見てもらいますと、認知度では低いですが、導入コストや維持コストでは低いというふうな比較もなされております。農林水産省には、バイオマス利活用に意欲のある自治体に対して、バイオマスの輪づくり交付金などの制度もあるようです。

また下の図、これを見てもらいますと、発酵を補助するためのエンジンの余熱を発酵槽に与える一方で、コージェネレーションシステムとして温水利用ができる。この図の右側であります、温水利用と書かれている部分があると思います。

またその裏ですが、裏には実際に取り組んでいる自治体の一部も紹介をしております。バイオガスは主に家畜排せつ物の利用、そして、生ごみ、食品、飲料廃棄物の利用、そして、ここにはありませんが、下水の汚泥利用の3つの系統に分けられます。

以上のことを下地に置きながら質問をしてまいりたいと思います。

①です。

本市におきましては、家畜排せつ物にネギやニラの農家の残渣、市内外の加工業者の廃棄物をベースにして取り組めないかと考えるところです。農業や加工業の残渣、酪農の排せつ物は、それぞれの事業を行っている人も処理に苦心しているように聞きます。先進地の欧州ドイツなどでは、冬場の家畜排せつ物の処理方法として、各酪農家にタンクなどが設置されていたことから、民間事業者の創意工夫で普及していった経過があるようですが、特に冬場でも降雪の少ない高知では、農地を利用して土に還元していくことが可能であったため、素地のないところへ導入の働きかけをすることになります。地域特性を把握する調査研究などを皮切りに、システムの構築や効率化、導入コストの低減化などを研究していくことが求められると思いますが、見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 森田雄介議員のバイオガス発電について、その取り組みの研究をということについてお答えいたします。

先ほどのご質問の中でもありましたように、農業用の残渣や家畜の排せつ物の処理につきましては悪臭やハエの発生等を誘発しやすく、環境問題として苦情が寄せられている場合が数多く見受けられるところでございます。

例えば、家畜の排せつ物の処理の中で発酵をさせて肥料として再利用していくと、先ほどご質問の中にありましたが、それが主な今現在の利用の仕方でございます。バイオガス発電につきましては、この発酵時に発生するメタンや二酸化炭素を燃焼させて、発生する熱を利用して蒸気でタービンを回すと。昨日、小松紀夫議員からご質問をいただきましたバイオマスにつきましては、直接そのバイオの燃料を燃焼させるということによって蒸気を発生させタービンを回すということと、基本的に異なる方法であるというふうに認識をしているところでございます。

昨日、森田議員からいただきましたこの資料の岩手県葛巻町の右の上にあります蓄ふんバイオガスプラント、香美市の牛の頭数、規模にまずこの辺が一番合っているのかなと。直接電話をして聞いてみました。例えば、この37キロワットの発電量を必要とするなら、上にありますように日当たり13トンの処理が必要であると。これは13トンと言いますと、成牛にいたしますと200頭分の排せつ量となります。当然、子牛等もおりますので、香美市全体の牛の頭数は現在325頭で、全てを集めることができれば、理論上は発電所の稼働は可能であると考えております。ただ、建設費に2億円、これは、導入コストが低いということですが2億円、それと、維持管理費に年間400万円、プラス葛巻町では平成15年にこの機械を導入したようでございますけれども、10年間を過ぎましてメンテの費用にプラス200万円。ということは年間600万円の公費を投入しなくては、このバイオガスプラントが維持できていかないというふうなことをお聞きしたところでございます。

また、この牛ふんバイオガスプラントは、葛巻町の町営の牧場に設置しておる関係で、排せつ物につきましてはベルトコンベヤーで1カ所に全て運んでくるということによって効率化を図ったものとして設計、計画、実施がされているところでございますので、香美市のように各牛舎から、例えば1カ所こういうふうな発電所をつくるということになりますと、各牛舎からの運搬費が別途必要になってきます。それに先ほどお話ししました維持管理費等を加えますと、費用対効果では余り期待できないものと判断するところでございます。

昨日のバイオマスの答弁でもお話しいたしましたが、こういうふうなプラントを維持していくということには当然、資源の供給、燃料源の供給、それが確実であるということが最も必要になってくるところでございます。バイオマスにつきましては、多くの森林資源を持つ高知県ですので計画が立てられるということでございますが、このバイオガスにつきまして香美市でというふうな形で仮に設置を検討いたしますと、後継者不足によりまして酪農家はどんどん減少していております。将来に向けて安定した家畜排せつ物の供給は困難であると考えておるところでございます。よって、事業としての判断をすると、成り立たないものであるというふうな形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君）

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 課長より詳しい話を大分聞かせていただきました。確かにコストの面で問題がある。また、将来的な香美市の状況として酪農が続いていくのか、こういう部分は検討をしなければならないところではありますが。実際に維持コストに係る部分と、それから、見方を変えれば、どうしても今、エネルギーに関して地域外からエネルギーを購入しているという形であるものを、地域内で賄うことができ出すと、生み出すことができるようになるということで、地域の外に出ていっておったそういった資金が地域の中で循環をしていく、こういう経済効果もあるのではないかと考えるところでは。

さらに、2012年から始まった固定価格の買取制度が導入されております。これによって発電事業を行えば、地域に収入をもたらすビジネスモデル、こういうことも描けるようになってきているのではないかと思います。私もそこら辺を試算をしていくという力まではまだ持っておりませんでしたので、そういったものをまず研究していく、牛ふんだけではない、地域の事業としてだけではなくて、現状のコストだけではなくて、将来的にエネルギーを外から購入するわけでないというところも含めて何とか計画を立てていけないか、そういったところを思うわけではありますが、再度見解をお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

現在も香美市が関与する事業の中で、バイオガスの事業化を実現というかも既に検討している事例がございますので、ここで紹介をさせていただきます。

公共下水道であります浦戸湾東部流域下水道の高須浄化センターにおきましては、下水の処理過程において発生するガスを利用しました発電施設、いわゆるバイオガスを約10年前から研究をしております。現在、事業化に向けた準備がされているところがございます。脱水をしたものにつきまして、汚泥でございますけれども、肥料としてのリサイクルやセメント工場での燃料源として再利用を現在されておりますけれども、処理時に発生するガスについては、今までそのままになっておりました。そこを発電施設、バイオガスの設備を整えまして、25キロワット掛ける8基というふうな将来計画、事業費として2億7,000万円程度を予定されているようでございますけれども、その分で実施のほうに向け計画が現在進んでおるようでございます。

こちらにつきましても、先ほどお話ししましたように供給源といたしまして、公共下水道の供用区域の拡大や水洗化率の向上によりまして、年間約2万5,000トンの汚泥の発生が見込めると、供給が図れるということによりまして事業化が可能になったものと判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 公共下水道のお話もお聞かせいただきました。実際にめどが

立ってくれば、当然事業に向けて動き出すということではありますが、今のところはめどが立たないというお話しがちょっとお聞きすることができておりません。実際にネギやニラ農家、そして、市内加工業者等ありますけれども、こういったところから出る廃棄物がどれくらいあるのかというのが、なかなか検証がまだできていないところではないかと思えます。そういった、もし調査をするとすればどういった方法があるのか、最初の切り出しはどういうところになるのか、そういったところを再度お聞きしたいと思えます。

どんな事業をするにしても、まずそこに向けて動き出すという意思があり、そこに基づいて人が育っていかなければ、なかなか事業に向いて前向きにはいかないと思えますので、せっかくニラやネギというのは香美市、そして、香南地域の特産でもあります。ほかの地域よりかは多くあるであろうと思われるそういった資源、そして、市内に加工業者があります生姜とか、そういったものも含めまして廃棄物がどれくらいあるのか。そういったことを調査していくために、できることはないのかちょっとお聞きを再度したいと思えます。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 将来的な問題でもございますけれども、今回の公共下水道のようにもう今年度、またもしくは来年度ぐらいから事業化が始まっていくというふうな具体的な部分につきましては、やはりエネルギーの供給、ここの確立というのが最も大事。土佐グリーンパワーにおきましても現在のところエネルギー供給がまだ完全でなく、いわゆるチップを購入して発電をしているというふうな状況でございます。香美市の中でこういうふうな組み立てを行うということは、香美市単独ではなくてやはりごみというふうな形をどういうふうに消化してくか。広域でやっているごみの関係、その関係、生ごみをじゃあ、どのように処理していくかというふうな形も含めて大きく考えていかななくてはならない。農業のものだけではなくて、やはり生活から出てくる生ごみをどうしていくのか。じゃあ、今のところ燃えるごみとして出しているものを当然分別していかななくてはいけなくなってくる。そういうことも含めてトータル的に環境問題として、また、再生可能エネルギーとして考えていくなれば、そういうふうなところから含めて、総合的に判断をしていかななくてはいけないと私は考えるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、今の話も含めまして、②のほうに移っていきたいと思えます。

自然エネルギーの活用、これは環境面や教育面でもよい影響を与えることができると思えます。工科大の知り合いの先生に聞いてみますと、当然このバイオガスというのは技術的に難しいものではないけれども、先ほども話がありましたように規模が大事で、

収集に係るガソリン代等との兼ね合いが問題になってくるというところです。実際に調査が進められることを希望するわけですが、市内の業者の方に聞いてみますと、残渣を香南市に捨てに行っているというようなこともわかりました。何とかこの本市の持っているものを活用していけないのか、そういうふうにするわけでありませう。この環境面、教育面を含めて総合的というお話もありました。事業性が成り立たなければ総合的にも考えることはできないのはもっともなわけであるんですが、再度、環境面、教育面、そういう方向を含めての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 産業振興課の枠をもっと越していく広いものとなってきますので、私が答えるべきものではないかもしれませんが。

再生可能エネルギーを用いる発電につきましては、東日本大震災以降、原発稼働問題を含めまして広く皆さんにも周知をされ、報道もされている中でございますけれども、ヨーロッパ等の先進国におきましては、この太陽光であるとか風力、波力、地熱、バイオマス、そして、今回のバイオガス等、多岐にわたる発電方式が既にもう確立をされているものでございます。現在、何をというの、地域ごとに異なる条件の中でその地域に何が合っているのか。また、その発電に供する資源の、先ほどからお話ししております安定供給、安定調達が可能であるのかどうか。また、より効率的な発電が可能であるのか等々について検討をした上で、事業化をしているというふうなことが現実であろうかと思っております。

今回のバイオガス発電に限っては既に確立した技術でもございまして、メーカーからの施設販売等も行われていることから、工科大への合同研究というのは特に必要ないかなと考えております。というのは、現時点においても市費を投入してまで共同研究というものについて一本に絞るんじゃなくて、先ほどご提案のありましたように市域、香美市だけではなく香美市、香南市、南国市、この全体で現在行っておりますごみの処理、そこについてどのようにしていくかという中で、その中の1つとして、じゃあ、そういうのを焼却施設で発電ができないかとか、さまざまなそういうふうな方向から検討は可能であるのではないかなと考えるところでございます。現実的にそれが下水道の流域下水道では現在可能となっておりますので、長い年月もかかるかもしれませんが、そういうふうな思いを持ちながら事業を進めていくということが、将来に向けては必要ではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 下水道では連携も可能になってきたという面もお聞きをすることができました。実際に香南市、香美市、南国市で清掃組合があるわけですし、こちらのほうも最初の一步を何とか踏み出せないのかなと思うところであります。昨日も議論されました地方創生の取り組みもあります。新規事業の取り組みとして、自然エネルギー

ギーの取り組みはぜひとも進めていってもらいたいと思うところであり、何とかその地域内の循環により雇用も創出される、そのための人づくり、そして実際のものづくり、それに向けての資金づくり、こういったものが何とか自治体先頭にならないと、なかなかどこから手をつけたらというようなところもあるのではないかと思います。市の姿勢というようなどころも含めまして、何か思いなどがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 森田議員のバイオガスについて、お答えをさせていただきたいと思います。

人間の生活があるところには厄介なものが出てくる、人間の生産活動の中には厄介なものが出てくるわけであり、やはり発生源で処理をしていくということが大事なことだというふうに思います。

今バイオガスのお話がありましたけれども、ドイツやデンマークなんかの取り組みにつきましても、やはり発生源で処理をするということが原則になってきております。今電力の話もなされておりましたが、ドイツやそちらのほうは非常に寒い、この時期寒いですので暖房に使っているわけ、地域の暖房に使っているわけ、非常に効率が悪いということでもあります。採算性の問題を言いましたら産業振興課長が説明をしておいでございますので、集めると非常に効率が悪いということで、その場所で生産する。送った湯も家庭で使った後は元へ戻すということにしています。それで、管の外側を回すと。だから中に熱いお湯が通って行って外側で戻ってくるという、非常に効率よくしています。電気にしても、一番電気を食うのは、誰が一番電気を食うかといったら送電線です。50%食ってしまいます。ですから、地域の厄介なものは地域で処理をするというのはこれは原則だと思います。なかなかうまく今のところまだ回らないというようなどころがあるかと思いますが、これは非常に大事な課題でありますので、今後、議員におかれてもさまざまな可能性をぜひご検討もいただきたい、我々もやっていきたいと思っております。今、清掃組合のほうについては新しい建物が建つということになっておりますけれども、当然のこと、これらについてもやはりできるだけ活用しようということで発電も取り入れておりますので、できることは全てやっていこうというのが今の時代でございますので、ぜひ地域の厄介なものを処理をするのは現地でやるということ、原則にしながら、やはり環境の問題等についてももしっかり取り組んでいかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 環境面のほうからでも課題がありますが、現地での処理が基本であります。さらにそれを有効利用していくには調査、研究が必要だということ、ところで理解をさせていただきました。なお、自分のほうもこの課題についてはさらに研究を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

3 番目の質問です。

去る12月2日の高知新聞で、香北学校給食センター、これが全国学校給食甲子園の決勝大会に中四国代表で出場するとの記事が出ておりました。大会ホームページを見せさせていただきますと、もう既に決勝の様子が報告をされております。この大会は2006年が第1回の開催で、今回が10回目ということです。全国学校給食甲子園の発足のきっかけ、これは2005年に食育基本法が制定され、栄養教諭制度がスタートを切ったことによります。それを受ける形で、食育推進の一環として全国学校給食甲子園を立ち上げております。それと同時に、毎日、学校給食の現場で大変ご苦労なさっている栄養教諭、学校栄養職員、調理員の方々にスポットライトを当て、一般の方々に学校給食を正しく理解してもらおうというものであります。書類審査にて全国6ブロックから各2校が代表に選ばれ、12校が決勝大会を戦います。高知県の代表が決勝大会に出るのは2回目ということです。今回の出場は、大宮小の児童が食育の一環で考案をしたしいたけハンバーグが取り入れられたことなどが評価されたのではということでした。このことは、長年給食のために尽力された栄養教諭、調理員、生産者、流通業者の皆さんの努力のたまものではないでしょうか。粘り強い取り組みに敬意を覚えます。香美市の子どもたちも、自分たちの給食を誇りに思えるようになっていくのではないのでしょうか。食育の必要性は強まってきております。

そこで、①の質問をさせていただきたいと思えます。

香美市内の他の給食センターでもこの話題から刺激を受けられていると思えます。栄養バランスや食品添加物等について関心を持ち健全な心身を育めるよう、食育の取り組みはどのようになっていくのか、お聞きしたいと思えます。

○副議長（島岡信彦君） 教育次長兼学校給食センター所長、小松美公君。

○教育次長兼学校給食センター所長（小松美公君） 森田議員のご質問にお答えします。

香北以外での取り組みはということですが、物部学校給食センター管内の学校では、各教室に栄養教諭が入り給食指導を行っています。一緒に給食を食べながら、マナーの指導や食材説明などで意識づけを行っています。また、出前授業を取り入れたり、郷土料理をつくったりもしています。このほかにもテーブルマナー給食、ナイフとフォークの給食、和食マナー給食、偏食指導などを行っています。また、子どもの考えたメニューでは、香美市で開催した料理コンテストで入賞したメニューを給食にも取り入れています。また、地元食材も積極的に活用するように取り組んでいます。

土佐山田学校給食センター管内の学校でも、栄養教諭による給食前の給食指導を行っています。栄養教諭が在籍しています楠目小学校では、各クラス毎月1回、香長・山田・舟入・片地小学校では各クラス年2回、鏡野中学校では各クラス年1回で、全体で延べ約144回の給食指導を行っています。また、家庭科、保健、総合的な学習の時間、

学級活動などに食にかかわる分野での授業も行っています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 既にたくさんの取り組みがなされている状況をお聞きすることができました。多分この中でも栄養のバランスや食品添加物についても、授業の一環で学ばれていることだと思います。なので次の質問に移らせていただきたいと思います。②です。

規模の大きい学校、例えば鏡野中学校であります。鏡野中学校のここ10年ほどの生徒数を見ていきますと、420人程度の生徒数ということでございます。また、学校が大きくなる、給食センターということになってきますと、地産地消するのに当たって食材の調達にも課題があるというふうにも聞いております。この規模の大きい学校での食育の推進については、どのような困難性というかお考えがありますでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 教育次長兼学校給食センター所長、小松美公君。

○教育次長兼学校給食センター所長（小松美公君） 鏡野中学校での食育推進については、栄養教諭が献立の食材、栄養、マナー等についての説明や残食をしないよう指導しています。大規模校ですので、この給食指導は先ほども言いましたが、各クラス年1回しかできていないのが現状です。ただ、保健だよりの中に食育の推進に関する文章などを掲載して啓発も行っています。家庭科の授業では、大宮小学校がつくっています食育ノートの一部活用して授業を行っています。来年度以降になります。この食育ノートの中学校版をつくり、各中学校の授業等に活用していきたいと考えています。また、生徒で構成する保健委員会の活動の中でも食育の取り組みを行っています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。なかなか給食指導ということと言うと年1回ということにはちょっと数も少なくなってしまうようにも思いましたが。ただ、自分がちょっと中心にお聞きしたいのは、食材の地元利用がどれくらいまで進んでいるのかというところでもあります。ひょっとその点についてわかりましたら、再度ご答弁をお願いをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 教育次長兼学校給食センター所長、小松美公君。

○教育次長兼学校給食センター所長（小松美公君） 地元食材の率自体はちょっとまだ出てないのであれなんです。土佐山田学校給食センターの仕入れ先については、納入業者にできるだけ地元食材を納入してもらうような働きかけは行っています。また、香美市の食材や地域の郷土料理を取り入れ、食文化についての理解を深めるようにするので、極力やっこねぎとかニラとかシイタケとか、JAですか、そういったところからの購入とかも心がけています。あと、香北学校給食センターですが、ここはネットワー

ク会議というのをつくってまして、地元の生産者の方とかが集まってこういった会議を開いているんですが、こちらのほうでは平成26年度は野菜類の重量ベースでの地元産の率ですが、50.6%になってます。物部学校給食センターにつきましても、極力物部町の食材を購入するように心がけています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 現状の中でできる取り組みをしていただけてるということでお聞きをさせていただきました。なお、今後も給食を中心とした食育の発展が一層進んでいくことを願いまして、私の質問を以上で終わらせていただきたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、やなせたかし記念館のあるまちづくりに関連してですけれども、このことに関連いたしましては、本年6月議会におきましても、やなせたかし記念館とピースフルセレネをめぐってということで質問を行いまして、やなせたかし記念館のあるまちづくりの視点からは、ピースフルセレネはアンパンマン関連の施設として再出発させることが地方創生、企業誘致、雇用創出、交流人口増に向けて最も望ましいのではないかと考えることから、株式会社香北ふるさと公社が場合によっては他の企業と一緒に、株式会社ACM、アンパンマンこどもミュージアムですけれども、有限責任事業組合をつくり、ピースフルセレネをショッピングモールとして再出発させれば、ジャムおじさんのパン工場やドキンズハートシェイプカフェを初め、ライセンスが企画販売するたくさんの関連商品の提供が可能となり、世界で唯一のアンパンマンの聖地としての陣容もほぼ整い、来られた方々の満足度アップはもとより、「人生はよろこばせごっこ」がモットーだったやなせ先生の思いにもかなうと考えるが見解を問うと、このように質問させていただきました。

今般、諸般の報告の中で、ピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園の指定管理者の公募に関連しまして応募者がなかったということが報告されまして、その後の議員協議会の中で詳しい経過説明と今後の方向性についての説明があり、ホテル施設としての継続が困難というふうな認識が示されたと思います。よって、6月議会時点での状況をもとにした答弁はいただいておりますけれども、事情が変わったというふうに思われますので、またそのことに関連して順次お尋ねをしていきたいと思っております。

まず、(1)ですけれども、アンパンマンミュージアム周辺活性化協議会について問うという質問でございます。

この協議会につきましても、6月議会でピースフルセレネをショッピングモールとして活用してはどうかという質問に対する答弁の中で答弁いただきました。今田副市長の

ほうから、「現時点では、ピースフルセレネをショッピングモールとして活用することは考えておりません。」中略ですけれども、「本年度、アンパンマンの周辺施設を管理する3つの団体と香美市観光協会が構成メンバーとなり、周辺施設の交流人口増加に係る協議と事業を行うことを目的としたアンパンマンミュージアム周辺活性化協議会を立ち上げました。協議会では、本年度、香美市地域活性化総合補助金を活用し、地域住民を交えたワークショップ等の実施によりアンパンマン周辺地域活性化計画を策定し、交流人口の拡大につながる取り組みを進めていくと伺っているところでございます。このような取り組みが、行政主導ではなく地域の中で住民主導により自主的に進められていることは、本市のまちづくりを進める上で高く評価すべき事例であると考えますし、行政としましても可能な部分への協力を行っていきたいと考えているところでございます。今後、周辺施設が今まで以上に連携し、また施設個々の魅力を高めることができれば、大都市につくられた5つのアンパンマンこどもミュージアムとは、また違った魅力を発信できるのではないかと期待するものでございます。」とこのように言及をされていたものでございます。

そこで、お尋ねをしますけれども、まず、この活性化協議会の構成メンバーについてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

アンパンマンミュージアム周辺活性化協議会についてです。この協議会は、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団、株式会社香北ふるさと公社、協同組合萐生の里、一般社団法人香美市観光協会の4団体により組織されております。会長については、アンパンマンミュージアム振興財団の理事の方がついておられます。事務局は、アンパンマンミュージアムに置くということになっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、次に移ります。

ワークショップ等の実施によりということでしたので、このワークショップを構成するメンバーについてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

この協議会からの呼びかけによる参加自由のワークショップという形式になっておるようで、ワークショップに参加された方の所属は、その構成団体の方を初め県、香美市、JA、新聞社、地域の各種団体、事業者のほか山田高校の生徒、県立大学生となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 参加自由のワークショップ、なかなかいいですね。ということとは、じゃあ、わかりました。次に移ります。

③ですけれども、参加自由のワークショップを何回か行って、ここにありますように副市長のお話ですと、香美市地域活性化総合補助金というものを活用してワークショップが行われているというふうに読めますので、活性化計画は多分その成果品としてここへ提出されるのか。行政としてその補助金を支出する以上は、ある意味成果品についての取り決めみたいなものがあるような気がしますので、それも含めてこの周辺地域活性化計画の現状についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

この協議会は、おっしゃるとおり市の地域活性化総合補助金を利用し、アンパンマンミュージアム周辺地域の交流人口の増加を図ることを目的としたアンパンマンミュージアム周辺地域活性化計画を作成しようとしております。その中で、現在3回のワークショップを予定しております。その中で7月28日、9月14日と2回のワークショップが開催されております。3回目は今月の21日を予定しているようで、2月ごろには計画書としたものができるということ聞いております。

ワークショップについては3回ですので、その1回目については自分たちがやってみたいと思うことを出し合う。2回目についてはそれを集約するという。それから、自分はどれくらいのかかわりを持てるかということでの意思表示をされたということで、それで、今回というか今月の3回目については、それについて必要なこととか、実現していくのにとって考えるべきとか、仕組みとかを考えていって計画書にまとめるということをお聞きしております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。2月に一応成果品ができるということで、これはわかるかどうか。この成果品は香北支所のほうにも届けられるというか、これは会長さんであるアンパンマン振興財団、事務局をやっているそちらのほうにおいてとめ置かれるのか、そこら辺について一度確認を。

○副議長（島岡信彦君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

詳しくはわからないのですが、補助金を出している支所のほうには必ず成果品は届きます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。それをどう担保するかが問題であると思いますので、それはまた最後の質問につなぎたいと思います。

それでは、次に移ります。次に、一旦閉館した施設の活用については、商工観光振興委員会を皮切りにということであった。そこで以下に問うに関連してですけれども。

この委員会につきましては、ちょっと条例、要綱、規程と見せていただいたんですけども、本市の商工観光の振興に関する具体的な計画並びに対策について研究審議されるため設置されていると。そして、主にこれを見せていただきますと、補助金の交付によって支援していること、商工観光及び振興の健全な発展促進を補助金によって支援しているということが見てとれます。これの組織の中で施設の活用等について、これまで審議研究されたことがあるのかなのか、それは別といたしましても、ピースフルセレネの今後のあり方につきましては、事あるごとにさまざまな場面で俎上に上げていただいて、情報の共有と共通認識の醸成、そして、意見の集約等が図られることを私自身は望みますから、この委員会についても少しお尋ねをしてみたいと思います。

まず、構成メンバーについてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 商工観光振興委員会のメンバーについてお答えいたします。

規定で委員は10人以内とされておりまして、現在の組織メンバーにつきましては、商工業団体の役職員、観光事業を行う団体及び企業の役職員及び学識経験者となっております。具体的には、一般社団法人香美市観光協会の会長、公益財団法人龍河洞保存会の会長、香美市史談会会長、JR四国土佐山田駅長、公益財団法人アンパンマンミュージアム振興財団専務理事、有限会社香北観光代表取締役、奥ものべを楽しむ会会長、香美市商工会会長の計8人となっております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 課長のこの会を皮切りにという意味がわかりました。関係する方が随分集まっているということですね。ちょっと学識の方がいないのかなと思いましたけれども、8名なんですね。

それでは、通常この会において、補助金のあたりを要綱で実際にやられてることを見ると、ほとんどが補助金をいかに出していくかということのように見えますけれども、議員協議会の中では通常年1回のようなことも言われたような気がしますので。通常この会において協議されている内容、そして、頻度等をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

会議につきましては年に1回、12月に実施しておりまして、議案といたしまして、当該年度の活動の報告及び翌年度の商工観光関連事業の担当課の予算案の説明、また、その他といたしまして、その年度におきましてのさまざまな事案、例えば例を申しますと、県の産業振興計画へのかかわり等につきましてはの協議をいただいたこともございま

す。今年度につきましては、議員協議会でもお話しさせていただきましたように、ピースフルセレネの今後の活用についてをその他の議題として、提案をしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ活発な議論をその場でお願いいたしたいと思います。

それでは、次に移ります。次、（3）まちづくり委員会の提言に関連してです。

まちづくり委員会につきましては、市長もここたびたび言及もされております。30名の委員の中の15名の公募の委員、そして、女性の占める割合もたくさんでございます。その方々が8回慎重審議をされまして、提言書を提出されております。

そもそもこの委員会というのは、第1次振興計画のこれまでの取り組みを総括するとともに、平成29年度から始まる新たな第2次振興計画を作成するに当たり、地域間の相互理解の促進や住民の多様な意向をまちづくりに反映する機会の増大を図り、市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していくために設置されたものでございます。これまでの市長の言動も含めまして、その提言の内容につきましてはかなり尊重にすべきものだというふうに考えます。

そして、お聞きするわけですが、そのまちづくり委員会の皆さんの提言書の中に、アンパンマンに関連するものがあればお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎議員のまちづくり委員会提言書のアンパンマン関連のものについてということについて、お答えいたします。

まちづくり委員会につきましては、本年3月25日に第1回の委員会を開催し、市内視察、市外視察の実施、そして、4つの部会に分かれてのワークショップを行い、11月25日、第9回の委員会で市長に提言書が提出されました。

提言書の内容は、振興計画の6つの基本目標ごとにまとめられております。その中で、アンパンマンに関連するものは、「まちのかたちを創る、賑わいを興す、みんなで築く」の3つの基本目標の中に、土佐山田駅の愛称に「アンパンマン駅」を使用し観光客の誘致につなげる、アンパンマンをもっと積極的に活用した観光メニューの開発、ジャムおじさんのパン工場を開設しパンづくりなどの体験ツアーの開発といった提言が出されています。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 私自身もできる限りこの会には傍聴させていただきまして、最後の日はちょっとほかの会と重なっております、市長もその会には出席されておったんですけども、この提言書を受け取るということで中座をされました。今、企画財政課長が紹介されたのは、6つあるうちの5つか3つを紹介されましたので、あと2つ

をちなみに紹介をしておきたいと思います。

体験ツアー商品の開発というところで、大人が懐かしみながら楽しめるアンパンマンツアーを開発する。そして、みんなで築くですけども、アンパンマンを生かしたまちづくりを推進するというところで提言がされております。

次に移ります。

(4) ですけども、これは前述の6月議会での質問は、私冒頭でもご紹介しましたように、株式会社香北ふるさと公社が場合によっては他の企業と一緒に株式会社アンパンマンこどもミュージアムと有限責任事業組合をつくり、ピースフルセレネをショッピングモールとして再出発させれば、ジャムおじさんのパン工場やドキンズハートシェイプカフェを初め、ライセンスが企画販売するたくさんの関連商品の提供が可能となり、世界で唯一のアンパンマンの聖地としての陣容もほぼ整い、来られた方々の満足度のアップはもとより、「人生はよろこばせごっこ」がモットーだったやなせ先生の思いにかなうと考えるが、見解を問うというものでした。

ホテルとしての営業についてはちょっと無理ではないかということでもございました。そして、これまでご紹介もしましたように、これは全てではないです。この後また少し言及しますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして、第2次香美市振興計画に向けてとられました一般市民、中学生、そして、工科大生、このアンケートの中にもアンパンマンに関連する言及がたくさんございます。そういうことも含めまして、この質問に対する再度の答弁を求めたいというふうに思います。

○副議長（島岡信彦君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） 山崎議員の質問にお答えをいたします。

本年6月議会の答弁では、現時点、これは6月議会の時点でございますけれども、ショッピングモールとしての活用は考えていない。また、今後の施設の状況によっては、施設のあり方や方向性についても改めて検討する必要があるとご答弁をさせていただいたところでございます。これはピースフルセレネの今後につきましてまだ何も議論が行われていなかった今年6月の段階で、将来の方向性についての答弁は、施設を利用していただいております市民の皆様や指定管理者であります香北ふるさと公社と多方面への影響も大きいことから、そのような答弁をさせていただいたところでございます。

今回、指定管理者の一般公募を行いましたけれども、残念ながら応募はありませんでした。しかしながら、この施設につきましてはホテルとしての活用だけではなく、さまざまな用途に活用できる可能性もあるのではないかと考えておりました。今回、施設の利用方法について一旦白紙に戻し検討をしていくという結論に至ったところでございます。

山崎議員からも提案のございましたアンパンマンのショッピングモールやアンパンマンの関連施設としての活用も選択肢の1つではあるかと考えておりますし、また、老朽化をしておりますアンパンマン図書館としての活用やさまざまな活用方法が考えられ

るのではないかというふうに思うところでございます。今後、産業振興課長のほうからも答弁がありましたように、商工観光委員会を皮切りに広く意見、提案等をお伺いし、今後の方向性について検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ありがとうございます。それでは、まちづくりの最後の質問になります。

先ほど副市長の答弁にもありました、ぜひ関心を持つ皆さんを集めたところで協議をしていただけたらなと、オープンの協議をしていただけたらなというふうに思っています。先ほど紹介をいたしました、まちづくり委員会の提言書はもとより、この第2次香美市振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略に向けて行われた各種のアンケートの自由記述の中にも、アンパンマンに関するたくさんものがあります。

例えば、ご紹介しますけれども、香美市の中で「自慢したい・次世代に伝えたいもの」という、これはなかなかおもしろいアンケートがありまして、高知工科大学の学生さんは、これ1位が自然ということなんですけれども、2位が高知工科大学で、3位がアンパンマンミュージアム、アンパンマンになっています。そして、中学生のアンケートでも同じように「自慢したい・次世代に伝えたいもの」は、1位は豊かな自然ということなんです。これはやっぱり教育でしょうか。その次がアンパンマンミュージアム、アンパンマンということになっています。それで、市民の皆さんのアンケートによりますと、実はこれはアンパンマンミュージアムということで、これは皆さん本当に関心を持っているところでございます。やなせたかし記念館のあるまちづくりにつきましては、だからやっぱり第2次香美市振興計画の中にしっかりと位置づけてほしいなと私自身は思っています。市長の6月議会の答弁のほうも、市民の皆さんの集まる協議会の場所でもこれを十分に議論していくということで、具体性を探っていくということが大事なことだというふうに思っていますというこういう言葉を具体化するためには、やはり振興計画の中にしっかりと位置づけて、協議会なり委員会なりを開きながら、公開の場で方向性を決めていくという方法もやっぱり一つ必要ではないかなというふうに考えることから、この質問を行いたいと思います。見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

周辺施設を含めた今後のまちづくりということでございます。全ては、主人公でありますあそこに訪れる2歳から4歳の子どもたち、彼ら、彼女らが、楽しみ心に残っていく施設、そういうふうな空間が構築できないかということを目的として、担当課としては模索をしていきたいという考えでございます。先ほど副市長の答弁の中でもちょっと触れられましたけれども、生前やなせ先生がその思いの中で、ひとつそういう図書館というふうな思いをミュージアムの担当職員にも残されております。そのようなところも

具体化ができないものかというふうなことも視野に入れながら、先ほどお話ししましたように、あくまで主役である子どもたちに喜んでもらえる、ずっと心に残っていけるような施設、それを目指していきたい。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 本当にほかにはないんですよ。ほかのアンパンマンこどもミュージアムの中に、図書館は確かなかったような気がします。図書館はないし、それから、当然墓所もないし、そして、やなせ先生の資料館もないし、詩とメルヘン絵本館もないし、本当にあの地域、この町をやなせ先生の業績というか影響力も含めて、やっぱりしっかりと1つの柱にしたまちづくりというのが必要だというふうに思います。担当課もちろんですけれども、より広い、例えば図書館にすれば教育の関連にもなってきますし、縦割りではなくて、あくまでも振興計画の中にしっかりと位置づけていていただきたいなというふうにも思いますが、市長どうですか。そこら辺を担当課が商工観光という面で今ご答弁をされていますけれども、まちづくりという観点、まちづくり委員会からまちづくりに関してアンパンマンを活用してほしいと。それも1つの面ではなくて3つの面ぐらいでしたね、「まちのかたちを創る、賑わいを興す、みんなで築く」、この3つの関連のところでのその提言がなされたというふうなことを考えましても、やはり振興計画の中に位置づける必要があるんじゃないかというふうに考えますけれども、見解をお伺いできれば、ご答弁をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、山崎議員からのお尋ねについて答えいたします。

企画財政課長からもお答えをいたしましたようにこの21日には、いよいよあの地域を元気にするために何が必要なのか、何をやるのかということ主体性を求めていくわけです、自分が言うだけでなくやるぞと、何をやるかということ。非常に大事な時期でありますし、まちづくり委員会にも提言をいただきました。

お話がありましたように、アンパンマンミュージアムについてもいろいろと声が出ております。本当に夢のある話をいっぱいされておりますので、しっかりとこれからやっていかなきゃなりませんけれども、今私のほうがこうしたいああしたいという話をやるよりも、市民の皆さんが今本当に立ち上がってやっていただいておりますので、私のほうとしては今産業振興課長が答弁したとおりでありますので、行政としては一体となってやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） あんまり言わないほうがいいのかなと思いました。なかなか答弁が慎重なんですよ。じゃあ、位置づけの仕方もいろいろあるんです、実は。

1つの例としてご紹介しておきます。実は最後にまた触れるんですけれども、基本計画の第6章、4の高知工科大学と共に歩むまちづくりとありますよね。これ前期計画に

はなかったんです。なかったものを後期計画になって入れたという経緯があります、そのことはまた後で紹介しますが、そういうこともありますのでぜひ、やっぱり旗を振るのはある程度民意が、何となくいろんなところで民意が出てきたときに、それを集約して旗を振るのは、僕はやっぱり行政の役目じゃないかなというふうに一定思っていますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。

- 副議長（島岡信彦君） 暫時40分まで休憩します。
（午前10時28分 休憩）
（午前10時39分 再開）

- 副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4番、山崎眞幹君。

- 4番（山崎眞幹君） それでは、次の質問に移りたいと思います。次の質問、K a m i G r e e n n S t o r yをめぐってということでございます。

これは市勢要覧でございますけれども（資料を示しながら説明）、市勢要覧につきましては、私たちが視察先でいただくことが多くて、視察研修で本市に訪れた方々にも配布されています。そして、今シティセールスのツールとして昨日の同僚議員の一般質問の中でもありました、プロモーションビデオもつくっておりますけれども、それとは別に、またシティセールスのツールとしてとても重要なものだというふうに私自身は思っております。

この要覧が、「ココロカオルまち 香美市」というこれが最初でした。これから「K a m i G r e e n n S t o r y」へということに改定された際に、門脇前市長は平成24年3月議会の諸般の報告の中で、「香美市発足から5年が経過し、本市の行政拠点が一新したことに伴い、香美市市勢要覧を改定いたしました。新たな香美市を対外的にアピールするため、教育、福祉、産業などの各分野を紹介し、本市の現況やセールスポイント、将来ビジョンなどをまとめており、県内外の自治体へ配布するほか、会議や来市者に対する資料、または職員が出張の際の資料として活用してまいります。」とこのように述べられております。これは質問を前もってごらんになった方は何と細かいことを言うわというふうに思うかもしれませんが、私が最近ずっと質問の際にも使わせていただいておりますG k Hですね、香美市に暮らす幸せ感の向上には、やはり細かいことにこだわるというか細かな心配りがやはり欠かせないというふうに考えておりますので、市勢要覧について、まず幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、①です。

この市勢要覧の1ページ目ですけれども、開いて1ページ目です（資料を示しながら説明）。これは市勢要覧全体への導入部分としても最も重要なところでございまして、これすごくできがいいなということは平成24年の議会でも言わせていただきました。

ここは何が書いてあるかという、「ヒトが集まり、新しいコトが起き、マチが動き出す。」というふうに書いてあるんです。これはまさに新しい庁舎ができて市勢要覧を改定したという、何と申しますか意気込みというか、うれしさみたいなものがありまして、このキャプションに対して説明文として、「新しく完成した庁舎は、これからのまちづくりを示唆しています。南側に設けられたボードウォークと長椅子も、その1つです。未来の街を考え、創り上げていくのは、いつも意志のある住民です。人が集い、語らう。住民が中心となって、街が成長していく。その出発点となる場所の1つが、ここです。人が集う「居心地のいい場所」が多いほど、その街は「居心地のいい街」になることでしょう。」とこのようにして、なかなかよく書けた文章で、僕には書けないなというふうなことを平成24年3月議会には言った覚えがありますけれども。

このように象徴の1つとして大きく取り上げられている場所の一部が、皆さんもご存じだと思いますけれども、現在立入禁止みたいな状態になっています。ここを見ていただいたら（資料を示しながら説明）、影ですけど、影の人が集っているんです。ここは今立入禁止になっていますけれども、この1ページ目の状況があのような状況では、こういうふうによくないというふうに思いますので、これは喫緊に改善をしなければいけないんじゃないかというふうに考えます。見させていただきますと、長椅子のほうもかなり劣化が進んでいるというか、平成24年だから5年ぐらいになりますか劣化が進んでいますので、そこの修繕なんかもちょっと必要なのかなというふうにも思ったりもしますけれども。今、立入禁止の状態で置かれている理由と、今後どのような対応をされる予定なのかということについてお聞きをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎眞幹議員の「ヒトが集まり、新しいコトが起き、マチが動き出す。」、象徴の1つとして大きく取り上げられている場所の一部が立入禁止のような状態に置かれている、その理由と今後について問うというご質問にお答えいたします。

平成27年8月25日台風15号通過の後、庁舎周りに庁舎の打ちっ放し外壁型枠締めつけに使うプラスチック製のコーン、Pコンの穴埋めモルタルが数個落下していました。このような状態のもので（資料を示しながら説明）。早速、建築の施工業者である清水建設に調査を依頼し、高所作業車を使い調査をいたしました。Pコン穴埋めモルタルに浮きや押し出され兆候が見つかったのは、最上階が比較的多く6から10%程度で、多くは建物外周のひさし先端部分の鼻先部分のものでした。擁壁部分には浮き、押し出しとも見受けられず健全な状態でした。浮きや押し出されている兆候がある部分はその場で撤去いたしました。しかし、庁舎南側は高所作業車が最上階まで届かず未調査であるため、落下による人的被害を回避するため立入禁止区間といたしました。今後についてですが、当初予算に計上させていただき早急に修繕工事を施工したいと考えています。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 穴埋めモルタルが落下した。こっちの東側にあるやつも、そしたら落下の危険性があるということで、あれを張っているという理解でいいですよ。やっぱり、これは当初予算で何とか対応ということですが、これ最初からモルタルが落下するということは瑕疵があるというふうになるわけでしょうか、建設した側に。それは通常の経年劣化というか、経年劣化によって香美市がそれを修理すべきものなのか。でも落下して危ないというのは、ちょっとどうなのかというふうに思いますけれども。そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 私どもは瑕疵と、平成23年に建ってからまだ4年ぐらいしかたっておりません。こういう事態が起きること自体ちょっと異常なことなので、私自身は瑕疵ではないかということで、建設会社と設計会社に「ちょっと内容を検討してください。私どももこれは100%うちの費用で直すわけにはいきません」ということで、今検討していただいている最中でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ、そこら辺ははっきりとしたほうがいいと思いますし、庁舎を引き渡しをしたときに何らかの取り決め等もあったのではないかなと思います。そこが含まれている含まれていないは別として。当初予算での対応で果たしてどうかなという気は実はあります。やっぱり、あそこは1つのシンボルにもなっていますので、使っていただいて何ぼのもんじゃないかというふうにも思いますので、ぜひ早急な対応をしてあそこに、ここにあるように（資料を示しながら説明）影が実像になるような姿で、また再利用できるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。②です。

今回はこの市勢要覧の中にあることについて、少し気づくことを質問としてまとめさせていただきます。

25ページ目に、ここにアンパンマンがだだんだんの像に向かってアンパンチを繰り出しているという写真があります。これに関連してですけれども、写真そのものではございません。過日、香北支所庁舎の新庁舎の落成の祝賀会がありまして、それからの帰りにもう周りは暗いです。ちょっとミュージアムのほうを見てみますと、だだんだんの目が、あれ時間がたしか決まっていると思うんですけども赤く光ってるんですよ、こうぱっぱっぱと光ってて。だだんだんの目が光っているからアンパンマンはアンパンチを出しているのかなと思ったら、見たら暗闇の中で沈んでいるわけです。やっぱりアンパンマンとばいきんまん、だだんだんはばいきんまんのロボットですから表裏の関係でして、だだんだんの目が光れば、やっぱりアンパンチを放つアンパンマン像にも、つり合いを考えてライトアップをするほうが楽しいんじゃないかと。ライトアップしてはどう

かというふうに思いますので、少し見解をお尋ねしてみたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） だだんだんは、ばいきんまんがつくった破壊型ロボットという設定で、目から赤い光線を発することを生かしたディスプレイにしております。対しまして、たたかうアンパンマン像は、東日本大震災でアンパンマンが被災者を勇気づけたことを受けまして立てられたものでございます。対峙しているそれぞれのキャラクターを尊重しまして、これまでたたかうアンパンマン像をライトアップする案は出ていません。

また、ライトアップによって周囲が明るくなることで、夜間に青少年が集まるような環境をつくることも懸念されるということで、貴重なご意見ですが以上の理由を鑑みまして、現在のところ現状のまま昼間のみ鑑賞できるディスプレイとします。なお、財団とも一致した見解でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 最初は、やなせ先生は飛び出すアンパンマン像を予定していたんですね、あそこへ。ということは、先ほど課長のおっしゃられたように、震災に対して被害を受けた方の心を慰めるというか勇気づけるために、言われたようにあの像に変えまして、そのアンパンチの意味は、弱い自分の負けそうな心にパンチ、アンパンチというようなことを私自身も新聞報道で読ませていただきました。ばいきんまんとアンパンマン、先ほど言いましたけれども、ばいきんまんは表裏でして、アンパンマンが正義、やなせ先生の正義はひもじい人に食べ物をあげるという正義、そして、ばいきんまんは、ある種欲望ですよね、人の持つさまざまな欲望というのは弱い心につながると。そういうことでアンパンチはあってもいいかなというふうに思いますけれども、現状のそういうお話であれば、そういうことで一定理解をしておきます。

次に移ります。③です。

29ページ目です。これですけれども、ここの「新旧が融合するマチ。」というところに（資料を示しながら説明）この日曜市が紹介されています。ここに来られる方にお聞きするわけですけれども、やはりトイレが、消防屯所のトイレを使わせていただいているみたいですが、庁舎のトイレも南側のほうから使わせていただければすごくいいかなというふうな声もお聞きしますので、日曜市平成組合・土佐山田ふるさと市に来る市民に庁舎のトイレを開放すれば、日曜市の「居心地のいい場所」がより居心地がよくなると思います。

○副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 香美市庁舎管理規則では、「香美市の休日を定める条例に規定する市の休日には、庁舎の建物の出入口は開けないものとする。」となっておりますが、本庁舎西側のトイレは休日でも利用できるように開放しております。警備員、日

直に声をかけていただき、利用していただきたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なかなかそれが日曜市に来られる方に徹底してないのかなということもあります。利便性のことを考えるとやっぱり南側のほうが、警備員を通らないんでどうかと思いますけれどもいいと思いますので、なお検討ができるようであれば検討をいただけたらというふうに思います。

次に移ります。32ページです。

32ページ目に、市の花であるアジサイが紹介されています（資料を示しながら説明）。このアジサイというのは「小さな花卉が寄り添い、大輪の花となる姿は、人の心を和ませるとともに香美市の“賑わい”を象徴し、香美市の発展を表しています。」というふうに書かれております。これは慣行の取り扱いで、合併時に花、木、鳥については調整されたものでございます。各庁舎の周りには、やはりそういう経緯からしても、今ほかの植栽がされておりますけれども、どちらかというやはりアジサイをちゃんと植えて、市の花を大事にするというふうな姿勢が必要ではないかなというふうに思いますので、その点について見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 本庁舎の周りの植栽は、冬も緑を保つ常緑樹を植栽して統一を図っております。また、市の花であるアジサイも南西の花壇に植栽しております。植栽するにしましても、庁舎周りのスペースは限られている状況ですが、香美市の“賑わい”を象徴している市の花ですので、方法等を検討したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 香北支所についてお答えします。

今回の香北支所庁舎建設において、庁舎南側の市道沿いに花壇を設けました。当初の設計段階から、その中でつる性の植物の植栽によるグリーン化ということを考えまして、庁舎軒先と花壇にグリーンカーテン用ネットのとめ金具を設置しております。現在はその計画を進めるよう考えております。しかし、あじさいロードのある香北町地域を管轄する支所の植栽としては、適当なもの1つと考えられますので、そのつる性の植物との関係や生育環境の適性、また職員による適切な管理ができるかどうか等を鑑みまして、アジサイの植栽が可能かどうか今後検討したいと思います。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） アジサイの件についてお答えいたします。

新しい物部支所は敷地が狭く駐車場も十分設けられない状況で、アジサイに限らず、香北支所と同じようにグリーンカーテンをしたくても、残念ですが花壇等設置のスペース

スがない状態です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 本当に細かいことを言っているような気がしますけど。物部支所はしょうがないとしても、香北支所、香美市の本庁舎はぜひ検討いただいたらと思います。

実はこれ合併時に調整された花、木、鳥ですけれども、これはどうやって決めたかという、僕のうろ覚えですけれども、それぞれが、例えば土佐山田町は鳥、香北町は花、物部村が木について決めましょうみたいな話だったような記憶です。今、もう退職された方にそのときどうでしたっけという話をしたら、何かそういうようなご返事やったと思います。アジサイにつきましては、確かにあじさいロードがありましたけれども、それまでの旧の香北町の花はツツジだったんです。土佐山田町は桜、物部村は山桜ということで。ここにありますように、ちゃんとにぎわいを象徴する小さな花卉を寄せてというようなことがありますので、ぜひ前向きに検討をしていただければというふうに思います。

次に移ります。

このアジサイに関連してですけれども、市民憲章の碑なのか掲示板なのか、ちょっとこれはまだよくわかりません、まだ決まっていないのか決まっているのかわかりませんが。市民憲章というものは本市の継続的なまちづくりへの精神的な姿勢を示したシンボルとして、豊かで明るいまちづくりに取り組むための官民共通の目標となるものでございます。来年度に設置されると思いますけれども、場所を僕は、ずっと今まで聞いてきたところじゃないほうがいいと思うんですけれども。あそこにするとして、周りに何か植栽する際にはやはりアジサイを例えば周りに植えて、カワセミがどこかにとまっているとか、何かやっぱり市の花鳥木は大切にするような配慮があったほうがいいのかというふうに思いますので、その件も含めて見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 市民憲章碑の質問に答えします。

市民憲章碑については、平成28年度に合併10周年事業として設置する計画です。設置に当たりましては、関連部署による検討会を設置し、検討していきたいと考えております。ご質問のアジサイの植栽については、その中で検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） かつて市民憲章について幾つか質問させていただきました経緯もありますので、ちょっと質問をさせていただきたいと思うんですけれども。

場所等については関連部署でということでしたけれども、これ何かやっぱり10周年記念でやるとすれば、また市民の皆さんの参加みたいなものを少し考えてもいいのかな

というふうに考えますけれども、その点についてはどうでしょうか、課長。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

市民憲章につきましては委員会を設置して決めたものでございまして、そういったことも含めて、そういった関係した方等には出席していただきたいなどは考えておりますが、また具体的なことは今後、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 出席という話でしたけども、どこにするかとか何にするかというふうなことは、もう内部で決めるということですか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） そうですね。どういった素材でつくるかとか、場所はどこにするかということについては、内部で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのこの部分が結構楽しいところなんで、これは市長、前にも言いましたけれども、法光院市長がまだ市長になる前に私に言ったんですけれども、「山崎さん、楽しいところをひとり占めしてはいけません。みんなでやらなきゃだめですよ」という話を私はずっと胸に刻んでいるわけなんですけれども。楽しいところはやっぱりみんなでやったらどうですか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

市民憲章については、市民の皆さんに委員になっていただいでつくっていただいたという経緯もございまして。市民憲章碑については、この庁舎の敷地内に設置していくものでございまして、どういったものをつくるかということについても内部の検討会で検討し、それで議会の皆さんにもちょっとお諮りして決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 市民憲章をつくる時は苦しかったんですよ、産みの苦しみがとてもありまして。あれ苦しみやったと思うんですけれども、私も委員の1人をさせていただいていました。だから、苦しいことじゃなくて楽しいことはやっぱりみんなで一緒にやって、参画の糸口にすればいいのかなという思いですので、これ以上言いませんけれども、また考え直すということがあればよろしくお願ひしたいと思っております。

そして、この市勢要覧をめぐるっては、最後の質問になります。

この市勢要覧につきましては、最初は庁舎が新しくできたということでつくったわけですけれども、そこが大きな理由となって、これは最初のページが起点で（資料を示しながら説明）、それで実質的な締めくくりとなる31ページ、32ページ目も同じように庁舎の写真で締めくくっております。ストーリーとして、市勢要覧の終わりとしてもふさわしい構成になっていまして、「ココロカオルまち」に比べると随分構成がしっかりしてるなというふうには見えるものです。

ところが、31、32ページ目の庁舎の写真はできたばかりの写真で、駐車場に車が1台もないし、また1ページ目と同じように影がありますが、「人が集い、語らう。居心地のいい場所」というキャッチフレーズからはなかなかほど遠いというふうに考えます。中に掲載されている情報等もかなり賞味が切れていると。情報というのは常に輪切りにした段階で時間がとまりますので、どんどんどんどん古くなっていくというか陳腐化していきます。早期の改定について検討すべきじゃないかと。改定するとしたら、多分全部の庁舎が完成した時期になるのかなというふうにも思いますけれども、できるだけ早く新しい情報に切りかえるようなことを検討されてはどうかというふうにも思いますので、その点に関して見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

市勢要覧は振興計画策定に合わせ5年ごとに作成しており、来年度の合併10周年事業として作成する予定をしております。作成につきましては、ご指摘をいただきましたご意見も含めて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 5年はちょっと今の時代は長過ぎるのかなと。そこを補足するには、例えばこれまでずっとさまざまな議論がありましたホームページであったり、フェイスブックであったりということもあると思いますけれども。それは別にしまして、市勢要覧をめぐるはこの辺にして、次に、最後に今まさに佳境と言いますか、これから大変な作業が待ってるんじゃないかな、担当課は大変だろうなというふうに思う振興計画をめぐる、その中の幾つかですけれども、ほんの幾つかですけれども、お尋ねをしていきたいと思えます。

まちづくり委員会からの提言書でありますとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、そして、各種アンケート等の報告書等が出そろいまして、いよいよ振興計画の策定に向けた準備も整ってきたと思われまます。そして、さきに議員協議会で説明いただきました第9次の実施計画によりまますと、新規計画の62として香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設事業があげられております。

そこでお尋ねをするわけですけれども、平成27年度、この間答申というかそれがあって、それで平成27年の事業内容として、建設検討委員会というものが53万4,0

00円という予算事業費がつけられて上げられております。平成27年度ももうそろそろ終わりに近づいて、来年度予算の策定作業が進められているというような時期だと思うんですけども、私が寡聞にしてこの委員会が立ち上がっていることを知りませんが、会が立ち上がっているのであれば構成メンバーをお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 平成27年度事業計画としまして、建設検討委員会の開催を予定したところですが、現在、建設用地のまだめどが立っておりません。したがって、建設検討委員会の委嘱にはまだ至っていません。今後、建設用地のめどを立てた後、図書館や美術館の専門分野に詳しい方、建築関係、教育関係者やボランティア団体の方々に建設検討委員会を委嘱し、新図書館、美術館収蔵庫の建設検討をお願いする予定でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まだ立ち上がってないと、それは用地のめどが立っておらず立ち上がっていないということなんですけれども。行政としては、用地のめどが立たずということは一定わかるんですけども、やはり用地もどこにするかも含めて、そこで一番楽しい、ある意味楽しいところじゃないかなと思うんですが、それも含めて検討委員会をやったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） ここがえい、この用地がえいというご意見を出されましても、当然用地は個人の方々が所有しておりますので、みんなでわいわいというわけにはなかなかだめだというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 担当課としてはそのようなお答えをよく理解するんですけども、一般市民としては、やっぱりだめな理由を知りたいわけですから、だめな理由があるわけです。だから、そこに決めてしまって物事を進めてしまうと、違う場所を希望している人たちがだめな理由がわからないから、いつまでたっても。ちょっと違う例ですけども、自分が文化施設等検討委員会の議論の内容がわからないからということで言うみたいな話で。結果はいいんです、その経過をちゃんと共有することが、やっぱりその行政と市民との信頼関係をつくる大きなことだと思うので、だめはだめでいいがです。だめなそのいろんな意見を聞きながら、それはなぜだめなのかというその共通認識を醸成していくということが、自分は一番急がば回れだと思うんですが、そういう意味も含めて、ちょっとそのことは考え直したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、再度見解をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 図書館を立地する、建てる場所に関しましては、いろんな条件が必要かと思われまます。その条件の中で、候補地となる場所は必然的に何カ所か出てくるわけでごまいます。その中で、予算のこともありますしいろんな条件もごまいますので、その辺もきっちり立てまして、市民に説明ができるような形で進めたいというふうにごまいておまいます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 決めるのは1つじゃなくて、幾つか候補を出してというようにごまいたと思まいますけれども。それも実はやっぱり市民の方から声をいただいて、それで一つ一つ潰していくということが、潰していくというのはちょっと失礼かもしれませんけれども、可能性をちゃんと説明してあげることが一番近道だと思まいます。そのことも少し頭の中に入れていただけておけばというふうにごまいます。①はそれで終わまいます。

ですから、②に移るわけではごまいたけれども、検討内容についても用地をどこにするかということを含めて検討していただけて思まいますし、期間、回数についてもごまいただけ、今これが予定した平成27年度が立ち上がってごまいたということは、これは1年かけて検討するというふうに見れば、ずっと1年ずり下がっていくというふうにも読まいますので、期間、回数等についてはどのようにおごまいたか。今の現状で、内容については私はそのような場所の選定も含めて希望するわけではごまいたけれども、予定をされてごまいた期間とか回数等についておごまいたを思まいます。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 建設検討内容と期間につきましましては、建設基本計画の策定から決定までということと、プロポーザル審査会を経て建築設計業者との建設協議、備品協議等、施設完成までの審査、建設検討委員会の期間を想定してごまいます。協議の回数につきましましては、検討内容は積み重ねて協議となりますので、おごまいたね15回ごまいたの委員会を思まいます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 15回ということは、月1回としても1年半から2年ごまいたという意識でいいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 期間につきましましては、先ほど説明したとおごまいたり施設の完成までという、長期にわたるごまいた回数になるごまいたかと思まいます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 完成までということではごまいたが、建築を始めるまでどれごまいたの日数を予定してごまいたかということをごまいたおごまいたを思まいます。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 前段お話ししましたとおり、まだ用地のめどが立っておりません。したがって、用地のめどが立ち次第、基本計画の策定からプロポーザル審査会、それと設計というふうに、先ほど説明したとおりちょっとまだ具体的には考えておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そしたら、事が動き出したらまたお尋ねすることがあると思います。

次に移ります。

この実施計画を見る限り、財源内訳が一般財源というふうになっております。6億円ですね、かなりの金額になると思いますけれども。これ特例債とか過疎債とか合併特例債とか、この起債のめどというか当てみたいなものはないのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 第9次実施計画に掲載されております香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設事業に合併特例債等の起債は当たらないかというご質問でございますが、実施計画は計画期間における各年度の行政運営及び予算編成の指針となるもので、原課で計画している事業を取りまとめたもので、財政当局と協議して策定したものではありません。今後、予算計上段階において、予算額、財源について協議していくこととなります。なお、本事業については、合併特例債等の起債対象となります。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よかったです、結構大きな金額なんで。

それでは、次に移ります。

④ですけれども、まちづくり委員会の提言書の中に文化施設、これは将来に向けてのまちづくりについての提言ですから、当然、文化施設等の提言もあってしかるべきだというふうに思います。これに関連するものがありましたらお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まちづくり委員会の提言書の中の文化施設に関するものでございます。

文化施設等については、「まちのかたちを創る、賑わいを興す、未来を拓く」の3つの基本目標の中に文化ホールの建設や既存施設の転用や改修、改築をという提言が出されております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 最初の質問と同じように省略をされましたので、一応全部ご

紹介をしておきたいと思います。

まず、「まちのかたちを創る」というところでは、図書館や文化ホールなどの文化施設充実に努め、既成施設の転用や改修で改築を行う。「賑わいを興す」、これは香美市全体のにぎわい起こすという意味なんですけれども、人を集めるため、呼ぶために、人の入る文化ホールを持つ。そして、「未来を拓く」に関連いたしましては、生涯学習、社会教育の拠点として文化ホールを建設するというふうに、文化ホールに対して3つの提言がなされております。よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、次に移ります。(2)です。

これに関しまして、「大学と共に歩むまちづくりの推進」に関連するわけですけれども、一番最初のやなせたかし記念館のあるまちづくりに関連して、少し前振りいたしました後期計画から、これが1つ振興計画の中に入れられたというそのいきさつですけれども、これは後期計画を審議する中で、今回と同じように市民アンケートをとりました。市民アンケートの中に、さっきと同じですけれども「自慢したい・次世代に伝えたいもの」という中で何がありますかというアンケートをとったんですけれども、その自由記述のベストテンの中に高知工科大学がなかったんです。高知工科大学の順位が20番で、このときはアンパンマンミュージアムが1位で34、自然というのが2位で30、その次が龍河洞、また、4位にアンパンマンで21ということで、20位の工科大学は4つしかなかったんです。そのことを知った高知工科大学からいらっしゃっていました木村先生が、審議会の中で嘆きを言ったんです。この高知工科大学のプレゼンスが、どうもここにできてから、もうあの土地で15年ぐらいでしたかなったんだけれども、何か市民の中に周知されていないというかプレゼンスがあんまりないなということで、そういう発言がありまして、後期計画におきましては、既に実はそれまで香美市もいっぱいやっていたんです。いろんなことをやっていたけれども、1つ項立てにして、それを特化していなかったから、もしかしたら市民の皆さんに周知が足りなかったのかなというふうなことも受けまして、後期計画で「高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進」というものを、既に行っていた産学官民の連携事業と工科大学のいわゆる持つ機能を、中心としたもので取りまとめて1つにまとめたものなんです。今般、同じように、第2次振興計画のまち・ひと・しごと創生総合戦略に向けて行われた工科大学生のアンケートの中を見ますと、「学校生活や地域のこと、まちづくりに関する意見や要望」というところの自由記述を見ると、従来からの課題というものが、そのままある意味に変わり続けずにあり続けているということなんです。これはやっぱり問題ではないかなと思います。

ちなみに、今回の市民アンケートの中での工科大学のプレゼンスですけれども、「自慢したい。次世代に伝えたいもの」という中でのプレゼンスは1番がアンパンマンミュージアムで39です。高知工科大学は12位に躍進してまして、ベストテンではまだないんで、審議会の中でまた木村先生がお嘆きになるかもしれませんけれども、件数と

しては10件というふうにふえております。

大学がやはり存続する限り、維持されると思われる2,500人という人口規模は、本市の人口ビジョンの中においてもとても大きなアドバンテージを持っておりまして、この際、高知工科大学の学生教職員を生活者として、産学官民の連携パートナーとしてではなくて、それも大事ですけれども、生活者として意識したまちづくりも第2次計画の策定に向けた課題であるというふうに考えております。そして、そのことはアンケートで寄せられたまちづくりに関する意見や多くの対応は、高知工科大学とともにまちづくりの推進には、ぜひとも欠かせないというふうに考えまして質問を行うものでございます。

「まちのかたちを創る」というところの中で、要望の多いのが交通事情です。道がでこぼこしているとか、それから、狭いとか危ないとかいう交通事情の改善については、ただ単に市だけの判断ではなくて、やはり国、県との連携も必要だというふうに考えますが、これについて改善に向けた見解等ありましたら、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 山崎眞幹議員の交通事情の改善は、県・国との連携が必要だと考える。改善に向けた見解をとということにお答えいたします。

建設課といたしまして、道路整備が一番の課題と考えます。そのため、工科大の周辺道路、主要地方道龍河洞公園線、一般県道宮ノ口深淵線の改修、改良及び延伸を道路管理者であります高知県中央東土木事務所に要望を行い、現在、地域の意見などを取り入れて協議を進めていくように計画しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 幾つかの路線も示されたわけですがけれども、自分は神母ノ木の橋のもとにずっとおりまして、危ないところをずっと見るわけですがけれども、学生が自転車、バイクで通行するときに危ない場所を見るのは、今言っていた路線じゃない路線なんです。違う路線が危ない。国道195号というのは本当は危ないんです。それとか、それから、神母ノ木の橋を渡って左に行きますよね、あそこは野市線ではないんじゃないかなというふうに思いますが、そういうところがすごく危ないんで、道路が大事だというふうにおっしゃいましたけれども、そういうところも含めてぜひ考えるべきではないかというふうにも思うわけですが、見解を。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

やはり主要な道路というのは、全て今後も国と一緒に検討していきたい。その中で枝線的なところ、市道も何路線か含まれると思います。その部分に関しましても、あわせて地域の方々と協議しもって進んでいかなければならないと考えます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これはやっぱりなかなか難しい、すごくよくわかります。これについては難しさはわかるがです。だから最後につながるわけですがけれども、まちづくりとしてやっぱり位置づけてということにつながっていきます。

長期に取り組むべきで、ちゃんと計画を立ててということにつながるわけですがけれども、道は何とかしたいと思っているということで、とりあえずそういう見解だというふうに理解していいですか。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 都市基盤整備という形になろうかと思いますが、とりあえず一番に道を考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この「まちのかたちを創る」ということに関連して、道路に関することは本当にすごく多いんです。多いんですけれども、それとともに外灯の件があります。外灯が少な過ぎるとか、外灯をつけてくださいとか、暗いところに行くと危ないとか、夜、夜中行くと危ないから、何とかしてほしいというのがあります。

②に移りますけれども、防犯灯は現在自治会が設置して、電気料は行政の負担ということでされています。ところが、防犯灯が必要だと思われる国道195号の旧道でありますとか、談議所の香我美橋手前の坂道等は、なかなか実際に自治会を構成している人たちが住んでいるところは明るくなっているわけです、ある程度。そこをつなぐところとか、余り住んでいないようなところについては、なかなかそこへ自治会として、自治会費の中からお金を出して設置するということでは、自治会を通しての設置にはなかなかなじまないんじゃないかなというふうにも思います。そういうことも含めて、やはり自転車はのみならず歩行者の安全対策としても早期の設置というものが望まれているわけですがけれども、設置に向けてどのようなことが考えられるのか、見解をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

自治会から国道195号、県道に対して防犯灯の設置要望を提出すれば、高知県が事業主体となり設置できるかについて中央東土木事務所に確認したところ、提出されれば現地調査を行い判断するとの回答をいただいておりますので、ご検討をお願いします。

また、国道195号の旧道、現市道への防犯灯の設置につきましては、自治会等の自主防犯意識の高揚を図り、犯罪防止のための施設として自治会等に設置していただいておりますので、議員ご承知のとおり、市の防犯灯の検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 国道、県道は自治会から要望すればつなぐことはできるよということですね。ただ、さっきも言いましたように、そこを自治会が私たちの管轄ではないというふうに思っている節がやっぱりあるわけです。それで、個人的にじゃあつないでいいのか、まちづくりという観点からいうとこういう声も上がって、特に自分が設置を望んでいるのは談議所のところですけども、国道沿い真っ暗ですから、電柱もそばにあるんで交通量も多いし、できるんじゃないかなと思って。ただ、あそこの自治会にじゃあ私が行って、これこれこうでこういうことになってますから、ぜひ市役所にそういう申請してくれませんかという事は可能だと思います。可能やけども、まちづくりの観点として「工科大と共に歩むまちづくりの推進」、あくまでもその観点で話をしていますので、ひよっとトータルでそういう話ができる場ができて、全体的にいろんな調査をする中で、ここはこうだねこうだねというようなことがあった中でそのようなことを、例えばその会でこういう意見が上がりましたから、ひよっとどうでしょうか自治会さんという話は、行政としては考えていないという、多分ことだと思いますけれども、ちょっと見解を。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

防災対策課の見解としましては、先ほど言いましたように国道195号、県道への防犯灯の設置は、直接自治会が県に要望できますのでよろしくお願いします。なお、市から県に対して要望するには、自治会長さんから市に対して要望書の提出が必要となります。先ほども申し上げましたが、県は自治会から要望書が提出されれば設置の判断をすと言っていますので、市への要望内容を県に対して直接提出すれば、時間の短縮等が図れ効率的な要望活動ができるものと考えておりますので、ご理解ください。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 県道、国道についての判断はわかりました。

あと、そうじゃないところは従来どおり自治会からということですが。さっきも言うたように、なかなか自治会、ここはわしのとこやけど、まあ人がおらんきえいわと。要はそこを通っている子どもたちの通学であることに関して、それで本当にいいのかなということ、ひよっと今後の検討課題じゃないかなというふうにも思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

市道等のことについておっしゃっていることと思います。

市道等への防犯灯の設置につきましては、自治会の負担で設置していただいております、市も認定防犯灯として電気料、修繕料を負担し、地域と行政が一体となった防犯意識の高揚、市民生活の安全を図る認識をお互いが共有することで実施していますので、設置については、これまでどおり自治会をお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと時間が少なくなってきたんで、この件はこの程度に置いておきたいと思います。またお聞きするかもしれません。工科大とともに進めるまちづくりという観点で。

次に移ります。

③ですけれども、「賑わいを興す、未来を拓く」に関連したものではありません、やはり買い物とか食事とか娯楽、アルバイト等に関する意見や要望が実にたくさんに寄せられております。工科大周辺につきましては、ご存じのように市街化調整区域でありましてなかなか難しいんですけれども、それはそれとして、やはり言いましたように2,500の人口を抱える、そこに生徒として通ってくる学生たちが、さまざまなそこで要望、意見ということでニーズを出しているわけですから、それに対してやっぱり応えるべきではないかというふうに思います。開発に向けて打てる手があれば打って、周辺の充実に努めるべきではないかというのはそういう意味でございまして、やはり工科大があるということ香美市として、どれだけある意味大事にしているかということも含めて、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、まず見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 工科大周辺は開発に向けて打てる手があれば打つべきではと考える。見解をということでお答えいたします。

平成6年当時、高知工科大の設立に合わせ、旧土佐山田町にて土佐山田学園都市構想策定調査を行っております。工科大を中心として、国際化、情報化の進展の中で新たな構築が求められている知恵、知識を核とした人づくり、技術・産業づくりを進める都市、ソフィアポリスと当時を言っていたようですが、の形成を目的とし、区画整理を中心として、あわせて道路整備も含めたインフラ整備を行う計画でした。ただ、補助事業を基本とした計画でしたが、土地などの個人資産等のこと、あわせて旧土佐山田町の財政事情等により、現在計画は至っておりません。

今後についてですが、先ほども言いましたが、やはり道路整備が一番の課題と考えています。民であれ官であれ、ある程度何かの核的なもの施設、計画があれば、それに合わせて道路を中心とした都市基盤整備を考えていかなければならないと思います。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 私も定住人口増加促進特別委員会の委員長もさせていただいてまして、都計についても農振についても勉強もさせていただいてます。なかなか大きいんですよ、ハードルが高いわけです。でも、何度も言いますが、これまでの工科大に関連する質問でも言いました。工科大は工科大として本当に生き残りをある意味かけて、武道館をつくったり野球場をつくったり、それは当然香美市の協力もあるわけで

すけれども、それから、国際交流センターもつくってやっているわけです。ところが一方で、学生からはもう周りに何もないことについてほぼ諦めともとれるような声が聞こえたり、田舎だからしょうがないとかいろいろ言われることについては、ちょっとそのままでは私はちょっとじくじたるものがあるわけです。もうちょっと何か打てる手があるんじゃないかということで、前一旦言わせてもらって却下されたというか、地区計画をするにしても何か中心になる、核となる施設が要るわけですから。あそこのあたりへ文化ホールをちょっと検討して、文教の本当に学園都市、平成6年というお話がありましたけれども、そういうものの核として、新たにそれを入れることによって開発してはどうかとかいった話もさせていただきました。何か、担当課長はこれは何ぼ言うても、都市計画の範囲でいえばここは地区計画しかないというふうに私には見えるわけです。でも本当にいいのかな、買い物、食事、娯楽、アルバイト、これをずっとこのまま不満で、要望、ニーズをこれから何年も先ずっと聞き続けるのかなというふうに思うと、ちょっとある意味暗たんたる気持ちになるわけですけれども。これは、だからまちづくりとして位置づけられていますので、少しそこをボリュームアップしてこのようなことに関しても、道路の話でありますとか買い物、食事、娯楽、アルバイト、いわゆる工科大の学生を生活者として見た検討もボリュームアップして、そこへ乗せ込んでいったらいいんじゃないかなというふうに思うわけです。これは建設課長の話ではないと思いますので、まず企画財政課長のほうにちょっとお尋ねをしたいと思います。今の話について、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

次期振興計画の策定につきましては、さまざまなアンケート、それから、審議会、また団体ヒアリング等、ご意見等を踏まえた上で策定していくことになっておりますので、議員のおっしゃいました意見等についても、そういった中で検討していきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのようにお願いします。

最後に移ります。

たくさんの資料、データ、さっきの話も含めて策定までのスケジュールはなかなか窮屈になっているんじゃないかというふうに憂慮します。策定に至るまでのスケジュール等について以前に説明を受けたわけで、それは以前の説明は12月に1回やった話でしたけれども、変更等ないか一旦お聞きをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

振興計画の策定作業については、当初計画のスケジュールから見るとおくれてきております。しかし、策定作業を進める上で必要な資料はおおむねそろっており、現在、こ

の資料を整理し、検討するための資料を作成中でございます。また、スケジュールの見直し作業も行っており、今後の予定としては年明けから本格的な策定作業を進め、当初計画どおり、平成28年11月に原案を策定したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。今回質問いたしましたやなせたかし記念館のあるまちづくり、そして、工科大学と共に歩むまちづくりにつきましては、私自身も委員をさせていただいておりますので、その場でもまた提案もさせていただきたいと思っております。

これで全ての質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブの村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問、小学校の教育現場にて。

本市は四季折々の自然がたくさんある、県下的にもとても住みやすいまちだと思います。

昔は春には田んぼでオタマジャクシなどと触れ合い、夏になると近くの小川では蛍が舞い、ほうきで追っかけたこと。夏休みは川での水泳、魚釣り、虫取り、チャンバラ。秋には秋祭りや稲刈りなどのお手伝い。冬にはたこ揚げ、こま回し、雪だるまづくり、そして年中、山、畑、庭で鬼ごっこやかくれんぼ、ビー玉遊びなど、自然の中でめいっぱい、友達、兄弟と夕焼けになるまで遊びました。それから自宅に帰り、家事手伝いをしたことです。そんな風景がどなたにも浮かぶのではないのでしょうか。昔の思い出は、楽しかった遊びがたくさん思い出されます。

今の子どもたちは遊ぶ場所にも制限をされて、遊び場と遊べる友達が少なく、近所では先輩も後輩もいない地域が多く少子化がどんどん進み、子ども会活動も近くの地域と合同になったりと随分さま変わりをしてきたと思います。

子どもたちは自然の中で遊ぶことが少なくなり、自然から得て遊びや行動を考えることが極めて少なくなっていると思います。子どもたちに豊かな感性を持たせることのできる教育について、順次質問をいたします。

では①、学校での課外授業についてどのような取り組みをしているのかをお尋ねをい

たします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 村田議員の学校での課外授業について、どのような取り組みをしているのかというご質問にお答えをいたします。

土曜日とか日曜日が多くなりますけれども、学年PTAが行う学年PTA行事が一番大きなものと思われまます。内容は森林総合センターでの木工、塩の道を歩く、のいち動物公園への夜の訪問、夜の星の観察、夜須の海でのシーカヤック、ピザづくりなど、さまざまです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） たくさんの取り組みがなされているようで安心いたしました。

この中で星の観察はどのようになさっているのでしょうか。ちょっと教えてください。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 星の観察は全部の学校ではありませんけれども、学校でする場合は、よその学校にも呼びかけたりしまして、夜学校の校庭に集まって星を見る会をしたりしております。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） なかなか夢が持てていい計画だと思います。

それでは、続きまして②の質問です。

子どもたちの課外授業の満足度はどのよう感じておりますか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 子どもたちの課外授業の満足度ということでお答えをいたします。

活動の振り返りや感想文などから見ますと、特に体験活動がある活動への満足度はとても高いです。地域の方から学ぶ機会も同時に行われたりしますので、子どもたちはそれを高く評価をしています。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 次の質問をいたします。

家庭学習については課題の宿題と自主学習が多いと思いますが、学校によって取り組みに差があるのではないのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 家庭学習についてのご質問にお答えいたします。

家庭学習はどの学校も力を入れて取り組んでいます。発達段階や状況に合わせて、子どもの力に合った家庭学習の課題をバランスよく課しているところです。

しかし、村田議員の言われるように、学校や担任によって多少の差があることも確かですので、校長会や研究主任会で適切な家庭学習になるように、情報交換を行ってやっ

ております。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 地域性等もあるとは思いますが、学校等の連携をとりながらというふうなことでやっていただけたらと思います。

その中にですけど、家庭での家事のお手伝いとか、自分が家庭の中でこういうことで役に立っているっていうふうなことが確信を持てるような、そういったご指導等はなさっているのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 家事等の手伝いについてですけれども、学校としてはできるだけ子どもが役割を持って生活を送るということを大事にしていますので、声かけはもう頻繁にしているところです。

夏休みの宿題だったり、それから時期に応じて声かけをして宿題にも出したりしながら、家庭のお手伝いをその作業の一つに入れてるということは、時々やっております。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 家庭のお手伝いというのはよく気がきた子っていうふうな言い方をすることがありますが、そういった意味で周りが見える子どもさんに成長できるっていうふうなこともすごく効果があると思いますので、またそういった今やってらっしゃる以上に、またこちらのほうもまたよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

子どもたちが身近な植物の名前を知らない。「こんな花もこんなことも知らんがや」って、こんな花の名前も知らんっていうふうなことで地域の方が驚いたっていうお話を聞きました。また、「日本の文化が廃れていくのが惜しい。忙しい子どもたちだけ、内容もよいようなゲームばかりして大丈夫じゃおか、行く末を心配する。本当にどうなるろう」っていうふうな声とか、「ゆったりと心を落ちつかせるために、何か対策を今からとることが必要じゃないろうか」というふうな声もよく聞きます。「子どもを一人の人として育てる責任が学校と保護者にあると思う」ともおっしゃっていただきました。

少し前のテレビで、瞑想というのを取り上げてやっているのを偶然見ました。この瞑想は集中力や記憶力が向上する、ストレスをつくらない体になる。また、細胞が活性化して脳のアンチエイジングにも効果があるという放送を見ました。瞑想も1つの提案になるのではないかと思います。

実際、私も小学校のころは、毎朝ですけど瞑想の時間がございました。すごくそのときは嫌だったんですが、今となればすごくそれがよかったのかなというふうに思います。

そして、いろいろと流派等はあるとは思いますが、地域の方々にご協力をお願いして、小学校の授業の中に華道や茶道、踊りなどの日本の文化を学ぶ機会を取り入れてはどうでしょうか。

そこで、①の質問です。

現在、華道や茶道など、文化的なクラブ活動の実施校はあるのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 現在、華道や茶道など、文化的なクラブ活動の実施校はあるのかというご質問にお答えいたします。

市内小学校7校のうち、クラブ活動で華道を取り入れている学校は3校、茶道を取り入れている学校は1校となっています。4年生以上の小学生が年間10時間、10回から20回ぐらいの間でクラブ活動は行っているところです。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 茶道や華道を実施している学校があるということで、そういった場合、どなたが先生、講師でやっていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 教えてくださる方は、学校の先生でできる方がいる場合は学校の先生、そして、学校の先生のほうにいなかったり、または専門的に教えていただきたいときには外部の講師という、両方があります。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ちなみにですが、この華道と茶道をやっている学校名を教えてくださいただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 済みません。ちょっと置いてきています。申しわけないです。また、お知らせします（後日、説明あり）。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 続いて②の質問です。

小学校での文化的な学習は将来的に子どもたちの生きがいにつながるとは思いますが、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

この文化的な学習は、子どもたちの感性を磨き、自尊感情を育むことにもつながり、早い時期でこのような学習に触れることは大切なことだと思っています。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ある学校でフラワーアレンジメントを体験した子どもたちが、とても喜んで楽しく制作してくれたというお話を聞きました。華道やアレンジなどいろいろ体験させてあげたい、たくさんの大人と触れ合うことは本当に将来の財産になると思います。

香美市は保育園から大学までであることが大きな魅力のまちですが、進路では、高校に中学校でしていた部活がないから、本当は山田高校に行きたいけれども市外の学校に行

くというお話も聞きます。クラブ活動は中学校、そして地元の高校、大学へとつなげていくことは大切ではないでしょうか。

③の質問です。

山田高校の華道部は、伝統があり現在も活動をしておりますが、部員が激減していると聞いております。地元の高校にあるクラブ活動を小学校から始めていくことも必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

小学校では、先ほどお答えいたしましたように文化的な活動の大切さも理解しておりまして、半数近くの学校ではクラブ活動に華道を取り入れているということです。

しかしながら、その学校の実情や規模などもありまして、開設するクラブ活動が限られていますので、できるだけそう心がけていきたいと思えますけれど、そのところはちょっと難しい面もあります。

このクラブ活動は、子どもたちの希望も聞いて先生たちがこれをやってあげたらいいなと思うのと、こうかみ合わせてつくっていくのですが、毎年どのクラブにするかについていうことを検討しながら進めていきますので、このクラブの中身が入るときと入らないときとがあるということです。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） そのクラブなんですけど、この茶道、華道以外にもどういったクラブがあるんでしょうか。それと華道、茶道は、男女共同参画の時代なんですけど、女の子が多いとか男子生徒が多いとかっていうふうなところも、わかりましたら教えてください。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

クラブ活動は非常に幅広くありまして、例えば外でやるクラブだったらゴルフ場に行かせていただいて、そこでゴルフをさせていただいたりというようなクラブもあれば、学校の中だったらスポーツのクラブは多いです。ドッジボールだったり、スポーツのいろんなものをするという場合もありますし、サッカーだったりとかそういうもの、それから、今言ったような文化的なもの、音楽もあつたりしますので多岐にわたっています。

子どもたちが選んで入っていきますので、男女に限られたクラブは全くないので、いろんな子どもたちがいろんなところへ入っていくということになります。4年生以上ですので、4、5、6年生で構成をしています。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほどゴルフ場に行ってるというお話を聞きましたが、ちょっとこのことについて平日に行かれるのか、どういった形でゴルフ場に行くようなきっかけができたのか、よかったら教えてください。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ゴルフ場のほうは、サービスで多分やってくださってると思います。2校あったと思いますけれども、遠いので学校のほうから送る形で、担当の先生と一緒にいってお習いをしてるといようなことです。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 遠いとおっしゃってましたが、学校は土佐山田町内じゃないところですか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 学校は市内の小学校の、近くの学校です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） サービスでということで、ゴルフ場の方にはすごく感謝ですね。将来そういうゴルフのほうに行けるような子どもさんが香美市から出たら、すごくうれしいなとは思いますが。

1つ、先ほどの質問の中で茶道、華道を習っている子どもさんは、人数等もちよっと知りたいですけど、男子、女子にかかわらずクラブに入ってるんじゃないでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） そうです。男女は関係なくしていますが、女の子が多いと思います。

中学校の部活動と全く違って、小学校のクラブは教育課程内の学習の中身として構成をされたものですので、4年生以上が全員入ってするということになっていますので、学年も関係なく男女も関係なく構成されてるということです（後日、補足説明あり）。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） すごく幅広く子どもたちが活動してるっていうことを知ることができて、すごくよかったですと思います。

また今後、そういった面で、ぜひ学業とは別に将来自立して生きていける力をつける授業ということで。今の子どもさんはともすれば学校と家の往復だけで、先生とおうちの方とだけの大人との付き合い、交流しかしてない方が中にはたくさんいると思います。ボランティアの方々の手を今以上におかりして、たくさんの方々とお会いして話をしたいと思います。その中に自分のことを認めてくれる大人がいたら、また自分をこう、誰やろさんこれが上手やねっていうふうなことで認めてもらえると、自尊感情ももちろんそうですが、不登校なんかも少なくなっていくのではないかと思います。

また今後、いろんなところでこの課外授業の大切さというふうなことを、自分もすごく感じるような事件等もございますので、また一層お力添えをお願いしたいと思います。

それでは、次に大きい2つ目のじんけんフェスティバルの実施について質問をさせていただきます。

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画と高知県人権施策基本方針の両方の趣旨や取り組みを継承しながら、発展的に一本化する形で、昨年3月に高知県人権施策基本方針第1次改訂版が策定されました。基本方針では、人権教育、人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な人権課題として同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の10項目の人権課題を解決していくための、推進方針と具体的な取り組みを定めております。本市もあらゆる人権に対して、さらに充実、発展した取り組みを推進することが重要であると認識し、本年度の方針としております。

今年も12月4日から10日までが人権週間です。この期間中には毎年それぞれの市町村において啓発活動が実施されております。本市でも、毎年人権週間中に中央公民館などで開催されている香美市じんけんフェスティバルについて、順次質問をさせていただきます。

①、毎年参加者が非常に少ないと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 7番、村田珠美議員のじんけんフェスティバルの実施について、毎年参加者が非常に少ない、見解はということにつきまして、ご答弁させていただきます。

じんけんフェスティバルの目的は、住民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権意識の普及高揚を図ることを目的にして実施しております。例年参加者の少なさに考慮しており、昨年度は新聞への折り込み、今年度につきましては民生委員や婦人会などへの会合へ出向いてチラシを配ったり、市の広報、ホームページや高知新聞のこみゅっとの掲示板に掲載を依頼するなどのPRを実施し、呼びかけを行いました。他のイベントと重なったこともあり、参加者が少なかったのが現実でした。力不足でおわびのしようもありません。

身近な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるために、講師の人選や効果的な広報活動の工夫をし、多くの方に参加していただけるような取り組みが必要であると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 担当課の方は本当にご苦勞をなさっていると思います。

続いて、②の質問をさせていただきます。

強制はできませんが、じんけんフェスティバルはとても大切なイベントだと思います。市職員の参加も極めて少ないと思いますが、この件についてお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には一人一人が人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行す

ることが求められております。

今回、市の職員へはデスクネットに参加の呼びかけを行いました。余り効果がありませんでした。人権という大切なテーマを扱ったイベントであるので、多くの職員に参加していただけるよう次年度はPRのあり方を見直し、さまざまな機会を通じて積極的な広報活動で参加者をふやしていきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 今年も市長さんも大変お忙しい中じんけんフェスティバルのほうにおいでくださって、本当に感謝いたしております。この件につきまして、昨年度に引き継ぎですが、市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） じんけんフェスティバルにつきましては参加者が少ないということで、じんけんフェスティバルだけでなく他の人権問題についても、非常に参加が少ないというのが実態であります。

フェスティバルにつきましては、子どもたちも参加して大変すばらしい内容のものでありますし、多くの方々に参加をいただきたいということは、今ふれあい交流センターの所長からも発言があったとおりです。参加をした人たちからは大変好評を得ていますので、もう少しPRにも努力をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、皆さんが強制的であったり、あるいはかなり厳しくやる中でたくさん参加をさせること、これも考えるところもあります。人権という問題からして、やはり自発的に参加をいただくような方向をぜひ今後とも努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 市長のほうからも自発的に参加できるような方向についていうふうなことで、ご答弁をいただきました。

確かに、強制っていうことは人権にとってもあってはならないことではございまして、なかなかこの企画だけではなくおっしゃるようにほかのイベント等にも、職員さんだけではなくて市民の参加も本当に少ないというところもございまして。できる限り参加をしていただき、香美市の様子も見ていただけたらと思います。

先ほど、デスクネットのほうでもっていうふうなことをおっしゃってましたが、庁内放送等でも声かけ等を、金曜日になりますが大体イベントが日曜日ですので、していただけたらまた皆さんにこう聞いていただけるかなというふうに思いますので、そちらのほうも合わせてお願いをいたします。

そして、これはよく聞くことなのですが、イベントがあってもいろいろ重なって、行きたいが行けないことが多々あると。少しでも行けるように、年間事業の計画時には昨年の事業の確認をしたり、できる範囲内での調整をしていただきたいという声をよく聞きます。時期的とかで調整が難しいイベントなどもあるでしょうが、ここで③の質問を

させていただきます。

実施日についてほかのイベントとの重複を考慮していますか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 今年のじんけんフェスティバルは、1月29日の日曜日に実施したわけですが、この日はほかにも香美市自主防災組織連絡協議会訓練、香北支所庁舎落成式、片地小学校・楠目小学校の参観日が行われました。

開催日を11月29日、日曜日に決定した理由は2点ほどありました。法務省と全国人権擁護連絡会では、毎年12月10日を最終日とする1週間、12月4日から10日までを人権週間と定めており、本市におきましてはその日に近い日程を考慮して、11月29日の日曜日に計画いたしました。

もう1点は、イベントプログラムの内容です。午前中に子ども向け啓発イベントとしてじんけん紙芝居、じんけん人形劇、香美市消防署により煙ハウス体験、テーブルマジック、午後からは、ミニステージとして、えんじょいんと香美さんの活動報告、香北町合唱団柿の実コーラスの合唱、ふれあいマジックショー、最後に高知放送で活躍中の土佐かつおさんの講演と多くのプログラムを盛り込んで開催となりました。その関係で出演者が多くなり、出演者の日程調整を考慮した結果、最終的に11月29日の日曜日に実施することになりました。

議員ご指摘のほかのイベントとの重複を避けるための話し合いは行いましたが、十分に行き届いていたとは言い難かったと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長のほうからもありましたように、本当に今回は中身が、もうボリュームたっぷりの企画だったと思います。

そういった理由で調整ができなかった、またこの日になってしまったというふうなことも、ほかの事業なんか後から乗っかってきたっていうふうなこともございますでしょうし、なかなかほかと重複しないということは難しいとは思いますが、またそのところをよろしくお願いいたします。

④の質問をさせていただきます。

保育園や小学校、中学校、高校、工科大学や市民への周知と声かけは、どのように計画をしているのかお尋ねをいたします。前段でもあったと思いますが、改めてお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 保育園や小中学校へは校長会や園長会で、山田高等学校、工科大学には、職員で手分けをして直接出向いて、チラシやポスターを配布してお願いにあがりました。市民への周知は、民生委員や婦人会などの会合は、出向いて行きましてチラシを配ったり、市の広報、ホームページや新聞に掲載を依頼するなどのPRを実施し、呼びかけを行ったところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 今できる範囲内での対応は本当にしっかりなさっているということがよくわかりました。

なかなかチラシを配るというふうなことだけでは、厳しいというところがあると思います。今まで数年見てまいりましたが、総会の時にも、参加者をどういうふうにしてふやしていくのが課題ということが、役員の中からも出ていたと思います。昨年も今年もその前も、ずっとそういう声を聞いてまいりました。

そこで、⑤の質問をさせていただきます。

主催者、共催側と後援団体の代表者と協議して、各種団体に積極的に声かけをしていくことが必要ではないでしょうか。

声かけはなさってるというふうなことでしたが、何人ぐらい来てほしいとかっていうふうなことになるとまた違うと思うんですが、そのところをまたお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 本年度は事前に協議を行いましてできるだけ声かけも行いましたが、ほかのイベントと重なっていたこともあり、来場していただくことがなかなかできませんでした。

次年度は今回のことを教訓に声かけのあり方を見直ししまして、各種団体等にさまざまな機会を通じて積極的にPRを努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ぜひともそのようによろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。

⑥、啓発用の広報カーなどで町内を広報してはどうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） ふれあい交流センターは職員が3名で時間的に土日の出勤も多く、他団体の会へ出かけて声がけをしPRに努めておるところですが、時間的に余裕は余りありませんが日程の調整をいたしまして、次年度は実施に向け前向きに検討したいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 今年なんです、中央公民館の前に人KENあゆみちゃん、まもる君が両脇に立っていただいて、中で市の職員さんが一生懸命、皆さん来てくださってというふうなことで声かけをしてくださっておりました。

そういった姿を見てると、本当にこのままではだめだなあというふうな思いで今回質問をさせていただいたんですが。自分たち、私も人権擁護委員でもありますし、私たちの力不足というところも多々あります。一緒に協力させていただきながら、来年に向け

たいと思っております。

来年はどこで実施になるかわかりませんが、香北町には各戸に防災無線があって、イベントなどを無線放送で知ることができます。無線放送は啓発効果があり便利だと思います。土佐山田町にも早く設置されることを望みます。

市主催の事業ではありますが、声かけ等もやはり限界等もあると思います。こういったイベントは、行政だけではなく市民、関係機関が寄り添い進めていくことが、大きな啓発になると思います。

また、こういった声もありまして、じんけんフェスティバルは参加者が少ないのは仕方がないというふうにおっしゃった方もいらっしやって、そういう方にも、人権とは全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利であります。誰にとっても身近でとても大切なものです。人権は難しいものではなく、誰でも心で理解して感じるができるっていうふうに、とにかく参加してもらって啓発をしていきたいというふうなことをお話ししたのですが。前段でも述べましたように、10項目の大きな大切な人権の啓発の事業でございます。

そこで、⑦の質問をさせていただきます。

来年はこの企画、じんけんフェスティバルを実行委員会をつくり計画をしてはどうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。

本年度は、4月から7月までは内部のふれあい交流センターと生涯学習課で話し合いを重ねております。8月には男女共同参画・人権擁護委員にも来ていただきまして、共催、後援関係者全て交えた話し合いを行いました。

実行委員会形式という形をとりますと、月1回での会では外部委員の方に負担がかかることが考えられますので、現在の形とするか実行委員会形式として行うか、委員の方々を交えて検討する必要があると考えております。

ちなみに、お隣の香南市におきましては、香南ふれあい祭り実行委員会と香南市人権啓発フェスティバル実行委員会を立ち上げて、フェスティバルを成功させておりますので、うちといたしましても、他の自治体の実行委員会を採用しておるところも参考にしていまして、情報収集を行って、効果的な人集めができるように取り組みたいと思っております。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 途中の経過をお聞きしましたが、人権擁護委員の場合ですが、一応提案っていうかもうできたものに沿っていくっていうふうな形をずっととらせていただいております。そこで、改めて意見を言って調整するっていうふうな会ではなかったように思いますが、そういったことも含めまして、内容的にもまたいろんなこう

意見が出ると思いますし、香南市さんなんかは本当に別の事業と一緒にタイアップして人権啓発フェスティバルをやっているのです、参加者なんかもすごく多いと思います。

そういった意味で、ぜひ実行委員会をまずつくっていただいて、一つ次へこう進めるステップにしていだけたらと思いますが、前向きに検討をぜひお願いをいたします。

このじんけんフェスティバルにつきましてですが、託児とか無料送迎バスまで用意をしております、結構な予算も取ってのイベントとなっております。業者の方は本当に頑張ってくさってくださるにもかかわらず、参加者が少ないというふうなことで、広く知っていただきたいというふうな意味も込めまして今回質問にさせていただきました。今後とも一人一人の人権を守るために、しっかり頑張っていきたいなと思っておりますので、ぜひとも来年のこのフェスティバルに向けて、よろしくお願いをいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 村田珠美君の質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答方式であります。

最初に、空き家対策についてであります。

全国820万戸に及ぶ空き家対策特別措置法が5月に全面施行され、本市においても条例の趣旨に沿って事務を進めているところであります。

1点目に伺いますのは、市民からの情報提供はいかほどなのか。また、情報提供等に基づく実態調査の現状について伺います。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎龍太郎議員の質問にお答えします。

情報提供がありました空き家につきましては16軒です。また、全ての空き家につきまして現地確認を行い、所有者等の調査を行っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現時点の情報量に対して16軒ということですが、多い少ない含めて見解をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 多い少ないはわかりませんけど、市内全域を見回した限り、相当数が情報提供がされていくとは思いますが。ただ、まだ空き家対策に対して指導、助言などをしなければいけない住宅、空き家等もありますので、それが今後の課題だと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 所有者の確認についてですが、先ほど全て終わったという認識でいいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

終わっております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 16軒については、感覚的にはまだ緒についているので、これからというところもあるかと思いますが、今の防災対策課のスタッフで徐々に進めていくということになるかと思いますが。

情報提供者についてですけれども、市民の方々、警察とか消防とか、そういうレベルの情報提供はないものなのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

ほとんどが市民の方からの情報提供でございます。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

所管課の調査により、所有者に対し助言及び指導に至った件数は。また、指導にもかかわらず改善が図られず、勧告に至り特定空き家と指定されたケースはあるのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

情報提供がありました16軒のうち12軒につきましては、空き家の所有者に対して助言・指導書の送付を行っております。残り4軒につきましては、所有者等の調査を行っております。

また、勧告につきましては、現在実績はございません。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 4軒については、住所等の踏査は終わったということでこれからということで、それは市外の方が多いかという認識でよろしいのか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

4軒につきましてはほとんどもう終わっておりまして、あとはその指導に基づいて、通知者に対して助言・指導書を送るような準備を行っております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 指導としては、除却を勧めているという認識でよろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

除却と修繕に対する助言と指導でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 勧告するケースですが、今はないということですが、今後近い将来出てくるのかお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

通学路や交通往来が多い道路などの沿線に存在する、危険状態の空き家を解決するには、早急に撤去をする必要があると考えております。

そこで、手順方法については特別措置法及び条例を遵守し、事務処理を行いながら解決に向け根気強く対応をしていきますが、除却の見込みのない場合は、最終手段として行政による代執行を行い、危険状態を回避することとなります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのケースは、16軒のうち数軒あるということでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 済みません。もう一回。

○13番（山崎龍太郎君） 再度お尋ねします。

通学上の危険とかそういうことで示されましたけど、今16軒の中でそういう勧告まで至らないでも、最終的な勧告になるけれども早急に対応が必要なケースがあると申しましたけど、それは16軒のうち何軒かあるのかということなんです。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

道路に面して危険な、屋根が落ちかけたとかいうのにつきましては3軒ほどございまして、これは除却の方向に向けて進んでおります。

今後月日が流れていきますと住宅等はやっぱり古びていきますので、やっぱり危険な住宅というのは沿線にも出てくると考えております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

本市では老朽住宅除却事業を行っており、除却が必要な所有者にとっては、本事業が適用されれば少ない費用で除却が可能であり、ありがたい制度と言えます。

指導の一環としてアドバイスもしているとのことでありましたが、現状の取り組み状況と適用についてお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

助言・指導書を送付した12軒のうち3軒につきましては、既に老朽住宅除却事業の

申請書が提出され、取り壊す運びとなっております。

また、2軒の空き家が老朽住宅除却事業を活用することを検討しており、現在取り壊し費用の見積もりを業者に依頼していますので、近日中に除却の申請書が提出され、合計5軒が除却できる見込みであります。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 16軒中5軒がこの制度を使って除却できる見込みと、もしくはしたということで、大変進んでるということで評価もするところであります。

今後も積極的な推進を願うところですが、どんだけの予算を組んだか。今ちょっとびんときてませんけれども、できるだけそういうアドバイスは適切にさせていただいて、制度に乗っかるようにしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 先ほども申しましたように、空き家対策特別措置法、条例を遵守して、それに合わせて除却の補助金を活用しながら、空き家対策の対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

④ですが、政府は住宅が建つ土地への固定資産税優遇が、空き家放置の一因として自治体から勧告を受けても改善しない物件については、来年度分から税優遇の対象外としました。固定資産税は1月1日時点での課税であります。現時点で特定空き家として指定され、課税が見直される事例が出るのか。先ほどの答弁では出ないと思いますが、確認の意味でお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） 山崎龍太郎議員の空き家対策についてのご質問についてお答えいたします。

現在、空き家対策特別措置法での勧告が出ていませんので、小規模住宅用地の課税標準額が、6分の1となる特例が外れた例はございません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 本市ではないということですが、通告自体は漠然と書いてますけど、本市以外にはそういう例があるのか、お示しをお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） お答えいたします。

そういった事例があるという情報は入っておりません。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まだまだこれからということはおわかりますが、今聞いて

るのは、今後のことということも見込んで聞いておりますので、よろしく申し上げます。
次に移ります。⑤です。

政府は所有者が空き家を自主的に更地にした場合には、一定期間、固定資産税の軽減を続けることを検討しているという文言の文書等も見たことがあります。

実現はしていないところでありますが、私は空き家対策を所有者の理解も得つつ進めるには、必要な施策であるとも考えます。税務課長の見解をお尋ねするところです。

○副議長（島岡信彦君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） お答えいたします。

今のところ、国のほうから優遇措置の継続といった情報は入ってきておりません。また、自主的撤去の基準については判断が難しいところがあると思いますが、現状のところでは、税制改正等があれば対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

犬、猫の不妊、去勢についてであります。

平成24年9月議会のことをいまだに鮮明に記憶しているのは、強烈な答弁をいただいたからであります。前市長は、私の任期中にはするつもりはございませんと言い切られました。犬、猫の不妊、去勢手術に対する助成についての質問でありました。現副市長は、当時まちづくり推進課長として、少し本市としましても様子を見てみたいという答弁でありましたが、市長に振った私が浅はかだったのか。ところで、副市長は猫好きということでございましたが、2匹の猫ちゃんはお元気でしょうか。

さて、今回は法光院市政となりましたし、県にもその後動きもあります。そのことを踏まえ質問させていただきます。

①の質問を行います。

ご承知のとおり、平成24年10月より犬、猫の引き取りが有料となりました。有料化となる前後の持ち込み件数をお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） それでは、犬、猫の引き取りの件数について、お答えいたします。

有料となる前年、平成23年度が犬23匹、猫53匹。有料となりました平成24年度が犬15匹、猫43匹。平成25年度が犬13匹、猫67匹。平成26年度が犬7匹、猫59匹となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 犬のほうは減少しているという方向だと思います。猫も若干減少しているけども、総体して横ばいというふうな感覚ですか。67匹、59匹。ご

めんなさい、猫のところを再度、聞き漏らしてますのでお願いできますか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

猫の数を申し上げます。平成23年度が53匹、平成24年度が43匹、平成25年度が67匹、平成26年度が59匹となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成24年度が43匹で平成25年度が67匹、平成26年が59匹ということはふえてる？どう判断していいのか。43匹からやき、数の問題ですが。これ、子猫多いんでしょうか、どうでしょう、子猫が。まあ、ずーっと子猫が多いというふうには聞いてますけれども、そのところは調査されてますか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 子猫につきましても、授乳前の子猫の引き取りは行ってないように聞いておりますけれども、子猫が多いという話は聞いておりますけど、数字的にはちょっと確認しておりません。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

単純に考えますと、引き取り数が減少すれば、出生数が同じ推移をたどれば頭数はふえるはずですが。猫は以前の質問でも不明とのことですので、犬について伺います。

ちなみに平成24年9月現在は、本市における登録数は1,870匹のことでした。現在の飼い犬の登録頭数はいかほどでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

先週末、12月4日現在の数字で1,826匹となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 犬の引き取り数は減ってるけど、登録頭数は大体同じレベルということですかね。この背景等がわかれば、お示しいただきたいと思いますが。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

背景まではちょっと不明ではありますが、平成24年9月で1,870匹とおっしゃったかと思いますが、年度途中は若干少ない傾向がありまして、大体毎年4月段階で見ますと、1,900匹前後が登録されてます。

きのう、おとつあたりですかもうちょっと登録は来ておるようですので、やはり年度末までに少しふえたりしておるようでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） わかりました。次に移ります

③ですが、飼い犬についてはわかりましたけれども、私が危惧するのは野良犬、野良猫が有料化となったことで、増加しているのではないかということでもあります。その状況はどのように捉えているのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

県の保健所のほうでも、増加傾向を示すデータは持っておらないということがございます。まちを歩いていまして野良犬、野良猫がふえているなという印象は持っておりませんが、市民の皆様からもふえたとの声も上がってきておりませんので、有料になったことによって増加傾向にあるという認識は、今のところ持っておりません。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 漠然と聞いているレベルで大変申しわけないところもあります。私もそんなにすごく、最近苦情ということに行き当たったケースはないんですが、実際ちょこちょこは聞くんですね、やはり野良犬、野良猫については。山間地で野良犬の件について対応されたという例も聞いたりもしますが、そのことについて苦情はないというふうに捉えていいのか。それ以上ことは、現実には課長の部分ではつかんでないということでもいいのか、再度お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

県が有料化した背景というものに、飼い主からの引き取りを有料とすることで安易な飼育放棄を抑制するという目的もあったようでございます。潜在的なその野良犬の存在というのはあるかと思いますが、私の印象では今のところふえたという傾向は見られないと感じております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④であります。

県は平成26年度から平成35年度を第2次高知県動物愛護管理推進計画の期間と位置づけ、計画に犬、猫の殺処分数をさらに削減する目標を掲げております。課長もご承知のことと思いますが、特に猫の殺処分数を削減するために、1つには、飼養施設を設置し猫の譲渡を開始しました。2つには、猫の殺処分の9割近くが子猫であるため、殺処分される不幸な猫をなくす事業として、平成26年7月よりメス猫不妊手術推進事業を開始いたしました。

実施要綱では、目的として、「この事業は、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「高知県動物の愛護及び管理に関する条例」の動物愛護の趣旨に基づき、予算の範囲内においてメス猫の不妊手術費用の一部を負担することにより、メス猫の不妊手術を行

うことを奨励し、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすことを目的とする。併せて、動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上並びに社会生活の安定に寄与することを目的とする。」となっております。

そして、不妊手術について県が負担する額は、飼い猫1匹について6,000円、飼い主のいない猫1匹について1万円というふうになってます。

また、手続の流れとしまして、申請者は申請書に必要な事項を記入し、猫の生息地を所管する福祉保健所に、運転免許証等本人確認ができる書面と一緒に持参すると。そして、福祉保健所は、申請書に記入漏れ等がないこと及び本人確認できる書面で、本人の確認をした上で受理すると。県食品・衛生課に申請書が行き、そこで審査して決定通知書及び不妊手術依頼書を申請者に送付して、申請者は2カ月以内に手術すると。依頼書を不妊手術を受ける病院に提出して、不妊手術終了後、動物病院が規定する不妊手術の料金から、県が負担する額を差し引いた額を支払うというふうな手続の流れになっております。

そこで伺います。

本事業に対して香美市内の方々の申請状況は、平成26年度、平成27年度でどうであったかお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 手術の申請件数についてお答えをいたします。

平成26年度が43件でございます。次に、平成27年度ですが12月3日現在で47件、これは飼い猫についてでございます。

それと、飼い主のいない猫につきましては、平成26年度が38件、平成27年度が12月3日現在で17件となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 県事業は平成26年度554匹という、飼い猫やったかな。それで、本市が飼い猫で43匹ということで、率的には比較的高いというふうに、使ってる率はね、高いと思いますが。これ554匹に飼い主のいない猫の38匹も含まれてますかね。そこら辺はわかりますか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 県の数字につきましては、飼い猫と飼い主のいない猫を合わせて554匹というふうに書かれております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成24年当時に聞いたときには、現副市長の答弁では、要望が少ない状況というふうな答弁もいただいてましたが、結構、554匹のうちに4

3匹と38匹で81匹。結構、本市の利用度は高いというふうに思います。

補助金ができたら不妊手術をしたのか、不妊させようと考えてたら補助金があったからという、どちらのケースでしょうね。どう捉えていますか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 先ほど申されました554匹の件なんですけれども、これは不妊手術を実施した数字ということで、実際申請の上だった数字を保健所からいただいておりますが、それは高知県で平成26年度の飼い猫が473匹で、飼い主のいない猫が387匹、平成27年度が12月3日現在で飼い猫が433匹、飼い主のいない猫が396匹ということですので、これは申請数より実施した数がかなり少ないというような数字になっておるようです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） わかりました。私の若干の勘違いが、確かに申請イコール実施ということにはならないというレベルもあったと思いますが、その分要望はあったということであろうかと思えます。

申請して、実際のところ補助金の適応にならなかったというふうなケースについては、どういうケースが考えられますか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

申請内容の不備であるのか、実質許可があったにもかかわらず実施しなかったのか、ちょっとその辺の分析は行っておりませんので、ちょっとわかりかねます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

⑤であります。先ほど述べたように、県が雌猫不妊手術に助成してくれる額は、飼い猫1匹につき6,000円、飼い主のいない猫1匹につき1万円あります。

今不妊、去勢手術の費用負担は幾らぐらいかかるのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

猫の不妊手術につきましては、県内で一番安い動物病院であれば1万800円からということになっておるようですけど、一般的には2万円から3万円ぐらいが相場ということでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 不妊について伺いました。去勢手術についての費用負担は幾らかかるのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

去勢手術の費用については高知県は対象とされてはおりませんが、費用につきましては、おおむね1万5,000円から2万5,000円というふうに聞いております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以前聞いたときには、飼い主のモラルの問題等も取り上げられたところがございますが。結構、私の調べたところによりますと、やっぱり手術して入院して、またワクチン等で4万円ぐらいは最低でもかかるというふうな、雌猫の不妊手術についてね、そういうこともあります。

やはり申請してオーケーが出て6,000円、1万円、そういうふうな助成を受けても、まだまだ差額が大きいという認識を持ちますが、課長はいかがお考えでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

これにつきましては、⑥の質問ということではなくて⑤ということでございますか。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑥に早く行きたがってますので、⑥に移ります。それでは、次に移ります。

⑥ですが、せんだって飼い主のいない雌猫を面倒を見ている方が、不妊手術を受けさせようと申請を行い手術を行う運びとなったところでありますが、1万円の助成額以上に3万円ほど負担を要するというので、善意のカンパを受け付けておりました。そんな例を見るにつけ、行政として不妊、去勢手術に市独自の制度が必要と考えます。

1つには、県のメス猫不妊手術推進事業の負担額への上積み助成や、別途、去勢手術に対して助成制度の創設ができないものなのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 大変急がしたようになりまして申しわけございません。

動物愛護の観点から適切な管理による可能な飼育数、それと終生、死ぬまで飼育することを理解してもらい、不必要な殺処分を減らすためにも、不妊手術も有効な手段であると考えております。

ただ、現時点では、県の助成も始まって間もないということもございますので、今のところ上積み助成については考えておりません。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 不妊手術は有効な手段であるというふうなことの答弁であったと思いますが。猫の引き取り数は、本市の状況は先ほど示してもらいました。結

構な数あります。

そして、私の認識では、やはり県と同様に子猫であると、その子猫が殺処分の9割を占めてると。やはりそういう猫ちゃんをなくすためにも助成が必要ではないでしょうか、再度の答弁を求めます。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

愛玩動物という面もありますので、一定飼い主の方に責任を持っていただきたいということもありますが、助成について広範な理解が得られ要望も多くなるような状況があれば、検討していくという必要が出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 要望が多いというのは先ほどの平成26年度、平成27年度で、本市で申請した数が飼い猫については43頭、47頭と、そして、飼い主のいない猫が38頭、17頭という結構な要望があると私は認識はしております。

それをすることによって、やはり子猫の殺処分が激減するという認識には、本市が上積みすることによって私はもっと数はふえると思うんですわ、そうすれば。もちろん、飼い主のモラル云々については前回も議論したところでありますが、やはり一度に何匹も生まれますのでね。そのときにやっぱり飼いきれないというレベルで、先ほどの飼い主のいない猫の場合は、どっかの倉庫の角にやっぱりたくさんの子猫が亡くなったそうなんです、5匹も6匹もね。まあ、実際にそういう状況を見ると忍びないから、不妊手術にその方は踏み込んだということで皆さんのカンパも募ったということですが。そういうことをなくすためにも、やはり一定のことを前向きに検討できないのか、再度お願いします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど数字を挙げました、不妊手術の申請件数がイコール要望が多いのか少ないのかということはちょっとはっきり申し上げませんし、そういった猫が存在するということは本当にかわいそうなことだと思います。

現在、県もその平成26年度から飼育施設も設置して、しばらくの間は使用するということも始めておりますので、そういったこともあわせて考えながら、今後の検討課題ではあると思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件について最後ですが、現副市長に広域で、香美市、香南市、南国市等で検討するらあいう答弁ももろうてたんですけど、まあ、それと保健所等にも入ってもらってね。そういう機会もあるのでという答弁も以前もらってたんで

すが。その答弁の後に、前市長に俺の時代には絶対せんと言われたので、その話はぼし
ゃったかもしれませんがけれども。じゃあ、そういうことを引き継いで、今現まちづくり
推進課長は、そういう会議等でやってるのかやってないのか、その件だけお聞かせくだ
さい。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

現時点では広域と言いますか近隣の南国市、香南市で、こういった件で話し合いを持
ったことはございません。

とりあえず、県がこういう補助を始めたということで一歩前進とは考えております。

他市町村でも上積みをはじめたところもあるようにも聞いておりますので、これにつき
ましても、近隣の市町村とも協議を持ちたいと考えます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長には最後ですが、現市長ですが、前市長じゃなくて。
まさか俺の代には絶対せんと言わんと思しますので、ちょっと見解をお示しいただけ
ますか。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員の犬、猫の問題につきまして、お答えをしたいと
思います。

犬、猫というのは、人間の歴史の中で身近な存在として一緒に歩んできたものであり
ますけれども、「それでもイギリス人は犬が好き」という本がございますけれども、犬
をドッグレースで使ったり闘犬で使ったりして、犬を本当に身近に暮らしをしてきたイ
ギリス人ですけれども、今そういうことは虐待ですから許されないわけで、それでも生
活の中には犬の存在があるということで、そういう本もあるわけですけども。

犬や猫の状況も随分変わってきたというふうに思っております。番犬であるとか、狩
犬であるとかいった形で一般的には飼われてきてきましたけど、猫も招き猫から駅長まで
出世するような時代になりましたので、随分変わってきたと。犬も、いや猫も残り物だ
けで飼われてきたものが、今はペットフードで飼われるような時代であります。家族も
少子化をしていくその中で、大事な存在として犬や猫が飼われているのも事実でありま
す。

野良猫や野良犬の寿命っていうのは非常に短い。家で飼われる猫や犬というのは、非
常に長生きをするような時代になってきてます。15年、16年っていうふうに、そう
いう飼われ方をしています。

今議員が言われている内容、非常に残酷な状況があるということで、手当をしていっ
たらどうだというお話でありますけれども、そうした原因をつくっているところの問題
をもう少し掘り下げて、考えていくことが大事だと思います。行政や非常に心痛めてい

る人たちが対応していくことも大事かと思いますが、まずは、そういう無責任な飼い方をする方々に対してのきちんとした対応も、一方で考えていく必要があるのではないか。

まさかやらないとは言わないでしょうということですが、そういう点でもしっかり前には進んでまいりますけれども、原因をつくったところについては厳しい姿勢で臨むことも、行政の責任だというふうに思っております。

- 副議長（島岡信彦君） 休憩にします。
（午後 2時21分 休憩）
（午後 2時34分 再開）

- 副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

13番、山崎龍太郎君。

- 13番（山崎龍太郎君） それでは、水入り後、再び登壇させていただきます。

次の質問に移ります。

ピースフルセレネについてであります。経過説明、現状及び今後の展開等について、議員協議会で詳しく説明を受けたところであります。現在まで執行部から提案の指定管理者の指定や赤字補填の予算等にも、議会としても可決してきた経過もありますし、新たな指定管理者の公募による指定を目指している点も、後押ししてきた現状もございました。

しかしながら、新たな方向性も模索しなければならない時期であることに対し、議会としても知恵を出し合わねばならないと考えるところであります。

今回はその点はこれからの課題といたしまして、現在のピースフルセレネの状況改善、そして、今後の教訓としなければならない点について、お尋ねするところであります。

①でお伺いしたいのは、平成24年度まで指定管理料がゼロであったものが、平成25年度984万円、平成26年度1,747万1,008円の赤字補填という報告がありましたが、半端じゃない額でございます。原因調査もされたということですが、どこにその要因があったのか、最初にお尋ねします。

- 副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

- 産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員のピースフルセレネについて、①、赤字補填を余儀なくした原因でございますけれども、経営分析の結果でも報告をされておりますけれども、神戸、福岡等にアンパンマン関連施設が建設され、ミュージアムへの来場者が減じていることが一因と考えるところですが、アンパンマンミュージアムの隣のホテルという営業方針の固定化によって新たな分野への展開ができなかった、ここが主因ではないかと考えるところでございます。

以上です。

- 副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その営業方針の固定化ということについて、ピースフルセレネの担当とも話し合う機会もあったと思いますが、そこについて、市の考え方等については何らか反映したのか、その点についてお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 何度かの協議も行いまして、市からの提案もさせていただきましたが、うちの方針はこれですということで断られた経緯がございます。以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私ども議員は、6月の議員協議会でも事業報告、そして決算報告等も受けて、そして計画等についても議論をした経過もございますが。

香北ふるさと公社の平成26年度部門別損益計算書では、ホテルの宿泊委託管理料1,033万1,821円、ホテル食堂の委託管理料が441万2,274円、ほか日ノ御子キャンプの委託管理料、これは以前からも発生しているものであります。実際のところ、決算書を改めて平成23年度から平成26年度を見直してみますと、先ほど主要因と言われた部分も反映して、売上が激減しているにもかかわらず経費は人件費等も踏まえてかなり増大しておりますね、実際。そのところは普通我々の感覚ではあり得ないと思いますが。それについて課長としては、売り上げ減ったら大体ほかの部分の経費関係は縮小していくというのが一般的な考え方でありまして、その部分について、決算書を改めて見て感じ取ったところでありまして、課長としての見解はいかがでしょうか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 同様の決算の数字から、私のほうからも株式会社香北ふるさと公社の支配人のほうにお話をさせていただいた経過がございます。

そのときのご返事では、私たちは公社ですから、人件費についてはこれ以上上げるつもりはございませんということでした。

それで、例えばの例で、べふ峡温泉の例等も出しまして、雇用の縮減であるとか人件費のカットであるとかというふうなことをしながら、今現在の形になってきているというふうなお話も差し上げたところでございますけれども、全く聞く耳は持たれなかったという経過がございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その部分では、議員協議会でありつつも我々議員としても突っ込み不足があったかなというふうに考えるところもありますが。ふるさと公社全体の決算書を見直してみますと、プールの委託からホテル宿泊、キャンプ、青少年宿泊、これは県の関係ですが、さまざまそういう部分で幾つもの事業を抱えた中で、最終的には当期の純利益はおもしろいもので、ずっと毎年ふるさと公社全体としては、当期の純

利益が200万円から300万円、これになっているわけです。

実際逆に考えると、赤字決算しないために指定管理料が積算されているというふうな捉え方もできるわけです、うがった見方をしますとね。そここのところについては、課長はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） この指定管理料につきましては、うちの産業振興課からお話を差し上げたものではございませんということは、議員協議会でも説明をさせていただきました。

これにつきましては、当時のトップのほうから、このお金を指定管理料として計上してくれということで予算化をされたものでございますので、赤字の補填というような説明をその当時受けております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

②です。ふるさと公社は、赤字を大きくしないためレストラン、宴会部門を再委託したとのことでありますが、市とふるさと公社の契約上、再委託に関して市はどのようなかわりを持っているのかお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ピースフルセレネとの管理運營業務に関する協定書によりまして、第22条の第1項のただし書きによりまして、第三者へ再委託することはできるというふうな項目がございます、それによって平成26年の4月1日から、今回の株式会社デトワールへの再委託をするということが公社内で決定されたという結果報告が、同年3月18日市のほうに通知をされたものでございます。

決定後の事後報告でありまして、検討の場に市の担当者、担当課長等は出席はしておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 結果報告があれば、それを市としては承諾すれば、それで再委託に対してはオーケーということでよろしいのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） その当時の理由書の中に、調理師の確保ができなかったということによってまたキャッシュアウトを少なくすると、いわゆる赤字の幅を少なくするという理由が書かれておりました。

調理師につきましては、何度かそういうふうな手前から雇用等もしておったようでございますけど、なかなか応募される方がいなかったということは聞いております。

そのような原因でございましたので、結果報告によりまして、これ以上の部分は難し

いという判断をさせていただきました。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

③ですが、再委託には承諾をしたと、しかし、業者はふるさと公社との契約を破棄というか打ち切りというか、結果的に撤退したわけであります。そのことを担当課は後日知ったと議員協議会で言うておりましたが、そのような状況になった時点で何らかの打診等はなかったのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回の業者さんの撤退につきましては、再委託先である有限会社デトワールから株式会社香北ふるさと公社に対しまして、本年7月31日付で提出された契約解除通知の写しを添付され、8月21日付で市のほうに報告があったものでございます。

後日の報告というのはそういうことで、協議等は7月31日以前にされていたと思われましても、その辺につきましては、前回の再委託時と同様、市のほうに関しましては全く連絡もありませんし、当然そのような協議の中には加わっておりません。全て決定後の事後報告というふうな形であります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、ふるさと公社と業者との間の再委託を最初は承諾をしたということですが、撤退については何も事後報告でもいいという、市とふるさと公社の間の協定書になっているということによろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 協定書はただし書きで再委託することができるということになっておりますので、その裁量の範囲ということで、委託先のふるさと公社に認められているただし書きの以降の部分でございますので、それは再委託することは可能で、協定書の第22条第1項と言いますのが、全面的な委託、いわゆる全ての委託については、それはだめですよ。包括で全てを委託するというのはだめですが、ただし書きによりまして、部分的な委託に関しましてはオーケーですよというふうな協定書の内容でございますので、今回の部分につきましてはレストラン、宴会部門、レストラン部分の部門としての再委託ですよというふうな形でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ふるさと公社と業者間の契約解除等については、市としては入れない、相談もなかったということで、結局は本来は関係性がきれいにいってるんやったら前もって打診等があつて、どうしようかという部分も踏まえて市のほうに相

談もあってもしかるべきと思いますが、現実はなかったということですが。今後の課題として、やっぱり契約解除、再委託、そんなケースはないんですけどね、実際はそんなに多くはないんでしょうが、教訓になることがあればちょっとお示しいただきたいと思いますが。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 個人的な考えになるかもしれませんが、そもそもキャッシュアウトを少なくするということでの再委託は私にはあり得ない。赤字が出るから、その赤字幅を少なくするための再委託というのは、営業としてはあり得ないものと考えます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長も残り少ないですので、そのことも踏まえて教訓を今後に活かしてもらいたいと思います。

次に移ります。④であります。香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例第4条では、セレネは常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効果的に運用しなければならないとなっております。

私は現状、宿泊客に夕食が提供できないのは、条例の趣旨に反すると考えるところであります。朝食はできてると伺いましたが、それであるのなら夕食の再開も可能ではないのか。また、ほかの手法を用いての営業再開の要請等はできないのか、その点をお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

現在の状況は、朝食は提供されているということですが、あくまで宿泊者向けの簡易なモーニングサービスの提供でございます。これは調理師を雇用しているものではないことから、夕食を含め食事の提供は困難であるということでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 朝食についてはわかりまして、夕食についてもそのような見解ですが、実際のところ、ほかの手法について、課として要請はできないのか、ふるさと公社に対してね。お願いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 本音を言いまして、今さらというところがございますので、今後の展開に力を注いでいきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長の今さらはわかりませんが、実際のところこれから寒くなる時期に、設備はあるのに中身がないというのは、せっかく泊まってくれる宿泊客

に対して、失礼きわまりないとも言えると思はれます。まして、管理期間中は最善を尽くすべきと、赤字補填もしている委託者の責務を果たすべきと考えますが、強く要請すべきではないでしょうか、見解を再度求めます。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

宿泊の方につきましては、宿泊予約をされる時に事前に夕食のサービス等はできませんので、周辺の食事のできる場所等の情報を提供いたしますということを条件といたしまして宿泊の予約をいただいておりますので、特にこの辺につきましては現在問題になっているところはないと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと課長の見解、認識はわかりましたが、ちょっと情けない話というふうな私は感覚も持っているところであります。そのことを頭において宿泊予約等をとってるとしましても、関連して言わせてもらったら、そういう近隣のマップとか近くには蕪生の里もあります。ただ時間等は限られておりますけど。そういう紹介も踏まえてできないのであれば、別手段について、ふるさと公社に対して今以上が精いっぱいなのか、今が精いっぱいなのか、その点を再度お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

ピースフルセレネの指定管理委託につきましては、このような状況でございましたので、2年前、私がふるさと公社の方とお話もさせていただいた上で現状分析をかけて、経営分析をして、公募をしていくという方針を決めたのはそういう理由でございます。

今回公募の前に、指定管理期間を平成27年度1年間とするというようなことでさせていただいたのもこのような理由からでございますので、今回残念ながら新しい指定管理者への公募はなかったところでございますけれども、このような形になることも想定の中の1つには入っておりましたので、やはり現況を変えるということをまずは考えていかななくてはいけないと考えてるところでございます。

当然ホテルとしての施設が整っておりますので、そこの継続というのは当然あります。当然考えていかななくてはいけないですけれども、それ以外の指定管理の方向性を見出すべき時期に来ていると。平成6年に創業いたしまして、既に20年が経過をいたしております。当初、旧香北町時代に設置をされました目的も、ある一定は達しているものと判断をさせていただきます。

今回のこの公募の結果を見まして、新しい展開に向けて考えるべき時期ではないかということでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 夕食の再開は無理ということで、平成26年度のふるさと公社の部門別損益計算書では、先ほど言いましたが、ホテル食堂委託管理料として441万2,274円を市は出している計算となっております。指定管理料の減額はあつてしかるべきとも考えますが、見解を求めます。違約金が発生するのか、もしくは、昨年は2,000万円の予算のところを1,747万1,008円がふるさと公社に出されたということでありましたが、経理のほうでそっちはしっかりしていると言っていましたので、経理のほうで計算されて、指定管理料が精算されて減額されるような運びになるのか、お尋ねしておきます。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ご質問のとおり今年度におきましても、精算ということによりまして、指定管理料につきましては支払っていくというふうなことでございますので、昨年と同様の形になろうかと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは精算して、どういう計算方式で、何が指定管理料に当たってとかいうのは私どもはわかりかねますが、1,700万円出していたのが1,600万円とか1,500万円になる可能性は秘めているということでもいいのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在の平成27年度のたしか指定管理料は2,000万円で当初予算を組んでいたと思いますので、そこからは確実に安くなっていくものと見込んでおります。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのことは今後の議会の中でチェックさせてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

日ノ御子河川公園キャンプ場は、セレネ同様3月末での閉鎖の方向が示されました。私は別建てで考えるべきではないかと思えます。年間6,000人の利用客があり、立地もすぐれているとのことでした。改善点等も示されましたが、シーズンオフに順次手をつけていけばいいというふうにも考えるところです。

来年度からの新たな委託先や指定管理先を探して、継続した運営に努めるべきと思いますが、見解を伺います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 日ノ御子河川公園のキャンプ場について、お答えいたします。

日ノ御子河川公園キャンプ場におきましては、先ほどご質問にありましたように年間6,000人を超す来場者をいただいております。県内にありますキャンプ場の集計等を見

ましても、上位に位置するキャンプ場でございます。

立地として高知市内から近いということと、非常に河川におりやすい現況であると。小さな子どもさんを連れてきやすいキャンプ場であるということが、条件の中で非常に好条件の部分でございますけれども、現施設につきましては非常に古くなりまして、テニスコート等は1面はもうほとんど使えないような状況でございます。もう1面につきましても全天候型のテニスコートのような色をしておりますが、単なる単純なアスファルト舗装で、色つきの舗装ということで、施設としましては大きく手を入れていかななくてはいけない時期ではないかなと考えているところでございます。

しかしながら、それにつきましては、例えばシーズンオフにやっていける工事ではないかと考えますので、市長、副市長とも協議をさせていただいた上で、一応ピースフルセレネとは分離をいたしまして、キャンプ場のみの指定管理委託ができないかという方向を模索していきたいと。

例えばでございますけれども、これはピースフルセレネの指定管理の現場説明のときにおいでいただきました高知オリエンホテルの社長のほうからご提案もいただいたわけでございますが、例えばアウトドア関連の会社であるとか、そういうふうなところに向けて情報を発信していけば、この立地条件等を考えると非常に魅力のある施設になってくるのではないかなと。当然手を入れていくことが必要ではございますけれども、そのような形をもう示していただいておりますので、当課としましてもこの指定管理につきましては、日ノ御子河川公園キャンプ場につきまして一つのものとして、そういうふうな形でアプローチをしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

- 副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 一層の努力を期待しまして、私の一般質問を終わります。
- 副議長（島岡信彦君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、2番、小松 孝君。

- 2番（小松 孝君） 2番、小松 孝でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問します。

質問事項の1点目、市道入野佐岡線（旧町道大平線）について、お伺いします。

この路線につきましては、平成7年4月に高知県森林総合センター整備事業の実施に関連して、佐野部落総代並びに大平部落総代との高知県副知事、旧土佐山田町長との間で交わされた確認書の中、大平部落代表と確認書に町道大平線、現在の市道入野佐岡線の改良工事を早急に大法寺まで延長し、現在、改良工事を進めているが、今後とも現計画区間については平成9年度の完成を目指し、積極的に推進すると明記されています。

この確認書は、平成7年4月14日に合意に達し、大平部落総代と高知県副知事山本卓氏、旧土佐山田町長町田守正の3者での公印が押され、それぞれ保有しているものであります。

しかしながら、確認書の調印から20年経過した現在も未改良であります。森林総合センターは平成12年に完成しましたが、約束された路線は20年間そのまま、地域の皆さんの立場からすれば、行政に対する不信感が募っても仕方ないことだと思います。そこでお伺いします。

確認書から20年が経過した現在も未改良である理由は何でしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 小松 孝議員の市道入野佐岡線についてで、確認書から20年経過した現在も未改良である理由は、についてお答えいたします。

市道入野佐岡線については、JR四国土讃線馬ノ背橋梁を中心に約400メートルの未改良部分がございます。未改良部分について市道と軌道、JRの線路との交差方法について、JR等と協議に時間を要したためです。

当初交差方法については、軌道の下部方向にトンネルを抜く方法や、別ルートにして軌道の上部を別ルートの道をつけて開設する方法等を検討、協議をしたということですが、経費ほかさまざまな要因があり、現在実施には至っておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） JRということで非常に難しい点がありまして、経過がなかなか進んでないとは思いますが、それでは、次の質問に移ります。

以前に同僚議員の質問に対し、着工に至らない理由を地元の住民に対して説明会を開催すると答弁していますが、説明会は開催されたのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

地域での説明会は行っていません。ただし、年数回程度ですが、地区長及び地域の関係者には他路線、他事業との関係もあり、随時協議を行っています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） この件につきましては、部落長からも何とかこれを進める方法はないかということで、私がこの問題に取り組んできました。それをなるべく早くやっていたらと困りますけど、それでは、質問に移ります。

未改良部分の中、JR土讃線と立体交差につきましては、JRと協議を行っているのですが、協議の進展についてお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現在、予備設計の段階ではありますが、JR四国土讃線馬ノ背橋梁下り部の橋脚間を利用し、道路の上下線を分けて通行するセパレート方式にて計画しています。

担当課としましては、事業費もかさむことから国の交付金や起債事業等を活用し、国

からの配分や市の財政事情も考慮してとなりますが、次年度用地測量及び詳細設計を実施したいと考えています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 確認書から20年経過しても未改良であることは先ほども言いましたが、JRとの協議が困難な場合は、立体交差と東西に待避所を授けることによって一定解決できるのではないかと思います。見解をお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今までの経過もあるためできる限りセパレート方式にて進めていきたいですが、今後JRと協議により、視距、見通し等の関係がとれれば、一定の手段としてそういう方法も検討はしなくてはならないと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） この件につきましてはなるべく早い、一刻も早い建設にとりかかっていただきたいと思います。

それでは、質問事項2点目に移ります。

過日、姉妹都市交流推進協議会より、積丹ブランドの特産品を注文してほしいとの文書が手元に配付されました。

文書には、積丹直送のこの値段は大変お得になっております。たくさんのご予約をお待ちしておりますとの記載がありましたので、ジャガイモ（男爵）を近所の市民に宣伝し、合わせて10ケース注文しましたが、品切れとのことで1ケースも購入できませんでした。同僚議員の中にも同様に9ケース注文したが、1ケースも購入できなかったとのことです。

そこで、お伺いします。

ジャガイモ（男爵）の注文のあった数量、実際に販売した数量とをお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 積丹町の特産品の件について、お答えいたします。

男爵の注文につきましては大変ご迷惑をおかけいたしました。男爵の注文総数は76箱ございまして、実際に販売した数量につきましては、入荷がなかったためゼロとなっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 入荷がなかったということですが、注文のときには1カ月前くらいの注文です。それが入荷がなかったということは、直接電話もしませんでしたか積丹のほうに、広い土地の北海道にジャガイモが50ケースしかないというようなこと

はないと思います。私は地図もわかりませんが、香美市より多少は広いと思います。その件についてお願いします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

当初は何箱でも注文可能ということでしたので、100箱程度をめどに注文の受付を行ってまいりましたが、発売日の直前になって、天候不順により男爵は出荷できなくなったという報告がございました。

収穫量が少なかったということがございますし、基準に満たないものしか収穫できなかったということも考えられます。せっかく注文していただいた方に迷惑をかけてはいけませんので、近隣の農協に働きかけていただくなどの手だてをお願いしましたが、確保することがかなわず、キャンセルまたは男爵以外へ変更依頼がありましたので、やむを得ず注文者の方に連絡をとらせていただいた次第でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） この注文制度について、9月の中旬に郵送されてきたと思います。それで、刃物まつりの1週間前に取りに来てくださいという文書もありましたが、9月には収穫しないといけません、大体ジャガイモは8月から。それがこの注文をする時点でも出とると思います、結果は。それがどうしてみんなに、一般市民の者に迷惑をかけるほど引っ張らないかん。それほど大した問題でもないですけど、やっぱり行政としてはかちっとやってほしいです。それをお願いします。

それと、今回のようなことがないように、来年度からの注文の取り方についてお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ③の注文の取り方について、お答えいたします。

出荷可能数については事前に確認をして進めておるところでございますが、今回の場合、天候不順によるということをやむを得ない事情であったと考えております。

ただ、注文をいただいた方にご迷惑をおかけすることになりますので、注文数の確保については、十分お願いしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） このジャガイモとかそういうものは、やっぱり1カ月前ぐらいには必ず収穫しています。それから、これは手紙を出すときには完全にわかっておると思います。どういう注文の仕方をしておるか、気をつけてやるとは言ってくれますが、もっとかちっとしてください、済みませんが。注文をとらなかつたらみんなに迷惑をかけることはないし、私だけが泣けばいいですから。そやからそういうことですので、か

っちりした行政で行ってください。まだ言いたいことはありますけど、もう以上で終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 小松 孝君の質問が終わりました。
ちょっと休憩します。

（午後 3時16分 休憩）

（午後 3時17分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。

次の本会議は12月10日午前9時に開きます。

（午後 3時17分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

副議長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日 木曜日

平成27年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年12月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月10日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ くり 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成27年12月10日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 17番 依光 美代子

② 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日、7番、村田珠美議員の質問に対しまして、教育長、時久恵子君より答弁があるそうです。

教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） おはようございます。

昨日、村田珠美議員の華道や茶道など、文化的なクラブ活動の実施校について答弁をさせていただきましたが、華道、茶道の実施校名と男子の所属について、すぐに答弁ができず申しわけございませんでした。

華道の実施校は山田小学校、大宮小学校、楠目小学校で、楠目小学校は和 문화クラブという名称で行っているところです。それから、茶道の実施校は舟入小学校です。華道の3校につきましては、全て男子も入っています。茶道は女の子のみです。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 改めましておはようございます。17番、市民クラブ、依光美代子でございます。通告に従って4項目について質問をいたします。

最初に、地球温暖化対策について質問いたします。

この地球温暖化対策については、世界中で深刻な問題になっております。このまま温室効果ガスを出し続けると温暖化はさらに進み、今世紀末の20年間の世界の気温は、現在と比べると2.6℃から4.8℃上昇すると予測をされております。その温暖化の影響は、気温上昇以外に極端な雨量による被害が全国的にふえ、豪雨災害の頻発、これが全国各地で起こっています。そういったことや干ばつ、海面水位の上昇による浸水の増加、先日の新聞にもツバルのことが出ていました。また、生態系の変化、このことにより香美市でもその死骸の被害、そういう状況が起きております。そして、熱中症の増加、今年も多く救急搬送をされました。そういったことやら高温障害による農作物の品質低下など、挙げれば切りがないくらい人間社会のさまざまな分野に悪影響を及ぼしています。

この温暖化の問題は、世界全体で協力しなければ解決しません。そういう危機感のもと、現在パリで各国代表団などが集まり、京都議定書にかわる地球温暖化対策の新たな枠組みの合意を目指して、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議COP21が開催されています。

この会議では、世界の気温上昇を2度未満に抑えることを目標として話し合いを進め

ております。なぜ2度未満かと言うと、2度を超えると豪雨や干ばつなど、温暖化の悪影響がますます深刻化するおそれがあるからです。このように地球温暖化は確実に進んでおり、対策が急がれます。

担当課長として、地球温暖化による高知県の影響をどのように捉えておられるのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） おはようございます。依光美代子議員の地球温暖化に対するご質問にお答えいたします。

議員の質問にもありましたように、地球温暖化につきましては世界的な規模での問題となっております。世界各地で台風や集中豪雨など、異常気象による自然災害が発生しております。日本でも記憶に新しいところでは、台風18号から変わった温帯低気圧と日本列島に接近していた台風17号の影響により、9月10日から11日にかけて関東、東北を襲った記録的な大雨、平成27年9月関東東北豪雨で、土砂災害や家屋への浸水など大きな被害が発生しており、高知県においても、いの町や四万十町のほうで河川の氾濫による洪水被害が発生しております。近年、増加傾向のゲリラ豪雨等による河川の氾濫や土砂災害による人的・物的被害、また気温の上昇などもあり、科学的根拠は持っておりませんが、高知県への影響も少なからずあらわれておるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 全国的にそういう傾向がありますよね。高知県の状況は豪雨による災害だとかそういうことはわかりますが、気温上昇が高知県は全国に比べてどうか、そういうことは捉えていないでしょうか、お聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

高知県の気温上昇が全国に比べて高いとか低いとか、そういう記録は調べておりませんが、基本的に夏場、特に梅雨時あたりはどちらかという本州とか意外と北陸あたりのほうが、中部地方あたりがすごい35度を超えるような暑さ、その時期には高知県は若干低いという傾向があるのかなど。高知県が高くなるのは、ちょうど土佐山田まつりのあるころから後が高い傾向はあると思っておりますが、全国的な気温上昇と比べて高知県がどうかという部分はちょっと調べておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 高知県の状況を捉えて地球温暖化対策をぜひ考えていく、そんなことが大事になってこようかと思っております。高知県は全国の中でも少し気温上昇が高い、100年余りで1.44℃、去年、おとしあたりぐらいでは1.43℃でしたが、

やはりこのところずっと気温が上がっていきまして、1.44℃上がるような状況がきております。それとか、やっぱり猛暑日、先ほど言われたように猛暑日とか真夏日、熱帯夜の日数が増加をしておるといふ。それと、今年もそうですが、あつたかい冬日が減少しておるとか、豪雨、集中的な短時間の大雨だとか降水量の増加傾向である状況とか、年間に無降水の日数も増加をしておると、そういうきちっとしたデータが出てきております。

それで、本当に今少ない人数でやっていて大変だと思いますが、年に一度、高知气象台が主催で気象庁と高知の气象台、そして県の職員さん、地球温暖化防止センターが来て高知県、世界の状況、全国の状況、その中で高知県がどういう温暖化の状況であるか。そして、それに対してどんな取り組みをしているかという、年に1回会をしています。気象庁の方も言われていましたけど、全国でもこういった会をする自治体というのは本当に数少ないそうです。そういうことで、毎年開かれておりますので、ぜひ担当課として行かれてはどうでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

そういった会議への情報、ご案内がありましたら、参加を検討させていただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そうしましたら、やはり温暖化対策というのは、この状況を捉えて対策を考えていくということが大事になろうかと思っております。

次の質問に移りますが、本市として地球温暖化対策をどのように考えていますか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

地球温暖化に対する国際的な動向を受けまして、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、その後、本市においては平成22年に香美市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、我が国の温室効果ガス排出量全体の95%を占めておりますCO₂の削減を目標としております。

また、市行政での実行計画では、市の行政事務事業により排出されるCO₂の削減に取り組んでおりました、策定時の計画における基準年度である平成17年度の総排出量1,955トンから最終年度である平成23年度には1,851トンと計画目標値を下回ることができております。また、第2次計画においても基準より5%の削減を目標に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そうですね。香美市として計画を立てて、当初の実行

計画では平成23年に目標値を下回るということで、やはりそのときも地球温暖化に皆さん危機感を持って、各担当課でも委員を決め取り組んでいったんです。それで目標値が下がったんですけど、それから以後の状況を見ると、電気の使用量ぐらいでしか私は調べていないんですが、ずっとこう上昇傾向にあると思うんです。やはり目標を決めて取り組む、そういうことが大事になってこようと思いますが。実行計画、平成23年で次の計画に対しての確認、検証、そういうことはどういう形でやっておられますか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

基本的には最終年度に数字を押さえて、その5年間でどうであったかということを検証することになるかと思えます。事務の中ではお昼休みにお客さんのいないフロアは電気を消すなどできることはやっておりますが、限界もあるのも当然ですので、できる限り省エネには努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 本当に、皆さんがちょっとした意識を持つことで省エネも可能ですから、担当課が率先してそういう取り組みをしていくと、また皆さんにも波及効果があると思えますので、継続をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

本市の温暖化効果ガス二酸化炭素の発生抑制の取り組みについて、順番にお伺いをいたします。

最初に、生ごみの排出量削減の取り組みについてお聞きをいたしますが、昨年10月議会に、生ごみの排出量削減効果を上げるためには、行政と住民がともに協働する取り組みが必要だということで、1世帯で1週間に手のひら一杯分のごみを削減すれば、どれだけ削減効果があるかと質問を行いました。処理経費が年間650万円程度削減できると答弁がありました。それだけの効果があるならばぜひ取り組むべきではないかと質問をすると、ごみの排出量は全体的に減少傾向になっているが、さらにごみの排出量を減らすために啓発活動を強化していきたい。その啓発活動の強化とは、イベントにおけるチラシの配布や量販店でのPR、関係諸団体への協力をいただきながら進めていきたいとの答弁でした。この1年間どのように取り組みをしてきましたか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ごみ削減をメインとした啓発活動としましては、生ごみ処理機の購入補助事業について、常時香美市公式ホームページでの掲載、あるいは新年度早い時期に香美市広報誌へも掲載して啓発をしております。また、ごみ分別の手引きには3Rにご協力をということで、ごみの減量、再資源化、繰り返し利用をお願いしております。また、市主催のイ

ベント等においては、香南清掃組合製作の間伐材を利用した水切り道具「押しの一手」の展示や配布、パネル展示などを行っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そうですね。生ごみ処理機の啓発も広報に掲載してやっていますけれども、毎年の活用量というか活用者というのはふえています、ふえていないでしょう。広報やホームページに載せるだけではなかなか人は見てくれないし、やっぱりその活用方法、そこまでやらないとなかなか難しいのではないかと思います。このことは、時折私は質問の中にも入れらせてもらうんですが、やはりそこへのPRにもっと力を入れないと、生ごみの堆肥にということは、平成10年当たり工科大が開学のときに婦人会さんが中心になって、その堆肥を使って花壇をつくらうということで、かなりあのときにはたくさんの方が使い、そして広まっていったけど、だんだんその活動が下降線をたどってます。それと、その市へ聞き合わせたときにわからない、腐敗臭がするけどどうしたらいいとか、コンポストもそうです。やっぱりそれに対するマニュアル、問い合わせがあったときにマニュアルをつくるべきということを私は言ってきたんですが、そういうマニュアルはできているのでしょうか。それが1点と。

先ほどごみの削減については、香南清掃組合の押しの一手をイベントなんかで展示をしてパネルで啓発しているということですが、それをどのように使われるかという説明も何もないがです。今回はコツコツ電気削減のコンテストのときに来た方に渡したんですが、ただ渡すだけでは効果はないと思うがです。そこら辺も非常に残念だなということをおもいますが。

その手引きのほうは転入者にそうやって渡していることはすごくいいことだと思います。それと、ホームページのほうに掲載されている分別の手引き、本当にわかりやすくともいいと思います。ただ、しかしながらそれを見ている人がどれだけいるかなと。残念、これをもっとPRできたらなという思いもございます。やはり困ったときに課に問い合わせをしたときに、生ごみの処理方法、堆肥にするというコンポストもそうです、ボカシ容器でもそう、いろんな問題が発生してきます。それに対してのマニュアルはできておりますか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

生ごみ処理機の利用方法等につきましては、マニュアルまではお配りしておりません。基本的に単純な機械でございますし、押しの一手にしても、大体使用方法につきましては皆さんご承知で使っていただいておりますものと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 担当課がそんなことを言っていたら普及にはならないと

思います。ボカシ容器なんかもやり方がわからん。最初説明を聞いて始めても、腐敗が始まったり、いろんな問題が発生するがです。ごみのコンポストもそうです、ウジが湧いたりとかいろんな。そんなときに環境班へ問い合わせをしたら、当初のころは担当課がないからということで返事ができないというような状況が多々あったから、それではいかんから、マニュアルがあれば誰が電話をとっても、その方はそれを見さえすればそれに対しての対処ができるから、そういうことが必要ではないですかということたびたび申し上げてきました。ぜひ今後に向けてよろしくをお願いします。

押しの一歩もやっぱり使い方がわからない、それを別の使い道にしている方もいらっしやって、私もちょっとびっくりもしたのですが。そこら辺がちょっと使う側の身になって考えていただきたいと思います。

それとやっぱり、せっかくやるのに効果を上げていくということが大事になろうかと思うがです。目に見える形で啓発していくという、やはりそこには少しの説明が、これは旧土佐山田町の時代のごみのお知らせです（資料を示しながら説明）。実は平成13年度にプラスチック製容器包装を始めました。そのときに同時に、合わせて生ごみ処理の方法を私たちのグループが手分けをして各地域へ出向いて、生ごみの堆肥の仕方、ボカシ容器、コンポスト、あと、「かえるんど」とか、幾つかの方法を説明に回りました。そうすることによって、生ごみの可燃ごみがぐんと減りました。容器包装を除くこともあり、その年は220トンぐらい減ったかと思います。しかしながら、その翌年には、はやふえました。それもあって環境下水道課からのお知らせということで出されたんです。少し読ませていただきます。回覧として各地域の自治会さんへ出した資料です。「環境下水道課からのお知らせ。ごみの収集状況について。平成13年4月より、ごみの分別収集、粗大ごみの有料化に取り組んで、はや2年が過ぎました。その間町民の皆様のご理解とご協力により、ごみの資源化（リサイクル）、可燃ごみの減量化が図られるようになりました。しかし、まだ、ところどころ、ごみの出し方や、分別が十分といえない状態がみられます。ほんの少しの、決まりが守られてないごみが、ステーションに取り残されて、沢山の方に多大な迷惑を掛けています。ごみの収集には、多くの方の労力と、多大な経費〔町民の皆様のご負担＝ごみ袋代金、収集委託料等〕が掛けられています。ごみの減量、経費節減のため、各ご家庭で取り組んでいただく、ごみ分別収集のいくつかの注意点をお知らせしますので、今後ともよりいっそうのご協力をお願いします。」ということで回覧を回してあります。このお知らせの内容には、ごみの分別収集についての注意、ごみの分別収集量実績と経費が書かれております。その分別収集の注意点、そのときに私はこれにぜひ加えてもらいたい。冊子を渡していますよね、あれもあるけれども、年に1回やっぱりこういうことを啓発、もしくは特に排出した分について、ペットボトルの出し方が悪いとか可燃ごみが状況がよくないとかあれば、そのことについてこの状況がこんな状況になっていますと、皆さんちょっとこういうことを気をつけてくれませんかというのを補足をすれば、なおいいんではないかと思いま

す。

そして、その注意点を書いて、終わりのほうにはごみの分別収集量と経費ということで燃えるごみが平成13年と14年を比べて、せっかく減ったのにふえていますよという状況を知ってもらいたいということで、作業車ごみがどれぐらい、一般持ち込みがどれぐらい、市役所収集がどれぐらいということで書いています。前年度に比べて平成14年度が103.64%もふえています。次には、資源ごみと不燃ごみの処理状況が書かれています。それも金属、びん、その他ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類、ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パックとそれぞれ項目を分けて掲載をし、状況をお知らせするがです。それと、粗大ごみの処理状況も。それを知らず。それに対して、最後の端にはそれにかかった経費を書いています。そうすることによって、皆さんがえっ、私たちがごみにこんなにお金がかかっているのという意識もできます。これをやったことで翌年、これだけではなかったと思います、やったことで平成15年度のごみは削減をされています。可燃ごみが平成14年度は103.64%にふえてました。そのごみが平成15年度には99.04%、平成16年度には96.27%と減少しています。そして、分別ごみ、それに当たっては、平成14年度が108.93%でした。それがこのことを行うことによって105.47%、その翌年の平成16年度には98.16%、そのように下がってきております。やはり具体的な啓発が大事になろうかと思えます。大変な手間かも知らんけど、やはりせっかくやるんだったら効果のあるやり方、そういうことが必要と思いますが、こういった取り組みはできないものでしょうか、お聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ごみの現状をお知らせするという事は大変大事なことでと考えておりますので、広報誌等を通じて年度ごとにお知らせするような取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、今後につきましては、来年度、香南清掃組合の新しい焼却場が完成される予定となっておりますことから、これを契機に一部事務組合構成団体の南国市、香南市とも協力しながら、可燃ごみのさらなる減量化に対するPRにも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひさらなる減量に取り組んでください。新しい焼却場ができて、やはり延命をずっとしていくようにしていかなければなりません。それと、ほんの少し皆さんが意識するだけで随分違ってきます。私自身も自分が活動してそれを感じていますので、それにはやはり担当課が本当に大変だと思うけど、そこはやっぱり熱き心を皆さんに訴えてください。そのときにぜひそこには1人当たりの排出量をぜひ記

載をしてもらいたいと思います。

それともう1点、香南清掃組合がぜひごみ削減に取り組んでほしいということで新聞も出しています。残念なことに香美市だけはそれはできませんということです。非常に残念。それには3市の排出量の1人当たりの排出量なんかを年度によって書いたりして、項目があつたりもするんです。非常にいいと思うから広報の中へ挟み込めば、本当にA4、1枚です。やっぱり他市と比べてどうかはわかったらすごくいいと思う。本当に香美市の方は協力してくれます、呼びかけたら。3市の中で一番排出量が低いという状況が続いています。今年はちょっとよう確認をしておりますけれども、やはり意識をつけるということがすごく大事になろうかと思いますが、その点についてもお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

その資料につきましてもちょっと確認させていただいて、取り組めることであれば取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

ノー残業デーということで取り組みを進めております。年に一度取り組んでおりますが、昨年の取り組みは担当は一生懸命呼びかけをしましたが、当日の庁舎は前日より照明がつくという非常に残念な結果でした。今年のノー残業デーの各課の参加状況とできなかった課は何課で、その理由は何であったかをあわせてお聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

全ての課に趣旨を理解していただいて、参加していただけたと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 全ての課において参加ができたということで、とってもいいことだと思います。せめて年1回、全職員が心も体も休息をとってリフレッシュにつながると思います。職員が心をついに一つにして取り組んでいくということの大切さが職員にも伝わっていったら、また次へのあれへつながっていくと思います。

この取り組みですが、年に2回ぐらい前期と後期でやったらどうかということを思います。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

今回のノー残業デーにつきましては、前もって各課へお願いもいたしまして、インフォメーション等での協力依頼も行い、私自身も終業後に庁内を全て回って早く帰るよう

に声がけもいたしました。中には、課長が職員全員を連れて退庁されたという課も、協力いただいた課もございます。こういった取り組みは、確かに年1回といわず2回程度はやってもいいのかなと私自身は思っておりますので、また、そのような方向で関係課とも協議させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

物部川の上流から下流までの3市、香美市、香南市、南国市の物部川流域が一体となって取り組む環境活動として、今年、高知コツコツ削減プロジェクトということが行われました。その点についてお尋ねいたします。

こういう冊子を（資料を示しながら説明）お見かけしたことがあると思えます。この取り組みがなぜ始まったかと言いますと、今年2月だったと思えます、工科大で物部川のシンポジウムがありました。物部川がどんどん年度を追って変わっていくねということで、寂しいね、どうしたらいいんだろう、どうすべきかということで、3市のそれぞれの市長が出られて意見交換などを行いました。その中で、3市で協力できることがあればしようじゃないかというお話がございました。そのことをもとにこの3市でやろうということで、取り組みが環境省の補助事業を使って行われたわけです。この流域の自治体の学校、企業・団体、市民が無理なく楽しみながら省エネ、二酸化炭素削減と一緒に取り組みませんかということで呼びかけを行い、実施期間は8月1日から11月30日でした。地域でコツコツ、家庭でコツコツ、職場でコツコツと省エネに取り組み、参加者は毎月の水道と電気の使用量と通勤などに何日車を利用したかを知らせ、毎月の削減効果を調査する仕組みです。高知コツコツ削減プロジェクトへの参加者はこの4カ月間で1,077人でした。まちづくり推進課内で何名参加し、職員全体で何名参加がありましたかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

まちづくり推進課内で4名、職員全体では7名と聞いております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 参加者が本当に寂しいことですね。今回、香美市で参加者は48世帯、127名の参加でした。全体が1,077名、その中で職員の参加が両方でこの7名というのは、まちづくり推進課の4名を入れて7名でしょうか、別で7名ですか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 全体で7名ということですか。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 非常に寂しいことだと思います。今回の同僚議員の質問にもありましたよね、市のイベントなどへ市の職員の参加が極めて少ないと、そういう声は多くの市民からもあります。こんな状態では市が発信する呼びかけ、イベント、事業であったり、そんなときに行政の職員さんが参加せずして、一般市民の参加が少ないのは当然ではないでしょうか。この温暖化の取り組みは、わざわざ出かけて行かなくても参加ができます。先ほども言いましたが、ノー残業デーは本当に今回皆さんがやられて、課長が率先して皆さんに声がけしてと、本当にそのことによってリフレッシュができるがですね。地球温暖化が目的でもあるけれどそうじゃない、やっぱり今本当に事務事業がふえて、職員さんの状況、過労状況が続くと思うがです。そのためにもそれをやっていく、今回そのことがすごくよかったと思いますが、コツコツ削減プロジェクトも出かなくても我が家で少し気にしたらできることですが、職員への呼びかけをメールでされたということをお聞きいたしました。そうではなくて課長会で説明をして、この内容を理解してもらおうということが大事じゃないでしょうか。普通温暖化って聞いただけで、多くの皆さんがいや難しいしだめだめ、とてもやないできないっていう、すぐ拒否反応を持たれる方が多いです。だからそのためにも、少し今回はこうこうして楽しみながらできるんですよということを説明をして、そうしてその声を課長から、メールでも配信するけど、もう一度一声かけていただくと、やっぱり各課から1人、2人の参加はあろうかと思しますので、今後、課長会で呼びかけをしてはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

コツコツ削減プロジェクトにつきましては、一応課長会でもご説明はさせていただいたのですが、ちょっとPR不足だったと思っております。来年度以降、PRの方法等について、もう少し検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。温暖化について最後の質問に移ります。

今回、温暖化対策について大変期待をしておりました。それというのも、前議会で定住自立圏構想の新たな第2次共生ビジョン策定時には、温暖化防止対策は各市がおのおので取り組みができていいるから、広域で取り組まなくてもいいということで項目から削除がされました。しかし、今お聞きをしてとても現状がよくわかりました。とても取り組みができていいるとは思えません。この項目が削除されたっていうことがすごく不思議でした。見直しをするに当たって問い合わせをし、確認をしてのけていいということになったということでございましたが、担当課にお聞きすると、いや、そういう問い合わせは全くございませんというような答えがあったりして、課の横の連絡なんかも大丈夫

かなと、非常に心配をしたことでした。けど現状がそういうことですので、やっぱり取り組むことが大事になりますから、この問題こそ他市と近隣の市町村との連携することがとても大事になってこようかと思えます。そして、高知県のやはり計画に基づいて取り組んでいくことにより効果が上がっていくと思えますので、そういう点に気をつけながらお願いしたいと思えます。

それと、この温暖化対策というのは、温室効果ガスを減らし進行を抑える緩和策と影響に対処する適応策、この両方が車の両輪となってともに推進していくことが大切になるかと思えます。来年度、温暖化対策をどのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、環境省における平成28年度事業で、地方公共団体と連携したCO₂排出削減促進事業として概算要求案が8.7億円予定されており、地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取り組みを促すため、国民運動を地域内の各種団体と連携して、通年にわたり展開するために必要な経費を支援し、地球の気候や特異性に応じた地球温暖化対策を拡大、定着させ、CO₂削減に向けた取り組みを支援する予定とされております。

まだ具体的な内容はまだ示されておらず、COP21の終了後に詳しい内容が示され、その内容により高知県地球温暖化防止活動センターにおける実行委員会において、来年度の取り組みなどが協議されると思われますので、その結果を受け、香美市においても検討することになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） わかりました。ぜひ、先ほど答弁いただきましたごみ削減の年1回の広報のやり方だとか、ノー残業デー年に2回、それから、物部川の流域の取り組み、こういうことはぜひ続けていっていただきたいと思えます。そして、これは皆さんにあれですが、やっぱり職員の皆さんが他の課の取り組みに対して自発的に、昨日も出ていましたよね、強制されてやるのではなく自発的にお互いさまの気持ちで協力して、機運を盛り上げてやっていくということがあれば、また自分たちの課が取り組むときにも協力が得られると思えますので、そういうことをお願いして次の質問に移らせていただきます。

次の行政・個人・企業による子ども応援ファンドの設立ができないかということについてお尋ねをいたします。

香美市では小学生、中学生、高校生の各学校より代表が集まり、自分たちのまちをよくしたい、そのために自分たちに何ができるかを子どもたち自身がみずから考え、子ども会議で議論し、その企画を実現させようと活動をしております。

その1つが、今月の27日の日曜日に日曜市広場で香美市を香美市の子どもたちで盛り上げようと、香美市KYO子ども祭りを企画し、このKYOというのは、Kが香北町ということで、Yが山田町、Oが大栃、それぞれの頭文字をとってKYOという、こういうことも子どもさんたちで決められたようです。そして企画をし、内容や宣伝、運営までも子どもたち自身でとり行い開催をします。また、山田高校では、生徒みずからが考え、生活困窮者の支援として未利用の食料品などを集める福祉活動や、そのほかにも地域へ入って、地域住民とともに行う活動などがあると思います。

今回私が提案するのは、学校の事業の一環として行う活動を支援の対象にするのではなく、子どもたちがみずから進んで考え、香美市のために地域のために何ができるか、また、行動に移せる子どもやチャレンジする子どもを育てるためにも、子どもファンドの設立ができないでしょうか。

高知市では、子どもたちが自主的に提案し、行動するまちづくり活動を支援する制度がございます。自分たちのまちをよくしたいという思いを実現するための高知市子どもまちづくり基金を積み立て、こうちこどもファンドとして子どもの自発的な活動を支援をしております。

どういった支援があるかと言いますと、例えば瀬戸東町の子どもたちの取り組みは、その地域で畑を借りましてそこへ種をまき、そのできた収穫物、その収穫した野菜によりお料理をこしらえて、地域の高齢者を招いて一緒に食べたり、一緒におしゃべりをしたりということをしたり、また、ひとり暮らしのお年寄りにそういう野菜を民生委員さんと一緒に持って行くという、そんな活動をしたりしています。また、一宮家おもてなし隊というグループは、デイサービスや特別養護老人ホーム、そういったところへ行き、コーラスをしたり劇をしたりして、高齢者とひとときを過ごす。そういったことをやって、そのやるだけでなくそのことによりまた次の計画も立て、毎回反省会ということ。次にどう生かすかということまで各課がいろんな毎回、ホームページで見てもらってもいいですが（資料を示しながら説明）、いろんな取り組みが載っています。

この基金は未来の高知市を支える子どもたちの夢やアイデアを社会全体で応援するために、行政の原資へ市民、企業などからの寄付を募り活用をしています。この制度は子どもたちの提案を助成対象とするだけでなく、審査する側に子どもたちが参加をしています。その子ども審査会のメンバーは、今年は小学生5人、中学生2人、高校生4人です。大人たちで構成する審査委員会とこども審査会と一緒に審査を行い、助成団体を決定するという全国の自治体に先駆けた取り組みをしております。

香美市の子どもたちが自発的に活動をする、みずから考え提案し、実行する力やプレゼンテーション能力、社会性など、将来の香美市を担う人材育成につながると考えます。香美市には地域や大学生の活動に対しては補助金があります。ぜひ子どもたちの活動を支援できるように、香美市においてもこのような取り組みができないものでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 依光美代子議員のご質問にお答えします。

子どもたちの活動を見守り、力強くバックアップしてくれる言葉に感謝いたします。高知市では、資金のみならず子どもたちの自立に向け、プレゼンや審査も子どもたちが担っていることを聞き、大変すばらしい活動だと思えます。香美市子ども会議は立ち上がったばかりではありますが、香美市をよくするために12月末の子ども祭り、歌の作成、香美市をPRするパンフレットの作成に実行委員が中心となって精いっぱい取り組みを進めています。高知市子どもまちづくり基金も香美市子ども会議も手法は少し違いますが、子どもが主体となってまちづくり活動などに取り組む、こういった活動を経験することによって、将来を担う人材の育成を図ろうというものであります。教育委員会としましては、子ども会議を始めたばかりですので、現在のところ高知市のような取り組みを行うことは考えていません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そうですね。今子ども会議が始まったところであれと思います。今はなかなかそういう方向にできないということですが、やはり子どもたちがおのずから、これをきっかけにいろんな活動が広がっていくと思います。そうしたときに、やはり材料費とかそういうものも発生をしてくると思うんです。そういう意味でも応援ができればということで、また長期的にぜひ考えの中へ入れておいていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。ふるさと納税についてお伺いをいたします。

香美市のふるさと納税については、議会初日の説明によると、謝礼品の種類や還元率の見直しにより、寄附額は11月末には1,281件、総額で約1,448万円となり、年度内には目標額を達成する予想であるということで、議会初日に聞かせていただきました。この謝礼品の見直しが市外に出ている方に地場産品をより多く知っていただく機会となり、地産外商の大きな役割を果たすことになっております。それにより、地元経済の好循環や雇用の拡大につながることを大いに期待をしております。そういった謝礼品の取り組みができればということをお大変期待をしておりますので、ぜひよろしくお願ひします。その謝礼品の1つにこういった新たな取り組みはできないかということで、ご質問をします。

新たな取り組みとして1万円の寄附をした人への特典として、市外へ転出して管理に困っている方へ空き家の見回りや墓の清掃を取り入れることはできませんか。香美市内には年々空き家がふえています。高齢化のため子どものいる市外や県外などに転出して空き家の管理に困っている方、また、これは県外へ出ているのは高齢化のためだけではありませんが、そういった家がふえてきております。また、墓についても同じことが起

きております。

そこで、ふるさと納税の特典として、これらの空き家を対象に年2回敷地内のごみ拾い約30分程度と、外観や庭木の伸びぐあいなどを観察して写真を撮り依頼者へメールで報告をする。また、2回目の見回りは4カ月後に行い、作業は同じく写真を撮り報告をします。また、その報告時によって写真を見られて、相手の方の希望により追加料金で除草にも応じることができるという。また、お墓の清掃についても年2回、約30分程度の除草やごみを拾ったり、枯れた花の処分を行います。こういった取り組みは岐阜県の各務原市で行っております。岐阜県の各務原市では、対象を市営墓地のみとしており、広さは約1坪ぐらいだと聞いております。2坪を借りている人もおるそうですが、30分程度でお墓の掃除ができるかなということ、ちょっと問い合わせもしてみました。そういう広さを基準にやってるそうです。それ以外は有料で相談に応じており、仕事はシルバー人材センターで対応をするそうです。本市においてもこういうことができれば高齢者の雇用の拡大となり、人様のお役に立つことが生きがい対策にもつながっていきます。香美市でもこのような取り組みができないか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ふるさと納税に関するご質問に答えいたします。

シルバー人材センターでお墓の清掃代行サービスを何回か行った経緯はあるようでございます。ただ、墓地の所在確認のため依頼者へ現地まで案内をしていただく必要がありますので、山間地のお墓などについてはなかなか対応できないことも考えられます。香美市の地理的な状況などを勘案しますと、現時点では困難ではないかと考えております。

また、シルバー人材センターでは空き家の見回りサービスは現在行っていないということで、今後も行わないということでございますので、今のところ対応できないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） シルバー人材センターがお墓のあれもやっています。それはよく知っています。当初対象として、市が管理をしている市営墓地がありますよね、そういうところから始めてもどうか。やはり県外へ行ったがためにできないという方もあろうかと思えます。それと空き家の見回り、シルバーのほうもやっていないし、やる予定もないということですが、そこは違うと思うが。やるとなったらこちらからやっぱりシルバーにお願いをし、シルバーがだめならまた別の方法だとかいうことも考えていくべきではないかと思えますが、それについてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

町なかの墓地でありますとか、地域を限ってということも考えられないことではありませんが、四国では高松市がお墓の清掃サービスをふるさと納税に取り入れている事例がございます。ただ、寄附の予定者にまず同行いただいて墓地の確認ができてからの寄附ということで、申し込みの煩雑さなどから伸び悩んでおると伺っております。空き家の見回りも含めて寄附額の増額につながる、また香美市で可能なサービスがあれば、取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） もう1点、空き家の見回りですが、空き家管理ができるということも大事ですが、ぜひ今移住のことで空き家対策をやってますよね。そういうことを発信し、ふるさと納税で空き家の見回りができるとなったときに、持ち主とも良好な関係を築けてまた空き家の管理ができ、そのことにより中には移住者へ賃貸をしたいという希望者も出てくるということも考えられるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 空き家の調査等は順次進めております。そういった空き家の見回りとかいった事業ができるのかできないのか、これはシルバー人材センター等も協議しないといけないと思いますが、これがまたふるさと納税として実施するのか、ふるさと納税での需要というのがどれだけあるのかということも、他の市町村の事例等も調べてみないといけないと思います。これも今後の検討課題とさせていただきます。ということで、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

保育料の要件撤廃ができないかということでお尋ねをいたします。

こんな質問をすると唐突に思われるかもしれませんが、香美市は子育てするにはとてもいいところです。幼保小中高、大学までが1つの町にあり、魅力のある町です。そして、自然環境もとてもいい、子育て環境にはとてもいい場所だと思います。子育て支援策を充実させることで多くの子育て世代に香美市に住んでほしい、香美市にすれば安心して子育てができるよとアピールできるまちになってほしい。また、なれる要素がたくさんございます。そんな願いを込めて質問をいたします。

香美市は、市民アンケート調査によると、子育て環境は一定評価をいただいております。香美市は子育てしやすい環境であると答える人の割合を、4年後には現状より20%引き上げ65%以上にするとおりましたが、目標に向かい漠然と取り組むのではなく、年度ごとの数値を明確に記入するように見直すべきだと思います。

また、今回は出生率の向上を掲げ、総合戦略の基本目標3には「子どもを産み育てやすい環境を作り、若い世代の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる」ということで、幾つ

かの継続事業を掲げております。先日、同僚議員からも言われたように、この継続事業のみで目標が達成できますか。私も同じ思いです。このことは総合戦略会議でも、他市と同じことをするのではなく新たに香美市の独自性を盛り込むべきではないかという意見を言いましたが、先日答弁があったように、今回は時間がないのでこれで実施し、平成28年度に向け見直しをするのでそのときにとということでした。

そこで提案をいたします。ここに掲げている子育てに関する事業は、どこの市町村でも取り組んでいる事業でございます。変わりばえはしません。この事業の実施により香美市の将来人口、2020年に2万5,900人という目標を達成できますか。また、出生率の向上をうたっております。2020年の出生率1.59、最終目標は2.07、それを達成できますか。香美市には独自の特色ある事業が必要ではないでしょうか。そして、何より市民のニーズに沿った事業があってこそ、香美市で子育てをしたいと思う人がふえてくると思います。

今回の市民アンケート調査によると、出産に対して市民の理想とする子どもの数と現実の数には差異があります。理想的な子どもの数を実現するための課題は何かの問いに、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという意見が71.5%もありました。子どもを産み育てる課題として、経済的問題を多く挙げております。その解決策が重要ではないでしょうか。

人口ビジョンの74ページには、結婚、出産、子育ての課題解決には、「子どもを産み育てたいと考える人の希望をかなえるために、市としてできる環境整備や若い世代の課題解決を図る方策の検討が必要である。」と分析をしております。その課題解決には、子どもを産み育てやすい香美市をさらに加速させることが必要と書かれております。さらに加速させるためにも他市に先駆けて、さらに子育て世代への経済的支援策として、第2子の保育料半額の同時入所の要件撤廃や第3子以降の無条件無償化ができないでしょうか。また、実施をすとなればどれだけの財源が必要となるのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） おはようございます。依光美代子議員の実施すとなればどれだけの財源が必要になるのか、第3子以降の無条件無償化できないのかという質問に対しまして、子育て世帯への経済的支援としましては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行になったことに伴い、保育料、利用者負担額を改正しました。その際、総額で1割、1,400万円程度軽減されるように設定しています。議員の提案される要件での推定金額は現在のシステムでは抽出できないため、約660名の児童台帳と児童名簿を突合して算出してみましたが、平成26年度と平成27年度の比較しかできていないことを申し上げておきます。現在、第2子の保育料半額で、総額月額147万円、年額1,764万6,000円が軽減されています。就学前の福祉施設利用制限をなくし、年齢制限もなくした場合の正確な数字は把握できませんが、平成

26年度に半額で平成27年度に満額となったケースから推測しますと、少なくとも現在より年間355万円以上の減収となり、一般財源で補填することになります。現在入所している児童であっても、平成25年度以前の比較はできていませんので、年間355万円の数倍の金額になると思われま

す。第3子以降の保育料無料化につきましては、国基準、県補助事業分合わせて現在、総額月額104万9,000円、年額1,259万7,000円が軽減されています。第3子以降の条件撤廃につきましても正確な数字を把握することはできませんが、第2子と同様に、昨年多子軽減を受けていて、今年幾らかの利用者負担額が発生したケースから推測しますと、現在より少なくとも年間436万1,000以上の減収となり、一般財源で補填することになります。現在入所している児童であっても、同じく平成25年度以前の比較はできていませんので、年間436万1,000円の数倍の金額になると思われま

す。市独自の子育て家庭に適切な支援や軽減策につきましては、市全体の予算、各種事業計画の優先順位を勘案しまして、総合的に考えなければいけないと思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そうですね、財源的に支援するという事は、その財源をどこに求めるかということで大変なご苦労があるかと思ひます。けど現実的に、やっぱり若い世代の方は経済的支援を望んでます。平成27年度から医療費が中学生まで無料になったということで、ここにも多大なる補填がふえていることは重々承知して

ます。子育て世代のお母さん方の中で話してましたら、医療費が中学校まで無料化になったから香美市へ来たという方もおいでました。わあ、うれしいことだなど。やはりそこに支援策によって住むところを選ばれている、隣町とどうしようかということで検討したというお母さん方もいました。まだまだこれを取り組むには財政的な確保が重要かと思ひますが、やはり他市に先駆けて目玉になる子育て支援が必要ではないかと思うが

です。そうしたときにこの事業項目を見たときに、新しいものがないですね。だから、何か1つでもできないかなということをおもったわけですね。佐川町のほうでは新しく始めましたよね、2人目以降あそこは無料ということで始めたんですが。

無料となればかなりの財政的負担が要るから、同時入所の要件撤廃、このどちらか1つでも子育て世代への経済的支援の充実の施策へ新規事業として、5年間の展望の中へ1つ加えるということはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 子育ては妊娠から始まり、出産、保育、小中学校、高校、大学、就労までいろんな応援を行っていきます。その中でやはり平等に均等に何を優先するかを長期的に捉えて、支援を考えていくべき思ひますので、とりあえず市の財政状況を考慮して、現状のままでいきたいなと思ひております。

- 議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（石川彰宏君） 依光美代子君の質問が終わりました。

10時20分まで休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

- 議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、大岸眞弓君。

- 14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で一般質問を一問一答形式で行います。

質問に先だちまして、通告文の訂正を1カ所お願いします。

最後の主権者教育のところで、リード文が選挙権年齢が18歳以上へと「引き上げられ」とありますが、これは「引き下げられ」の間違いでございますので、訂正をお願いします。

それでは、順次質問を行います。

まず、TPP交渉の大筋合意の問題からです。

10月5日に環太平洋連携協定、TPP交渉が大筋合意したことが発表されました。発表された内容につきましては、お手元にあります資料の表をごらんください。

資料①ですが、これは内閣官房の資料をもとに作成したものです。協定の概要30項目が示されております。この概要だけで詳しい中身というのはわかりませんが、大筋合意の文章を読み解いた専門家の説明によりますと、工業製品や農林水産分野での関税撤廃、また、2013年の国会決議では重要5品目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、サトウキビなどの甘味資源作物を聖域とし、交渉の対象から除外、段階的な関税撤廃も認めないと宣言をしておりましたが、重要5品目、関税種目にすれば586品目の30%が撤廃の対象となっているとのことでした。

重要5品目の大筋合意の概要につきましては、資料を1枚めくっていただきまして③とあるところに載っております。それ以外の関税撤廃される農林水産品の一覧表も手前の資料②として添付してありますのでごらんください。両方とも農林水産省の資料をもとにしたものです。重要5品目のほうで見ていただきますと、米のところで撤廃率が26%、そのほかに特別輸入枠を新設をしております。アメリカに向け7万トン、オーストラリアに向け8,400トン、このようになっております。

そして、資料②のほうでは、ブドウとかキウイ、イチゴ、メロン、スイカなどは即時撤廃、キャベツ、白菜、ニンジン、ジャガイモ、レタスなども即時撤廃となっております。水産物ではカツオなども即時撤廃で、農林水産業への経済的な影響ははかり知れません。本県、本市の農林業にも打撃となるでしょう。

食の安全の問題では、地方ではどこも地産地消を進め、牛肉なども生産者表示までして消費者の信頼を得る努力をしております。また、添加物なども詳しく表示をしておりますので、関心のある方は消費者はその表示を見て、大丈夫と思うものを購入することが可能です。T P P交渉の中で米国の巨大企業が、日本の遺伝子組み換え食品の表示義務をなくすように要求していることや、未指定の添加物もおおむね1年以内に食品添加物として認める日米間の協議文書があることなど、心配が尽きません。

政府は今年3月に閣議決定しました食料・農業・農村基本計画で、農地の維持とともに食料自給率をカロリーベースで、現在の39%から45%に引き上げることを決めておりますが、この閣議決定にも逆行する内容です。また、公共事業の地元発注の取り組みなども危うくするラチェット条項が入り、多国籍企業の利益を守るための投資規制の制限や毒素条項と呼ばれるI S D S条項も盛り込まれております。本市議会では地域循環型経済を目指し、産業振興条例を次の議会に提案すべく準備をしておりますけれども、その取り組みへの障害も懸念をされるところです。T P P交渉の大筋合意の内容を見ますと、多国籍企業の利益が最優先に扱われ、国民主権や食料主権、地方の自治権も危うくなり、何よりも日本がこれまで大事にしてきたもの、国のあり方と言いかえてもいいかもしれませんが、それらが崩れるのではないかと強く危惧をします。1次産業に従事される方々には脅威ではないでしょうか。

以上を述べてお聞きいたします。まず、①です。

新聞報道によりますと、県内で6割の首長が反対の意を表明しているとのことでございますが、市長はどのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） T P Pにつきましてお答えをいたします。

特に農業の部門になりますけれども、まだ全体的に国から明確に示されていないことは、大岸議員のご質問の中にあつたとおりでございます。本市といたしましても、徐々に明らかになっていく報道等によりまして判断するほかはないというふうな状況でございます。何度か答弁もさせていただいておりますけれども、過去の木材輸入自由化後の林地の荒廃、これに続く中山間地域の現状を鑑みますと、香美市は第1次産業を基幹産業とする地域でございます。現時点では不安要素が非常に多いと言わざるを得ない状況であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 前回のT P Pに関する質問で、課長、今おっしゃったように、今の林業の状況を見ておつたら農業の行く末もわかると、それで、このようなT P P交渉には反対というふうなご答弁もいただいた経緯があると思います。それから、前市長も明確に反対にご答弁をされておりました。よろしければ、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） T P Pに関するお尋ねにお答えをしたいと思います。

議員は反対か賛成かということを端的に求められているわけでありまして、皆さんご承知のとおり、そのT P Pに大筋で合意したこの中で香美市の農林業を踏まえて考えるならば、やはり後継者の問題でありますとか、老朽化してきてる施設を本当に困っている農家さんもおられます。規模拡大の問題、所得保障の問題、また、食の安全もございます。こうした具体的な施策について今国に対して求めていかなければならない、そういうことを活発にやらなきゃならない時期でございます。もはや、もう反対賛成と言っている段階ではない、具体的に行動しなければならない、農業者の不安や消費者の不安、関係者の不安が少しでも解消されるように、広く皆さん一致して行動するべきときだというふうに理解しております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 大筋合意をもうした段階では、反対とか賛成とか言っている場合ではないというふうに市長、ご答弁されました。確かに大筋合意はされたという発表はありましたけれども、まだ協定には至っておりません、調印されておりません。そして、けさでしたか、昨日でしたか高知新聞にも載っておりますけれども、なかなか交渉が難行しておるとか、合意にまだ至るのは難しいのではないかというようなことが報道もされておりました。それと、新たに豚肉の関税もというふうな、新たな要求がきておるというふうなことでございました。情報が少ないということもそうです。それから、次々と大筋合意の発表後、農家などへの事後対策が打ち出されていますが、これも規模の拡大とか品質格差による輸出の拡大とか、農地の基盤整備は最も影響を受ける中山間地ではなくて、これまで以上に大規模が可能な地域、農業に限定されることも危惧をされているわけです。ですので、見解をとというふうに私は質問をしておりますけれども、やはりこれは地方にとって私は脅威だと思います。地方創生にも逆行する協定だというふうに捉えております。そのことをそのように捉えますが、市長としてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 農家あるいは林家にとりまして大変重大な課題であります。先日も畜産、酪農の農業者の方とお話をいたしました、非常に影響を受ける分野のことでありまして、情報も少ないということで、言われるようになかなか不安だけが大きくなってきているという状況がございます。やはり今、何が不安で何が必要で、何が行動を起こさなきゃならないか、具体的にしなければならぬだろうと、そのことをもってしっかりと交渉をするということが大事だというふうに思っております。幾ら反対といっても、それによって農家が安心できるなんて保証には一個にもなりません。私たちが今これからこの産業を守っていき、後継者につなげていくということが一番大事なところなんで、今農業者は、もう自分の代でこれは終わりにするんじゃないかという

ふうに思っておられる方がおるわけです。施設も大変古くなつたと、若い人たちにこの古いものをつないでいくわけにはいかないだろうと、やってくれないだろうと。しかし、それを更新する決意をするためには、やはり大きな応援をしないとできないというところになってきてます。だから、私はそこでは賛成、反対だけは何も生まれてこないと思っていますので、とにかく農業者、林業者が求めているものについて、みんなが一致団結してやっていく、このことが日本の農業や林業を守っていくことになっていく、地域を守っていく、ひいては創生事業にきちんとつなげていけるということになっていくと思いますので、そういう点で発言をさせていただいております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 情報の問題が出ました。②の質問に移ります。

専門家らがTPP交渉を読み込んでも、何がどこまで決定されたかが明らかにされていないのは、やはりこれは国民主権の否定であると述べております。TPP交渉はもとも秘密ルールで行われ、全て明らかにされるのは協定発効後4年たってからです。協定内容がわかった時点では、もう取り返しがつかないのではないのでしょうか。TPP交渉につきましては、農業者団体や医療関係者ら幅広い国民の反対危惧がありました。食料自給率低下や食の安全の問題、農業の衰退など、さまざまな不安が投げかけられ議論をしておりましたのに、納得のいく答えのないままに、いつの間にかあれよあれよという間に交渉参加、大筋合意となりました。国民にとって事の是非を判断できる情報が、余りにも少な過ぎます。国に強く情報開示を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

TPPには、もうご存じのように厳格な守秘義務が課せられておりまして、情報開示制度はございません。閲覧も原則、閣僚や一部の官僚に限られているという中では、現時点では国からの情報提供に注視していくしかないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 情報を得る手段がないという点でも非常に疑心暗鬼になりますし、不安が多いことだと思います。

では、次の質問に移ります。永瀬ダム、物部川の現状と課題についてです。

県営永瀬ダムは、昭和32年に竣工以来、治水、利水、発電事業などに役立てられてきました。近年、山の崩壊や豪雨等により、土砂の堆積が進行し問題となっています。また、河口まで距離が短く、急勾配の物部川の現状や課題などもあわせてお聞きします。まず、①です。

永瀬ダムは、建設当初100年後に堆積される土砂の量を1,350万立方メートルと想定していました。しかし、57年目の今年の3月時点で、既に1,460万立方メ

ートルと100%を超しております。スクリーンのほうをちょっとごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

ここの今示しておりますところが、これが計画の土砂の堆積量です。それで、現状がこのように下の折れ線グラフのこういうふうになっておりまして、平成17年がちょっと古くてここですので、もうこれが既に100%を超しているというところだと思います。それで、上が土砂の量ですが、これがダムの底です。土砂がここまで来ておって、この間がもう少なくなってきたおると。底が随分浅くなっているという状況が、このグラフでおわかりいただけるかと思います。昨年、私たちの議員団が堆砂問題で永瀬ダムを調査に訪れました際、管理当局もこのまま放置はできないと、このままだと治水、利水に影響が出るので、何らかの対策を講じる必要があるとの認識を示されました。また、貯砂ダムのかさ上げや新たな貯砂ダムの建設なども検討課題だが、まだ具体的にはなっていないとの話でした。その後の新聞報道によると、砂の堆積状況を詳細に調査し、2015年度以降、対策を検討するとのことでした。昨年、同僚議員が質問にも取り上げましたが、それ以降の調査の結果や堆砂対策など、どのような方向性が示されているのかをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 大岸眞弓議員の永瀬ダム、物部川の現状と課題の中で、堆積量の調査の結果や堆砂対策など、どのような方向性が示されているかに対しましてお答えいたします。

県永瀬ダム管理事務所に確認を行いました。現状においてダムの堆砂は、治水への影響がないとのことです。ただ上流に山がある限り、土砂の流入は今後も避けられないため、将来的な影響は懸念されるとのことです。そのため、県では本年度より国の補助事業として、貯水池保全事業を導入し、改良等有効な堆砂対策の検討を始めたとのことです。

今後もダム管理事務所を初めとする県関係機関との連絡を密にし、この問題の対策等について情報を共有していくとともに、地域の宝でもあり、誇りでもある物部川を守っていくことに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ダムの管理者であります県も問題認識があって、それで具体的にはメンテナンス、それから、貯水池保全事業、治水地とおっしゃいましたか、貯水池でよろしいですか。

（建設課長、井上雅之君、自席から「貯水池」と発言する）

○14番（大岸眞弓君） 貯水池保全事業計画があるということですが、工事内容とか概算がわかっておりましたら、答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国庫補助等の率、枠の問題とかがあるため、実際工事に入るのは未定ということですが、ただ現在計画段階ということで、現在の堆砂ダムのかさ上げ、本川にあります、上流にあります佐岡貯水ダムとか、また支川とか、舞川の支川でどこかそういうところできないかと、2カ所ぐらい計画しているということです。本年度は調査委託という関係があり、事業費は約2,000万円ということです。全体事業費は、今回の調査結果をもって今後、また決めていくというふうなことで確認をとっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 県としては、とりあえず堆砂対策のために2,000万円の予算を組むだろうということですね。

今ここにありますが、これが上の貯砂ダムです（スクリーンを示しながら説明）。このほかにこういうダムをつくろうということかと思えますけれども。すぐに埋まってしまおうというか、そういう心配もあるのではないかと思います。雨の降り方次第ということもあるかもしれませんが、このダムの位置しております山間地域といいますのは、年間平均降雨量が四国の中でも最も多い地域で、3,000ミリに達することもあるということです。加えて課長おっしゃいましたように山の荒廃も進み、これからも土砂の流入は避けられません。堆砂はダムにとって致命的な弱点で、土砂が満杯になると降った雨が越流し、それで洪水になるおそれはないのか。また、土砂が満杯のところへさらに土砂が崩れてきたら、ダム津波のような心配はないのかといった懸念もあります。このように防災の観点からも、その堆砂対策をやって治水、利水機能というのがありますが、防災の観点からも堆砂問題に抜本的に取り組む必要があると思いますが、ダムの位置する市としてどのような問題意識があるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

同じく県のほうにもその件について県と協議をしてきましたが、堆砂が進んでもダム本体付近、ゲートの敷高、ゲートの放流口の下流口、そこまで堆積するということは約40メートル以上あり、堆砂した土砂などがそこから流出することは物理的に想定はできるものではないということで、ご安心してくださいという確認をとっております。

また、議員さんも言われたとおり、堆砂問題はダムの致命的な弱点であることには変わりありません。土砂層の撤去、維持、管理にかかわる行為につきましては、現段階では河川管理者である県が単独事業にての方法しかなく、とる量と入る量との差、その比較ということになりますが、明らかに入る量のほうが多いというふうな私も認識を持っています。その中で成果があらわれず担当レベルの話になりますが、県の職員も苦慮しておるという段階です。

香美市においても、物部地区自治会のほうから河道が上がったという話もあり、何と

か土をのけてくれと、水が通ることによって護岸等も一部崩壊が起こっておる、異常が見られるということもあって、要望も受け、そのことで県議会の産業振興土木委員会等への要望も行いました。

県担当としての話ですが、作業船などのしゅんせつは莫大な費用と労力、それと土の置き場、その他いろいろな問題が起こるということで、工事費がすごくかかるというふうな形の中で、国への支援が絶対的に必要だということ、市もそこら辺の要望を今後もしていってもらいたいということを協議してまいりました。市のほうといたしましても、機会があればそのような要望を随時していきたいと思っておりますので、議員さんもあわせて、そこら辺をお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） まだ40メートルほどの猶予があるので大丈夫、ご安心くださいということですが。ただ、県のほうもこれは問題意識として持っておるといことは確認をしております。それで、やはり課長おっしゃったように、しゅんせつというのはなかなか単独になるので県も難しいと、すぐは取りかかれない、国に対して財政的な要望も含めてこれから取り組んでいくという、今できることからやっていくということかと思いました。後にまた出てきますので、この問題は質問したいと思っております。

次の質問に移ります。

②です。スクリーンをごらんになってください（スクリーンを示しながら説明）。

県の資料によりますと、物部川流域を横断するように仏像構造線、これは断層ですが、このようにここが仏像構造線です、このオレンジの線が走っており、仏像構造線に接する付近は破碎されていると。加えて崩れやすい性質を持つ蛇紋岩などが分布し、上・中流域は崩壊しやすい地質、特性があると記述をされております。また、下流域は昔、物部川の氾濫によって運ばれた砂れき層で構成されている地質であるということ、物部川は氾濫しやすい川だと地質と形状が物語っていると思っております。

そこでお尋ねいたしますが、2011年の東日本大震災以来、日本列島の至るところで火山の爆発、山腹の崩壊、河川の氾濫等による大規模災害が頻発し、犠牲者を出しています。いやが上にも地域の防災意識は高まる場所ですが、地域の防災会議等ではよく永瀬のダムが決壊したら、また豪雨で川が氾濫したらどうなるかという疑問や意見が出されます。さっきご安心くださいということだったんですけれども、この南海大地震も過去に経験をしておられる年齢層の方もいらっしゃるわけで、そうした方から住民の方が肌で感じている率直な疑問や不安に対しまして、それに対しての見解と対策をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 南海トラフ地震等の災害、永瀬ダムの崩壊や川の氾濫を心配する声が根強くある。見解をとということでお答えいたします。

同じく県永瀬ダム管理事務所に確認を行いました。県においてあくまでもシミュレーションによる確認になります。その中で平成26年度にレベル2地震、南海トラフ巨大地震でマグニチュード9.0相当ということです。想定にて最新の科学的見地に基づき、あわせて学識経験者の意見も踏まえた耐震性能を調査しています。その結果、ダム本体の破損、ダムの先端部が約1メートル、2メートル先端の地中部、爪先と言いますが、その部分が一部破損する可能性はあり得るという形です。ただ、そこが一部破損しても、ダム本体からのたまった水が下流に流れ出すような損傷は発生しないということが確認されております。

またあわせて、コンクリートの本体だけではなくゲート設備などの附帯施設についても調査を行い、現在、長寿命化も兼ねたメンテナンスにて、そちらのほうは対応しておりますとのことです。

また、ダム上流域での崩壊ですが、それも平成26年度に調査しており、崩壊の程度にもよりますが、ダムの堤体、最高高と50分の1の確率での洪水時最高水位との間に、約400万立方メートルを超える空き容量もあり、通常時水位（有効貯水量時）ではさらに400万立方メートルの空き容量もあり、崩壊によるダム津波の程度にもよりますが、ダム湖内にて段波、段階に起こる波を吸収できるとのことです。ただ、少ない可能性ではあっても不測の事態に対応するため、県永瀬ダム管理事務所では調査測定基準にのっとり、毎週1回、湖面や陸上から貯水池周辺の崩落状況、大規模崩落などの前兆現象などについて注意して巡視を行っているとのことです。また、そういうところで多少の異常があれば市のほうへも連絡をお願いしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） マグニチュード9クラスの地震で一部崩れるかもしれないけれども…。

（建設課長、井上雅之君、自席から「破損です」と発言する）

○14番（大岸眞弓君） 破損するかもしれないけれども、まあ何とかなるでしょうみたいな、そんな感じを受けましたが。

どれくらいの規模の地震が今後発生するのか予測できないんですけども、もし南海トラフで大地震が発生したら、東北大震災のようにやはりこういう断層がいっぱい走っている中で地面が引っ張られますね、沖へ。東北の大震災でもそうだったんですが、これまではかたい岩盤の上にコンクリートでできているから大丈夫というふうなご答弁が重立ったんです。さっき、県としてもそれ以上の問題意識を持ち始めていろいろやってくださっているとのことです。やはりダムができてもう60年たとうかというときが来まして経年劣化、それから、物部川流域の崩れやすい地質、ダムの建造物は大丈夫でも堆砂により、さっき課長がおっしゃった水が護岸に浸透していると。それから、四国でも一番の豪雨地帯、急勾配で距離の短い河川であることなどを考えると、やはり週1

回パトロールも進めているということですが、あらゆる災害を想定した議論、それから防災計画、避難計画が必要と思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

後の質問にも出てくるかと思いますが、濁水対策も兼ねた物部川における関係機関、県、国、市町村及び水の関係者合わせた協議会等も行っております。その中でそういう検討もして、今後もするようになると思いますし、今までの学識経験者の意見なども聞いて、うちのほうも情報収集を努めていっておりますし、今後も進めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、③の質問に移ります。

平成12年度の河川現況調査では、物部川流域内の人口は約3万9,000人です。下流域の平野部は、右岸側が典型的な扇状地性の低地、低くて扇のように広がっているという意味だと思っておりますがそれでありまして、想定氾濫区域は流域外の高知市にも広がっています。そのため、氾濫区域内の人口は約6万8,000人とされております。先ほど言いました氾濫区域内の想定図といいますか地図にしたものですが（スクリーンを示しながら説明）、この濃いブルーのこれで囲まれております、こういうふうに囲まれております、これが氾濫想定区域です。高知市のほうまでいっておりますが、神母ノ木の合同堰がここですね、ここから下、香美市内で言いましたら神母ノ木の旧商店街、香我美橋、その下の川沿いの人家、小田島、下ノ村というふうにも入ってくると思っておりますが、香南市、南国市、空港、空港がここですね、そして、こちらの高知市にも及ぶことが想定をされています。本市も含みますこの物部川の流域でどのような被害が想定をされるのか、科学的な知見に基づく被害の想定をお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

議員が示された数値につきましては、平成22年に国土交通省四国整備局及び高知県が策定した物部川水系河川整備計画に記載された数値であると承知しております。この計画では、堤防の決壊等により河川が氾濫した場合、最大氾濫区域は香美市だけではなく香南市、南国市、高知市に及ぶものであります。科学的な知見に基づいた被害想定を具体的に申し述べることはできませんが、発生する被害は人的被害、家屋の倒壊や浸水被害、道路の水没・陥没、農地の水没に伴う農作物への甚大な被害などが予想されます。なお、高知河川国道事務所によりますと、今年9月に甚大な被害をもたらした茨城県鬼怒川のことなどもあり、現在、浸水想定区域などの見直しの準備作業を行っており、早期に新たな被害想定などが示されることを確認しております。新たな被害想定が示された場合には、国・県及び関係自治体が情報の共有を図り、新たな防災対策等が展開され

ることになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 現時点で被害想定がないというのちょっとした驚きですが、私が科学的な知見と申しましたのは、例えばテレビの啓発番組などで、高知市内で津波があれば、水が川をどれくらい遡上してどのあたりまで水没してとか、それから、地震が発生したときには倒壊家屋が何棟で、けが人が何人とかいうふうな、これは多分専門家によるシミュレーションだと思うのですが。こういうものがやっぱりないといかんと思うのです。つくるといふことなんです、それでこういうふうに映像が可視化できれば、より避難しなければならぬ住民もイメージしやすいと思うのです。そういう啓発が効果的と思ってこの質問に掲げました。鬼怒川の氾濫を受けてこれからということなので、早晚できることと思っております。

この質問をつくりました日の夕方に、テレビのローカル局で物部川のタイムラインが発表されるというニュースをやっておりました。ほんの短い時間で詳しくは報道されませんので、翌日の新聞に何か載ってるかなと思いましたが、それもよう見つけませんでした。このタイムラインにつきましての説明が、関係市であります香美市に、国土交通省から何か連絡等あっておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員のおっしゃるタイムラインとは、災害時における行政や住民がとるべき行動等を時系列に整理した防災行動計画であると承知しております。なお、タイムラインの策定につきましては、国土交通省と香美市が協議しながら今後進めていくものでありまして、今後はまた議論を重ねていく中で香美市の実態に即し、かつ実効性のあるタイムラインを策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私ちょっと質問の準備のためにタイムラインについてネットで引いてみましたが、余り詳しくは載っていませんでした。ただ、このタイムラインというのは、アメリカでハリケーンがあったときに、地下鉄の事前運休で被害を最小限に食い止めた、タイムラインがあって食い止めることができた。それで、東京の荒川でできているようです。香美市にも相談がありながらまたできていくことと思っております、鬼怒川のときにはなかなか避難指示がうまくいかなかった、被害が甚大になりました。これから県も国土交通省もそういう認識のもとで、順次手が打たれていくことと思っておりますけれども。もし新たな被害想定、具体的な被害想定、それから、氾濫が起こらないよじゃなくて、起こったときどうなるかという被害想定、それから、そのとき住民がどうすればいいのか、行政はどうすればいいのかというタイムラインができま

したら、住民への周知もしていただきたいと思いますのですが、もし個別に関係住民からどこかの防災組織が、それを説明してもらいたいというふうに要望がありましたときには、そのときには市も国土交通省等も説明に応じていただけるでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 新たな被害想定区域及びタイムラインができましたら、高知河川国道事務所からですが、関係住民の皆様に対して説明会の要望があれば、順次開催していく旨を伺っております。市といたしましても積極的に説明会に参加し、住民の皆様との情報の共有を図り、地域の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。④です。

述べましたようにダムの経年、土砂の堆積の問題、また、物部川流域の地形の特徴として、右岸側は堤防の決壊による被災の危険性があるなど、防災上の問題を打開するために国土交通省や県、流域の3市、識者らで協議機関を設ける必要があるのではないのでしょうか。

さっき建設課長からご答弁がありましたのは、濁水対策の協議会は既に存在しておりますね。こういう新たな問題提起に対しまして、やはり常日ごろからこういう議論、それから、防災対策について協議をする必要があると思いますが、この件に関していかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

関係自治体による協議会の設置について、高知河川国道事務所に確認しましたところ、国土交通省や高知県、流域4市などの関係機関と情報共有をしながら協力してまいりたいとの前向きな回答をいただいております、何らかの組織が設立されるものかと考えております。

そこで、先ほどの議員のおっしゃられるような会議におきまして、香美市の上流域の諸問題である永瀬ダムの堆砂、山地の荒廃等について現状の説明を行い、共通認識を図っていく考えでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑤の質問に移ります。

物部川上流域におきまして、平成5年に発生した山火事の影響による山肌の露出で、中小の豪雨でも表土が流される、あるいは台風のために大規模な山腹崩壊が発生し、濁水の長期化が問題となっております。平成17年に物部川濁水対策検討会が立ち上がりまして、学識者も交えて検討されておりますが、その取り組みの状況と今後の課題、展望等をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 濁水対策の取り組みの現状と今後の課題ということでお答えいたします。

平成16年、17年の台風等豪雨により、物部川上流域本川の槇山川、支川の上葦生川の上流域におきまして大規模な崩落があり、これ以降濁水が頻繁に起こり、長期間、一月程度の濁水となり、下流域ではアユの成長や農業に支障を来しました。このため議員さんも言われましたが、平成17年に学識経験者や地域の関係者等を構成委員とする物部川濁水対策検討会を設置し、濁水対策の検証及び検討を協議しています。あわせて地震等の話もその中では一部しております。

その検討会において現地調査を行い、発生源である山腹崩壊への対策や森林整備の推進、河川に堆積した土砂等の対策及びダムからの排出方法など、項目ごとに検討を行い、あわせて各機関が対応の結果、平常時には透明度が回復し、一定の改善が見られています。ただし、対策がまだ十分とも言えません。また、降雨量などにも左右されるため、検討会にて今後も検証、検討をしなければならないと考えております。

先ほども述べましたが、地域の宝であり、誇りでもある物部川を守っていき、子孫へ残していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） さまざまに検討して対策をされて随分濁水が、全部解消ではないですけども一時よりは縮小されてきたと、まだこれで十分ではないと。じゃあ、これからはここをやっつけていかなければならないというふうなものが見えてきておりますか。協議の中でそれがわかりましたらお願いします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建設課サイドという形になりますが、県の永瀬ダム管理事務所のほうと確認をしまして、どういう対策をとれるのかという形になるのですが。一部川の中へフェンス等を設置し、濁水をそのまま流すのではなくフェンスを設置し、フェンスで流れる流速を遅くし、その流速を落としたことによる下へ落ちる力で、重たい不純物というか濁りのもとを落とし、上へ浮いてくる不純物というか濁りの元がなくなったものをフェンスの近くを通し、その分をゲートから上から流す方法、水の流れる幅の中で濁りの部分、濁りの少ない部分というふうに層を設けて流す方法などやっておるとのことです。まだその検証の過程という形になっておりますが、一部実績が見られております。その中で今後そのことも視野に入れ、新たな検討も今、学識経験者等との協議はしておるとのことです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 徐々に前進はしているということでございます。私たちも関心を持ってできるところも協力もしていかなければならないというふうに感じ

たところですが、多方面からの検討が必要かなというふうに感じました。そうした濁水問題に対して、年に1回、来年も予定されていますが、工科大学で濁水問題を考えるというふうなイベントがありますよね、鹿肉カレーなどを出して。ああいうふうにやっぱり、情報を市民に発信することとても大事かと思うんですが。当面イベントと申しますかそういう発信につきましては、今やっておられるようなことでしょうか。ほかに何か効果的な発信方法と申しますか、住民がそういうことを周知できるような情報提供、それに関してはどのようにお考えですか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 県が主体であれ国が主体であれ、そういうイベントの情報提供的なものも、市の協賛的なものになっておりますのでしていかなければならないし、自然環境のもと、先ほどから言うように一番大事なものという形の中で、水資源という中で今後も水道に使ったり、いろいろそういうこともありますので、何か機会があるたびに水の大切さ、水は地球の限られた資源であるというふうな形での、宣伝をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

臨時・非常勤職員の処遇改善についてお聞きをいたします。

臨時・非常勤の職員がふえてきましたのは、国が進めてきた行政改革により、地方自治体の人員削減、定数削減が進められ、臨時・非常勤職員が一般職や教職員、保育士等の多くの分野でふやされました。とりわけ2005年から5年間で具体的な目標を掲げた、集中改革プランの策定を地方自治体に要請したことが背景にあります。本市でも集中改革プランのほか、地方交付税の算定替終了時期の対策という意味合いもあろうかと思いますが、全国同様の傾向となっております。6月定例会での同僚議員の質問へのご答弁では、本市の職員分布は8月1日時点で正職員387名、臨時職員137名、非正規職員が111名ということでした。248名が臨時または非常勤職員ということでした。臨時・非常勤の方々は、正職員と同等の職務を担いながら、低賃金で不安定な雇用環境に置かれています。このことは、働く方々は言うに及ばず、例えば保育ですと、保育士が不足して保育を必要とする児童の受け込みができないなど、行政サービス上好ましくない状況を生み出しております。私はこうした状況を打開するために今回質問に掲げました。

まず、1点目にお伺いをいたします。

本市の臨時・非常勤職員の果たす役割について、どのように認識、評価をされておられますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、大岸眞弓議員の本市の臨時・非常勤職員の果

たす役割について、どのように認識、評価をされているかというご質問にお答えします。

臨時・非常勤職員の方々は、その制度的な位置づけとして臨時的、補助的な業務に任期を限って任用するものであり、本市が効果・効率的な行政サービスを推進していく上で必要であると考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 多分必要であると、そうだと思います。言いかえまして、臨時・非常勤職員さんがいなければ業務が回っていかないと、こういうことだと思いますので、その意味におきましては、役割としては正規職員さんと同じというふうに捉えます。それをお聞きした上で次の質問に移ります。

臨時・非常勤職員の処遇改善につきましては、各地方議会からも意見書が上がり、労働組合からも要望があるなどしまして、国会でも再三取り上げられております。国会質問での答弁や各地の運動の中で、2013年5月28日に野党6党より、地方自治体の非常勤職員に各種手当を支給できるようにする地方自治法改正案が提出をされています。

このような動きも受けまして、2014年7月に総務省自治行政局公務員部長名で臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等についての通知が出されました。質問に関する部分での通知の内容の一部を申しますと、任期の認定等についてのところで、次の任用までに一定の空白期間を置くことについては、「地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない。」と明記をされております。また、社会保険及び労働保険の適用のところで、事実上使用関係が存続している場合は、「資格を喪失させることなく取り扱う必要がある」との厚生労働省の通知も紹介しながら、勤務の実態に即して判断するように求めています。そして、勤務条件に関しまして、手当支給の要件とされる常勤の職員の定義について、「待遇等を総合的に考慮して実質的に判断されるものであり、地方公務員法上の任用根拠から直ちに定まるものではない」としており、時間外手当や通勤費も支給できる。また、年休、産休、育児・介護休暇などについても整備するように求めています。以上のような動きも踏まえ、お聞きいたします。

さきの6月議会での同僚議員の質問に対しましては、県や他市の動向も見てとのことでした。再度お聞きをいたします。2014年の総務省通知に基づき、早急に臨時・非常勤職員の処遇改善に着手すべきではないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

平成26年7月の総務省通知では、臨時・非常勤職員や任期付職員の任用等につきまして、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保できるよう、留意すべき事項に関し考え方を取りまとめたもので、本市でも制度の考え方等、運用する上で参考にすべきものだと思っております。

具体的には、先般の議会で指摘のあった規則への休暇の明文化等につきましては、既に整備をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと聞き取れませんでした。休暇への明文化というふうにおっしゃいましたか。ちょっとその意味についてお尋ねしたいですが、もう一度。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） これまで規則には有給の休暇のみの明記でございましたが、ご指摘のありましたように、無給の休暇につきましても明記をすることといたしました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 現在はない休暇もとれるようにする、整備をされているということですね。前回は今回も問題にしております11カ月雇用の問題、11カ月雇用と言っていいのか、1カ月間空白期間のある問題なわけですけれども、これについてはいかがでしょうか。後の質問とも関連しますけれども検討の中に、この通知を受けて今の進捗状況といいますか、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） まず、考え方を示した総務省通知につきましては、地方公務員法の改正をもとにした通知ではないというふうに理解をしております。地方公務員法第22条には、臨時職員の任期の範囲が定められておりますので、そのことを遵守するという形で、現在当市におきましては、最長11カ月雇用としております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その11カ月雇用を現在も採用しているという、それを改善してくださいという質問を行いました。でもこれは継続をしているという、その改善できない理由、それについてお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） まず、さきの議会でも述べましたが、県内の動向につきましては、一部の自治体で12カ月雇用というのを採用しておりますが、最長12カ月ということでもありますし、当市としては公務員法を遵守する意味で、明確にその範囲内である11カ月ということで採用しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと私どもと捉え方が違うかなというふうに思いましたが、平成26年の総務省通知というのを私はここに持参しておりますけれども、これによりますと、臨時・非常勤職員の任用等については、平成21年4月24日付総務省

自治行政局公務員部公務員課長等の任用等についての通知におきまして、「任用の際の勤務条件の明示及び休暇その他の勤務条件に関して留意すべき事項について示したところです。各地方公共団体においては、総務省が行った調査では臨時・非常勤職員が増加傾向にある一方、平成21年通知の趣旨が未だ必ずしも徹底されていない実態が見受けられ、また、臨時・非常勤職員の任用等に関連する裁判例や法令改正などの新たな動きも生じています。このような事情を踏まえ、臨時・非常勤職員や任期付職員の任用等について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう、別紙のとおり、改めて留意すべき事項に関し考え方を取りまとめた」ので、現行の任用等に係る取り扱いを再度検証した上で、必要な対応を図っていただきたいというのが通知なんです。11カ月雇用に関しては、どの法令にもそういうものはないということでありますので、これに関しまして改善を求めるものでありますけれども、再度見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 同じく公務員部から平成26年8月に臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等に関する質疑応答集というものが出ております。その総論の書き出しの部分に書いてありますのは、臨時・非常勤職員の任用等につきましては、基本的には各地方公共団体において判断されるものである。この通知がなぜ出されたかという背景につきましては、議員ご指摘のように、平成21年通知で十分ではなかった運用がされている自治体がありまして、当市におきましても、その当時に十分でなかった部分、改善点なんかもあります。というのは、特別職の非常勤職員なんかの取り扱い等、当市も間違った解釈をしておりまして、一般職の非常勤職員に任命がえをしたと、そういった経過もありますし、そういったこの各通知に基づく処遇の見直し等もできる部分についてはやっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 地方自治体の判断に委ねられるということで、そういう通知もあるので、できるところからというふうに課長おっしゃいました。これで行きますと11カ月雇用、このまま続きますと困ることがたくさん出てくるんです。例えば、子ども・子育て支援法で今年4月から保育が新たに始まりまして、子ども・子育て支援法の趣旨というのは、受け込む受け皿をたくさんいろんな形でつくって、とにかく待機児童は出さないようにしようじゃないかというのが法の趣旨かと思うのですが、今年、本市では待機児童がゼロ歳で多く出ておりますね。それはなぜかというたら、職員さんがそろわないからだ。保育士さんが足りないんだと、圧倒的に。そういうことでそれはなぜかと言うと、賃金単価を上げてもなかなか集まりにくい、他市との取り合いのような状況になる中でやはり不安定雇用、1カ月間の空白というものが大きいネックになっていると思うんです、保育士さんの確保ができない。そういう観点からお聞きしてい

るわけです。今後休暇もそういうふうに順次見直されていくということでございますので、ぜひこの現状、香美市内で起こっている子育て環境の問題から、いろんな臨時職員さんの抱えている問題とかいうふうな現状を見ましても、やはりこれは改善はしていくべきとの観点に立つことはできないのか、そのことをお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

全く考えないということではありません。国の動向、それと県内の各自治体の動向を勘案しながら、制度に合った、また財政上、それに当市として負担できる範囲内で検討を進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 全く考えないということではないというふうに課長はおっしゃっていただきましたので、ただこの問題は、先ほども質問で出ておりましたけれども、できるだけ生産年齢層の方々に香美市で住んで子育てを香美市でしていただきたいと。そして、住み続けていただきたいという、そういうまちづくりの中でもそういうことが検討されておりますが。子育て支援に係る大きく関係する部分でございますので、積極的に前向きに、本当に検討をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

1カ月の空白期間中ですけれども、健康保険や厚生年金から脱退させられるということです。この健康保険が手元に1カ月間ないという状況というのは、特に小さい子どもさんのいるご家庭は不安です、事実不安だと思います。後で保険証を提示すれば全額払った窓口負担は返ってくるというのはありますけれども、それでもやはり病院に行くのをためらうと、そういうこともあります。それで、被用者保険から国保へ、国保から被用者保険へと、この1カ月の間に整わない場合があります、どうしても。この処遇改善の当面の手だてとしてでも、当該者の負担と不安軽減のために、ここはやはり迅速に対応する必要があるのではないのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 現在、当市にとっておる11カ月雇用という制度を考えますと、難しいと考えております。当市では臨時的任用職員の任用期間は6カ月で、1回更新でき最長11カ月の任用としてますので、同一の方が再度任用された場合でも、結果として1カ月の空白期間が生じるものでございます。その場合、臨時的任用職員は任用期間の満了により終了することであって、次も継続して任用することを約束しているわけではないので、健康保険は切れることとなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 難しいといえますか、事務のところでは何とかならないかと。

すごく早く来る人もいるんだけれども、遅く来る人もいるということで、それはなぜかという、申請があった時点で窓口で一定数ためておいて申請をするからだ、そういうことの改善ができないかと。それかもしくは、保険証が手元にない状況というのをとりあえず回避するために、資格証、国保の言う資格証と意味合いが違いますけれども、そういうものを当面発行するとか、それでしのぐとか、そういう方法はとれないかということ。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 事務上でどういったことがとれるのかについては、今後研究していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 事務上の改善については、ぜひともそのようにやっていただくことを求めるものです。前段で紹介しましたように、通知の社会保険及び労働保険の適用のところで、これは2014年7月（後に「平成26年1月」と訂正あり）の通知のことですが、社会保険及び労働保険の適用のところで、空白期間の検討につきましては、任用の終了時にあらかじめ事業主と被保険者との間で次の雇用契約や任用の予定が明らかな場合等は、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があると述べています。適切な対応を求めているわけですが。本来、通知はこのように抜本的な改善を求めているわけですので、その方向からも検討をしていただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

雇用の関係でございますが、原則論になるかもしれませんが、次の約束ができないという部分につきましては、どうしても現在の対応をとらざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） さっき私、2014年7月の通知と今の社会保険の適用について申しましたが、それは間違いで、実は別の平成26年1月に別にこういうものが来て（資料を示しながら説明）、これ課長、当然ご存じですよ、通知が来ております。その中にさっき申したように、あらかじめもう再任用されることがわかっている場合は脱退しなくてもいい、そういう取り扱いができないですかという通知でございます。こういうものもありますので、これを参考にして事務を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） いろんな通知等を参考にさせていただきます。よりよ

い制度にしていかなければならないというふうに思っておりますが、現状のところ今申し上げたような判断をしております。またもう一步踏み込んだ通知等がありましたら、その時点で検討をしたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 大変不安定な雇用の中で職員さんと同等の職務を担ってやっておられる。このことについてやはりもう少し考慮するというか、配慮された上での事務の改善を求めて次の質問に移ります。

④です。

保育園は臨時・非常勤の特に多い部署となっております。市内7カ所の保育園の職員分布では、6月議会でのご答弁によりますと正職63名、臨時職101名、非常勤36名となっております。保育の仕事は正規職員さんとその2倍強の数の臨時・非常勤の方々が担っているわけです。そうした中で、最近は発達障害やアトピーの子どもさん等、さまざまに対応しなければならない保育がふえているようでございます。さきの6月議会の答弁にもありましたけれども、再度お聞きをしたいと思っております。

それで、保育園での障害児、アトピー児等の受け入れ状況、それぞれにどういう対応をしているのか。また、その保育の内容等についてお聞きをいたします。保育園別と通告しておりますけれども、小さい園では児童が特定されるかもしれないということで、全体の数字でお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 大岸眞弓議員の質問にお答えします。

障害児、アトピー児等の受け入れ状況と保育内容ということで、障害児、食物アレルギー児の受け入れ状況ということで、まず、特別児童扶養手当対象児が、平成27年度は24名、それ以外で加配を要する児童が18名います。食物アレルギーを持ったお子さんが31名になっています。なお、障害児、アレルギー児の児童数は年々増加をしております。

保育内容につきましては、全園共通であります。障害児のうち発達障害のある児童は、その特性から同じ職員が加配につくことが望ましいんですが、臨時職員を加配しているため、年度途中で加配職員が交代することになります。また、障害児の保育に当たっては、専門的な知識を必要としています。保育士や専門知識を持った臨時職員の雇用をハローワーク等で募集していますが、加配の半数以上を保育士資格のない職員にやっております。当面は外部研修への参加や市独自の研修等を充実させて、知識・技能不足を補いたいと考えています。また、障害児の加配と保育士の補助のほうへついていきます。

食物アレルギー児の対応につきましては、除去食の調理やアレルゲンの混入防止、誤食防止などを昼食、おやつの際に調理員、保育士ともに徹底しています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 専門性を必要とされる、それから、やはりマンツーマンで対応しなければならぬようなお子さんもいらっしゃるというふうに感じますけれども。それから、食物アレルギーにつきましては、混入防止のためにやっておると、それは当然のことですけれども、命に直接かかわる問題ですので。それから、アナフィラキシーショックが起きたときなどは、注射もしなければならぬというふうなことも前回の質問ではお聞きしておりますが、こういうつながれたりといっっては失礼ですけれども、物すごく大変な神経を使って現場では保育をしておると、その保育の現場が正職さんの2倍の数を臨時・非常勤で賄っていると。この状況もやはり回避をしていかなければならないことだと思いますけれども。現在、どうかアレルギー児の24名、18名、31名のお子さんに対して十分な対応を保育がきちんとできておるかということをございますけれども、お願いいたします、答弁を。済みません。最初申されました24名、18名、31名のお子さん、この方々はそれぞれにマンツーマンでの、場合によっては保育が要ることもあるわけですね。そういう対応が過不足なくできているかということでお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

マンツーマンで行っている場合と、そして、やはり1対2、1対3という場合もあります。やはり見守りしていますので、そういった状況でやはり加配の、遠目で見たらいい子とか結構そのお子さんがいますので、それについては1対3、1対4とかいう形で見ている状況です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 現場の状況が一定ご理解いただけたかと思います。こういう状況でございます。

さっきも申しましたが、本年待機児童が出ました。市もさまざまに苦慮し対策されていることは理解をしておりますけれども、やはり保育士の増、また雇用環境を改善して、人員を確保していくことに力を注ぐべきだとの結論に至ると思います。他市では着手をできておりますので、本市でも早急に対策をされるよう求めまして、次の質問に移ります。

主権者教育に関してです。

改正公職選挙法によりまして、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられました。近年、若者の選挙離れ、政治離れの傾向は深刻な問題で、投票に関するアンケートでは自分たちの現実の生活と政治が結びついていない、あるいは誰がやっても同じ、現状は変わらないと考える人が多いようです。東京大学大学院で教育社会学が専門の本田教授は、内閣府が2013年に調査した若者の政治への関心度や政治意識が諸外国に比べ低い状況から、政治に対する若者の抵抗感を拭い、政治への思考、態度、行為が伸び伸びと動

き出せるような道筋を教えることが差し迫った課題だと、政治教育について述べています。また、新聞紙上やテレビ、情報誌等で、主権者教育や若者の政治参加について取り上げられるようになり、にわかに主権者教育がどのようなものかということが問われることとなりました。

そこで、順次お伺いをしてまいります。①です。

文部科学省が高校生の政治活動に関し、放課後や休日に行う政治活動や選挙運動を限定的に容認すると通知し、教員に対しては個人的な主義主張を述べることを避け、公正かつ中立の立場で生徒を指導することや、不用意に地位を利用した結果にならないようにするなどの留意事項が示されました。一方で、政治教育では具体的事象も取り上げまして、実践的な指導を行うと限定されております。例えば、授業で実際に起きた政治問題、社会問題を取り上げることも今後想定されますが、現場にしてみれば中立とは何を以て中立というのか、何に対して中立というのか、迷うところではないでしょうか。これに関しまして、模擬選挙などに取り組む芝浦工業大学柏高校の杉浦教頭が、海外でも同様の規定はあるけれども、禁じているのは教師の発言それ自体ではなく、生徒を威圧、説得したりすることが禁じられているのであると。そして、生徒たちに複数の見解を示し、個人を尊重することさえ守られれば、あとは教師が創意工夫すればよいと述べています。

そこでお聞きいたします。

本市も主権者教育はこれから模索する、また、これからつくり上げていくことになると思いますが、生きた実践となりますようやり方は教員の創意工夫に任せ、学校ではということですが。教員の創意工夫に任せ、生徒も自由に意見を述べ合うことができる場を与えることが必要ではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の教員の創意工夫に任せ、生徒も自由に意見を述べ合うことができる場を与えることが必要ではないかという、主権者教育についての所見を問うということのご質問にお答えをいたします。

まず、中立の解釈につきましては、文部科学省の通知文において随所に述べられていますがけれども、その中で、特定の事柄を強調し過ぎたり一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取り扱いにより生徒が主体的に考え、判断することを妨げることはないよう留意することと書かれた部分がありますが、こういうことが重要だと思っています。

さて、その授業につきましては、大岸議員の言われるとおりの一方的、一面的な意見ではなく、多方面の意見を取り上げ学習することが大切だと思います。また、生徒自身が自分の意見を持ちながら、互いに議論する学習等を通して考えを深め、政治に関心を高めることが責任を持った行動につながることをと思っています。

もう一つですが、これも文部科学省の通知文の中にも書かれていますがけれども、授業

を行うに当たりましては、この主権者教育の授業を行うときに最も大事にしたいということは、学習指導要領に基づいて校長を中心に、学校として指導の狙いを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施することと述べられていますし、そういう方向で行わなければならないと思います。個人的な主義、主張で述べるというようなことは、公正かつ中立な立場で生徒を指導するという意味では、そういうことに配慮しながら各教員が指導を工夫するということが大いにあることですが、基本は申しましたように、学校としての全体の共通認識が必要だと思っているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 学校もこれからやる初めてのことなので、多分通知をめぐっては迷っているというような記事がございました。確かにそうだと思うんです。それで、こういう通知があるからといって、先生が子どもたちにそういう政治問題をめぐって議論するときに、自分の見解を一切言うことを避けたりとか、今もっとまずい政治問題を避けたりとか、そういうふうになると私はこれは逆効果だと思うんです。ただ、もちろん中立に配慮してやるのは当然のことで、先生方が自分に近い考え方に生徒を誘導するように持っていくとか、そういうのはやっぱり避けられるべきとは私も思うところです。でも、やはり避けておりますと今度はぼけてくるというふうに思います。それを申し述べまして次の質問に移ります。

通知の中で、教員に対し不用意に地位を利用した結果にならないようにとありますが、教員の地位利用とはどのようなことを指すのでしょうか。法の規定があるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えを申し上げます。

教育公務員につきましては、教育の政治的中立性の原則に基づき、学校において特定の政党の支持、または反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等についても、公職選挙法及び教育公務員特例法に特別の定めがなされているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私、今回主権者教育の問題を取り上げますのに、海外では18歳から選挙権があるところがたくさんあって、主権者教育については蓄積があると思うんですが、日本では初めてということでもいい方向に前進と思うんですが、主権者教育についてはややなれていないというところもあるかと思うんです。それで、これは議員に向けて机の上に1カ月に一度置いてくださっている明るい選挙推進協会の冊子でございますけれども、これに随分いい記事が、主権者教育のスペシャリストといった方々が、大学のたくさんの先生がさまざまな立場からご意見を述べられておりました。

ここにやっぱり今の日本の到達点、それから、これから目指す方向というのがあるのかなど。また、留意すべき点多々これに問題提起をされております。そこからちょっと引用が多くて申しわけないのですが、さっきの教育の地位利用の問題に関する法の規定のところで申し上げるのですが、「教育の政治的中立性」を考えるという特集の中で、名古屋大学院の磯田教授が述べております。さっき教育長が申されました昭和29年の教育2法制定以来、教員及び教育行政の政治的中立が重視され、多くの教員が政治的教養を知識としてのみ教えることになってしまった嫌いがある。そういう傾向がありますね。今、重要な課題というのは、少子高齢化社会において社会保障の給付と負担をどうするのか、有限な地球における持続可能な社会をどのように形成するかなどであり、未来に生きる若者にかかわる直接課題であると。若者の政治参加を回避するのではなくて、強く求められていると。政治的中立についてのこれまでの呪縛から教員を解き放ち、改めて政治的教養を尊重する教育と政治的中立の望ましいあり方について、教育の基本に立ち返った検討が必要であるとのように述べておりますが、私も大体このあたりに集約されるのではないかと思います、教育長の見解を、これについてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） まさしくそのとおりだと思います。今小中学校、高等学校も含めて行っている教育は、探求的な学習という言い方をしますけれども、知識を学んだことを駆使しながら次のものに発展させて考える、そのために体験重視とかいうことを組み合わせながらしていく教育でして、単に知識を習得して覚え込んでいくところから子どもたちが考えて、友達とも議論をしながら作り出していく教育へとというふうに変化をしてくれています。そのこととこの主権者教育というのは、そのまま重なりながらいくものですので、主権者の教育について政治に対するさまざまな知識を学ぶというのはもちろん基本にありますけれども、その中で自分の考えを持ち、友達とも議論をし、そういう中で物事をより深く考えていくと、本当に主体的に自分が社会の仕組みの中へかみ込んでいくという、そういう教育にならないといけないので、授業の作り方はそうであらねばならないと思っています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 地位利用の話になりますと、どうしてもこういう中立性の問題とも関連してきますので、今の教育2法のことからちょっとそれてしまったかもしれませんが、お聞きいたしました。それで、地位利用ということですが、例えばこういうことでしょうか、こんなことはもう先生方はわかっているとは思いますが、成績を上げてやるから、政治の問題についてはこっちのほうへ考えるべきだよというふうなことをしないとか、どうしても教室の中では先生と生徒、ある面力関係があるように感じる、保護者もそうですが。内申点に響くよとか、そういうことがあると、やっぱりどうしても萎縮をしてしまうわけです。そんなことはあり得な

いと思いますけれども、地位利用というのは具体的にどういうことなのか、お願いをします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

究極のところになってくると、多分人権問題だったり犯罪だったりいう部分になってくると思いますので、それはちょっとまた別問題として、要は、教員はいつも生徒にとってのモデルです。子どもたちは先生を絶大な信頼でもって、先生の言ったりしたりすることはそのとおり、まず、まねっこをして学んでいくというところから始まるものですから、教員が行う授業だったり、そこで言った言葉だったり、全てが子どもたちにとったら全部吸収されて、その行動になっていくということなんかを含めて、地位利用というのはそこを強く出しながら、先生の主義主張を伝えていってしまうと子どもがそう流れて、すぐ流れるというような意味の、広い意味だと思っています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 大変微妙な問題であるし、それはもう先生の良心に任せると、こういうことになると思います。

次に③に移ります。

昨年、四万十市の中学校で、新聞を活用するNIE活動の一環としまして、授業で沖縄県の琉球新報を利用したところ、政治色が濃いとして他の新聞と差しかえになったという新聞報道がありました。琉球新報は政治色が強いとして指摘した教頭は、沖縄の政治的な問題を公教育の中で中立の立場で指導するには相当に慎重な対応が求められる、NIE活動をやる上で今後、議論を深めていかなければならないと述べたそうですが、私はこの介入こそが政治的で中立性を欠くものだと思いますし、実際に起きている問題を避けていては、政治への関心を遠ざけたり、現場の萎縮を招くことになりはしないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

授業におきましては、偏った指導をすることには問題があると思います。多面的ないろいろな意見を紹介し、議論をすることで学習を深めていくというのは、大変必要なことだと考えています。昨今、新聞を活用した授業は、小学校からそれぞれの学年でたくさん行われていますが、1紙のみで行うのではなく複数の新聞を活用し、多様な意見や表現方法等を学んでいくことが必要だと考えているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私はこれが差しかえになったというのが残念なんです。そうではなくて、沖縄の問題については、地元の琉球新報、それから、各いろんな大手の新聞社がいろいろありますが、こういう見解だよというふうに読み比べるようにしたら

どうかというふうな指導であればよかったと思うんですが、取り下げるとするのがちょっと残念だったんです。そういうことはあるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

教員が授業を考えていく場合に、やっぱり不安材料がたくさんあるようなものも多々出てくると思います、現在でもそうですけれども。そのときに初め申しましたように、学校としてどうかという、個人に任されてしまうと何というか幅が狭くなるということもありまして、常に学校の中で一緒に議論をしながら、微妙な部分については特にこういう考え方で、こういうやり方でやろうということを共通理解しながら行っていくものですから。そういう意味で主権者教育については、多々そういうことが出てくると思うのですけれども、個人に任せっ切りにならない、学校としてのそういう体制が必要だと思っています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 全体で相談しながらということで、学校に対しても新聞を使うのであれば全社の新聞を整えてやるようにとか、そういう配慮が要ると思います。

この件に関しまして広島大学院の教授が、面倒な社会問題を避け自己規制をかけると、子どもは批判的思考が逆に生まれません。社会的現象に現実も抱けない。むしろ論争についてこそ学ぶべきだとコメントをしております。現実にある問題を考える上でさっきも申しましたように、いろんな報道を見聞きして比較して判断材料とすることは、大事な主権者教育の1つではないでしょうか。いずれにしても子どもたちは18歳の来年の参議院選挙で、もう既に主権者教育が十分でない状況の中で政治家を選び、政党を選ぶ選挙に実際になるわけです。そういうこともありますので、こういういろんな選択肢のある主権者教育を進めていってほしいと思います。

次の質問に移ります。④です。

選挙の仕組みや議会制度などを学習する知識、教養の習得や既に全国各地で模擬投票や高校生議会が開かれたりしていますが、そうしたことのほかに生徒、学生らが社会参加を通じて主権者としての感性を養っていくこと、あるいは自分たちで問題意識を持ち、自分で判断できる力を養っていく教育が必要ではないでしょうか。

さっきの依光議員の質問にも出ておりましたけれども、子どもが何かを体験する、社会参加ということについて、福井県の鯖江市役所、これは先日、教育長にもお届けをしたことでしたがこの取り組みが非常に斬新でして、市民協働のまちづくりを進める中で一委員の発想、審議会の委員の発想で、鯖江市役所の中に鯖江市役所JK課、女子高校生課をつくって、こうあるべきという大人の発想は脇に置いて、企画から運営、ゴールまで全て女子高生に任せて、その結果として若者主導のまちの清掃活動、オリジナルスイーツの開発などを実現し、反響を呼んだとのことでした。

市長によりますと、取り組みを通じて一番変わったのが市の職員さんであったと。当事者の女子高生のほうは、今まで大人に意見を言っても否定されたり聞いてもらえるだけだったりということが多かったが、JK課では肯定してもらえ本当にそれが形になっていく。JK課を卒業してもいろんなことにチャレンジしたいと思うようになりましたと述べています。この体験は、これまで自分にかかわりがないと思っていた地域や社会との接点を持つこと、また自分がそういうふうにな動的に動いてみたことで周囲が動いた、変わった、よいほうに変わった。こういう体験は本当に財産ともなるもので、こういうふうにかかわることができた生徒たちは、選挙に将来無関心ということは多分なくなると思います。

述べましたように、社会参加を通じまして主権者教育をということについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

今、大岸議員が言われましたように、福井県鯖江市役所のJK課というこの実践は、大変おもしろいと思って読ませていただいたところです。文章の中に、実は市役所がなぜ変わったかという、女子高校生なんかが行ういろんな事業ですけれども、一番重視したのは徹底的に高校生たちを信じ任せる、そして、ゴール、結果を示さない。これが市役所の仕事の中では、絶えず目に見える計画とかさらに成果が求められる。ここのギャップが大きくて、非常に不安に思いながらも踏み切ったというふうな話があったのですけれども、そこから生まれてきた女子高校生からの提案とか、実施したものはもうびっくりするぐらいすばらしいものであってということで、市役所の考えが随分変化したのだというようなどころがありますけど。要はこれから生きる子どもたち、大人もそうですけど、そういう方向なんだと思うのです。まちづくりってそういうことだと思います。

それで、ご質問にお答えしますが。私は政治や選挙に関する直接的な指導とともに、児童生徒が住みよい社会づくりに直接かかわっていく、体験的な学習が欠かせないと考えています。香美市で現在行っている子ども会議とか、各小中学校で行っている児童会とか生徒会活動とか、総合的な学習の時間にまちづくりのこととかをテーマにした取り組みとか、そういうものが重要だと思います。このことが主権者教育と相まりながら、このまちをどうつくっていくかと、そのために選挙がいかに大事で政治がいかに大事かということとつながるわけですので、子どもがそういう体験なものなしに頭だけで政治を考えると、やっぱり選挙をしたときに投票率がというような問題が出てきますので、子どもがもう本当に身をもって、社会づくりに私たちがかみ込んでいきたいという、そのことを教えていくことが大事だというふうに思っているのです。ですから、今後も児童生徒が社会づくりに積極的にチャレンジしていくという、そういう営みを大切にしていきたいと思っています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そういう主体的に子どもたちが学べるような、大人がゴールを決めたりするのではなくってそういう政治教育、それがまたまちづくりにつながる、そういう主権者教育であってほしいと私も思うところです。これが教育長がおっしゃいました、依光議員のほうからも少し紹介がありましたけれども全部を子どもたちで、こういう第1回と書いてあるので第2回があるかもしれません。それもこれから決まっていっていいことでしょう。それから、若者たちは政治に無関心というけれど、実は無関心の傾向がある、自己肯定感の低いという傾向もあるけれども、社会のために役立ちたいという思いは、ほかの国よりOECDでの調査なんかでも多いんです。だからそれをやっぱり生かして、主権者教育を総合的にやっていくというのがいいと思うんですが、やっぱり政治的教養も身につけることももちろん要りますけれども、生に起きている、今現在リアルタイムで起きている政治の問題もきちんと議題でとり上げて、その方向性というのは教える側もきちんと全体で協議して、教材もやっていくのが望ましいと思います。香美市にはそれができる萌芽が既にあると思いますので、そういう方向で行っていただきたいということを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月11日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午後 0時05分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 金曜日

平成27年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年12月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ くり 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会議務局長 和田 隆 議会議務局書記 山本 絵里
議会議務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

- 議案第109号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第110号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第111号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第112号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第113号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第114号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第115号 平成27年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第116号 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第118号 香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第119号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第123号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第124号 香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
議案第125号 香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
議案第126号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第127号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
議案第128号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
議案第129号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について

議案第130号 農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

議案第131号 中尾モノレールの指定管理者の指定について

議案第132号 小浜農産物直販所の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成27年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成27年12月11日(金) 午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第109号 | 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第2 | 議案第110号 | 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第3 | 議案第111号 | 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第112号 | 平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第113号 | 平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第114号 | 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第115号 | 平成27年度香美市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第116号 | 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第117号 | 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第118号 | 香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第119号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第120号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第121号 | 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第122号 | 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第123号 | 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |

- 日程第16 議案第124号 香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第125号 香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第126号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第127号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第128号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第129号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第130号 農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第131号 中尾モノレールの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第132号 小浜農産物直販所の指定管理者の指定について
- 日程第25 請願第 1号 香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと
- 日程第26 請願第 2号 待機児童をなくすため、保育士を増員していただくこと

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第109号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第110号、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第111号、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第112号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第113号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第114号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第115号、平成27年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第116号、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第117号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第118号、香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第119号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

この条例の中で来年の1月1日から施行ということで、「住所及び個人番号」に改める。」とありますけれども、その細部説明書のほうでは、「香美市介護保険条例第8条の保険料の徴収猶予と第9条の保険料の減免の申請時に」ということで書かれてますけれども、この個人番号というのを書かなければこういった申請ができなくなるということが、来年の1月から始まるということなんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

この分につきましては、県のほうにも問い合わせをしましたところ、まだ国からもこの介護保険の個人番号の利用の具体的なことについては詳細はまだ全然来ておりませんので、まずは法整備のほうをしていただいてということで、条例のほうは改正して、申請のほうにも個人番号を書く欄は設けますが、それが無いからといって申請を受け付けないということとはできないということです。受け付けはいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

あらかたわかりましたけれども、なぜまだ国からも詳細が来てないというのに条例制定に、前準備というところでしょうか。やはりそのところがちょっとわかりかねますので、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成28年1月1日から、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律の附則の第1条第4号に掲げる規定が施行されることに介しまして、この分をちょっと調べておりましたところ、国からは通知は来ておりませんが県に問い合わせをしましたところ、この住所、氏名等を書いている場合につきましては、その「及び個人番号」ということを書いて整備をしておかないといけないということで、今回条例の改正をいたしました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

住所、氏名を書くというのは、介護保険だけじゃなくて国保とかいろいろなそういう措置でもあると思うんですけど、今回は介護保険が出てくるというのは、そこら辺の事情をお示してください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） ほかの条例のことはちょっとあれなんですけど、介護保険条例の中につきましては、この第8条と第9条のところに氏名及び住所ということをも明記をしているために、「氏名及び住所」と書いている場合につきましては「及び個人番号」というそれを入れておかないと、この条例のほうで適用ができないということで県の見解ということですよ。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第120号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。この議案第120号でお聞きをします。

議案120-2のところですけども、2ページの第9条の3のところですが、細部説明書のほうにもありますけれども、「「公開抽選において条件に該当する世帯については、当選確率を高める優遇措置を講ずることができる」を追加する」ということですけども、この別に定める優遇措置っていうのは規則か要綱かで決められると思うんですけども、これはどんな内容なのかという点と。

それから、入居者の選考委員会がありますけれども、そこで今まで決めてた分がこういうふうになるといいますが、その役割はどのように、何か変更があるのかどうか。

それから、くじということですけども、そのくじを引くのはどういうふうにするのか。申請者本人が引くということになるのかと思いますけれども、そういった詳しい内容をお聞かせください。

- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） まず、優遇措置ですが、一般入居対象者にあつては1回、優先入居対象者にあつては2回抽選ということで、倍率を上げたいと考えております。
- それと、入居者の選考委員会ですが、この要件に該当するかの判断を入居者選考委員会で判断していただきたい。一般入居になるか優先入居になるか、そのかの判断をしていただきたいということと、抽選は基本的に本人に引いていただきたいと考えております。
- 以上です。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 12番、山崎晃子君。
- 12番（山崎晃子君） ちょっと関連で、くじは基本的には本人ということですがけれども、どうしても本人が来れないというような状況があつた場合には、何らかの方法がとれるわけでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 委任状等を提出していただき、代理人として抽選していただきたいと考えております。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） 議案120-2ですが、3の（7）です。（7）に「引揚者世帯」ってということが書かれてますが、今この対象となる世帯があるのでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 今現在では対象世帯はございません。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 山崎晃子議員の関連で聞きますが、一般は1回、優先が2回と、この一般と優先のさび分け、それは所管課がやるのか入居者選考委員会で行うのか。まあ言うたら、そこのくじが1回引けるか2回引けるかによって確率違いますわね。そこのところはどのようにお考えなのか。
- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 入居者選考委員会で判断していただきたいと考えております。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 日程第13、議案第121号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第122号、香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第123号、香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。少しお尋ねします。

細部説明書によりますと、「独自に個人番号を利用する場合及び個人番号を使って庁内連携（同一機関内での連携）により特定個人情報を照会及び提供する場合並びに他機関との連携（市長と教育委員会の間）」というように書かれていますが、これ自体は従来からやられてるものですわね、実際そういう連携みたいなもんは。だから、これはあくまで捉まえ方として、マイナンバーの関連で条例を制定せざるを得なかったという理解でよろしいのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この状況というのを説明いたしますと、従来は個人情報ということで目的外の申請をすれば連携が可能でございました。しかしながら、このたび特定個人情報につきましては、目的外利用ができないことになっております。そのために条例化が必要ということで、今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第124号、香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議案第124号でお聞きをいたします。

この中で、第2条で「香美市農業委員会の委員の定数は、19人とする。」とあります。この19人の方より公募の方が多い場合はどうするのか。また、逆に少ない場合はどうするのか。そういったあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

多い場合であっても市長からの選任でございますので、そこで選ぶというふうな形でございます。少ない場合につきましては、なるべく可能な限りこの数にいけるように、なお一層の推薦をいただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
5番、森田雄介君。
- 5番（森田雄介君） 5番です。森田です。
多い場合は市長のほうで任命ということなのですが、その際に地域性とかそういったものは考慮されるのかどうかお聞かせください。
- 議長（石川彰宏君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐々木寿幸君） 現在の農業委員会が地域性を考慮したものとして選挙が行われておるわけなのですが、引き続き次の法改正によって市長からの推薦ということになりますけれども、一定のそういうふうな配慮をしながら、選んでいくというふうな形をとっていくものと考えております。
- 議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） この農業委員ですが、今までずっと男性ばかりですよ。そこに女性もというようなお考えはないでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐々木寿幸君） お答えいたします。
今回の法改正によりまして、女性の委員さんを選ぶというふうな形で一応定められておりますので、可能な限り入れるという形で、何パーセントであるとかそういうふうな形ではないんですけれども、可能な限りそういうふうな女性の委員さんを。
それともう一つは、農業に関係のない方を入れるというふうなこともあわせて定められておるところでございます。
以上です。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第17、議案第125号、香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
9番、爲近初男君。
- 9番（爲近初男君） この推進委員の業務というか役割についてお聞かせいただきます。
- 議長（石川彰宏君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐々木寿幸君） お答えいたします。
今回の法改正によりまして、新しく農地利用最適化推進委員という制度が設けられます。この方の職務につきましては、農業委員さんと連携をいたしまして担当地域において現場活動を行うと。例えば耕作放棄地であれば、その土地の所有者の方に対してその解消を求めるとか、例えばそういうふうな形で、担当地域の中の現場において地権者の方とよりよい農業活動をしていただくような形での、現場の活動を主たる業務という

ような形に定められております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第126号、香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第127号、庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第128号、高井多目的集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第129号、大栃多目的集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第130号、農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第131号、中尾モノレールの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第132号、小浜農産物直販所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第109号から日程第24、議案第132号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

日程第25、請願第1号、香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと及び日程第26、請願第2号、待機児童をなくすため、保育士を増員していただくことを議題とします。

請願第1号及び請願第2号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は12月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は12月18日午前9時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9時24分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 金曜日

平成27年第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成27年12月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月18日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会議務局長 和田 隆 議会議務局書記 山本 絵里
議会議務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

- 議案第109号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第110号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第111号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第112号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第113号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第114号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第115号 平成27年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第116号 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第118号 香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第119号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第123号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第124号 香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
議案第125号 香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
議案第126号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第127号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
議案第128号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
議案第129号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について

議案第 1 3 0 号 農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

議案第 1 3 1 号 中尾モノレールの指定管理者の指定について

議案第 1 3 2 号 小浜農産物直販所の指定管理者の指定について

議案第 1 3 3 号 平成 2 7 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）

議員提出議案の題目

意見書案第 1 8 号 小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書の提出について

意見書案第 1 9 号 子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

意見書案第 2 0 号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について

意見書案第 2 1 号 保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と財源確保を求める意見書の提出について

意見書案第 2 2 号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について

意見書案第 2 3 号 T P P 交渉に関する意見書の提出について

意見書案第 2 4 号 森林・林業政策の推進を求める意見書の提出について

議事日程

平成 2 7 年第 4 回香美市議会定例会議事日程

（会期第 1 7 日目 日程第 6 号）

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日（金） 午前 9 時開議

日程第 1 議案第 1 0 9 号 平成 2 7 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 議案第 1 1 0 号 平成 2 7 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 議案第 1 1 1 号 平成 2 7 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 1 1 2 号 平成 2 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 1 1 3 号 平成 2 7 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）

日程第 6 議案第 1 1 4 号 平成 2 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 1 1 5 号 平成 2 7 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 1 1 6 号 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 1 1 7 号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 日程第10 議案第118号 香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第119号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第120号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第121号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第122号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第123号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第124号 香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第125号 香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第126号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第127号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第128号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第129号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第130号 農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第131号 中尾モノレールの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第132号 小浜農産物直販所の指定管理者の指定について
- 日程第25 請願第1号 香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと
- 日程第26 請願第2号 待機児童をなくすため、保育士を増員していただくこと
- 日程第27 議案第133号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 意見書案第18号 小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書の提出について
- 日程第29 意見書案第19号 子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第30 意見書案第20号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について
- 日程第31 意見書案第21号 保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と財源確保を求める意見書の提出について

日程第32 意見書案第22号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出
について

日程第33 意見書案第23号 TPP交渉に関する意見書の提出について

日程第34 意見書案第24号 森林・林業政策の推進を求める意見書の提出について

日程第35 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等については、議案1件、意見書案7件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

平成28年3月定例会の会期・日程につきましては、別紙予定表のとおり決定しましたので、お手元に配付いたしてあります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第109号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第26、請願第2号、待機児童をなくすため、保育士を増員していただくことまで、以上26件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。

今期定例会で総務常任委員会に付託を受けました案件は、議案第116号、以降は議案の号数のみ読み上げます。117号、120号、122号、123号、127号、128号、129号、130号、131号、132号の11件です。

それでは、審査の経過と結果についての報告を行います。

まず、議案第116号、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。執行部から、6月議会で専決承認を得た平成27年4月1日付税制改正の平成28年1月1日施行の番号法改正部分の改正であるとの説明に続き、今年7月以降に納付書、納入通知書等には個人番号、法人番号を当面記載しない旨の通知が国からあったが、4月1日改正では法人番号等を記載するようになっており、それを削除する条例だとの説明がありました。納付書に個人番号を法人番号と並べて記入することになるのかとの質疑があり、番号法で一度個人番号等を記入するようになっていたが、4月1日改正前に戻すということで、現在のままの運用になる。納付書の記入事項については、現在使用の例規集どおりであるとの説明がありました。これ以上の

質疑はなく、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第116号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第117号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第117号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第120号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。まず、入居者の選考について、くじを1回引く一般者と2回引ける優先者との区別は、どのように決めるのかとの質疑に対し、条例第9条第3項に書かれている方々だとの答弁。続いて、今までの条例と変わる部分での手順について説明を求める質疑がありました。答弁として、今までは選考委員会が困窮している方々に順位をつけて一番困窮している人を入居者としていたが、今回は優先者を選考委員会で選定し、それによって優先者を決めて、本人にくじを引いていただくとの説明がありました。以上のような質疑の後、討論に移りました。討論はなく、議案第120号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第122号、香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題としました。課の編制によってフロアが変わる課があるのかとの質疑があり、まちづくり推進課の環境班が上下水道課のフロアに入ることになる。まちづくり推進課は現在の位置で、収納課と税務課も現在の位置でそのままであるとの答弁がありました。以上の質疑の後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第122号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第123号、香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題としました。本案の質疑、討論はなく、議案第123号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第127号、庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定についてを議題としました。指定を受けている管理者の事業内容、管理の範囲と費用負担について質疑があり、運営業務協定書により、通常の維持管理に要する費用は全て管理者の負担、建物災害共済加入は市の責任で加入するが、負担は集落がするものとなっている旨と答弁。続いて建物の改修等での費用負担割合について質疑があり、ケースによって設置条例の対応になったり、補助事業の対応になったりした場合があります、指定管理運営業務協定書との整合性について問題となった。結果、修繕等は地域活性化総合補助金が適用されるという解釈になっているとの説明がありました。指定管理の運用について明確なガイドラインがあるべきということと、議会に指定管理者指定の議案が上程されるとき、協定書を資料としてつけるよう求める意見があり、今後各課と協議するとの答弁がありました。地域の集会所を避難所とした場合の費用負担の扱いについての質疑があり、さまざまなケースが発生することを考えて、対応策を決めておくべきではとの発言がありました。以上の質疑の後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第127号は、

全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次の、議案第128号、高井多目的集会所の指定管理者の指定についてと、議案第129号、大栃多目的集会所の指定管理者の指定については、質疑、討論なく、採決の結果、議案第128号、議案第129号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第130号、農林漁業体験実習館の指定管理者の指定についてを議題としました。委員より、設立目的に沿った部分の活用状況はどの質疑があり、民族資料室96人、会議室が116人、農産物加工室の利用が893人等、施設全体で平成26年度は1,105人の利用があったことが報告されました。ほか委託料の算定等の説明の後、討論はなく、採決の結果、議案第130号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第131号、中尾モノレールの指定管理者の指定についてを議題としました。モノレールの利用状況と耐用年数を問う質疑があり、施設の維持管理は地元で行い、施設の保守点検料と傷害保険料は市が支払っているとの答弁。利用状況は農産物や生活雑貨の運搬等に使われている。保守点検も年1回行われている旨の説明にて質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第131号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第132号、小浜農産物直販所の指定管理者の指定についてを議題としました。施設の活用状況についての質疑があり、お茶とかジュースを加工するなど活用されているとの説明がありました。質疑の後、討論に入り、討論はなく、採決の結果、議案第132号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

今期定例会で総務常任委員会に付託された議案11件の審査の後、第7回議会報告会で行われました意見や質問に対する回答等について協議を行ったことを報告いたします。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。それでは、委員会報告を行います。

第4回定例会において教育厚生常任委員会に付託をされた案件は、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第119号、議案第126号、請願第1号、請願第2号の以上7件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第112号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし審査に入りました。委員より9の1の1の6、地方単独事業国庫金減額相当額繰入金とはどういうものかとの問いに、市が単独に行う事業については、国保の療養給付費と調整交付金が減額をされます。その減額分に対して、市の一

般会計から補填をなさいとなっております。その減額分を一般会計から国保会計へ補填をしているので、今回決算が確定したので、その減額を計上するものと答弁がありました。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第113号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし審査に入りました。最初に、1の3の1の13のプログラムバージョンアップ作業委託とは、来年度から要支援が総合事業に移行する関係か。またどこへ委託するのかとの問いに、来年度から移行する地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る、要介護認定の読み取り機器のプログラムのバージョンアップ作業です。委託先は高知事務機ですとの答弁でした。次に、認定者数の増加は何名増加したのか。昨年、毎年40名ぐらい増加していると聞いていたが今年の状態については、9月末現在1986名で、3月末と比較すると28名増加しています。次に、2の1の3の地域密着型介護サービス給付費の増加とは、先日開所した小規模多機能型居宅介護施設のことかについては、この給付費の増加は、小規模多機能型居宅介護施設2カ所増設によるものです。土佐山田圏域には、みそら山田が11月1日より開所され、利用者は約5名です。そして、香北・物部圏域には、けいあいが10月21日に開所され、利用者は約3名で、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス事業費の増加分ですとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第113号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第114号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第114号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第119号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。委員より、個人番号がなくても今のところ受付ができるのかとの確認の意味での質疑があり、現時点では個人番号の記載がなくても受付ができます。今後の取り扱いについての詳細は県に問い合わせましたが、国からの詳細が非常におくれており、到着次第、県より各市町村へ連絡が入ると聞いております。現時点では詳細についてはわかりませんと答弁がありました。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第119号は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第126号、香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。最初に、啓明寮を大学生の寮として使用し始めたのはいつからかについては、平成14年11月1日からですとの答弁でした。次に、工科大生の利用は何名あったのかについては、平成24年度は3名、平成25年度は3名、平成26年度は1名、平成27年度はおりませんでした。次に、中学生の利用は何名か、新たな入寮希望者と部屋数は幾つあるのかについては、平成26年

度は6名利用、平成27年度は8名利用、平成28年度は9名の見込みがあります。部屋数は1階が5部屋、2階が6部屋と答弁がありました。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第126号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号、香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくことを議題とし、執行部から説明を受け、審査に入りました。審査の結果、小児科誘致への過去の経緯や現状などについての調査に不測の日数を要するため、請願第1号は、継続審査とすることに決定しました。

最後に、請願第2号、待機児童をなくすため、保育士を増員していただくことを議題とし、執行部より本市の待機児童の現状や保育士の配置状況などについて説明を受け、審査に入りました。最初に、保育士を増員するため募集をかけても応募がないのは、本市に魅力がないということかについては、新卒者に香美市出身者がいないことも原因の1つである。原因は不明であるとの答弁でした。次に、本年度の保育士の採用予定については、平成28年度採用予定者は、平成27年度の退職者3名に対し5名募集したが、1次の合格者は2名でしたが1名が辞退しました。現在、2次で4名程度の募集を出しております。次に、応募が少ないのは他市と比べ条件が悪いのではないかについては、そんなことはないと思う。臨時職員においては賃金は香南市より高く、月額8,900円である。来年度は9,000円を予定している。それでも応募がない状況であるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、市として移住や定住を進める上でも、子育てしやすい環境は重要なことである。市は保育士の採用に努めているが、さらなる努力を期待したいという意見が多数を占めておりました。採決の結果、全員賛成をもって請願第2号は、採択すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終え、次に、第7回議会報告会での市民からの意見や要望などについて協議を行いました。協議の結果、執行部へつなぐ事項はつなぎ、回答を必要とするべきものは回答文書を作成しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員長の報告が終わりました。
休憩にします。

（午前 9時21分 休憩）

（午前 9時26分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。産業建設常任委員会の報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第109号、議

案 110 号、議案 111 号、議案第 115 号、議案第 118 号、議案第 121 号、議案第 124 号、議案第 125 号の 8 件であります。審査の経過と結果を報告いたします。

議案第 109 号、平成 27 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）では、下水道事業債、過疎対策事業債の増額及び減額の理由はとの質疑に、下水道事業債は過疎対策事業債のシーリングによる減額のため増を行ったとの答弁。PPP/PFI 事業の促進において、公共サービスの提供を民間主導で行うとはとの質疑に、技術職員の減少や施設の維持管理などに対応するためには、民間の資金とノウハウを活用し、かつ公共サービスの低下を招かないための手法として考えているとの答弁。また、技術職員の確保は難しいかとの質疑に、十分な確保は難しく民間の協力が必要であるとの答弁。また、下水道建設費における立坑 2 基追加及び工事請負費の 1,000 万円の追加や移設補償費の 1,000 万円減額の理由はとの質疑に、談議所汚水幹線工事の施工延長減により減額した移設補償費 1,000 万円を、横堀雨水幹線工事の立坑 2 基の工事費として追加としたとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 109 号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 110 号、平成 27 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）では、債務負担行為の状況説明はとの質疑に、スムーズな委託業務や事務の改善を図るためであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 110 号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 111 号、平成 27 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 111 号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 115 号、平成 27 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）では、水質検査対応における業者数と契約方法及び契約年数はとの質疑に、県下に 5 者あり指名競争入札である。また、複数年契約も可能であるが現在は単年度契約であるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 115 号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 118 号、香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明の後、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 118 号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 121 号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、資料説明の後、給水新設分担金及び再給水手数料の変更への意図はとの質疑に、水道料金収入の減や維持管理のため上程したとの答弁。また、条例に削除とあるが、削除の文字はこのまま残るかとの質疑に、残るとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 121 号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 124 号、香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については、補足説明の後、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 124 号は、全員賛成にて

可決すべきものと決定しました。

次に、議案第125号、香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、補足説明の後、推進委員は農業委員会が任命するとあるが、任命への限られた期間での対応はとの質疑に、農業委員は3月議会で承認を得ると、最初の農業委員会で推進委員を決めるとの答弁。推進委員だけの会議はあるのかとの質疑に、法的には定められていない。委員会では農業委員の後列で会議に加わるとの答弁。推進委員の任期はとの質疑に、農業委員と同じく3年であるとの答弁。また、推進委員は認定農業者でなければならないかとの質疑に、定めはないとの答弁。この条例に制定について、国の意図をどのように捉えているのかとの質疑に、国は大規模化により生産基盤の安定化を図ろうとしているが、本市にはそぐわない。また、推進委員は現地で耕作放棄地の現状把握やあっせん、農地利用の集積による農地の改善に取り組むなど、今後、推進委員の活躍に期待を寄せているとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第125号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

最後に議会報告会での意見、提言、要望については、担当課からの回答を当委員会で協議、確認済みであることを申し添え、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第109号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第109号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第110号、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第110号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第111号、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第111号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第112号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第113号、平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第114号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第114号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第115号、平成27年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第115号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第116号、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立多数であります。よって、議案第116号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第117号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第117号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第118号、香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第118号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第119号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立多数であります。よって、議案第119号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第120号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第120号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第121号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第121号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第122号、香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第122号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第123号、香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第123号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第124号、香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第124号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第125号、香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第125号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第126号、香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第126号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第127号、庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第127号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第128号、高井多目的集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第128号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第129号、大栃多目的集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第129号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第130号、農林漁業体験実習館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第130号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第131号、中尾モノレールの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第131号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第132号、小浜農産物直販所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第132号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、請願第1号、香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくことを採決します。

請願1号については教育厚生常任委員長からは閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育厚生常任委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第26、請願第2号、待機児童をなくすため、保育士を増員していただくことを採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。日程第27、議案第133号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第6号）から日程第34、意見書案第24号、森林・林業政策の推進を求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。

会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、日程第27、議案第133号から日程第34、意見書案第24号までの案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから日程第27、議案第133号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第133号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

平成27年度香美市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度香美市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,501万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億707万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年12月18日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、12月10日から11日未明の大雨による災害復旧工事等の追加と、ふるさと納税の寄附金等の追加のほか、地方債の補正を行うものです。なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまでと、次に、款項目節の内訳、14ページから17ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

また、10ページの第2表、地方債補正につきましては、1事業を変更し、限度額を23億6,739万8,000円としました。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書の別紙資料にお示ししておりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は歳入歳出一括として行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

議案第133号の14ページですけれども、歳入の17款、寄付金、ふるさと納税寄付金、実績見込みで1,500万円の追加ということで、この件数。それと、4項目でしたか項目が分かれてたと思うんですけれども寄附の希望はどういった項目が多いのか、その点をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

寄附金の1,500万円につきましては、1万円という寄附金が一番多いので1,500件を見込んでおります。

あと寄附金の使い道、まちづくり応援基金に積み立てられております基金の使い道で一番多いのは、かがやきコースの教育、文化のほうとなっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

17ページの先ほど言われました、まちづくり応援基金費で1,500万円積み立てるといことで、先ほど教育、文化に関する部門への寄附金が多いということと言われたんですが。実際1,500万円の追加で、今年分では合計約3,500万円ということになってはいますが、トータル的には何ぼになられて、総合的な基金の積み立て、ちょっと私も監査の報告等で資料を持ち合わせていませんので、その合計等がわかったら。

それで、今後どう使っていくのか、実際。その計画は以前、質問、質疑等で聞いたときには、まだ具体的にやっていたかな。実際なかなか、その基金を使っての事業については、進んでいる部分、進んでいない部分の状況があったかと思っておりますけれども、その見通し等もお示しただけならと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

基金のトータルにつきましては、1,500万円が追加されますが、現在、基金に積み立てられておるのが1,585万3,220円ということなので、これから入ってくるものを含めると、ちょっとはっきりした数字がわかりませんが、4,000万円近くになる見込みになります。

今後どのように使っていくかということにつきましては、現在、新年度予算に向けて、各課からの要望を伺っておりますのでまだはっきりしたことが見えておりませんが、今のところ、例えばかがやきコースの教育、文化のほうですと、生涯学習課のほうからは図書館の費用でありますとか、文化財関係の費用が上がってきております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その4項目やったかね、その中で、やっぱりどうしても少ない部門がありましたわね。全然入ってこない、それは総合的に市が考えるというふうに思うんですけども。この位置づけで自由度が一定あると思うんですけども、寄附してくれる方々はやっぱり教育とかそっちの部門に対しての思い入れが強く、それに使ってくれというのがあるんですけども。やっぱり産業振興とかそちらの分野とか、たしかそれもあったと思うんですけど、そういうふうな分野にも転用できるという発想はお持ちなのかおたずねします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、積み立てられておる基金の中では、産業、まちづくり関係のにぎわいコースという部分については41万5,000円ということで一番少ないわけですが、市長おまかせコースなどもございますので、そちらのほうを使うことは可能です。この揺り動かしと言いますか相互間の利用については、今のところまだ検討していませんが、余り少ないコースがあると、そういったことも考えていかなければならないかと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 同じくふるさと納税のことですが、今回資料をきょういただきました。ぜひこういった資料は、細部説明書を出したときにいただけたらありがたいです。

それで、1点お聞きをいたします。説明のところを見ますと、委託手数料が当初は商品高に対して14%、それが12%に変わっていますが、それについての詳細をお願いします。

それともう1点が、今回の委託料の1,261万5,000円の内訳を見ると、900万円が謝礼品代となっていますが、そうすると今まで謝礼品は8節の報償費へ入っていたんですが、今回どういうことでこういうような予算編成になったのかもあわせてお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

この参考資料につきましては、細部説明書におつけしたらよかったですけど、ちょっと間に合わなかったものですから後になってしまいました。申しわけございません。

あと、14%が12%にどうしてなったかということですが、当初予算（後に「6月の第1号補正」と訂正あり）のときは業者がさまざまございまして、14%、15%といった業者もございまして、12%、11%という業者もございました。プロポーザルの結果この12%の業者になったということで、率については下がったということでございます。

それと、謝礼品の内訳が今回変わったのは、もともと委託せずにやっておったときは、謝礼品につきましては報償費で出してございましたけれども、委託になりまして、委託手数料と合わせて商品の発送も全て業者がやりますので、それも全て委託料としてお支払いするという形になったため、こういうふうになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きいたします。細部説明書によりますと、「大雨による崩土取除き等を行う修繕費及び」とありますが、これ場所をお聞きしたいです。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） どちらですか。

○14番（大岸眞弓君） 農地災害を除くものです。林道、市道、両方。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

うちのほうが補正で上げらせていただいています780万円につきましては、11路線、12カ所になっております。場所につきましては、主として物部町、一部香北町が入っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路の市道のほうについてお答えいたします。

11節の修繕費に関しましては、土佐山田地区の平山、東川、繁藤地区の山間部等を計画してやるようになっております。

続きまして、15節の市道維持補修工事のほうになりますが、それもあわせまして、平山、新改、一部山田の黒萩地区等を計画しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えいたします。

香北支所の林道分については、林道西又河野線の2カ所、それから市道分につきましては、市道猪野々西線の1カ所ということになっています。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 場所等はわかりましたけれども、関連して伺いますけど、今回は崩土取り除き等を行う部分が主で、これからまだ費用がかなりかかるという認識でよろしいのか、お願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

林道の修繕費につきましては、今回は崩土取り除きのみで災害復旧は必要ないということでございます。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 市道に関しましても、公共災害、災害等にかからない部分の崩土取り除き及び補修分を今回計上しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

香北支所についても他の課と同様になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 11款の災害復旧費に関連して、農地災害が7件と施設災害3件ということでございます。この場所等について、そして今後、先ほど議員からも説明がありました、ここの予算で当面对応し、今後どのような費用発生になるのかというようなことにつきましてもお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回の12月の豪雨災害によりまして、細部説明書にあるようなところでございますけれども、これは土佐山田町と香北町分が入っております。そのうち農地の7件はもうそのままでございますけれども、施設災害3件につきまして、そのうち1件、非常に大きい災害が土佐山田町佐竹地区で発生いたしました。その分につきまして、ちょっと私の記憶の片隅にありましたので、当該箇所が地すべり地域ではなかったかなということで、県のほうから図面をいただきまして現地で照査いたしました結果、地すべり事業地内であるということが確認されましたので、今回は補正から削除をすることができませんでしたのでそのまま上げさせていただいておりますけれども、県営事業で査定の申請になったことを受けまして、3月補正で当該部分について、約2,000万円程度になるかと思いますが減額をさせていただきたいと考えておるところでございます。

なお、今回この県工事への採択につきまして、地元の依光県議にご尽力いただいたということをお知らせさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はないですか。

まちづくり推進課長より、先ほどの答弁に対して訂正がございます。まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 先ほどの依光美代子議員の質問の中で、14%を「当初予算」と申しましたが、「6月の第1号補正」で14%の予算をいただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、6月補正で出した委託先と、今とは変わっているということですか、委託先が。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

第1号補正で予算をいただいて、その後募集をかけてプロポーザルを行って、その後決まった、さとふるという業者で今ずっと行っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第133号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第133号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第28、意見書案第18号、小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光です。

意見書案第18号、小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事及び県教育長に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書（案）

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

教育は、未来を担う子どもたちを、心豊かに教え育てるという重要な使命を負っています。安心して安全な学習環境の整備はもとより、快適な環境整備をすることは「教育の充実」を県政課題の柱の1つとする高知県にとってきわめて重要です。

文部科学省が定めた「学校環境衛生の基準」では、「教室の温度は10度以上、30度未満が望ましい」とされていますが、地球温暖化による気温の上昇は、熱中症対策を

考えなければならない深刻な状況となっています。

文部科学省による公立学校の空調（冷房）設備設置状況調査（2014年4月）では、全国の平均設置率は普通教室32.8%、特別教室27.3%となっています。特に、普通教室の設置率は、2010年調査の16%から2倍に広がっています。四国県内でも、香川県は81%の設置率となっていますが、高知県は13.8%と大変遅れた状況となっています。

香美市においては、特別教室への設置は一定進んでおりますが、普通教室では「天井扇・扇風機」での対応となっております。

猛暑の中では、子どもの学習意欲や集中力が低下することは避けられず、「学力向上」に取り組む県の姿勢とも相容れない状況となっています。県においては県立学校のエアコン設置に踏み出していますが、小中学校での設置にむけても、県と市町村が力を合わせ、子どもたちのために教育環境を整備することが強く求められています。

よって、県におかれては、エアコン設置について、県として計画を持つとともに、そのための補助制度を創設することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日、高知県知事 尾崎正直殿、高知県教育長 田村壮児殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

どうぞよろしく申し上げます。

【意見書案第18号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、意見書案第19号、子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

意見書案第19号、子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 山崎晃子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について（案）

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

2014年4月現在、子どもの医療費助成は全ての都道府県で実施され、通院では中学卒業までが930自治体、それ以上は204自治体、全自治体の65%に上るなど独自の努力を進めています。その背景には子育て世帯の深刻な暮らしの実態と切実な願いがあり、少なくない自治体が「子育てしやすいまち」、「子育てを応援するまち」を掲げて対象年齢を引き上げる努力を続けています。

2015年3月、政府は閣議決定した少子化社会対策大綱で「結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る」と明記しています。

「住んでいる地域によって受けられる子どもの医療費助成に差があるのをなくしてほしい」、「どの子も安心して医療が受けられるよう、国が制度をつくってほしい」との声は、全国共通であり、5割近くの自治体が国の責任で無料制度創設を求める意見書を採択し、全国知事会からも国制度の創設を強く求めています。国として、子どもの新たな医療費助成制度の創設を決断すべきです。

また、国はこの地方が単独で行っている医療費助成制度について、自己負担の減額を行うことによって医療費の増大につながっているとし、助成制度を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金等を削減しています。これは、国の政策でもある少子化対策やセーフティーネットを、独自の手法で補っている地方自治体から見れば、その努力を阻害するものであり、財政的にも困難を抱える自治体への足かせとなっています。

国においては、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」が設置され、地方単独事業についても検討されることとなりましたが、今まさに、その構造的問題の解決に向けて、国と地方の双方が努力しなければならない時期にあります。

よって、国におかれては、子どもの新たな医療費助成制度を創設するとともに、子どもの医療費助成など地方単独の事業に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣

総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【意見書案第19号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、意見書案第20号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 意見書案第20号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）

案文を朗読しまして提案理由の説明とさせていただきます。

このたび、政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、高知県についての2025年の推計必要病床数は約11,000床であり、既存病床数と比べると最大で約5,000床の削減が示されました。今後も病床削減を求められることが懸念されるところです。

これまで高知県では、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、地域の医療提供体制の確保は、県民の命と健康を守り、安心して生活するための最重要課題であるとの認識のもと、その整備に取り組んできたところであり、今後もその必要性が激減するとは考えがたい状況です。

地理的条件や県民生活の実態に応じた必要な医療体制を、国が一方的に病床削減を強制すれば、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりではなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を後退させることになりかねません。高齢化の進行する本市においても、地域医療を担う医療関係者から、病床削減計画への不安と懸念の声が増大しています。

よって、国におかれては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、地域の実情に応じた現実的な内容にするとともに、これを実現させる過程においても、柔軟に対応することを可能とするよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、内閣官房長官 菅 義偉殿

高知県香美市議会議長、石川彰宏

どうぞよろしく申し上げます。

【意見書案第20号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、意見書案第21号、保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と財源確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

意見書案第21号、保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と財源確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 山崎晃子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と財源確保を求める意見書（案）

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

今年4月、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）が施行されました。新制度では、保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指していますが、財源確保もまだ十分とは言えない状況であり、合計特殊出生率が9年ぶりに低下するなど、少子化の進行も深刻な状況です。

一方で新制度実施後、保育士不足の進行と、増加する待機児童への対応など様々な問題が生じており、こうした事態を解決するためには国の責任による制度の改善と、財源確保が不可欠です。

よって国におかれては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえ、取り組み推進が図られるよう、下記について要望します。

記

1. 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を改善すること。
 2. 新制度の趣旨が生かされるよう必要な財源を確保し、関連予算を増額すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 加藤勝信殿、

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上です。同僚議員の賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第21号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、意見書案第22号、「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

意見書案第22号、「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子

「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書（案）

案文を朗読し提案理由といたします。

文部科学省の2014年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関（大学・短大・高専・専修学校）への進学率は8割に達しています（過年度高卒者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。今日、貸与制奨学金制度の前提である正規職員での安定した雇用制度は崩壊し、低賃金・不安定な非正規労働者が若者や女性の5割を超えています。

日本政府は2012年9月、国際人権規約13条2項（b）（c）の留保を撤回しました。この規約は、教育の「権利の完全な実現」のために（a）初等（b）中等（c）高等教育の無償化を柱にした保障、（e）「適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善」等を求めています。給付制奨学金を意味する（e）「適当な奨学金」については批准済みにもかかわらず、35年経過しても未だに実現されていません。

OECD加盟34カ国中、17カ国が大学授業料を無償（有償でも極めて安価）としています。授業料が有償の国にはすべて給付制奨学金がありますが、日本にはありません。日本とアイスランド以外の32カ国には給付制奨学金がありますが、アイスランドは大学の授業料は無償です。つまり、大学の授業料が有償で給付制奨学金がないのは日本だけとなっています。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（2011年度）」は3.8%で、OECD諸国の中では5年連続最下位となっています。1日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって国におかれては、教育予算を増やして、「大学生への給付制奨学金制度」をつくるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、文部科学大臣 馳 浩殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

同僚議員のご審議、ご賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第22号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 提出者に1点お聞きしたいと思います。

教育職員の物質的条件を不断に改善するなどを求めていますということですが、これは何を求めているのかお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 教育職員の物質的条件を不断に改善といいますが、物質的条件というのは、教職員の勤務時間が非常に長くなっているというような、各国の中でもそういう状況にあるということから、その勤務時間のそういう労働条件の悪化に対しては子どもにも影響があると、教育現場でも影響があるということで、そういう物質的条件については不断に改善をとということになっております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 1点お聞きします。

奨学金の給付ということで、どれだけの予算を想定しておりますか、教えてください。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 奨学金の給付の予算までは私のほうでは考えておりません。

こういう今貸与制の奨学金制度しか国のほうではございませんので、給付制の奨学金制度を新たに創設ということでの意見書となっております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっとお伺いしたいと思います。

この適当な奨学金ということですが、提出者はこの適当な奨学金というものが、給付制の奨学金の創設であるというふうな認識でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この国際人権規約の中に書かれております、(e) 適当な奨学金というのは、そこにもありますように給付制奨学金を意味する (e)、適当な奨学金というふうには書かれておまして、そのような理解をしております。不利な立場に置かれた者に対する教育上のアクセスを平等にするという意味合いでございます。その

ための適当な奨学金という意味合いに理解しております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論があるようですので、まず反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第22号、「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

日本の大学の学費は世界一高くなっております。入学金と授業料を合わせた初年度の納付金だけでも、国立大学で平均81万円、私立大学では平均131万円に上ります。諸外国に比べ、日本は大学教育に対する国の予算が余りに少なく、高学費のもと奨学金を借りる学生がふえております。日本学生支援機構の学生生活支援の実態調査によると、1996年度に奨学金を借りていた学生は昼間の部で21.2%でしたが、2010年度は50.7%と半数を超えております。日本学生支援機構の奨学金制度は、教育基本法がうたう教育の機会均等を保障するために設けられました。そのため、制度発足時から無利子貸与制度が中心で、1984年度から有利子制度が導入される時も、無利子が根幹と位置づけられております。しかし、今公的奨学金の75%が有利子となっております。世界一高い学費に加えて、親の経済状況の悪化に伴い親から援助も減少している中、有利子でも奨学金を利用しなければ大学進学できない状況であり、アルバイト中心の生活を余儀なくされております。

また、将来の返済金を考えると借りられないというとまどいが広がっています。一方、卒業しても低収入で返済に困難を来す若者がふえています。労働形態も非正規や臨時、また正職でも8割の社会人は年収300万円以下となっております。このような生活状況の中、奨学金返済で平均300万円、中には1,000万円もの借金を背負う実態があります。

以上のような実態から見ても、国の政策として給付制奨学金制度の創設が必要であります。世界では、大学への進学率が上がる中でも学費無償を維持したり、たとえ学費を徴収しても、奨学金とセットで学生を支援するというのが当たり前となっております。学ぶ意欲のある若者が経済的理由によってその機会を失うことは、社会的損失であり早急に改善しなければなりません。

以上を述べて本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 討論ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第22号は、否決されました。

次に、日程第33、意見書案第23号、TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

意見書案第23号、TPP交渉に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓

案文の朗読で提案理由といたします。

TPP交渉に関する意見書（案）

国民生活の基盤となる食料生産や食の安全、健康保険制度や医療制度に影響を及ぼす懸念のあるTPP交渉は、情報開示のないままに大筋合意としたと発表されました。

とりわけ、需給調整に苦慮している中で米の7万8,400トンの新たな輸入枠の拡大や、牛肉・豚肉の段階的な関税引き下げ、バター乳製品の輸入拡大などは政府公約や国会決議と矛盾した内容であり、農業を基幹産業とする本市にとって受け入れることはできません。

私たちは、このTPP環太平洋経済連携協定大筋合意に懸念を表明するとともに、以下の点を強く要望します。

記

1. 国益を十分勘案し、守るべきは守るという姿勢で臨み、食の安全安心はもとより、地方の活力が向上し国民生活が守られるよう尽力すること。

2. 交渉の状況等については、国民に十分な情報提供を行うこと。

3. 国会決議が守れない場合は、TPP協定作成作業から脱退し、調印をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、農林水産大臣 森山 裕殿、経済産業大臣 林 幹雄殿、経済再生担当大臣 甘利 明殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上、よろしくお願いたします。

【意見書案第23号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は

ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、意見書案第24号、森林・林業政策の推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。

意見書案第24号、森林・林業政策の推進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 山本芳男、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓

意見書につきましては、少し長くなりますけど、案文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

森林・林業政策の推進を求める意見書（案）

森林は、公益的機能の保持や、木材・エネルギー等の供給、二酸化炭素の吸収等々、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産です。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる木材価格や国産材利用の低迷の影響により、経営基盤が依然としてキジャク（後に「脆弱」と訂正あり）であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。

こうした中、本年3月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」等が新たに基本理念に盛り込まれました。

この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっています。

よって、国におかれては、次の事項につき実現するよう強く要請します。

記

1. 現行「森林・林業基本計画」に基づく施策の着実な推進と、平成28年度を始期

とする「森林・林業基本計画」に、主伐・再生林の推進を初めとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させる等、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図るとともに、川上から川下までの総合的な取り組みである森林整備加速化・林業再生交付金の拡充と恒久化を実現すること。

2. 「森林・林業基本計画」の着実な推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る平成28年度予算の確保を図ること。また、地球温暖化対策に必要不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。

3. 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び再生林に必要な苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。また、造林木保護のための野生鳥獣害対策の強化を図ること。

4. 「木材自給率50%以上」の達成に向け、地域材を利用した公共建築物の木造化、新たな木材利用の創出及び木質バイオマス等の利用促進を図るとともに、地域材及び認証材の計画的供給・販売体制の確立を図ること。

5. 地域振興・山村振興に向けて、地方創生施策と連動した森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の推進を図るとともに、地域資源を活用した林業・木材関連産業の振興による地域林業の確立、定住促進に向けた地域の林業事業体における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。

6. 条件不利地域などの適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、文部科学大臣 馳 浩殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、農林水産大臣 森山 裕殿、経済産業大臣 林 幹雄殿、国土交通大臣 石井啓一殿、環境大臣 丸川珠代殿、地方創生担当大臣 石破茂殿、林野庁長官 今井 敏殿

高知県香美市議会議員 石川彰宏

よろしく願いいたします。

【意見書案第24号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 訂正がありますか。

○18番（山本芳男君） 済みません。4行目ですが、経営基盤が依然として脆弱であり、私はキジャクということで、訂正をお願いしたいと思います。「キジャク」を「脆弱」に訂正をしていただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は

ありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第35、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付されました事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

12月2日に開会されました平成27年第4回香美市議会定例会はきょうまでの17日間でありましたが、皆様方のご協力によりまして無事終了することができました。

また、執行部の皆様方におかれましても、お忙しいときにご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出されておりました平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算9件の認定の確定、また追加議案などを含め全議案につきまして、議員各位の慎重な審査と審議の結果、それぞれ適切な議決がなされました。

また、請願2件のうち1件は継続審査となっておりますが、付託されております常任委員会は慎重な審査をお願いいたします。

一般質問につきましては12名の方が質問され、市政全般にわたって真剣な質問がなされ、市政の発展のために活躍していることがうかがえます。

本日で第4回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しましては格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。

日の暮れも早くなり一日が短く感じる中で、本年も残すところ13日となりました。12月に入りまして、毎日、日中は暑い日が続きましたが、昨日から寒くなりまして、

物部町の白髪山にもようやく雪が見え始めました。これからは毎日寒くなってくると思いますが、議員各位、並びに執行部の皆様方におかれましては健康に十分留意せられまして、迎えられます新年が皆様方にとって幸多い年でありますように祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言が求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月2日に開会しました平成27年第4回香美市議会定例会も、円滑な議会運営のもと本日閉会の運びとなりました。

本定例会におきましては、本日、追加提案いたしました平成27年度香美市一般会計補正予算（第6号）についてを加えて、議案27件、平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算認定についてなど、認定議案9件につきまして、それぞれ適切にご審議のもとにご決定を賜りましたことに対しまして、議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、12名の議員の皆様から行政全般にわたってご質問をいただきました。人権や環境に関する行事、事業への市民、職員の参加の悪いことが取り上げられました。主催関係者がもっと意義、重要性を理解し、積極的に参加を促し、努力することの大切さを改めて確認しました。

人権、環境だけではなく、質問をいただきました防災、男女共同参画、医療、福祉、介護、いじめ、不登校問題、そして地方創生についても同様であります。各種の行事や事業に参加をいただくことで、それぞれ理解が深まり共感が広がります。そのことが理想への大きな力となります。私たちが向き合うべき相手は無関心、消極、誤解、無知などです。手ごわい相手であり、けして容易ではありませんが、目指す香美市の実現のために関係者が一層相互信頼関係を築き、未来への希望と確信を持って協力、協働を強めて前進しなければなりません。

さて、明年、平成28年は香美市誕生から10年の節目の年です。香美市の原点である「山、川、まち、ひとが躍動し、支え合い、響き合う」まちづくりにふさわしい努力がなされてきたかどうか、いま一度、現実に真摯に向き合わなければなりません。市民の声にも一層耳を傾けなければならないと考えています。

また、明年は大正デモクラシー運動に大きな影響を与えたと言われる、東京帝国大学の吉野作造が、中央公論に民主主義の主張を発表して100年に当たる年であります。市民参加、市民本位の市政の充実を一層図る中、地方創生事業を初め香美市を大きく発展させたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

いよいよ本年もあと10日余りとなり、ぐっと寒さも加わりまして師走らしく、ちまたも次第に慌ただしくなっております。寒さが厳しくなるのはこれからでございます。議員の皆様には十分にお体に気をつけられまして、皆様そろってお健やかに新年を迎えられますよう、心よりお祈り申し上げます。

そして、来る年が市民の皆様にとりまして幸多き年となりますように、香美市発展、飛躍の年となりますように、衷心より念じましてご挨拶とさせていただきます。

ご起立をお願いします。皆様どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） ありがとうございました。

これをもって平成27年第4回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時17分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成27年第4回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	2日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告・特別委員長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明)まで ただし、議案第107号及び第108号については、本会議方式で採決まで また、議案第87号から第95号までの決算議案及び陳情第1号は、報告から採決まで
第2日	3日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	4日(金)	休 会	〃
第4日	5日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	6日(日)	休 会	〃 〃
第6日	7日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	8日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	9日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会)
第9日	10日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第10日	11日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 総務常任委員会の審査 (議案第116・117・120・122・123・127・128・129・130・131・132号)
第11日	12日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	13日(日)	休 会	〃 〃
第13日	14日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第112・113・114・119・126号、請願第1・2号)
第14日	15日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第109・110・111・115・118・121・124・125号)
第15日	16日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	17日(木)	休 会	〃
第17日	18日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第87号	平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第88号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第89号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第90号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第91号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第92号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第93号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第94号	平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第95号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第109号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第110号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第111号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第112号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第113号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第114号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第115号	平成27年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第116号	香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第117号	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第118号	香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第119号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第120号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第121号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第122号	香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第123号	香美市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第124号	香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第125号	香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第126号	香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第127号	庄谷多目的集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第128号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第129号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第130号	農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第131号	中尾モノレールの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第132号	小浜農産物直販所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
陳情第1号	土地利用の環境整備について	産業建設常任委員会	原案不採択	賛成少数
請願第1号	香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
請願第2号	待機児童をなくすため、保育士を増員していただくこと	教育厚生常任委員会	原案採択	全員賛成

意見書案第18号

小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事及び県教育長に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 依光美代子

賛成者 〃 大岸眞弓

賛成者 〃 織田秀幸

小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書（案）

教育は、未来を担う子どもたちを、心豊かに教え育てるという重要な使命を負っています。安心で安全な学習環境の整備はもとより、快適な環境整備をすることは「教育の充実」を県政課題の柱の1つとする高知県にとってきわめて重要です。

文部科学省が定めた「学校環境衛生の基準」では、「教室の温度は10度以上、30度未満が望ましい」とされていますが、地球温暖化による気温の上昇は、熱中症対策を考えなければならない深刻な状況となっています。

文部科学省による公立学校の空調（冷房）設備設置状況調査（2014年4月）では、全国の平均設置率は普通教室32.8%、特別教室27.3%となっています。特に、普通教室の設置率は、2010年調査の16%から2倍に広がっています。四国県内でも、香川県は81%の設置率となっていますが、高知県は13.8%と大変遅れた状況となっています。

香美市においては、特別教室への設置は一定進んでおりますが、普通教室では「天

井扇・扇風機」での対応となっております。

猛暑の中では、子どもの学習意欲や集中力が低下することは避けられず、「学力向上」に取り組む県の姿勢とも相容れない状況となっております。県においては県立学校のエアコン設置に踏み出していますが、小中学校での設置にむけても、県と市町村が力を合わせ、子どもたちのために教育環境を整備することが強く求められています。

よって、県におかれては、エアコン設置について、県として計画を持つとともに、そのための補助制度を創設することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

高知県知事 尾崎正直 殿

高知県教育長 田村壮児 殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第19号

子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の
国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者	香美市議会議員	山崎晃子
賛成者	〃	大岸真弓
賛成者	〃	織田秀幸

子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の
国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）

2014年4月現在、子どもの医療費助成は全ての都道府県で実施され、通院では
中学卒業までが930自治体、それ以上は204自治体、全自治体の65%に上るな
ど独自の努力を進めています。その背景には子育て世帯の深刻な暮らしの実態と切実
な願いがあり、少なくない自治体が「子育てしやすいまち」、「子育てを応援するまち」
を掲げて対象年齢を引き上げる努力を続けています。

2015年3月、政府は閣議決定した少子化社会対策大綱で「結婚や子育てしやす
い環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る」と明
記しています。

「住んでいる地域によって受けられる子どもの医療費助成に差があるのをなくし
てほしい」、「どの子も安心して医療が受けられるよう、国が制度をつくってほしい」

との声は、全国共通であり、5割近くの自治体が国の責任で無料制度創設を求める意見書採択し、全国知事会からも国制度の創設を強く求めています。国として、子どもの新たな医療費助成制度の創設を決断すべきです。

また、国はこの地方が単独で行っている医療費助成制度について、自己負担の減額を行うことによって医療費の増大につながっているとし、助成制度を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金等を削減しています。これは、国の政策でもある少子化対策やセーフティネットを、独自の手法で補っている地方自治体から見れば、その努力を阻害するものであり、財政的にも困難を抱える自治体への足かせとなっています。

国においては、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」が設置され、地方単独事業についても検討されることとなりましたが、今まさに、その構造的問題の解決に向けて、国と地方の双方が努力しなければならない時期にあります。

よって、国におかれては、子どもの新たな医療費助成制度を創設するとともに、子どもの医療費助成など地方単独の事業に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣府特命担当大臣	加藤勝信殿

(少子化対策)

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第20号

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年12月18日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 織 田 秀 幸

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）

このたび、政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、高知県についての2025年の推計必要病床数は約11,000床であり、既存病床数と比べると最大で約5,000床の削減が示されました。今後も病床削減を求められることが懸念されるところで

す。

これまで高知県では、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、地域の医療提供体制の確保は、県民の命と健康を守り、安心して生活するための最重要課題であるとの認識のもと、その整備に取り組んできたところであり、今後もその必要性が激変するとは考えがたい状況です。

地理的条件や県民生活の実態に応じた必要な医療体制を、国が一方向的に病床削減を強制すれば、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さ

らには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を後退させることになりかねません。高齢化の進行する本市においても、地域医療を担う医療関係者から、病床削減計画への不安と懸念の声が増大しています。

よって、国におかれては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、地域の実情に応じた現実的な内容にするとともに、これを実現させる過程においても、柔軟に対応することを可能とするよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 2 1 号

保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と
財源確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	山 崎 晃 子
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	織 田 秀 幸

保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と財源確保を求める意見書（案）

今年 4 月、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）が施行されました。新制度
では、保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指していますが、財源確保もま
だ十分とは言えない状況であり、合計特殊出生率が 9 年ぶりに低下するなど、少子化
の進行も深刻な状況です。

一方で新制度実施後、保育士不足の進行と、増加する待機児童への対応など様々な
問題が生じており、こうした事態を解決するためには国の責任による制度の改善と、
財源確保が不可欠です。

よって国におかれては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、
「すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援
の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえ、取り組み推進
が図られるよう、下記について要望します。

記

1. 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を改善すること。
2. 新制度の趣旨が生かされるよう必要な財源を確保し、関連予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣府特別担当大臣	加藤勝信殿

(少子化対策)

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 22 号

「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 18 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 晃 子

「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書（案）

文部科学省の 2014 年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関（大学・短大・高専・専修学校）への進学率は 8 割に達しています（過年度高卒者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。今日、貸与制奨学金制度の前提である正規職員での安定した雇用制度は崩壊し、低賃金・不安定な非正規労働者が若者や女性の 5 割を超えています。

日本政府は 2012 年 9 月、国際人権規約 13 条 2 項（b）（c）の留保を撤回しました。この規約は、教育の「権利の完全な実現」のために（a）初等（b）中等（c）高等教育の無償化を柱にした保障、（e）「適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善」等を求めています。給付制奨学金を意味する（e）「適当な奨学金」については批准済みにもかかわらず、35 年経過しても未だに実現されていません。

OECD 加盟 34 カ国中、17 カ国が大学授業料を無償（有償でも極めて安価）と

しています。授業料が有償の国にはすべて給付制奨学金がありますが、日本にはありません。日本とアイスランド以外の32カ国には給付制奨学金がありますが、アイスランドは大学の授業料は無償です。つまり、大学の授業料が有償で給付制奨学金がないのは日本だけとなっています。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（2011年度）」は3.8%でOECD諸国の中では5年連続最下位となっています。1日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって国におかれては、教育予算を増やして、「大学生への給付制奨学金」制度をつくるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
文部科学大臣	馳	浩殿

高知県香美市議会議長 石川 彰 宏

意見書案第 23 号

TPP 交渉に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 18 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 織田 秀 幸

賛成者 〃 依光 美代子

賛成者 〃 大岸 眞 弓

TPP 交渉に関する意見書（案）

国民生活の基盤となる食料生産や食の安全、健康保険制度や医療制度に影響を及ぼす懸念のある TPP 交渉は、情報開示のないままに大筋合意したと発表されました。

とりわけ、需給調整に苦慮している中で米の 7 万 8,400 トンの新たな輸入枠の拡大や、牛肉・豚肉の段階的な関税引き下げ、バター乳製品の輸入拡大などは政府公約や国会決議と矛盾した内容であり、農業を基幹産業とする本市にとって受け入れることはできません。

私たちは、この TPP 環太平洋経済連携協定大筋合意に懸念を表明するとともに、以下の点を強く要望します。

記

1. 国益を十分に勘案し、守るべきは守るという姿勢で臨み、食の安全安心はもとよ

- り、地方の活力が向上し国民生活が守られるよう尽力すること。
2. 交渉の状況等については、国民に十分な情報提供を行うこと。
 3. 国会決議が守れない場合は、T P P 協定作成作業から脱退し、調印をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	岸田文雄	殿
農林水産大臣	森山裕	殿
経済産業大臣	林幹雄	殿
経済再生担当大臣	甘利明	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 24 号

森林・林業政策の推進を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 18 日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 山本芳男

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 大岸真弓

森林・林業政策の推進を求める意見書（案）

森林は、公益的機能の保持や、木材・エネルギー等の供給、二酸化炭素の吸収等々、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産です。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる木材価格や国産材利用の低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。

こうした中、本年 3 月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」等が新たに基本理念に盛り込まれました。

この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっています。

よって、国におかれては、次の事項につき実現するよう強く要請します。

記

1. 現行「森林・林業基本計画」に基づく施策の着実な推進と、平成28年度を始期とする「森林・林業基本計画」に、主伐・再造林の推進を初めとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させる等、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図るとともに、川上から川下までの総合的な取り組みである森林整備加速化・林業再生交付金の拡充と恒久化を実現すること。
2. 「森林・林業基本計画」の着実な推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る平成28年度予算の確保を図ること。また、地球温暖化対策に必要な不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を追加する等、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。
3. 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び再造林に必要な苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。また、造林木保護のための野生鳥獣害対策の強化を図ること。
4. 「木材自給率50%以上」の達成に向け、地域材を利用した公共建築物の木造化、新たな木材利用の創出及び木質バイオマス等の利用促進を図るとともに、地域材及び認証材の計画的供給・販売体制の確立を図ること。
5. 地域振興・山村振興に向けて、地方創生施策と連動した森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の推進を図るとともに、地域資源を活用した林業・木材関連産業の振興による地域林業の確立、定住促進に向けた地域の林業事業体における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。
6. 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
文部科学大臣	馳浩	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿
農林水産大臣	森山裕	殿
経済産業大臣	林幹雄	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿
環境大臣	丸川珠代	殿
地方創生担当大臣	石破茂	殿
林野庁長官	今井敏	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

陳情第1号

平成27年8月25日

香美市議会議長 石川彰宏様

陳情書

香美市土佐山田町
地権者代表 坂本 税

土地利用の環境整備について

日頃の住民福祉向上に対してのご努力に敬意を表します。さて別紙(地図)区域は都市計画区域内の一等地であります。しかしながら旧土佐山田町時代から現在まで何度も行政と話し合いを重ねてきましたが、道路建設等を主要因として、有効利用できる土地でありながら開発も出来ず現在に至っております。また数年前から下水道供用区域となり受益者負担金も賦課されてきております。

一方、今日までトラクター等をいれ地域環境を維持するため手入れも行ってきたところではありますが、コンビニエンスストア開店(フェンス設置)にて機械等を入れることも出来ず、このままでは放棄地とならざるを得ません。

議会におかれましては、本現状をお汲み取り頂き、道路建設等改善の方向を示していただきたく地権者一同、陳情いたします。

請願第 1 号

請願第 2 号

平成 27 年 11 月 20 日

香美市議会議長 石川 彰宏 様

請 願 書

請願者 住所 香美市土佐山田町東本町 4-2-36

2階 手作り工房内

氏名 子育て支援ネットワーク ろばみみ

代表 杉村 彩

理事 桑名千穂子

紹介議員 大 岸 眞 弓

紹介議員 濱 田 百合子

紹介議員 村 田 珠 美

紹介議員 山 崎 晃 子

紹介議員 依 光 美代子

請願項目

- ① 香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと
- ② 待機児童をなくすため、保育士を増員していただくこと

請願理由

日頃は住民福祉の向上、また子育て環境の充実にご尽力くださり、感謝申し上げます。

さて、私たち「子育て支援ネットワーク ろばみみ」は、1998年にプラザ八王子の3階をお借りして始まった「育児サークル たんぽぽ」を前身として、6年前に発足致しました。主に未就園児の子育てをする母親を中心に、子育てに関する情報交換や交流、悩み相談、また孤立しがちな親子の行き場として頼りにされています。現在も週二回の子育て広場、月一回のワークショップ、子育て情報誌の発行などを、全てボランティアスタッフで運営しています。

現在子育て広場に集まって来るお母さん達から、香美市に小児科があれば急病の時も助かるし、身近な小児科があると心強い、産休や育児休暇明けの保育の受け入れをもっと配慮して欲しい・・・など切実な要望が寄せられています。核家族化の進む昨今、市外県外から移住して日中一人で子育てしている母親も多く何かと不安があります。また今は復職後フルタイムで働く人も増え、そうした母親たちも安心して働き子供が育てられるよう、子育て環境をより良くしてもらいたいと言う声が数多く上がる様になりました。また香美市が移住促進を考える上でも、子育てしやすい環境と言うのはとても重要な要素だと考えられます。

そこで表記の項目について議会で取り上げていただき、実現のためご尽力下さいますよう、請願申し上げます。

平成27年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第87号	平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第88号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第89号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第90号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第91号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第92号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第93号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第94号	平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第95号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	27.12.2
議案第107号	平成27年度香美市一般会計補正予算（第5号）	原案可決	27.12.2
議案第108号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	27.12.2
議案第109号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	27.12.18
議案第110号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	27.12.18
議案第111号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	27.12.18
議案第112号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	27.12.18
議案第113号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決	27.12.18
議案第114号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	27.12.18
議案第115号	平成27年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	27.12.18

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 116 号	香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 117 号	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 118 号	香美市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 119 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 120 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 121 号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 122 号	香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 123 号	香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 124 号	香美市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 125 号	香美市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 126 号	香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 127 号	庄谷多目的集会所の指定管理者の指定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 128 号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 129 号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 130 号	農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 131 号	中尾モノレールの指定管理者の指定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 132 号	小浜農産物直販所の指定管理者の指定について	原案可決	27. 12. 18
議案 第 133 号	平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決	27. 12. 18
意見書案 第 18 号	小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書の提出について	原案可決	27. 12. 18
意見書案 第 19 号	子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について	原案可決	27. 12. 18

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
意見書案 第 20 号	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について	原案可決	27. 12. 18
意見書案 第 21 号	保育士の確保、保護者負担軽減のための緊急対応と財源確保を求める意見書の提出について	原案可決	27. 12. 18
意見書案 第 22 号	「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について	原案否決	27. 12. 18
意見書案 第 23 号	T P P 交渉に関する意見書の提出について	原案可決	27. 12. 18
意見書案 第 24 号	森林・林業政策の推進を求める意見書の提出について	原案可決	27. 12. 18

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
陳情 第 1 号	土地利用の環境整備について	原案不採択	27. 12. 2
請願 第 1 号	香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと	継 続	27. 12. 18
請願 第 2 号	待機児童をなくすため、保育士を増員していただくこと	原案採択	27. 12. 18